

公共政策ワークショップ I 最終報告書

プロジェクト D

将来の東北農業の姿とその実現のための政策展開

平成 29（2017）年度

「突破する東北農業」



公共政策ワークショップⅠ
プロジェクトD

はじめに

現下の我が国の情勢を見ると急速な少子高齢化が進み、総人口は、2008年の約1億2,808万人を境にピークアウトし¹、本格的な人口減少社会と少子高齢社会へと突入している。我が国が迎えている人口減少は、世界的に見ても類を見ない速度で進んでいくことが想定されている。合計特殊出生率についても、1974年に2.01を記録して以降、人口置換水準である2.07を超えることはなく緩やかな低下傾向にあり、2005年の最低値1.26を経て、ここ数年は1.4前後で推移している²。このような状況では、中長期的に確実な人口減少が見込まれる。

さらに、我が国の2016年時点の総人口1億2,693万人のうち65歳以上の高齢者人口は、3,459万人であり、総人口に占める割合は27.3%である³。将来推計を見ると2030年には、高齢者人口が3,716万人、総人口（1億1,913万人）に占める割合が31.2%となる⁴。こうした少子高齢社会の中では、15から64歳までの生産年齢人口も同じく減少することから、現在と比較して少ない労働力の中でどのようにして我が国の経済や産業を維持、発展させていくかが重要な国政課題となる。こうした総人口・生産年齢人口の減少局面には、図表1、図表2の通り地域ごとに差異があることが分かる。2010年を指数で100としたときに、2040年における全国の総人口、生産年齢人口はそれぞれ85.1、70.8となっている。一方で、東北地方はそれぞれ73.5、59.8という予測となっている。東北地方の方が、全国に比べて総人口と生産年齢人口も減少が著しいという予測となっている。

他方、我が国の農業に視点を向けると、1960年に1,400万人を数えた農業就業人口は、2016年時点200万人を下回る水準にまで低下しており⁵、総人口、生産年齢人口が減少する中では、農業就業者についても同様に今後も減少局面が続くものと推測される。東北地方においても同様に、1960年に215万人を数えた農業就業人口が2015年には38万人まで減少している⁶。こうした農業の担い手の減少は、農業生産の持続可能性を低めるだけでなく、農村を中心とした地域の活力の維持にも大きな影響を与えるものであるといえる。

また、我が国における米の一人当たりの消費量は1962年の118.3kg/1人をピークに2016年時点は、55.2kg/1人と大きく減少、全国ベースで毎年8万トンの需要量が減少している⁷。戦後農政では、食糧確保に向けた米の増産が至上命題ともいえる状況だったが、安定供給体制が整って以降、消費者の需要は大きく変化し、「米だけでお腹いっぱいにする」

¹ 総務省統計局『日本の統計 2017』

² 内閣府『平成 27 年版 少子化社会対策白書』（日経印刷，2015），p3

³ 内閣府『平成 29 年版 高齢社会白書』（日経印刷，2017），p2

⁴ 内閣府『平成 29 年版 高齢社会白書』（日経印刷，2017），p5

⁵ 農林水産省「平成 29 年農業構造動態調査」

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukou/attach/pdf/index-1.pdf>

⁶ 農林水産省「農林業センサス 2015」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001154297>

⁷ 農林水産省「米をめぐる状況について 平成 28 年 6 月」

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kikaku/pdf/0628_meguji.pdf

のではなく、野菜や果樹、畜産物を含めた食の需要へと変化している。その上に、人口減少社会、少子高齢化社会の中で、食料の消費量自体の減少が見込まれ、いわゆる「胃袋が小さくなる」状態になり、さらに米の需要減少が予測される。東北地方全体で見た場合、農作物の、米の生産量のウエイトが高いことから、今後必然的に生産する作物が変化していく必要がある。

本ワークショップが目標年次とする 2030 年に向けては、現在急速的に発展している機械化や新技術の開発等、今まではなかった手段をもって新たな形の農業が普及していくものと考えられる。また、食形態も大きな変化を迎え、近年増加している中食をはじめとして、家庭で調理する機会が減少することが想定され、今まで以上に調理済みの食品や加工された食品が増加するのではないかと想定される。農業者と消費者の距離感も変化し、従来のような集荷・出荷のシステムからの脱却も期待されるところである。

以上の問題意識の下で、本ワークショップとしては、「突破する東北農業」を目指し、今後の東北農業を悲観的に捉えるのではなく、大きなチャンスとして捉え、明るい農業を目指していく。その上で、「突破する東北農業」を実現させるための突破力の主体となる“人”に着目していく。目標年次として定める 2030 年においては、AI を用いたスマート農業や自動収穫機による機械化が既に導入されていることや、実証実験が開始されている等の現状を鑑みれば、今後も革新的な技術革新が進み、2030 年頃には従来人の手によって行われてきた農作業の多くが機械化され、人の手から離れることが想定される。人の手から離れると想定される作業として、草刈りや収穫があり、新たな技術や機械化に頼れば、少ない農業者で効率的な農業の実現が図られる可能性が高いと思われる。しかしながら、リンゴの色付け作業のように、人の手による付加価値付けや人の手による高度な生産・加工技術については、機械で代替できるものではなく、実現しようがないと考える。さらに、農業法人等の法人形態による営農が増加しつつあるが、法人の中では、農業者の役割が“経営者”、“管理者”、“作業者”等の類型に分かれることが想定される。こうした中では、求められるスキルや技術が異なることは明らかであるが、それぞれのセクションにおいてもやはり“人”が担う役割が大きい。本ワークショップにおいては、それぞれの種類の役割に準じた教育・支援体系を構築していくことが必要となると考える。

続いて、前述の通り、我が国、東北地方の農業就業人口が減少局面に入っている中で、今後の東北農業を担う主体となる、優れた経営マインドを持った農業者、農業法人等を少数精鋭の“中核人材”として想定する。

その上で、中核人材を東北農業の抱える課題を突破するための主体として重点的に支援していく体制を目指す。中核人材の具体化に向けては、「中核農業経営体」という概念を創設し、この法人体の内部で類型する「経営者・管理者・作業者」に向けた、個別の新たな教育・支援体系を実現化させる。中核農業経営体については、既存の政策である「認定農業者制度」に上乗せする形を取り、認定要件を厳格化する一方で、様々な支援を行う。

また、2030 年においては、消費者の志向も変化していることが推測される。図表 3、図

表4の通り、我が国においては、現在までに内食・外食が低迷する一方、いわゆる中食の割合は増加しており、消費者の志向や食の形態が変化してきたことが分かる。また、図表5のように、食の志向は様々であり、消費者のニーズは多様化している。そうした社会が到来する中で、従来のように消費者のニーズを把握せずに農産物を生産するような体系ではなく、農業者と消費者の距離が近くなり、消費者のニーズを満たすような環境が想定される。

以上のような状況を鑑み、本ワークショップにおいては、将来農業を担う若い世代の人々がしっかりと輝ける農業の姿を目指して政策研究を行った。

本論文は、第Ⅰ部（6章）、第Ⅱ部（4章）、第Ⅲ部（6章）、第Ⅳ部（5章）、第Ⅴ部（2章）、おわりにの6部構成である。

第Ⅰ部においては、具体的な政策提言に向けて、本ワークショップの政策提言が目指す姿を定義し、我が国の農業、農業政策の現状、歴史的背景、東北地方の農業、農業政策の現状、課題等について俯瞰的に整理する。これを基に、第Ⅱ部から第Ⅳ部にかけて具体的な提言を行う。

第Ⅱ部においては、政策提言の1つ目、「中核人材による農業経営」について論じていく。農業者の減少、高齢化等の課題に対処するために、今後の農業を担う中核人材、中核農業経営体を定義し、本ワークショップの掲げる「突破する東北農業」の突破力の主体として位置付ける。これらの主体が活躍できる環境作りについて研究を行う。

第Ⅲ部においては、第Ⅱ部と対称的に小規模な農家が今後競争に勝っていくための制度のあり方について研究を行う。小規模な農家が競争に打ち勝っていくためには、消費者と連携しつつ生産を続けていく必要がある。こうしたあり方について「地域支援型農業（CSA）」等を事例に考察を進めていく。

第Ⅳ部においては、「次世代の農業人材の育成」について論じていく。本ワークショップでは、農業の中核を担う中核人材に加えて、農業者を含む農業に関わる人材を包括して、農業人材と定義している。特に高校生は、就農のみならず農業の関連産業への就業を希望している場合も多く見受けられることから、これらに対応した形の教育のあり方について研究を行っていく。なお、これらについては、「WSD実施：高校生の農業に関するアンケート調査」を実施し、根拠に基づく政策のあり方を追求している。

第Ⅴ部においては、第Ⅱ部、第Ⅲ部、第Ⅳ部における政策提言について、その要旨をまとめ、3つの政策提言が相乗的な効果をもたらし、作り出す世界観について論じる。

図表 1 地域ブロック別総人口と指数

ブ ロ ッ ク	総人口(1,000人)							指数(平成22年=100)	
	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成37年 (2025)	平成52年 (2040)
全国	170,661	169,360	166,492	162,314	157,258	151,529	145,286	95.1	85.1
北海道	5,506	5,361	5,178	4,960	4,719	4,462	4,190	90.1	76.1
東北	9,336	8,929	8,607	8,191	7,759	7,319	6,863	87.7	73.5
関東	42,604	42,763	42,392	41,656	40,640	39,406	38,010	97.8	89.2
北関東	6,986	6,867	6,699	6,489	6,248	5,982	5,696	92.9	81.5
南関東	35,619	35,896	35,693	35,166	34,392	33,424	32,314	98.7	90.7
中部	21,716	21,430	20,973	20,375	19,686	18,931	18,125	93.8	83.5
近畿	22,758	22,528	22,072	21,440	20,692	19,862	18,983	94.2	83.4
中国	7,563	7,392	7,175	6,917	6,638	6,342	6,034	91.5	79.8
四国	3,977	3,838	3,683	3,510	3,331	3,146	2,955	88.3	74.3
九州・沖縄	14,597	14,357	14,021	13,610	13,152	12,656	12,115	93.2	83.0

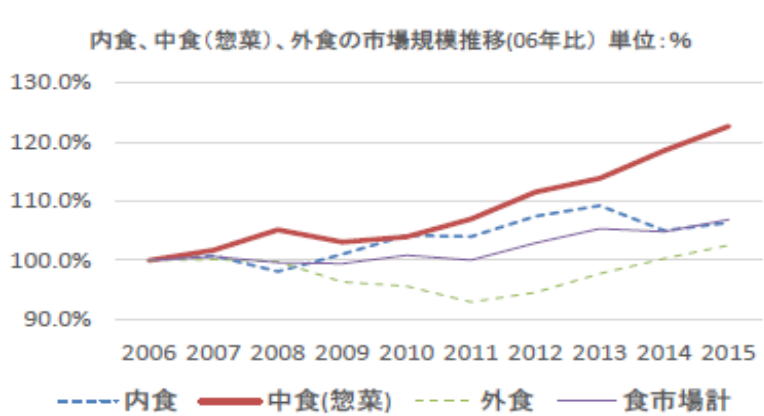
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
(平成 25 年 3 月推計) から 2017WSD 作成

図表 2 地域ブロック別生産年齢人口と指数

ブロック	総人口(1,000人)							指数(平成22年=100)	
	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成37年 (2025)	平成52年 (2040)
全国	81,735	76,818	73,408	70,845	67,730	63,430	57,866	86.7	70.8
北海道	3,489	3,190	2,950	2,774	2,589	2,382	2,129	79.5	61.0
東北圏	5,744	5,253	4,862	4,520	4,211	3,895	3,520	77.6	59.8
首都圏	28,318	27,057	26,244	25,655	24,692	23,135	21,129	88.0	72.0
北陸圏	3,337	3,080	2,894	2,752	2,610	2,436	2,208	83.0	66.7
中部圏	10,305	9,733	9,374	9,100	8,738	8,217	7,534	85.7	69.3
近畿圏	14,468	13,568	13,030	12,630	12,070	11,263	10,221	86.2	69.9
中国圏	4,611	4,261	4,030	3,862	3,700	3,487	3,185	82.0	67.0
四国圏	2,398	2,180	2,026	1,907	1,797	1,674	1,508	79.2	62.4
九州圏	8,160	7,604	7,131	6,794	6,492	6,136	5,668	82.1	68.2
沖縄県	904	893	866	848	831	805	763	93.9	84.5

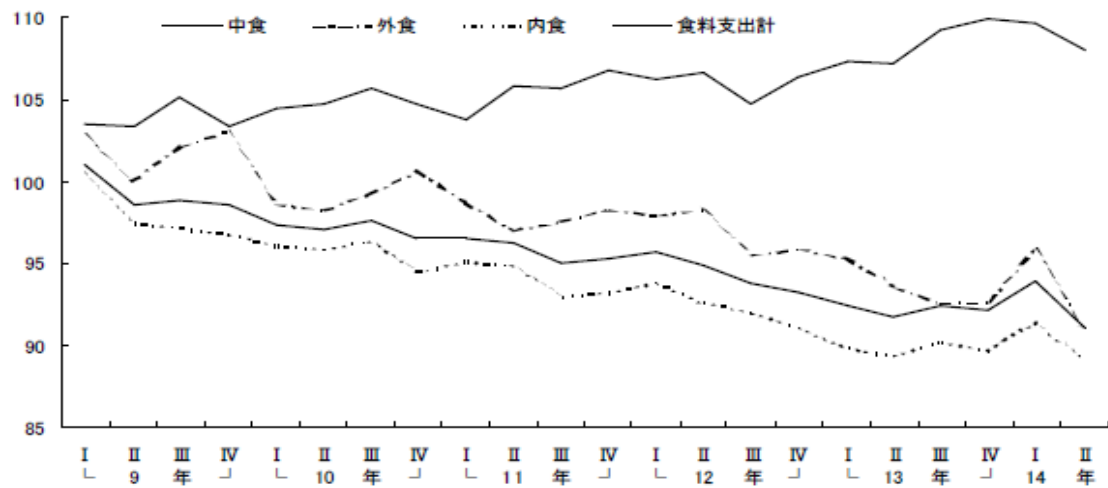
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
(平成 25 年 3 月推計) から 2017WSD 作成

図表 3 内食、中食（惣菜）、外食の市場規模推移(06 年比)



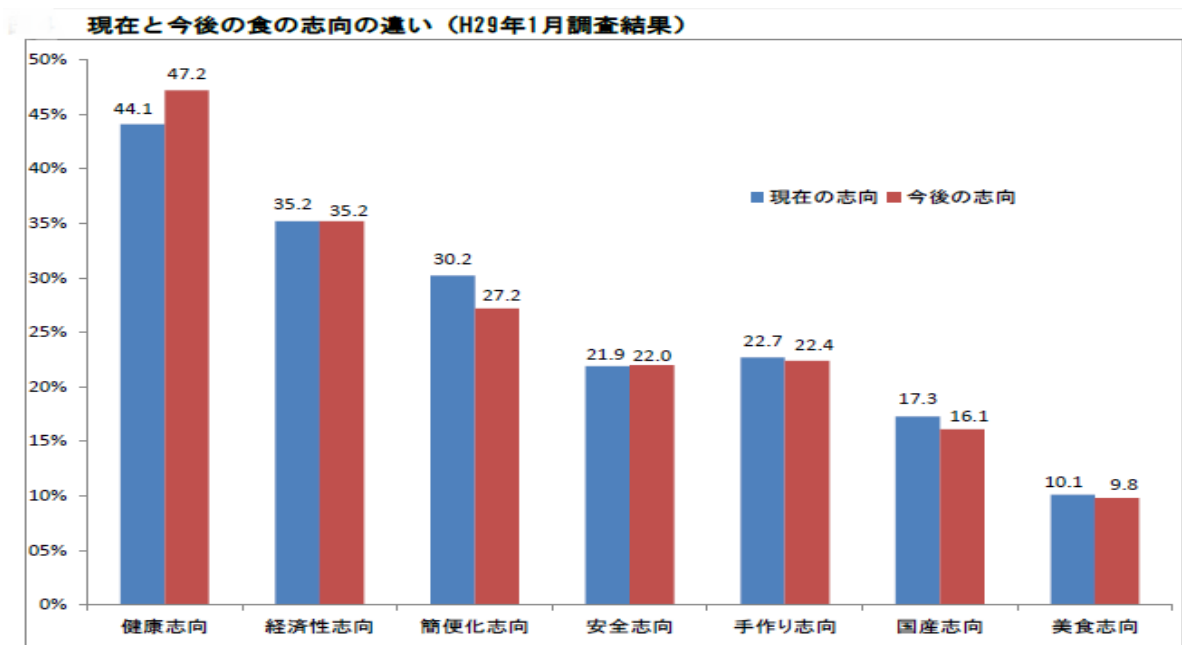
(出典) 一般社団法人日本惣菜協会「2017 年版惣菜白書・ダイジェスト版」より抜粋

図表 4 家計の実質食料費支出の動向



(出典) 一般社団法人日本惣菜協会「2017年版惣菜白書・ダイジェスト版」より抜粋

図表 5 現在と今後の食の志向の違い



(出典) 日本政策金融公庫「平成 28 年度下半期消費者動向調査」より抜粋

論文構成

第 I 部 総論

第 1 章 想定する 2030 年の姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p1
第 1 節 なぜ 2030 年なのか	
第 2 節 2030 年の我が国の姿	
第 1 項 人口関連	
第 2 項 経済関連	
第 3 節 2030 年の我が国の農業の姿	
第 4 節 消費者の姿	
第 2 章 我が国の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p8
第 1 節 人口関連	
第 2 節 経済情勢（産業構造含む）	
第 3 節 農業の現状	
第 1 項 担い手分野	
(1) 農業者の減少	
(2) 農業者の高齢化	
(3) 若者の就農意識	
(4) 農業法人の増加	
第 2 項 耕作放棄地の増加	
第 4 節 消費動向	
第 3 章 東北地方の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p21
第 1 節 東北地方の人口関連	
第 2 節 東北地方の経済関連（産業構造含む）	
第 3 節 東北農業の現状	
第 4 章 世界の現状と将来予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p37
第 1 節 人口の現状と将来予測	
第 2 節 経済の現状と将来予測	
第 3 節 農業の現状と将来予測	
第 5 章 戦後以降の農政の歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p44
第 1 節 戦後農政	
第 2 節 農業基本法下での農政	
第 3 節 農業基本法下での新たな農政	
第 4 節 食料・農業・農村基本法下での農政	
第 6 章 2030 年に向かうための障壁・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p49
第 1 節 農業者の高齢化	
第 2 節 米に依存した生産体系	

- 第3節 農業者・農業法人の経営状況
- 第4節 農業者への支援の量的・質的不足
- 第5節 「WSD実施：高校生の農業に関するアンケート調査」について

第Ⅱ部 中核人材による農業経営

第1章 農業経営の目指すべき姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p54

- 第1節 農業と経営の関係性の変遷
 - 第1項 家族経営からの脱却
 - 第2項 成長産業としての農業の姿
 - 第3項 農業従事者から農業経営者への変革
- 第2節 今後の農業を取り巻く社会動向の変化
 - 第1項 政府が示す今後の農業ビジネスの進路
 - (1) 我が国における農業戦略
 - (2) 我が国の農産物輸出の推移と目標
 - 第2項 輸入自由化の進展とそれに伴う経営戦略
 - (1) 貿易自由化に関するこれまでの経緯
 - (2) 輸出入の拡大と今後の課題
 - (3) 経営に関する選択
 - 第3項 ICT等技術的発展と働き方の変化
 - (1) 技術発展に伴う効率化
 - (2) 働き方の変貌と雇用

第2章 農業経営における現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p73

- 第1節 農業経営体の現状
 - 第1項 東北における農業経営体の変遷と現在の状況
 - (1) 農業経営体について
 - (2) 東北における農業経営体・家族経営体（販売農家数）等
増減率の県別動向
 - (3) 組織経営体の県別動向
 - (4) 土地利用の変化の県別動向
 - (5) 集落営農
 - 第2項 農業法人を取り巻く環境
 - (1) 東北における法人化の傾向
 - (2) 法人化のメリット
 - (3) 法人化の推進体制

第2節 農業生産法人の課題と役割

第 1 項	農業法人化と他分野事業者の農業参入と障壁	
第 2 項	経営の多角化に適合した経営体の選択	
(1)	経営体の多角化の流れと東北農業者の意識の乖離	
(2)	多角化やグローバル化に適合した経営体のあり方	
(3)	従来型の経営体のあり方	
第 3 項	農業生産の主力及び雇用の受け皿としての大規模法人の役割	
第 4 項	奥山農園の事例	
(1)	株式会社奥山農園へのヒアリング調査	
(2)	経営者へのインタビューと農場視察からわかったこと	
(3)	これからは地域性を持った共同経営の時代	
第 3 節	農業経営と会計	
第 1 項	農業所得における捕捉率	
(1)	農業経営と税申告	
(2)	青色申告制度とは	
第 2 項	農業課税における特徴と課題	
第 3 項	農業経営の分析を行う意義	
第 3 章	現在行われている政策と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p95
第 1 節	農業の青色申告の課題	
第 2 節	認定農業者制度	
第 1 項	現行の認定農業者制度の概要	
(1)	農業経営基盤強化促進法	
(2)	農業経営改善計画	
(3)	認定農業者数の推移	
(4)	認定農業者の支援措置	
第 2 項	認定農業者制度の課題	
(1)	鳥取県による実態調査から見えた課題	
(2)	2002 年アンケート調査から見えた課題	
第 3 節	農地中間管理機構	
第 4 節	農業生産法人	
第 4 章	提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p108
第 1 節	認定農業者への青色申告の要求	
第 2 節	認定農業者制度の改正と中核農業経営体制度	
第 1 項	新制度導入の目的と意義	
第 2 項	新制度の主な特徴	
(1)	農業経営基盤強化促進法の改正	
(2)	中核農業経営体による効果	

第3節 中核農業経営体への農地利用権取得に関する優先権の付与

第1項 制度改変の目的

第2項 農地取引に関する現行の制度

第3項 制度に関する特徴

第4節 中核農業経営体への重点支援措置制度の構築

第1項 制度改変の目的

第2項 事業要件の緩和

(1) 制度改正の目的と提言

(2) 要件緩和の対象

第3項 その他の支援制度

第Ⅲ部 消費者が支える地域農業

第1章 将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p124

第1節 生産者と消費者が共創する地域農業

第2節 産消連携における付加価値とは

第2章 消費者の志向の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p126

第1節 高齢世帯と単身世帯が増える家族構成

第2節 加工品及び外食志向へのシフト

第3節 調理食品への志向の変化

第4節 消費者の食の志向について

第3章 生産者と関連産業の現状～6次産業化～・・・・・・・・ p131

第1節 6次産業化への取り組み

第2節 6次産業化の認定状況

第4章 課題設定（問題意識）・・・・・・・・・・・・・・・・ p134

第1節 距離の拡大

第2節 新たな産消連携の必要性

第5章 提言の背景と解決策の方向性・・・・・・・・ p138

第1節 生産者と消費者の産消連携モデル～CSA とは何か～

第2節 CSA 事例 ～行政を巻き込んだパイオニア～：鳴子の米プロジェクト

第3節 CSA 事例 ～産消の通訳者～：東北食べる通信

第6章 提言・・・・・・・・・・・・・・・・ p143

第1節 産消を結ぶコーディネーターの育成

第2節 情報プラットフォームの提示

第Ⅳ部 次世代の農業人材の育成

第1章 農業者の教育体系と未来の可能性・・・・・・・・・・	p147
第1節 農業経営者，経営マインドを持った人材	
第2節 新たなキャリアステップ	
第2章 農業界を取り巻く若年層の現状・・・・・・・・・・	p151
第1節 アンケートからの裏付け	
第1項 回答者の属性	
(1) 学校数と生徒数	
(2) 実家が農家か非農家か	
第2項 日本農業の未来イメージ	
第3項 日本の農業課題	
第4項 農業を行う場合に重視するポイント	
第5項 現状や今後の日本の農業，東北農業に対する率直なイメージ	
第6項 現在のカリキュラムや取り組みで就農した場合への役立ち実感の有無	
第7項 現在のカリキュラムや経験を積む機会があるといいもの	
第8項 その他，政策への反映等の意見	
第9項 進路について	
第2節 教育機関からの就農状況	
第1項 全体の状況	
第2項 農業高校の卒業時における就農状況	
第3項 農業大学校の卒業時における進路先	
第3節 教育機関と進路	
第1項 農業高校	
第2項 農業大学校	
第4節 データから見える課題意識	
第3章 農業生産工程管理（GAP）・・・・・・・・・・	p175
第1節 GAP とは何か	
第2節 生産現場における取り組み	
第3節 食品の安全性の担保	
第4節 農産品の輸出と GAP	
第4章 提言の背景と解決策の方向性・・・・・・・・・・	p184
第1節 五所川原農林高校における取り組み	
第2節 「GAP をする」と「GAP 認証をとる」	
第3節 教育現場への普及と指導者の育成の必要性	
第4節 農業次世代人材投資資金制度	
第5章 提言・・・・・・・・・・	p189

- 第 1 節 農業高校における GAP 教育の必修化
- 第 2 節 生産現場への普及を図る人材育成支援

第Ⅴ部 突破する東北農業の世界観

第 1 章 提言の要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p192

- 第 1 節 「中核人材による農業経営」(第Ⅱ部)
- 第 2 節 「消費者が支える地域農業」(第Ⅲ部)
- 第 3 節 「次世代の農業人材の育成」(第Ⅳ部)

第 2 章 突破する東北農業の世界観・・・・・・・・・・・・・・・・p196

- 第 1 節 「中核人材による農業系経営」と「消費者が支える地域農業」
- 第 2 節 「中核人材による農業経営」と「次世代の農業人材の教育」
- 第 3 節 「消費者が支える地域農業」と「次世代の農業人材の育成」
- 第 4 節 突破する東北農業の総括

おわりに

謝辞

資料編

1. ヒアリング調査先一覧
2. ヒアリング調査概要
3. 「WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査」実施先一覧
4. 「WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査」結果
5. 参考文献一覧

ヒアリング調査 受け入れ先一覧

・前期

調査実施日	調査先・対応者
2017 年 4 月 18 日	東北農政局企画調整室 室長 松井 章房氏 企画官 舘澤 等氏
5 月 9 日	仙台市経済局農林部 参事 森下 達士氏
	株式会社舞台ファーム 執行役員 遠嶋 誠氏
	農事組合法人井土生産組合 代表理事組合長 鈴木 保則氏
	東北農政局仙台東土地改良建設事業所 技術専門官 佐藤 一宏氏
	仙台市農業園芸センター
	仙台ターミナルビル株式会社総合企画本部経営管理部
	観光農業グループ荒井事務所 所長 太田 尚志氏
	仙台市大沼太陽光発電所
6 月 14 日	仙台市二郷堀排水機場
	仙台農業組合たなばたけ高砂店
	東北農政局担い手育成課 課長補佐 黒崎 利彦氏
	東北農政局経営支援課 課長補佐 花田 淳氏
	東北農政局農地政策推進課 訟務官 永代 高雄氏
6 月 22 日	東北農政局農地整備課 課長 大川 稔氏
	東北農政局企画調整室 企画官 舘澤 等氏
6 月 26 日	農林水産省大臣官房検査・監察部検査課 次席検査官 長谷川 元氏
6 月 26 日	山形県村山市政策推進課 課長 佐藤 洋介氏
7 月 3 日	公益財団法人やまがた農業支援センター
	参事(兼)農地中間管理事業局 局長 須藤 義幸氏
	6 次産業化推進課 課長 中川 芳則氏
	山形県上山市農業夢づくり課 課長 藤田 大輔氏 主査 新庄 幸代氏
	有限会社蔵王ウッディファーム 代表取締役 木村 義廣氏
	株式会社アグリパーク ZAO 専務取締役 荒井 正幸氏
	アロニアガールズ 川口 良子氏 斎藤 あい子氏 鏡 恵子氏
7 月 12 日	BMIA 認定ジュニアコンサルタント 内田 文子氏

・後期（1）

調査実施日	調査先
9月21～22日	青森県農林水産部構造政策課担い手育成グループ マネージャー 総括主幹 大和山 真一氏 主幹 遠間 康正氏
	東北農政局青森県拠点 地方参事官 眞坂 利則氏 地方参事官室 総括農政推進官 後藤 勝彦氏 総括農政推進官 源新 敏雄氏 総括農政推進官 新山 伊佐雄氏 主任農政推進官 高橋 光芳氏
	青森県トップランナー塾5期生 小泉 憲一氏
	青森県立五所川原農林高等学校 校長 山口 章氏 教頭 高野 浩輝氏 教頭 中畑 要氏 生物生産科 生徒4名
10月19日	東北農政局生産技術環境課 課長補佐 峯岸 幸司氏 農政調整官 鈴木 幸弘氏
	東北農政局地域連携課 食品企業専門官 高橋 一彦氏
	東北農政局企画調整室 企画官 舘澤 等氏
	東北経済産業局産業部経営支援課新事業促進室 室長 中野 かおり氏 室長補佐 佐藤 賀一氏 係長 田口 浩史氏 係員 海野 圭吾氏
10月29日	東北食べる通信（NPO法人東北開墾） CSA マネージャー 貝田 尚重氏
10月31日	文部科学省大臣官房審議官 神山 修氏

・後期 (2)

調査実施日	調査先
11 月 8 日	株式会社奥山農園 代表取締役社長 奥山 喜男氏 専務取締役 奥山 喜幸氏
11 月 13 日	仙台北税務署 特別記帳指導官 遠藤 礼子氏
11 月 23～24 日	新潟県新潟市農林水産部ニューフードバレー特区課 係長 小出 隆嗣氏
11 月 28 日	宮城県大崎市産業経済部農林振興課 課長補佐 安部 祐樹氏
12 月 6 日～8 日	兵庫県養父市企画総務部国家戦略特区・地方創生課 課長 谷 徳充氏
	兵庫ナカバヤシ株式会社 代表取締役 小谷 英輔氏
	株式会社 Amnak 代表取締役社長 藤田 彰氏 取締役 森田 優美子氏

・参加セミナー等一覧

参加日程	調査先
2017 年 6 月 7 日	若者と田園回帰 ―現在とこれから― (宮城県仙台市)
	主催：東北活性化研究センター
8 月 25 日	東北農業経済学会 山形大会 (山形県鶴岡市)
	主催：東北農業経済学会山形大会実行委員会
10 月 7 日	山形大学農場フェスティバル (山形県鶴岡市)
	主催：山形大学農学部高坂農場
10 月 25 日	第 2 回 GAP セミナーin 東北 (宮城県仙台市)
	主催：一般社団法人日本食農連携機構
11 月 15 日	仙台次世代農業経営者育成ゼミ (宮城県仙台市)
	主催：公益財団法人翠生農学振興会
11 月 18 日	東北開墾の今とこれから (東京都千代田区)
	主催：NPO 法人東北開墾
11 月 22 日	宮城のこせがれネットワーク仙台 第 8 回定例会

第Ⅰ部 総論

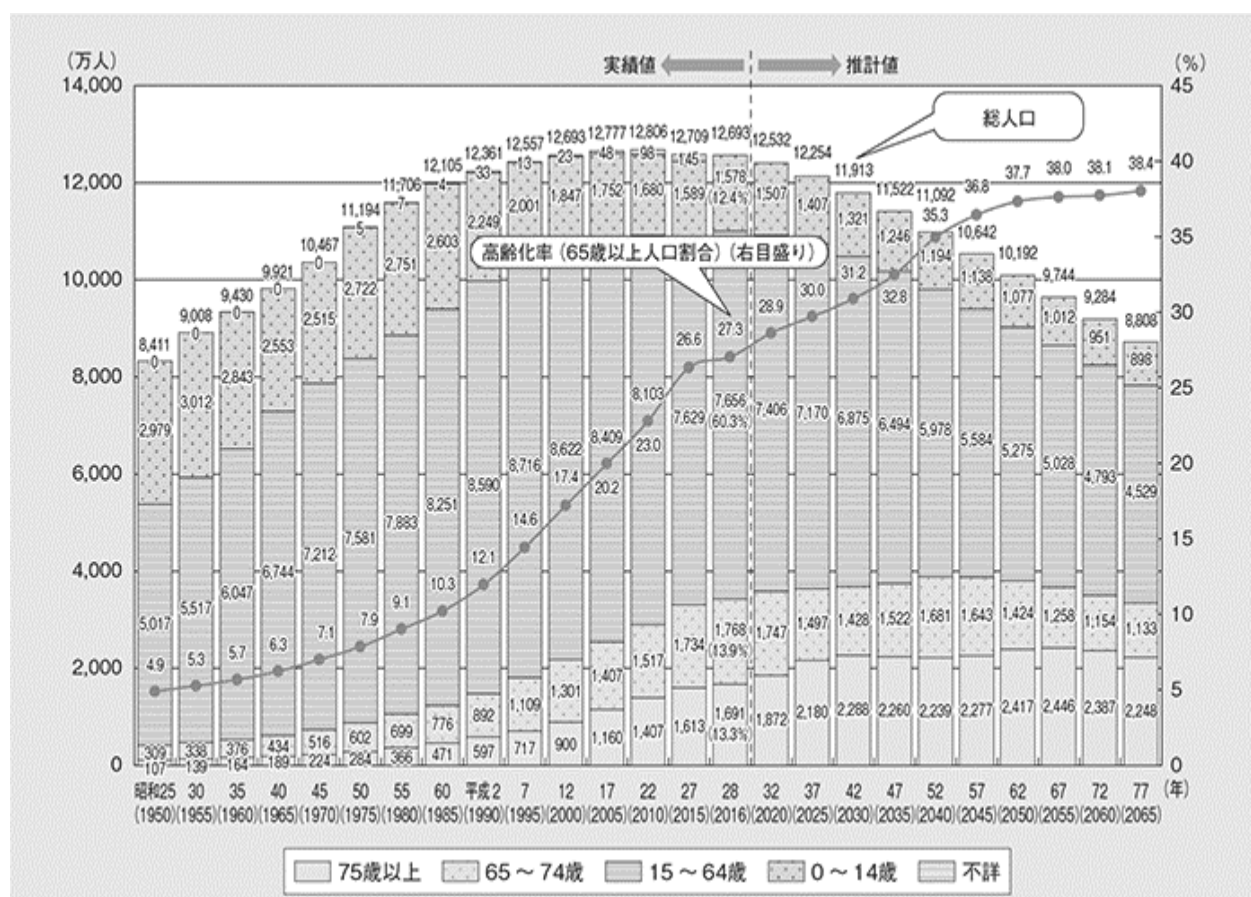
第1章 想定する2030年の姿

本章においては、本ワークショップが目標年次として設定する2030年において、我が国全体について、俯瞰的に整理していく。

第1節 なぜ2030年なのか

はじめに述べた通り、我が国は本格的な人口減少社会と高齢化社会へと突入している。今後の我が国においては、人口減少社会下の少子化と高齢化に対応する新たな社会構造を作ることが求められている。図表Ⅰ-1-1の通り、我が国の総人口、生産年齢人口は長期に渡る減少が見込まれている。このことから、日本全体で労働力が減少し、多くの産業において、労働力の確保が重要な課題となることが想定される。

図表Ⅰ-1-1 高齢化の推移と将来推計



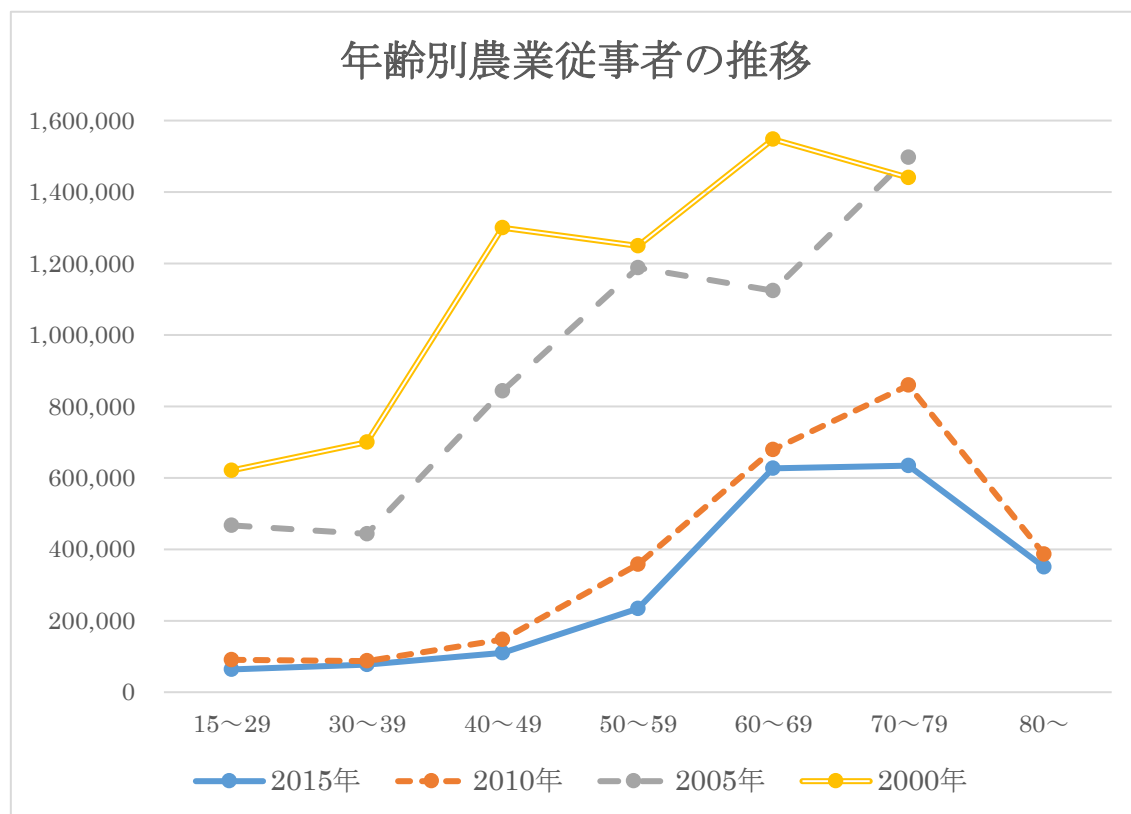
（出典）内閣府『平成29年版 高齢社会白書』より抜粋

他方、農業においては、総人口・生産年齢人口の減少以前から農業従事者が減少しており、今後の総人口・生産年齢人口の減少と併せ、労働力の確保が切迫性の高い課題として挙げら

れる。図表 I-1-2 は、我が国の農業従事者数を年齢構成別にまとめたものであるが、これを見ると 2015 年の数値では、2000 年比で全体的なボリュームが下がっているが、特筆すべきは、40～49 歳、50～59 歳のボリュームの薄さである。各年次で共通の傾向として 60～69 歳、70～79 歳が一番のボリュームゾーンとなっているが、2000 年時点では、40～49 歳、50～59 歳の農業従事者がこれらに匹敵するほどの数値を記録している。つまり、ボリュームゾーンが抜けた後の後継者が存在していたことになる。1 つの世代のサイクルを 20 年～30 年と仮定した場合、60～79 歳の次の世代と想定されるのは、40～59 歳の世代であるが、2015 年現在では、年齢が若くなるにつれて、その数が大幅に減少し、確実に農業従事者が減少していくことが推測される。40～59 歳の年代が、2000 年以降の傾向からボリュームゾーンとして考えられる 60～79 歳となる頃には、現在の 60～79 歳の世代が 80～99 歳となっており、農業からリタイアしていることが想定される。

以上のことから、本ワークショップにおいては、こうした現在のピークゾーンの世代（60～79 歳）が退いた後の時代を誰が担うのかという問題意識を設定し、40～59 歳の世代の約半数がピークゾーンとなるであろう 2030 年頃を目標年次とした。

図表 I-1-2 年齢別農業従事者数の推移



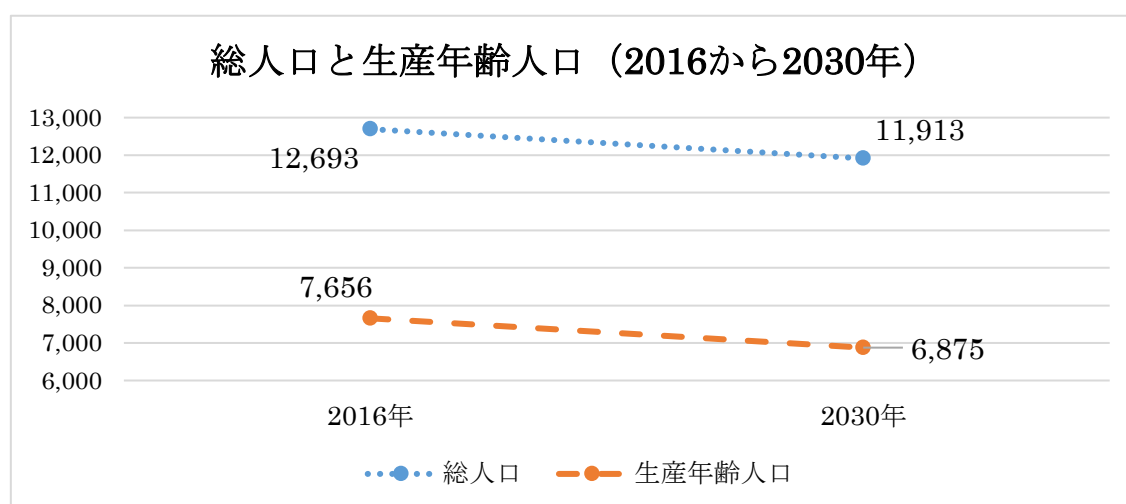
（出典）農林水産省「農林業センサス 2015」から 2017WSD 作成

第2節 2030年の我が国の姿

第1項 人口関連

2030年には、我が国の総人口は約1億1,913万人まで減少することが推測されている。また、高齢化社会に突入する我が国においては、2030年には高齢化率が31.2%となる⁸。さらに、15歳以上64歳以下の生産年齢人口も同時に減少するが、その減少率は総人口の減少率を上回ることが想定される。図表I-1-3、図表I-1-4の通り、総人口が8.8%の減少となっているのに対して、生産年齢人口は11.4%の減少となる。現在は総人口の約60%が生産年齢人口となっているのに対して、2030年には約58%が生産年齢人口となることから、多くの産業において働き手がさらに不足することが指摘されるところである。

図表I-1-3 総人口と生産年齢人口の変化（2016年から2030年）



（出典）内閣府『平成29年版 高齢社会白書』から2017WSD作成

図表I-1-4 2016年と2030年の人口比較

*実数の単位は万人	2016年		2030年	
	実数	構成比	実数	構成比
総人口	12,963	100%	11,913	100%
高齢者人口（65歳以上）	3,459	27.3%	3,841	31.2%
65～75歳人口	1,768	13.9%	1,428	12.0%
75歳以上人口	1,691	13.3%	2,288	19.2%
生産年齢人口（15～64歳）	7,656	60.3%	6,875	57.7%
年少人口（0～14歳）	1,578	13.1%	1,321	11.1%

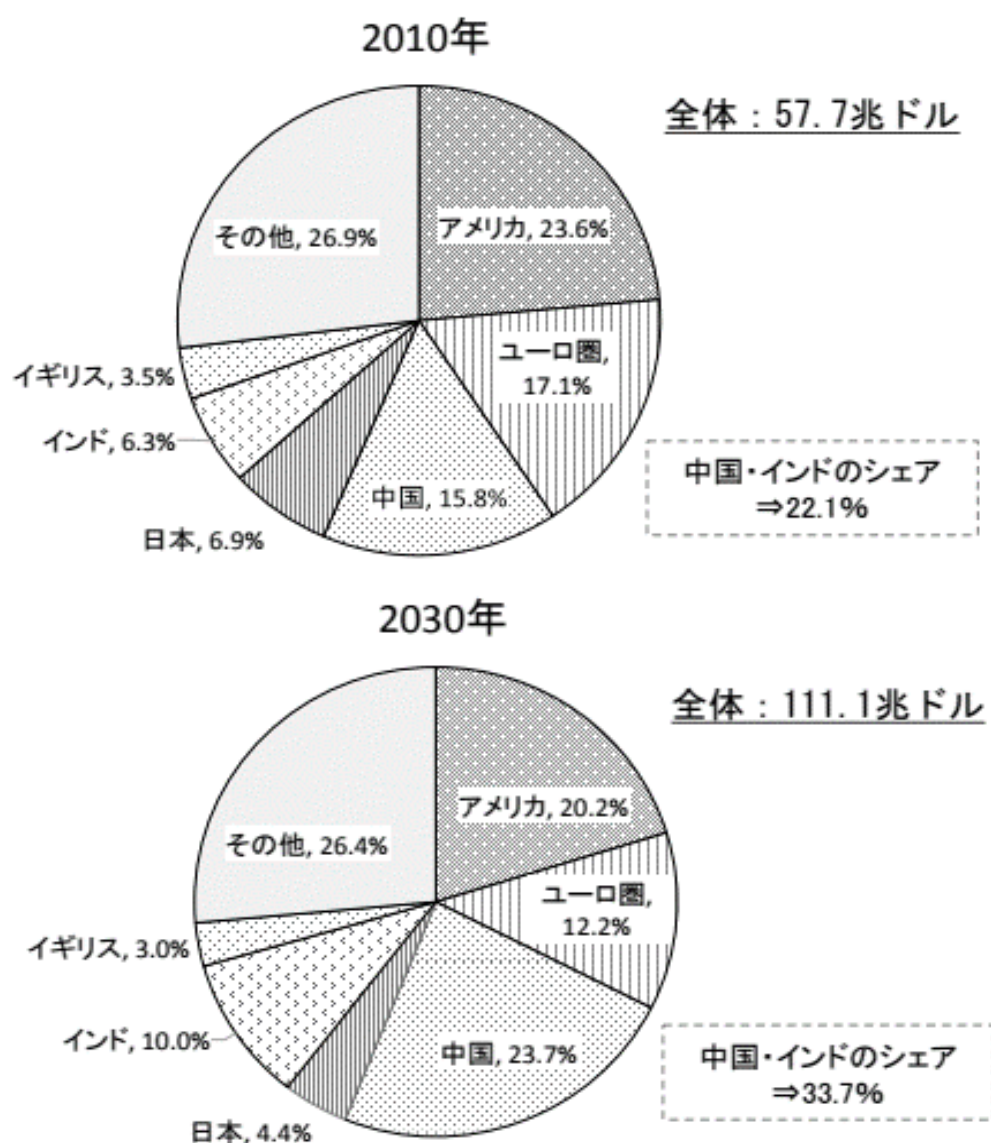
（出典）内閣府『平成29年版 高齢社会白書』から2017WSD作成

⁸ 内閣府『平成29年版 高齢社会白書』（日経印刷，2017），p5

第2項 経済関連

2030 年において、我が国の経済は現在と同様に依然低成長であることが見込まれている。実質 GDP は 1%前後で推移することが見込まれている⁹。加えて、図表 I-1-5 の通り、中国・インドの台頭により、世界経済に占める割合は 2010 年には 6.9%であったのが、2030 年には 4.4%にまで下がるが見込まれている。

図表 I-1-5 世界経済に占める各国シェア（実質 2005 年ドルベース）



（出典）内閣府「2030 年展望と改革タスクフォース報告書（参考資料集）」より抜粋

⁹ 三菱総合研究所「内外経済の中長期展望 2015-2030 年度」
<http://www.mri.co.jp/opinion/column/uploadfiles/pr20150528pec011.pdf>

第3節 2030年の我が国の農業の姿

本部第2章―第3節で後述する、我が国のこれまでの長期に渡る農業者の減少、及び、今後想定される農業者の減少をはじめ、農業機械・生産技術の革新等の様々な状況を鑑みた場合、我が国の農業は現在とは大きく異なる姿となっていることが想定される。確実に発生する事実として、総人口・生産年齢人口の減少に起因する全産業に渡る労働力の減少、同じく農業就業人口の続落的な減少が挙げられる。農業においては、総人口・生産年齢人口の減少、農業就業人口の減少により受ける影響は非常に甚大であると考えられる。農業就業人口が減少すれば、農作物の生産が困難となるばかりではなく、耕作放棄地の増加、荒廃農地の増加を誘発する。さらに、その先には、農地、農村の持つ多面的機能の喪失といった大きなリスクを併せ持っている。

しかしながら、こうした悲観論ばかりでは、将来に向けて持続可能な農業を実現させていくことはできない。現状の農業がそのまま推移するようであれば、我が国の農業の持続可能性は極めて低いと言わざるを得ないが、現状の農業を活かしつつ、技術革新を経た農業機械等を利用することで新たな形の農業を実現させることで趨勢を好転させることも可能といえる。現状では、農業就業者の減少が進行しているが、1960年の1,400万人から2015年の200万人まで減少した背景には、当然のこととして、生産技術、農業機械の充実・革新があり、農業者が必要とされなくなったことも作用したと推測される。

こうした現状、歴史的背景、将来予測を踏まえ、本ワークショップにおいては、2030年ないし、それより先の時代では「少ない農業者が大規模に農業を行う」時代が到来するものと考えている。現在、これを後押しするように、農業法人の増加、企業の農業参入等の法人形態による農業主体の増加が大きなトレンドとなっている（第Ⅱ部で詳述）。さらには、無人で運転ができるトラクターやセンサーによる農地・圃場の適切管理化、自動収穫機の開発等の技術的側面においても、従来では想像のつかなかった技術革新、技術開発が進められており、やはり先述の世界観を後押しする形となっている。

ここまでは、全国的な傾向について論じてきたが、続いて東北地方にクローズアップした形で整理していく。ここまで述べた全国的な傾向については、東北地方においても概ね合致する。東北地方における農業就業人口についても、2000年から2015年にかけて、約68万人から約38万人へと大幅に減少している¹⁰。法人形態の農業者についても、全国と比較するとやや緩やかであるものの増加傾向にある。

本ワークショップが想定する東北地方の農業の大きな課題は、米に依存する傾向が強いことである。図表I-1-5の通り、米のカロリーベースの食料自給率を見た場合、全国が98%であるのに対して¹¹、青森県：326%、岩手県：334%、宮城県：246%、秋田県：725%、山

¹⁰ 農林水産省「農林業センサス2015」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001154297>

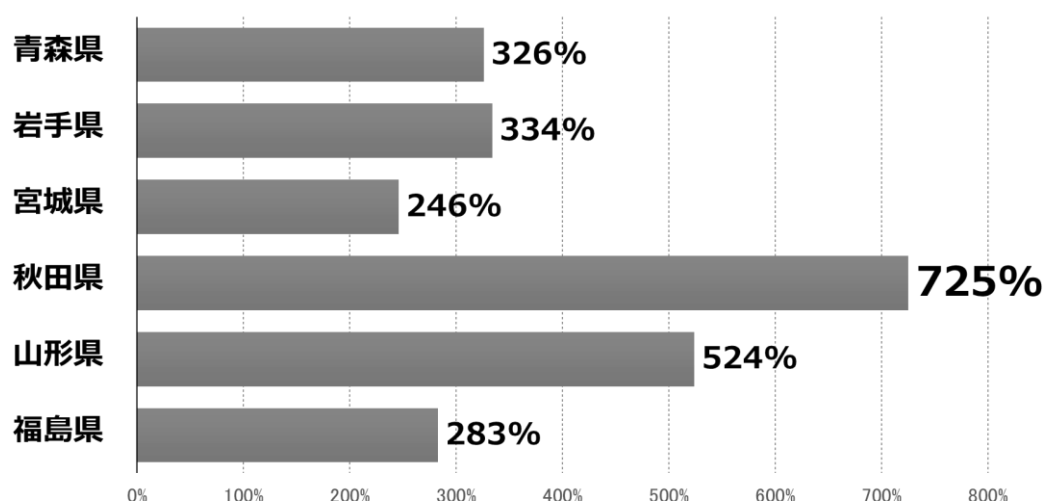
図表I-2-4「東北6県の農業就業人口比較（2000～2015）」の通り

¹¹ 農林水産省「平成28年度食料自給率について」

http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/attach/pdf/012-4.pdf

形県：524%、福島県：283%と全国平均をはるかに上回る数値となっている。米の需要は、全国ベースでは毎年 8 万トンペースで減少しており、今後も少子化に伴う消費量の減少、高齢化に伴う消費量の減少という二重苦となることが想定されているところである。主に国内マーケットを視野に入れた場合、このまま米に依存した生産体系を続けていけば、東北地方の農業の持続可能性を狭める可能性が高いのではないかと考えている。

図表 I-1-6 東北地方の米のカロリーベース自給率



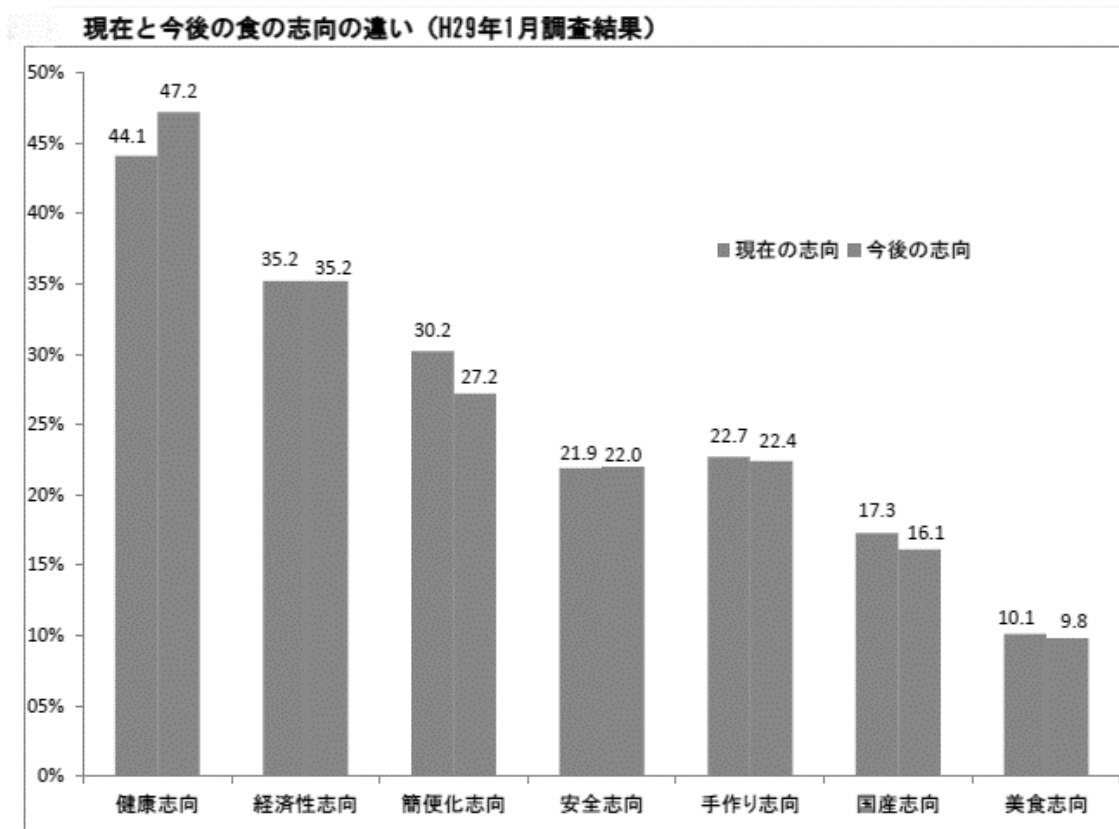
(出典) 東北農政局『グラフと図で見る東北の農業・農村 2016』から 2017WSD 作成

第 4 節 消費者の姿

食を取り巻く状況が刻々と変化していく中で、今までのように「ただお腹を満たせばいい」という食の在り方では構造を捉えきれなくなりつつある。日本政策金融公庫（以下、公庫と言う。）の「平成 28 年度下半期消費者動向調査」の選択肢を見ても、「健康志向」、「経済性志向」、「簡便化志向」、「安全志向」、「手作り志向」、「国産志向」、「美食志向」、と多種多様な食の在り方が挙げられている。これまでのように「生産者が作ったものを消費者が享受する」ということのほかに、「消費者のニーズにあったものを提供する」ことも今後求められてくると考えられる。

また、公庫の「平成 28 年度下半期消費者動向調査」によれば、消費者が食に求める志向は「健康志向」が 13 半期連続でトップとなり、このことから食を通じて健康を目指そうという意識が近年より高まっていることが分かる。そして、この食の志向は今後も変わらず、消費者の健康意識の高まりとともに傾向もより強くなっていくであろうと考えられる。（図表 I-1-6）

図表 I-1-7 現在と今後の食の志向の違い



（出典）日本政策金融公庫「平成 28 年度下半期消費者動向調査」

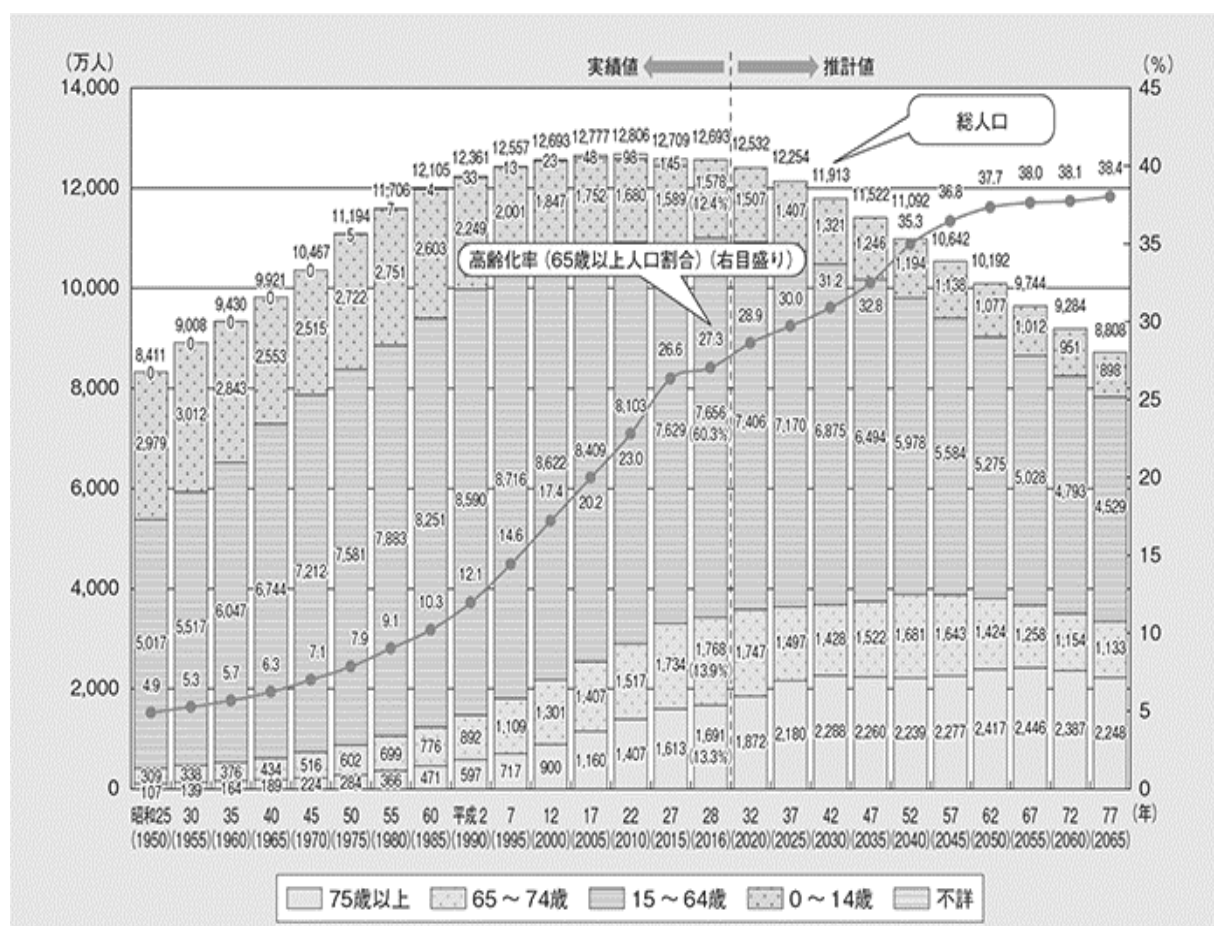
社会構造の変化に伴い、人々の食に対する要求はより大きなものとなり、より細分化しつつある。このような状況を踏まえ、実際に消費者が求めているもの・必要なものを享受・選択できる状態を構築する必要があるといえる。

第2章 我が国の現状

第1節 人口関連

現在、我が国は本格的な人口減少社会、高齢化社会に突入している。総人口は、2008年の約1億2,800万人をピークに減少局面に入り¹²、合計特殊出生率が人口置換水準を大きく下回っている状況の中で、長期的な人口減少が見込まれている。また、高齢化社会である我が国において、図表I-2-1の通り、2016年時点の総人口に占める65歳以上の人口を表す高齢化率は27.3%であり¹³、日本国民の4分の1以上が65歳以上の高齢者であるとされている。

図表I-2-1 高齢化の推移と将来推計



(出典) 内閣府『平成29年版 高齢社会白書』より抜粋

¹² 総務省統計局「統計 Today No.9 元年」は、いつか?」

<http://www.stat.go.jp/info/today/009.htm>

¹³ 内閣府『平成29年版 高齢社会白書』（日経印刷、2017）、p5

このような、少子高齢化社会における人口減少と高齢化の到来により、「胃袋が減り、胃袋が小さくなる社会¹⁴⁾」になることが想定されるが、既にそのような社会に足を踏み入れていることが分かる。

第2節 経済情勢（産業構造含む）

我が国の GDP（国内総生産）は、2015 年時点で約 530 兆円となっているが、このうち農業の GDP 構成額は約 4.7 兆円であり、約 0.9%程度である¹⁵⁾。図表 I-2-2 は、国内総生産に占める産業別シェアを表している。1950 年には GDP の 26%を占めていた農業のシェアが 1995 年には 1.8%まで低下した一方で、1950 年には 42%のシェアであった第 3 次産業のシェアは 95 年には 64%まで上昇した¹⁶⁾。

図表 I-2-2 国内総生産に占める産業別シェア

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
1950	26.0	31.8	42.2
1970	6.1	44.5	49.4
1995	1.8	33.8	64.4

（出典）独立行政法人経済産業研究所「産業構造の変化と戦後日本の経済成長」より抜粋

農林水産物の輸出額については、2016 年時点で 7,500 億円となっている。このうち農産物が占めるのは 4,600 億円となっている¹⁷⁾。しかし、これは全産業で見たらごくわずかでしかない。図表 I-2-3 は、2013 年の主要国における輸出金額の内訳である。我が国を見ると、農林水産業ではなく、化学・医療品、電気・電子機器、自動車等、その他の製造業で輸出の大半を占めているというのが現状である。

¹⁴⁾ 人口減少による人の減少と、高齢化による食べる量の減少による。

¹⁵⁾ 農林水産省「GDP（国内総生産）に関する統計」

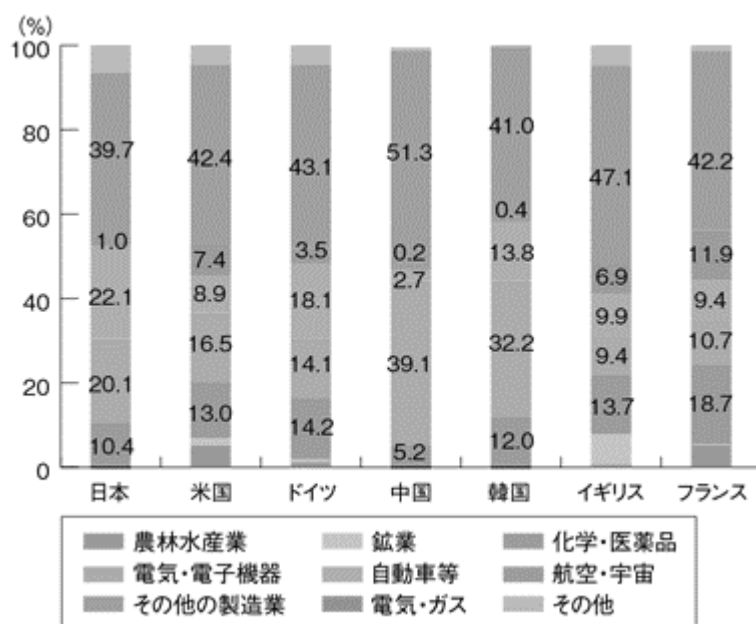
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/01.html>

¹⁶⁾ 独立行政法人経済産業研究所「産業構造の変化と戦後日本の経済成長」

<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/09j024.pdf>

¹⁷⁾ 農林水産省「農林水産基本データ集」<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/>

図表 I-2-3 主要国における輸出金額の内訳（2013 年）



（出典）経済産業省『平成 27 年版 ものづくり白書』より抜粋

第 3 節 農業の現状

第 1 項 担い手分野

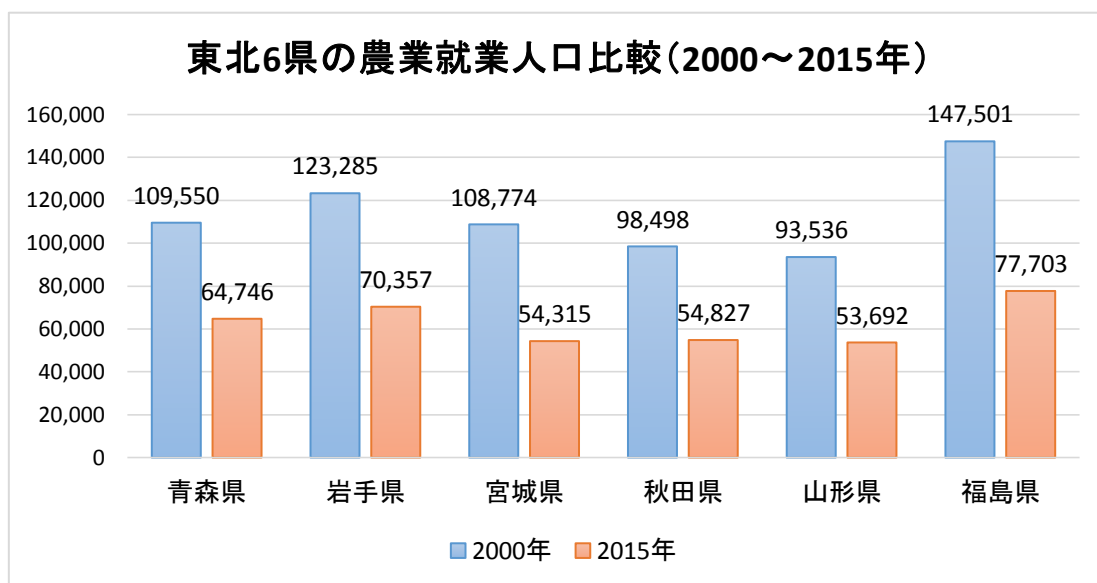
本項においては、現在指摘されている我が国の農業を支える農業者の減少や、農業者の高齢化について詳述する。

（1）農業者の減少

我が国においては、1960 年に約 1,400 万人を超えていた農業就業人口は、2015 年に約 200 万人にまで減少している¹⁸。2016 年には、200 万人を割り込んでおり、2030 年にはさらに少なくなることが推測されている。東北地方においても、2000 年に約 68 万人いた農業就業人口が、2015 年には約 38 万人へと約 45%の減少となっており、図表 I-2-4 の通り、東北地方の 6 県において各県ともに、大幅な減少となっている。こうした状況から東北地方の農業はもちろんのこと、我が国の農業を支える担い手の減少が不安視されているところである。

¹⁸ 農林水産省「農業労働力に関する統計」
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/08.html>

図表 I-2-4 東北 6 県の農業就業人口比較（2000～2015 年）



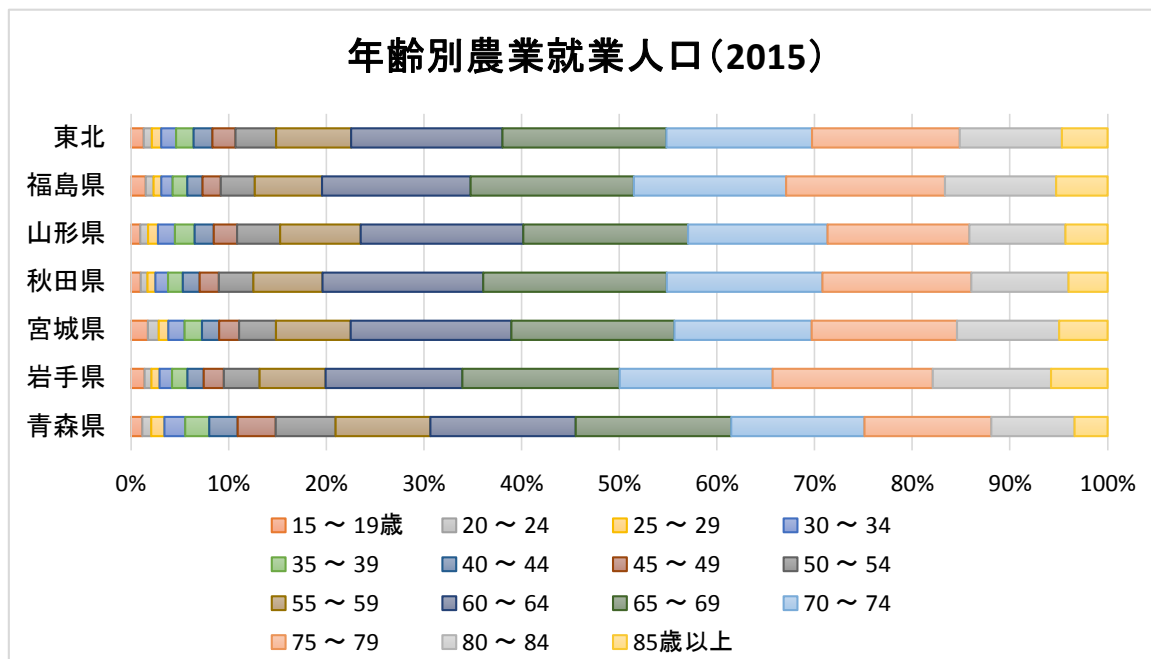
（出典）農林水産省「農林業センサス 2015」から 2017WSD 作成

（2） 農業者の高齢化

本項－（1）のこうした状況の中で、農業就業者の平均年齢も上昇を続け、2016 年時点は 66.8 歳となっており¹⁹、高齢化が進行している。東北地方においても高齢化は例外ではなく、図表 I-2-5 の通り、全 6 県において 60 歳以上の農業就業者 5 割以上を占めている。この背景には後継者不足が指摘されているところであり、我が国全体における 2014 年から 2015 年にかけての離農者が約 16.9 万人であるのに対して、図表 I-2-6 の通り 2015 年の新規就農者は約 6.5 万人しかいない。図表 I-2-6 の 2010 年との比較では、全体で 1 万人程度増加しているが、離農者のスピードとは大幅な乖離がある。さらに図表 I-2-7、図表 I-2-8、図表 I-2-9 の通り、2000 年の段階では東北地方で約 30 万戸の販売農家に後継者がいたと回答していたが、2015 年には全 6 県でその数が 5 割以下へと減少し、東北地方で約 12 万戸まで減少している。以上の通り東北地方においては、農業就業人口の減少と後継者不足、高齢化が進んでいて、担い手不足を助長させている現状がある。現在、農業就業者の平均年齢は約 68 歳であると述べたが、このまま推移すれば、数年後には大量の離農者が出ることが推測され、離農者の増加が耕作放棄地の増加等を招くことが危惧される。

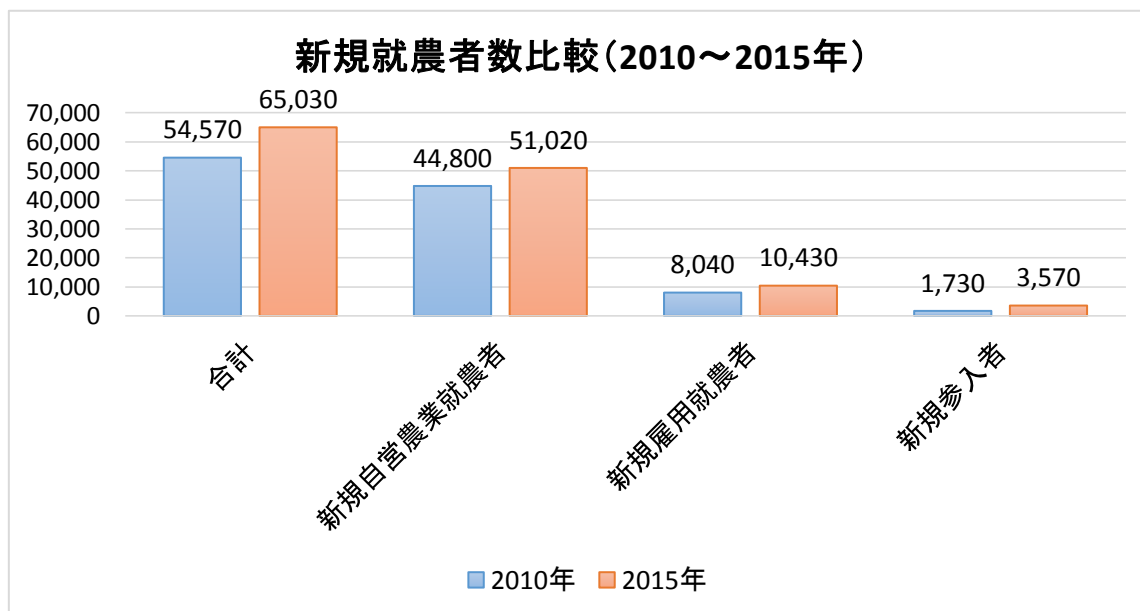
¹⁹ 農林水産省「農業労働力に関する統計」
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/08.html>

図表 I -2-5 年齢別農業就業人口（2015 年）



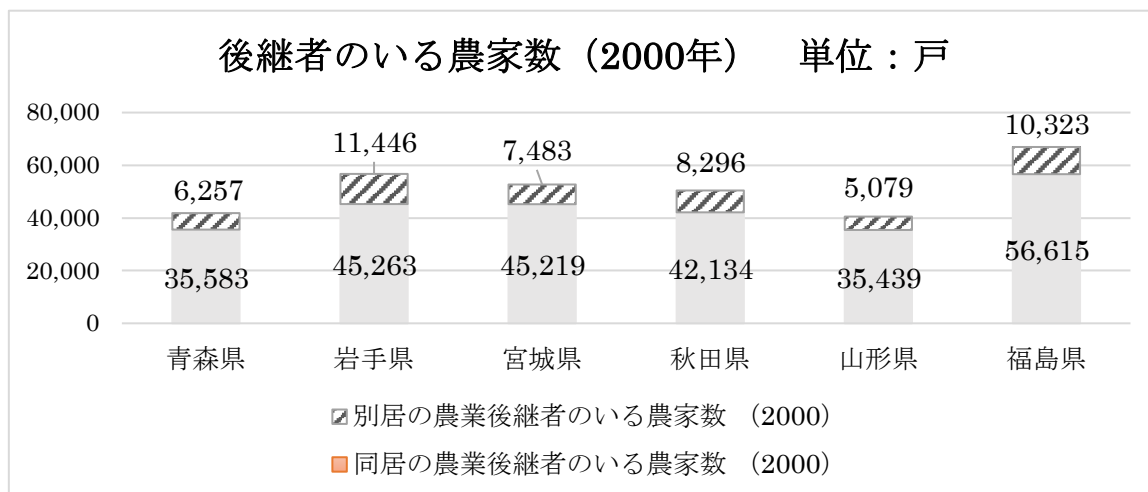
（出典）農林水産省「農林業センサス 2015」から 2017WSD 作成

図表 I -2-6 新規就農者数比較（2010～2015 年）



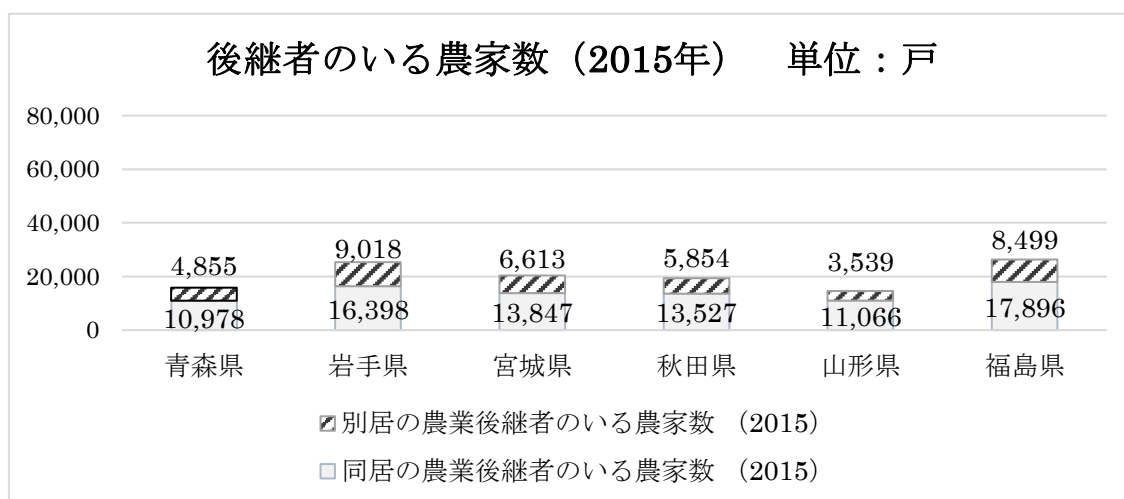
（出典）農林水産省「農林業センサス 2015」から 2017WSD 作成

図表 I -2-7 後継者のいる農家数（2000 年）



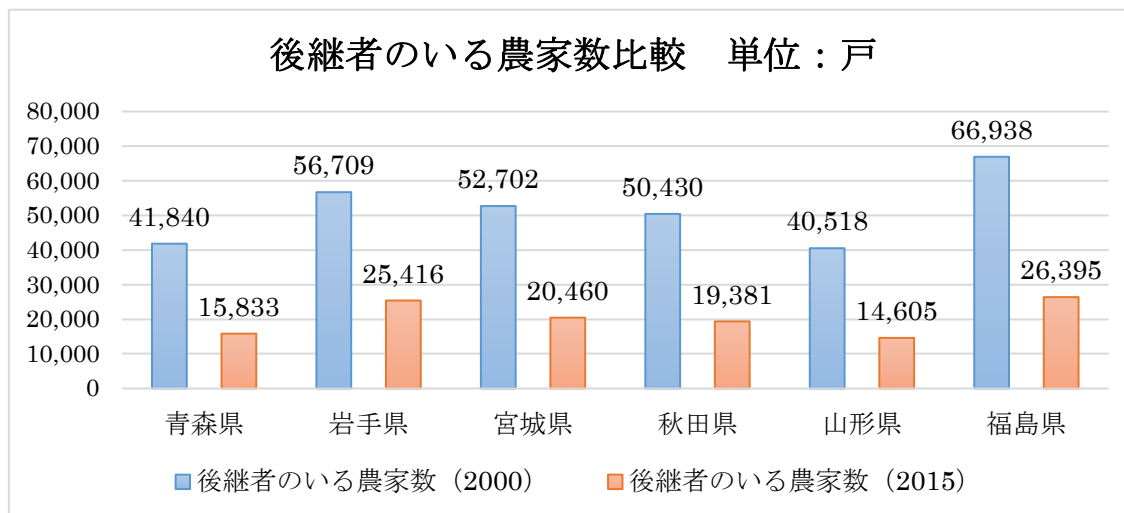
（出典）農林水産省「農林業センサス 2015」から 2017WSD 作成

図表 I -2-8 後継者のいる農家数（2015 年）



（出典）農林水産省「農林業センサス 2015」から 2017WSD 作成

図表 I-2-9 後継者のいる農家数比較



(出典) 農林水産省「農林業センサス 2015」から 2017WSD 作成

(3) 若者の就農意識

若年世代の農業への就業状況を見ると、就職としての農業離れが明白化している。2013 年の大学・短期大学への進学率は約 50%であり²⁰、高校卒、既卒を含め全体の半分以上の学生が大学・短期大学へ進学している。おなじく、大学院・大学・短期大学の在籍者の合計は、約 300 万人であるのに対して、農学系の学部には在籍しているのは全体の 3%程度である約 9 万人のみである²¹。また、2008 年度時点で、農学系の学部を有する大学・短大は全国で 66 校あり、22,586 人が卒業している。しかし、この中から農業に就労した者は、大学・短大で 578 人のみである²²。また、全国で 333 校ある農業高校でも、27,738 人が卒業しているが、同じく農業に就労したのは 583 人と、卒業生に対する割合は非常に低くなっている。この点について、青森県立五所川原農林高等学校（以下、五所川原農林高校と言う。）へのヒアリング調査の結果、「WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査」の結果から、新卒直後の就農が現実的ではないということが分かっている。

(4) 農業法人の増加

ここまで述べた通り、農業者の減少や高齢化によって、我が国の伝統的な家族経営形態をはじめとした家業的な経営形態が従来の形態で農業を続けることが困難となっている。

2013 年に策定された日本再興戦略では、2023 年を目途に法人経営体数を 2010 年比で約

²⁰ 総務省統計局「進学率と就職率」

<http://www.stat.go.jp/data/nihon/25.htm>

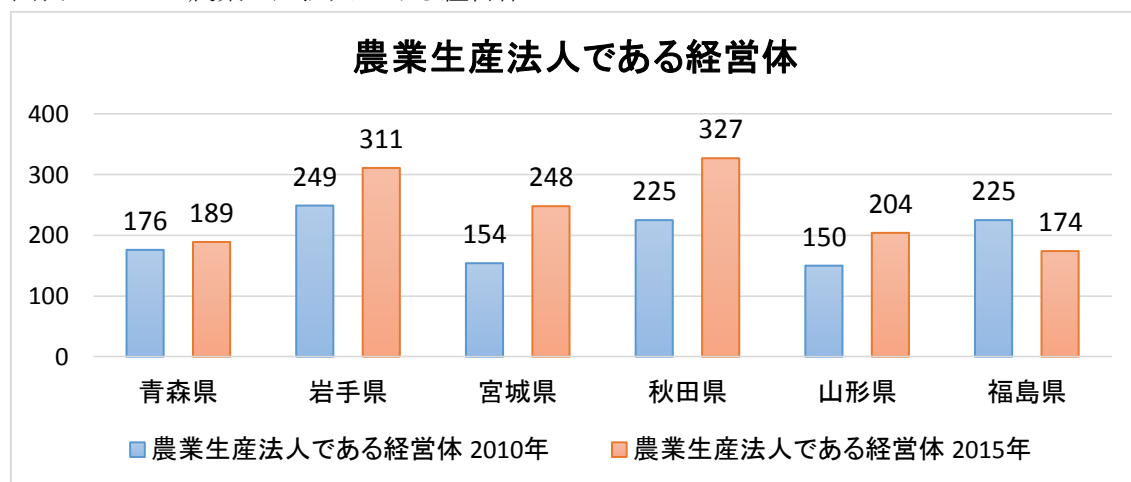
²¹ 総務省統計局「高等専門学校・短期大学・大学・大学院の学科別学生数」

<http://www.stat.go.jp/data/nihon/25.htm>

²² 農林水産省『平成 22 年版 食料・農業・農村白書』（佐伯印刷、2010）、p152

4 倍となる 5 万法人とすることが目標に定められており²³、2014 年以降「攻めの農業政策」が進められ、農業政策改革、農業の規制緩和が推進されている。その中で、農業法人の新規参入への規制緩和が図られた。法人参入の規制緩和が行われた結果、法人の参入が加速し、2015 年にその数が 18,857 に上った。東北地方でも同様に図表 I-2-10 の通り、農業生産法人である経営体が増加しており、図表 I-2-11、図表 I-2-12 の通り、農業生産法人である経営体の耕地面積も大幅に増加している。日本再興戦略で目標とされている通り、今後もその数はさらに増え続けるものと推測される 2015 年時点の農業経営体数は約 137 万であるが、このうち約 134 万を家族経営が占めている（約 98%）。東北地方においては、247,713 の農業経営体に対して、約 241,293（約 97%）を家族経営が占めている。さらに、販売農家²⁴については、東北地方に 240,088 戸存在するが、これを専業・兼業別に分類した場合、兼業農家のうち第 2 種兼業農家²⁵を除いた、第 1 種兼業農家²⁶と専業農家を足した農家数は、約 10 万戸あるが、第 2 種兼業農家はこれを上回る約 14 万戸存在している。これらの年齢階層別の割合について、今後調査していくが、これまでの調査内容を鑑みるに、これらについても高齢化が進んでいることが推測される。したがって、後継者のいない兼業農家の持っていた農地等が貸し出されるといった状況になることが推測され、法人経営体や大規模な家族経営形態へと農地が集約されることが推測される。

図表 I-2-10 農業生産法人である経営体



（出典）農林水産省「農林業センサス 2015」から 2017WSD 作成

²³ 首相官邸「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」～日本産業再興プラン（成長戦略 2013）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf

²⁴ 経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

²⁵ 兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家

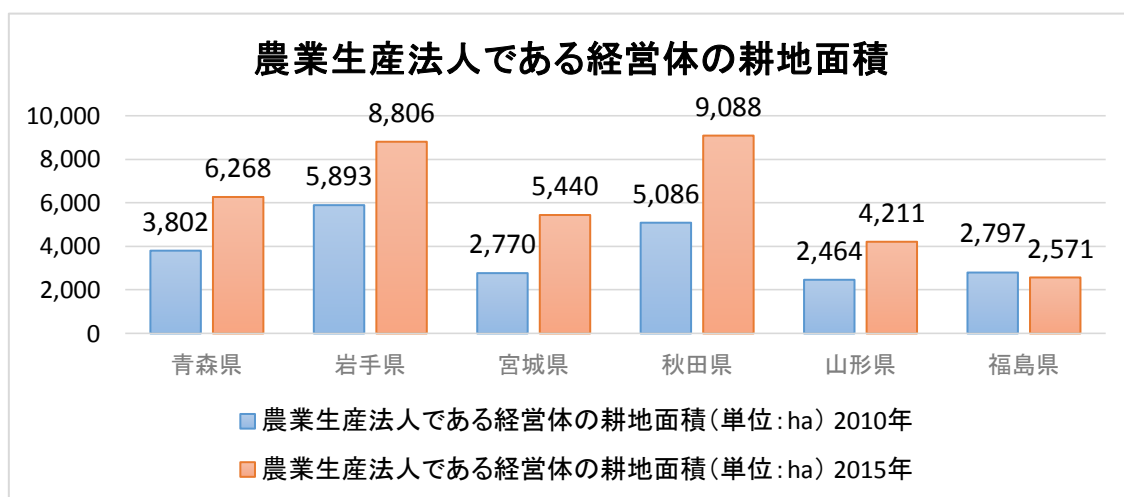
²⁶ 専業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家

図表 I -2-11 農業生産法人の経営体と耕地面積

	農業生産法人である経営体		農業生産法人である経営体の耕地面積 (ha)	
	2010 年	2015 年	2010 年	2015 年
全国	9,473	12,024	225,273	334,701
1 都道府県 あたり	201	298	4,793	7,121

(出典) 農林水産省「農林業センサス 2015」から 2017WSD 作成

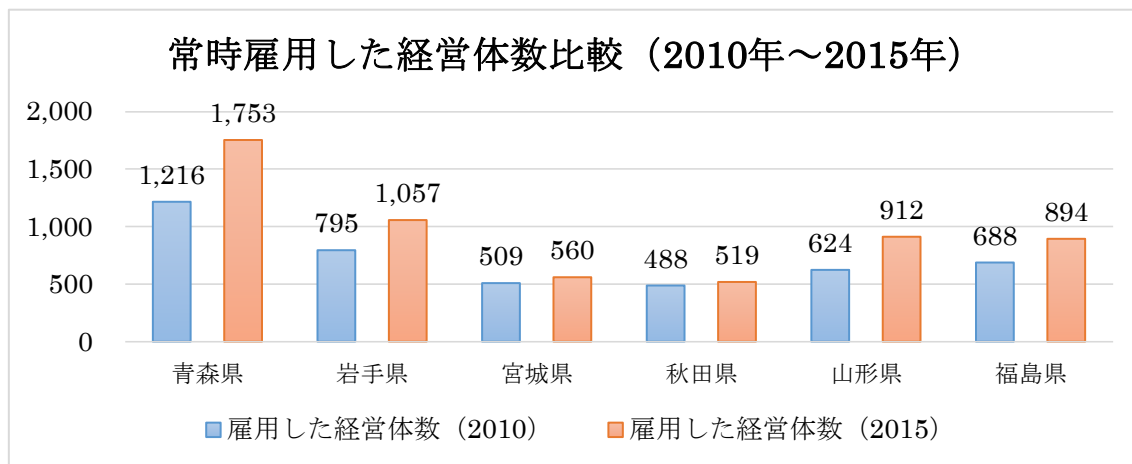
図表 I -2-12 農業生産法人である経営体の耕地面積



(出典) 農林水産省「農林業センサス 2015」から 2017WSD 作成

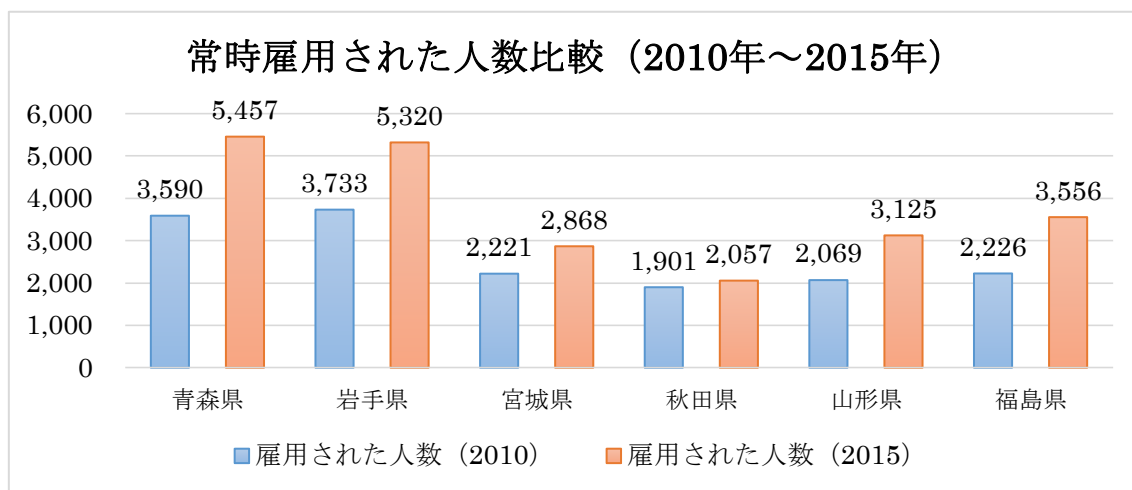
また、法人化や法人参入が続いた結果、図表 I -2-13、図表 I -2-14 の通り、「雇用される」形での就農が進んでいて、常時雇用している経営体数、これに雇用される人々の両方が増加している。さらに図表 I -2-15 の通り、新規自営農業就業者では 60 歳以上の割合が 60% 近くを占めているが、新規雇用就農者の場合においては、15～29 歳の割合が 40% 程度を占めていることから、今後も、「雇用される」就農が進むものと思われる。本ワークショップにおいても、こうした「雇用されて農業を行う」形態をモデルの 1 つとして、検討を進めていく。

図表 I -2-13 常時雇用した経営体数比較（2010 年～2015 年）



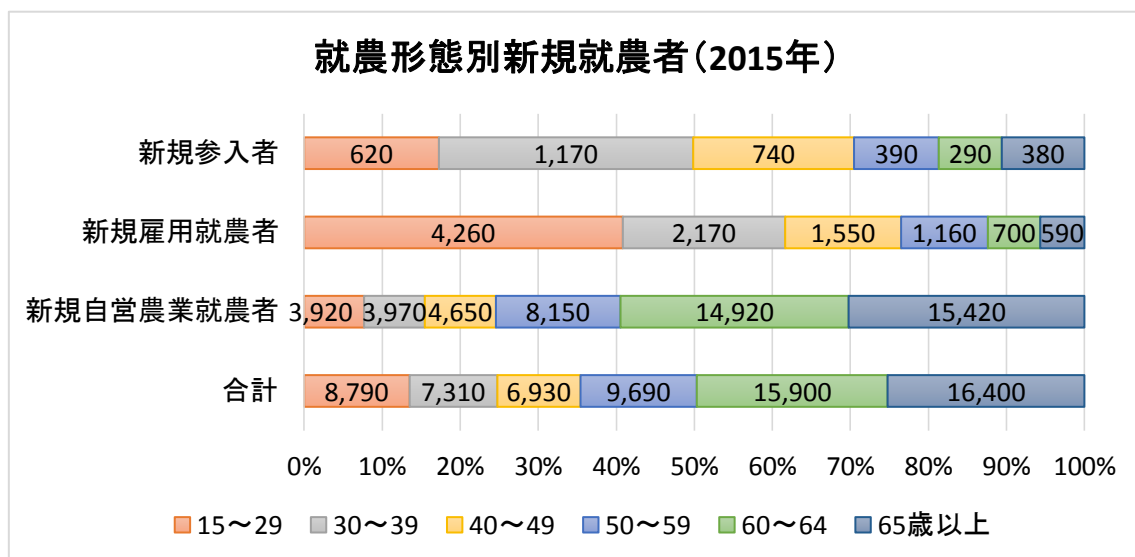
（出典）農林水産省「農林業センサス 2015」から 2017WSD 作成

図表 I -2-14 常時雇用された人数比較（2010 年～2015 年）



（出典）農林水産省「農林業センサス 2015」から 2017WSD 作成

図表 I-2-15 就農形態別新規就農者（2015 年）



（出典）農林水産省「農林業センサス 2015」から 2017WSD 作成

第 2 項 耕作放棄地の増加

農林水産省によれば、2015 年時点の耕作放棄地は約 42 万 ha に上り、年々増加の一途を辿っており²⁷、このうち約半数を「土地持ち非農家」が占めている。つまり、農地を所有してはいるものの農業を行っていないことになる。その要因については、様々なことが推測されるが、第 1 項の通り高齢化や後継者不足によって廃業した可能性は想像に難くない。一度荒廃した農地を再び農地として利用することは困難であることから、荒廃農地とすることなく、農地の集約化と集積化による農地活用が必要となる。これに関して、政府は 2014 年から農地中間管理機構（以下、機構と言う。）を全都道府県に設置させる方針を示している。農業への新規参入や農業法人の参入を促進させることを目的とし、2024 年頃を目標年次に農地の集約化と集積化を行っている。2013 年時点、約 1 万 4,300 法人が農業へと参入しており²⁸、農地集約によるさらなる参入が期待される。

しかしながら、一口に農地と言っても、平地の農地から中山間地域、山間地域の農地まで幅が広い。東北農政局へのヒアリング調査の結果、平地の集約・集積についてはある程度進んでいるものの、中山間地域、山間地域においては、集約・集積が進んでいないことが指摘されている。

第 4 節 消費動向

2017 年 3 月 2 日に発表された、公庫の「平成 28 年度下半期消費者動向調査」によれば、

²⁷ 農林水産省「荒廃農地の現状と対策について」

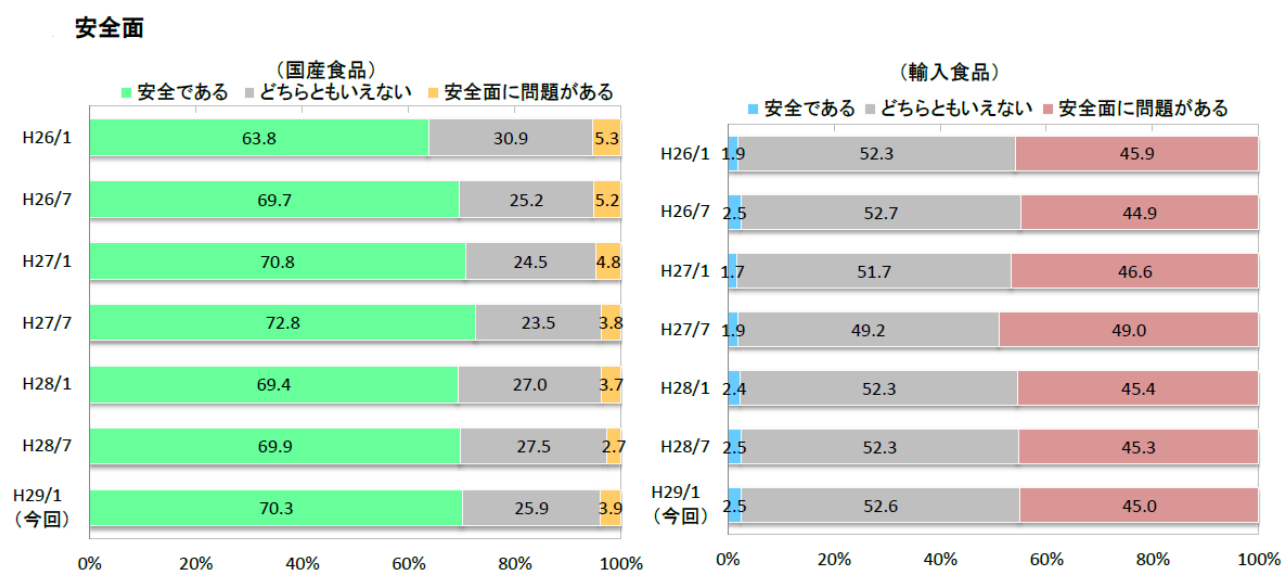
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/pdf/2804_genjo.pdf

²⁸ 農林水産省「農業生産法人の農業参入について」

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/sannyu/houzin.29.1.1.pdf>

消費者が食料品を購入する時に国産かどうかを気にかけるかどうかを調査したところ、「気にかける」と回答した割合が 80.4%にのぼることが明らかとなった²⁹。また、公庫の「平成 27 年度上半期消費者動向調査」によれば、消費者は食品を購入する際、食品の安全性について、何を基準として判断しているのかを米、野菜、果物、魚介類、食肉、鶏卵、牛乳乳製品、弁当・総菜、加工食品の 9 品目について調査をしたところ、「国産」であることが、「米」、「野菜」、「鶏卵」で最多回答として 4 割以上を占める結果となっており、その他品目でも上位 3 番目の回答となる等、国産食品における「食の安全」に関する信頼が高いことを示す結果となった³⁰。（図表 I -2-16）

図表 I -2-16 国産食品と輸入食品との安全面での差異



（出典）日本政策金融公庫「平成 28 年度下半期消費者動向調査」

図表 I -2-16 に示した通り、国産食品に対する安全性の信頼は依然として高いものであり、これはつまり消費者が「国産」か否かを食品選択の基準として重要視していることの表れといえる。

しかし、社会構造の変化により食の価値観も多様化しつつある現在は、消費者の選択肢もより多様なものとなりつつある。先に挙げた「平成 27 年度上半期消費者動向調査」においても、安全性の基準として「産地」を挙げる割合が、米、野菜、そして牛乳乳製品においては 20%を上回る状況であった。つまり、現在においては国産か否かの 2 軸だけが消費者の

²⁹ 日本政策金融公庫「平成 28 年度下半期消費者動向調査」

https://www.jfc.go.jp/n/release/pdf/topics_170302a.pdf

³⁰ 日本政策金融公庫「平成 27 年度上半期消費者動向調査」

https://www.jfc.go.jp/n/release/pdf/topics_150909a.pdf

食の選択基準ではなく、よりローカルな判断を消費者が行うようになるということができる。特に、日本全国に 1,117 駅も整備されている道の駅³¹やスーパー等では、生産者が誰であるかが分かるように顔の見える食の姿が体现されている。まさに、多様化しつつある食分野を考えていくうえで重要となってくる、その食材を誰が作って、どのように生産され、出荷されたのかという食の見える化の一つの形といえる。

今後はより消費者自身が自らの食志向に応じてより選択できる状態を達成していく必要があると考える。

³¹ 国土交通省「『道の駅』の第 47 回登録について」
http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000834.html

第3章 東北地方の現状

第1節 東北地方の人口関連

第2章－第1節で我が国の人口の推移について述べた。本節では、東北地方に絞って、人口の推移について述べていく。都道府県別に見ても、東北各県の減少は著しい。宮城県が10%減なのに対し、他の東北各県は20%前後の減少が予想され、秋田県に関しては31%減と全国で最も減少が見込まれている。(図表 I-3-1)

図表 I-3-1 都道府県別将来人口の試算

都道府県名	2010人口(千人)	2030人口(千人)	人口増減率
北海道	5,506	4,719	-17%
青森県	1,373	1,085	-27%
岩手県	1,330	1,072	-24%
宮城県	2,348	2,141	-10%
秋田県	1,086	827	-31%
山形県	1,169	949	-23%
福島県	2,029	1,684	-20%
茨城県	2,970	2,661	-12%
栃木県	2,008	1,800	-12%
群馬県	2,008	1,787	-12%
埼玉県	7,195	6,796	-6%
千葉県	6,216	5,806	-7%
東京都	13,159	12,957	-2%
神奈川県	9,048	8,833	-2%
新潟県	2,374	2,009	-18%
富山県	1,093	940	-16%
石川県	1,170	1,060	-10%
福井県	806	700	-15%
山梨県	863	741	-16%
長野県	2,152	1,851	-16%
岐阜県	2,081	1,830	-14%
静岡県	3,765	3,343	-13%
愛知県	7,411	7,213	-3%
三重県	1,855	1,649	-12%
滋賀県	1,411	1,375	-3%
京都府	2,636	2,418	-9%
大阪府	8,865	8,118	-9%
兵庫県	5,588	5,088	-10%
奈良県	1,401	1,223	-15%
和歌山県	1,002	820	-22%
鳥取県	589	494	-19%
島根県	717	588	-22%
岡山県	1,945	1,749	-11%
広島県	2,861	2,599	-10%
山口県	1,451	1,208	-20%
徳島県	785	649	-21%
香川県	996	860	-16%
愛媛県	1,431	1,206	-19%
高知県	764	616	-24%
福岡県	5,072	4,718	-7%
佐賀県	850	745	-14%
長崎県	1,427	1,185	-20%
熊本県	1,817	1,603	-13%
大分県	1,197	1,050	-14%
宮崎県	1,135	991	-15%
鹿児島県	1,706	1,454	-17%
沖縄県	1,393	1,405	1%
全国	128,057	116,618	-10%

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
(平成25年3月推計) から2017WSD作成

また、東北各県の生産年齢人口に関しても、2030年の指数は宮城県を除いて70%前後であり、秋田県に関しては65.1と全国でワーストである。生産年齢人口割合においても、宮城県を除いて50%前半であり、全国平均と比べても低い推計となっている。(図表I-3-2, 図表I-3-3)

図表I-3-2 都道府県別15-64歳人口と指数

地 域	総人口(1,000人)							指数(平成22年=100)	
	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成37年 (2025)	平成52年 (2040)
全 国	81,735	76,818	73,408	70,845	67,730	63,430	57,866	86.7	70.8
北 海 道	3,489	3,190	2,950	2,774	2,589	2,382	2,129	79.5	61.0
青 森 県	<u>847</u>	<u>766</u>	<u>696</u>	<u>636</u>	<u>580</u>	<u>525</u>	<u>465</u>	<u>75.1</u>	<u>54.9</u>
岩 手 県	<u>799</u>	<u>729</u>	<u>669</u>	<u>619</u>	<u>573</u>	<u>528</u>	<u>476</u>	<u>77.5</u>	<u>59.5</u>
宮 城 県	<u>1,515</u>	<u>1,425</u>	<u>1,351</u>	<u>1,291</u>	<u>1,232</u>	<u>1,161</u>	<u>1,065</u>	<u>85.2</u>	<u>70.3</u>
秋 田 県	<u>641</u>	<u>572</u>	<u>510</u>	<u>460</u>	<u>418</u>	<u>379</u>	<u>335</u>	<u>71.8</u>	<u>52.3</u>
山 形 県	<u>696</u>	<u>638</u>	<u>585</u>	<u>541</u>	<u>503</u>	<u>467</u>	<u>424</u>	<u>77.7</u>	<u>60.9</u>
福 島 県	<u>1,245</u>	<u>1,124</u>	<u>1,051</u>	<u>974</u>	<u>905</u>	<u>836</u>	<u>755</u>	<u>78.2</u>	<u>60.7</u>
茨 城 県	1,902	1,776	1,673	1,599	1,524	1,426	1,297	84.1	68.2
栃 木 県	1,294	1,206	1,135	1,081	1,031	965	878	83.5	67.8
群 馬 県	1,259	1,174	1,113	1,068	1,019	951	864	84.8	68.6
埼 玉 県	4,769	4,514	4,353	4,244	4,084	3,820	3,476	89.0	72.9
千 葉 県	4,071	3,803	3,646	3,541	3,397	3,171	2,878	87.0	70.7
東 京 都	8,994	8,788	8,653	8,544	8,261	7,770	7,129	95.0	79.3
神 奈 川 県	6,028	5,796	5,671	5,578	5,376	5,031	4,607	92.5	76.4
新 潟 県	1,449	1,336	1,239	1,167	1,099	1,020	925	80.5	63.8
富 山 県	665	608	575	549	522	486	435	82.6	65.4
石 川 県	733	681	652	630	605	571	521	85.9	71.0
福 井 県	491	455	428	407	384	360	327	82.9	66.7
山 梨 県	535	498	468	442	413	379	343	82.6	64.0
長 野 県	1,286	1,195	1,131	1,077	1,018	944	853	83.8	66.3
岐 阜 県	1,289	1,198	1,139	1,093	1,039	971	883	84.8	68.5
静 岡 県	2,356	2,191	2,074	1,985	1,885	1,756	1,594	84.2	67.7
愛 知 県	4,839	4,651	4,561	4,504	4,383	4,168	3,861	93.1	79.8
三 重 県	1,151	1,080	1,032	993	945	885	807	86.3	70.1
滋 賀 県	908	872	850	836	816	782	728	92.1	80.2
京 都 府	1,684	1,566	1,505	1,463	1,404	1,317	1,199	86.9	71.2
大 阪 府	5,708	5,370	5,183	5,048	4,827	4,483	4,048	88.4	70.9
兵 庫 県	3,537	3,322	3,186	3,083	2,946	2,753	2,501	87.2	70.7
奈 良 県	880	810	764	728	686	635	572	82.7	65.0
和 歌 山 県	600	547	510	478	445	409	365	79.8	60.9
鳥 取 県	355	325	301	282	266	249	226	79.4	63.7
島 根 県	417	378	349	327	308	288	262	78.5	63.0
岡 山 県	1,191	1,114	1,068	1,033	999	950	874	86.7	73.4
広 島 県	1,788	1,664	1,587	1,533	1,476	1,391	1,271	85.8	71.1
山 口 県	861	780	725	686	652	609	551	79.7	64.0
徳 島 県	476	432	398	371	348	322	289	77.9	60.6
香 川 県	606	554	521	496	472	443	400	81.8	66.0
愛 媛 県	865	790	735	693	653	609	551	80.1	63.8
高 知 県	451	405	373	348	324	300	267	77.0	59.3
福 岡 県	3,254	3,057	2,905	2,809	2,711	2,569	2,369	86.3	72.8
佐 賀 県	517	483	452	429	409	387	360	82.9	69.6
長 崎 県	862	788	722	671	627	581	528	77.9	61.2
熊 本 県	1,101	1,027	962	913	871	825	768	83.0	69.8
大 分 県	722	669	627	598	574	545	504	82.9	69.8
宮 崎 県	684	633	588	555	528	501	465	81.2	68.0
鹿 児 島 県	1,021	946	874	818	773	728	674	80.2	66.1
沖 縄 県	904	893	866	848	831	805	763	93.9	84.5

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
(平成25年3月推計) から2017WSD作成

図表 I-3-3 都道府県別 15・64 歳人口の割合（単位：％）

地 域	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)
全 国	63.8	60.7	59.2	58.7	58.1
北 海 道	63.4	59.5	57.0	55.9	54.9
青 森 県	<u>61.7</u>	<u>58.7</u>	<u>56.3</u>	<u>54.7</u>	<u>53.5</u>
岩 手 県	<u>60.1</u>	<u>57.6</u>	<u>55.5</u>	<u>54.3</u>	<u>53.4</u>
宮 城 県	<u>64.5</u>	<u>61.8</u>	<u>59.5</u>	<u>58.4</u>	<u>57.6</u>
秋 田 県	<u>59.0</u>	<u>55.9</u>	<u>53.2</u>	<u>51.5</u>	<u>50.5</u>
山 形 県	<u>59.6</u>	<u>57.1</u>	<u>55.1</u>	<u>53.8</u>	<u>53.0</u>
福 島 県	<u>61.3</u>	<u>58.8</u>	<u>56.1</u>	<u>54.7</u>	<u>53.7</u>
茨 城 県	64.0	60.8	58.7	57.8	57.3
栃 木 県	64.5	61.1	58.9	57.9	57.3
群 馬 県	62.7	59.5	57.9	57.5	57.0
埼 玉 県	66.3	62.6	61.0	60.7	60.1
千 葉 県	65.5	61.4	59.6	59.1	58.5
東 京 都	68.3	65.8	65.0	64.8	63.8
神 奈 川 県	66.6	63.4	62.2	61.9	60.9
新 潟 県	61.0	58.1	56.1	55.2	54.7
富 山 県	60.8	57.2	55.9	55.7	55.5
石 川 県	62.6	59.1	57.8	57.4	57.1
福 井 県	60.9	57.9	56.3	55.6	54.9
山 梨 県	62.0	59.5	57.9	56.9	55.7
長 野 県	59.7	57.2	56.0	55.6	55.0
岐 阜 県	62.0	58.9	57.6	57.3	56.8
静 岡 県	62.6	59.3	57.6	57.0	56.4
愛 知 県	65.3	62.3	61.3	61.3	60.8
三 重 県	62.1	59.3	58.2	57.9	57.3
滋 賀 県	64.4	61.4	60.1	59.8	59.3
京 都 府	63.9	59.9	58.6	58.5	58.1
大 阪 府	64.4	61.0	59.9	60.0	59.5
兵 庫 県	63.3	60.0	58.8	58.5	57.9
奈 良 県	62.8	59.1	57.4	56.9	56.1
和 歌 山 県	59.8	56.9	55.6	55.0	54.3
鳥 取 県	60.4	57.3	55.3	54.3	53.8
島 根 県	58.1	55.0	53.2	52.6	52.4
岡 山 県	61.2	58.2	57.2	57.0	57.1
広 島 県	62.5	58.9	57.4	57.0	56.8
山 口 県	59.3	55.7	54.1	53.8	54.0
徳 島 県	60.6	57.2	55.0	54.1	53.6
香 川 県	60.9	57.1	55.6	55.1	54.9
愛 媛 県	60.4	57.1	55.3	54.6	54.2
高 知 県	59.0	55.5	53.8	53.1	52.6
福 岡 県	64.2	60.6	58.5	57.9	57.5
佐 賀 県	60.9	58.4	56.3	55.4	54.9
長 崎 県	60.4	57.5	55.0	53.7	52.9
熊 本 県	60.6	57.9	55.8	54.8	54.3
大 分 県	60.3	57.2	55.3	54.7	54.7
宮 崎 県	60.2	57.2	54.8	53.7	53.3
鹿 児 島 県	59.8	57.4	55.1	53.8	53.1
沖 縄 県	64.9	63.3	61.1	60.0	59.2

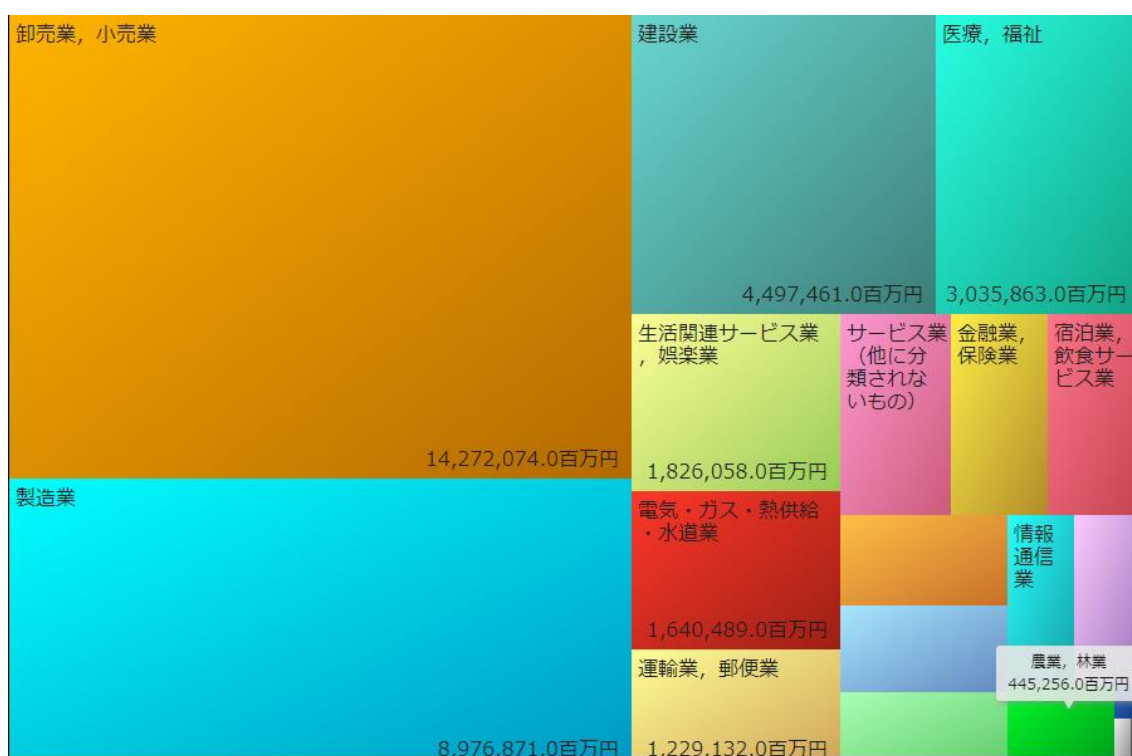
出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
(平成 25 年 3 月推計) から 2017WSD 作成

これらは、人々が都市部に流れていることが要因である。2016年に東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）では、転入47万8千人に対し、転出36万人で11万8千人の転入超過を記録している³²。上記の表で推計されているように、各都道府県から各地方の都市部へ、そして東京圏へ、という一極集中が今後も続くと予測されている。

第2節 東北地方の経済関連（産業構造含む）

第2章－第2節で我が国の経済情勢について述べた。本節では、東北地方に絞って、経済情勢について述べていく。図表I-3-4は、2012年の東北地方の企業単位の売上高をまとめたものである。東北地方全体の売上高は42兆2,123億1,600万円である。そのうち、農業・林業が占めるのは、4兆4,525億6,000万円である。売上高全体に占める農業・林業が占める割合は10.5%で約1割である。

図表I-3-4 2012年売上高(企業単位) 大分類



（出典）RESAS から 2017WSD 作成

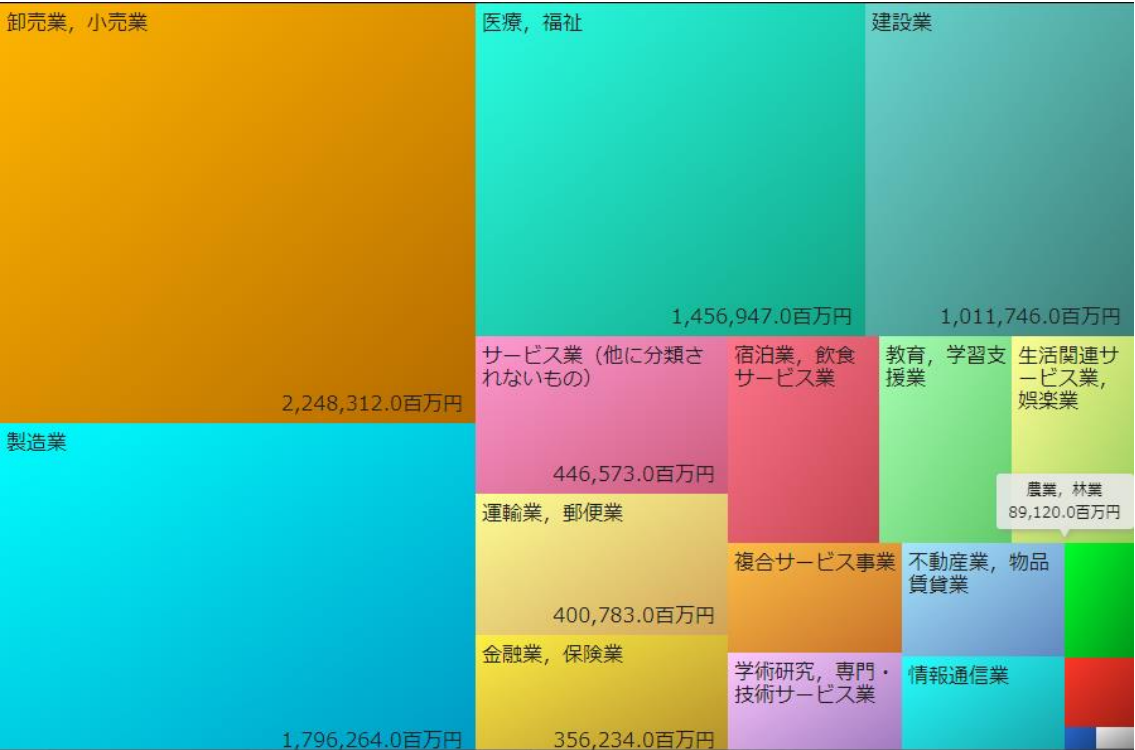
図表I-3-5は、2012年の東北地方の企業単位の付加価値額をまとめたものである。東北地方全体の付加価値額は9兆6,503億4,900万円である。そのうち、農業・林業が占めるのは、8,912億円である。付加価値額全体に占める農業・林業が占める割合は9.2%で約1

³² 首相官邸「まち・ひと・しごと創生基本方針2017（案）」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/souseikaigi/h29-05-29-siryou1.pdf>

割である。東北地方の付加価値額は、業種別にみると、卸売業・小売業、製造業、医療・福祉等が上位を占めている。

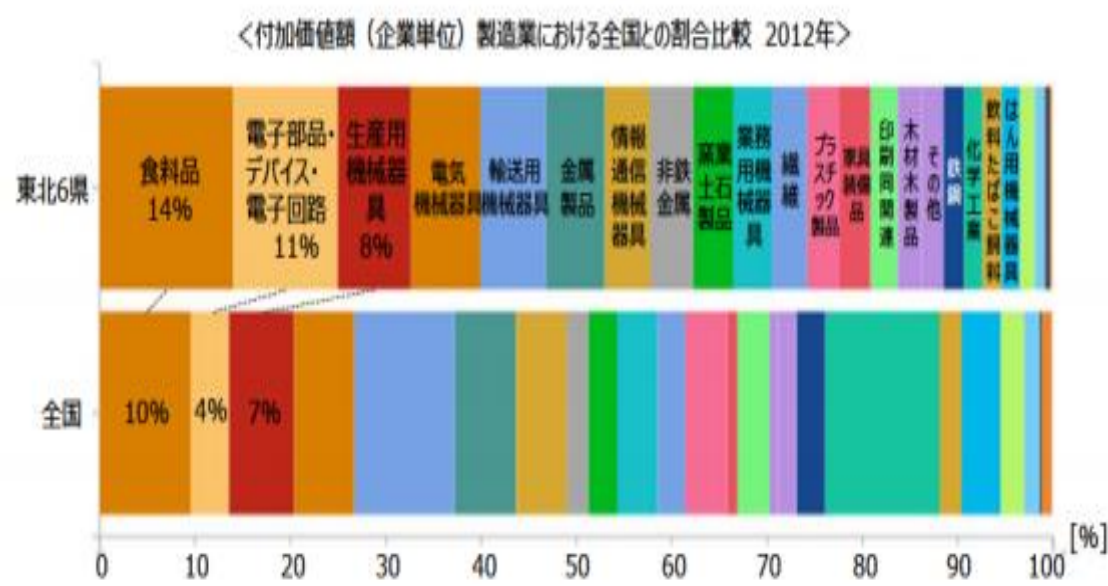
図表 I-3-5 2012 年付加価値額（企業単位） 大分類



（出典）RESAS から 2017WSD 作成

図表 I-3-6 によれば、東北地方の製造業における付加価値額の構成比は、食料品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、生産用機械器具製造業の順に比率が高く、さらに全国比より大きい。

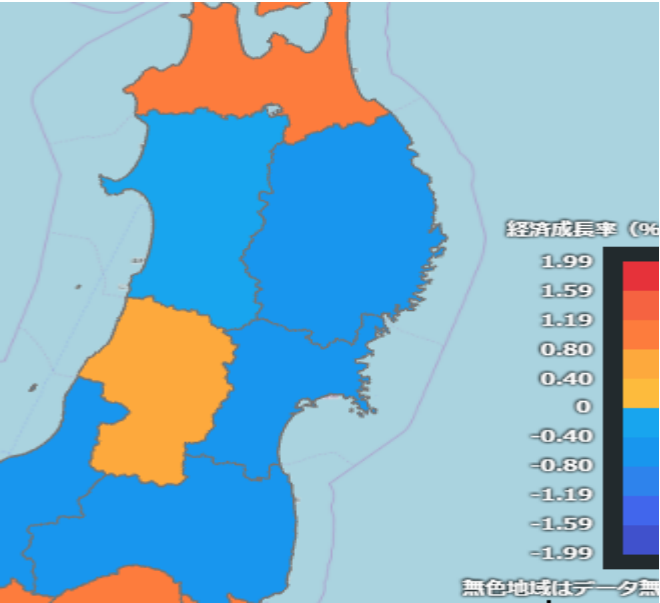
図表 I -3-6 付加価値額（企業単位）製造業における全国との比較と割合比較（東北）



（出典）RESAS から 2017WSD 作成

図表 I -3-7 は、2010 年の東北地方の経済成長率を表している。具体的な成長率は、青森県で 0.90%，岩手県で - 0.71%，秋田県で - 0.25%，宮城県で - 0.50%，山形県で 0.57%，福島県で - 0.59%である。

図表 I -3-7 東北地方の経済成長率

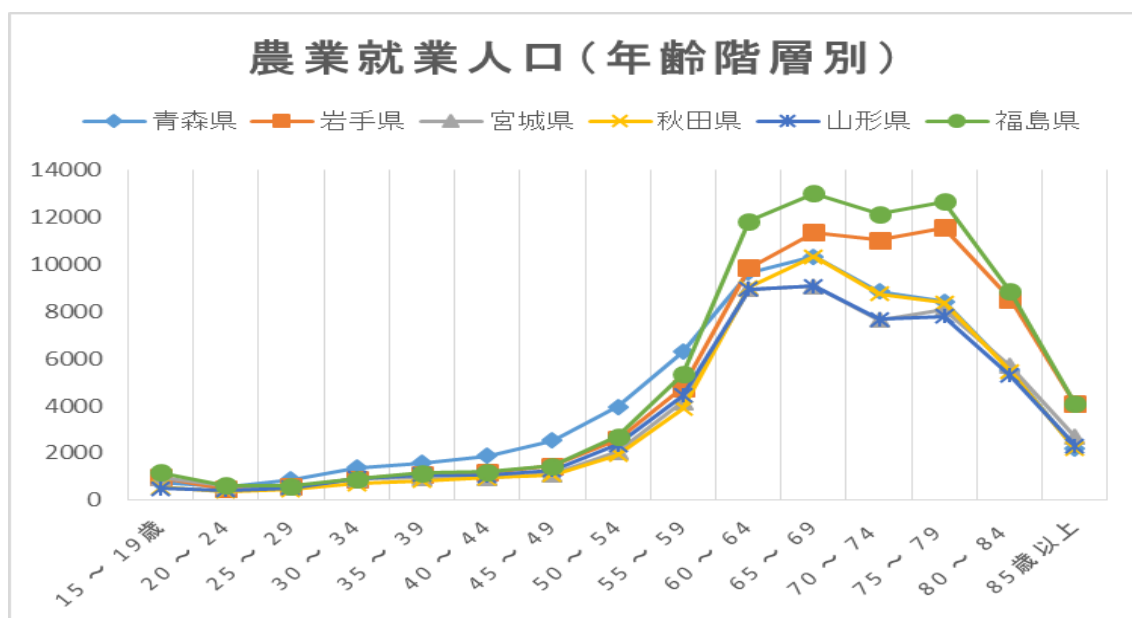


（出典）RESAS から 2017WSD 作成

第3節 東北農業の現状

まず農業就業人口についてであるが、近年、我が国全体で農業就業人口の高齢化が進み、農業就業人口の若返りが求められている。東北も例外ではなく、我が国全体の流れと同様に高齢化が進んでいる。65～79歳の層が多い岩手県・福島県は、我が国全体の農業就業人口の65歳以上の割合が63%なのに対し、福島県は65.22%、岩手県は66.06%と少し高くなっている。一方で、青森県は40～59歳の層が他県に比べ多く、65歳以上の割合は54.46%となっている。東北の他県が60%前後に対し、比較的低くなっている³³。（図表I-3-8）

図表I-3-8 農業就業人口（年齢階層別）



（出典）農林水産省「農林業センサス 2015」から 2017WSD 作成

次に農業経営体である。農業経営体とは、（1）経営耕地面積が 30a 以上の規模の農業、（2）農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数、その他の事業の規模が次の外形基準以上の農業³⁴、（3）農作業の受託の事業、のいずれかに該当する事業を行うもののことをいう³⁵。東北の農業経営体数は減少傾向にあり、各県で例外なく減少している。今後も人口減少の進行に伴い、経営体数は減っていくと考えられ、その中で担い手をどう確保するか

³³ 農林水産省「農林業センサス 2015」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001154297>

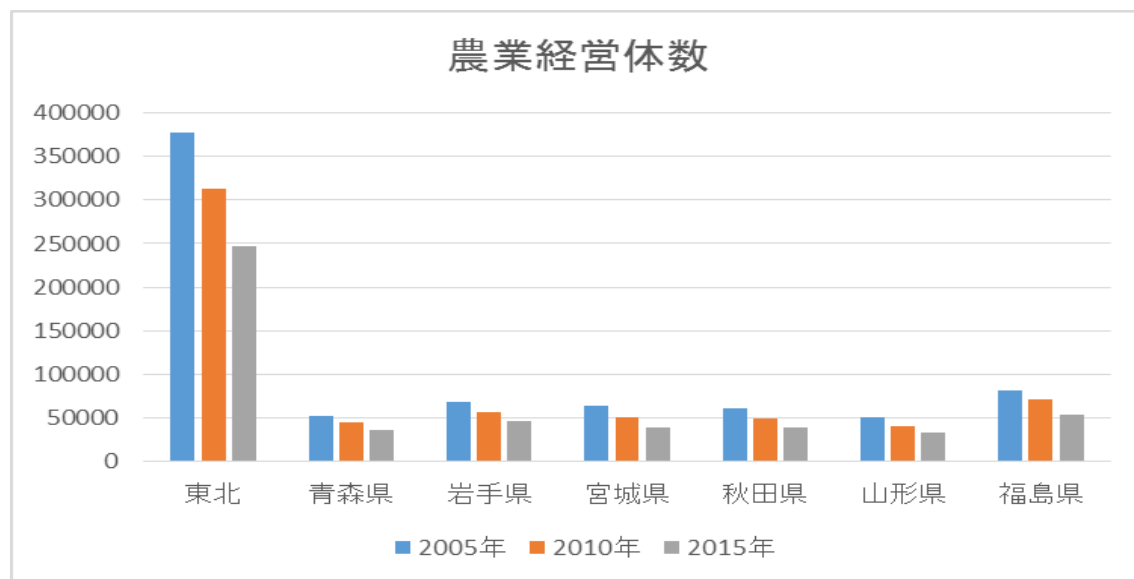
³⁴ 外形基準とは、①露地野菜作付面積 15a、②施設野菜栽培面積 350 m²、③果樹栽培面積 10a、④露地花き栽培面積 10a、⑤施設花き栽培面積 250 m²、⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭、⑦肥育牛飼養頭数 1 頭、⑧豚飼養頭数 15 頭、⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽、⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽、⑪その他 調査期日前 1 年間における農産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模、のことをいう。

³⁵ 農林水産省「世界農林業センサス 2010」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001034606&cycode=0>

が重要になってくる。(図表 I-3-9)

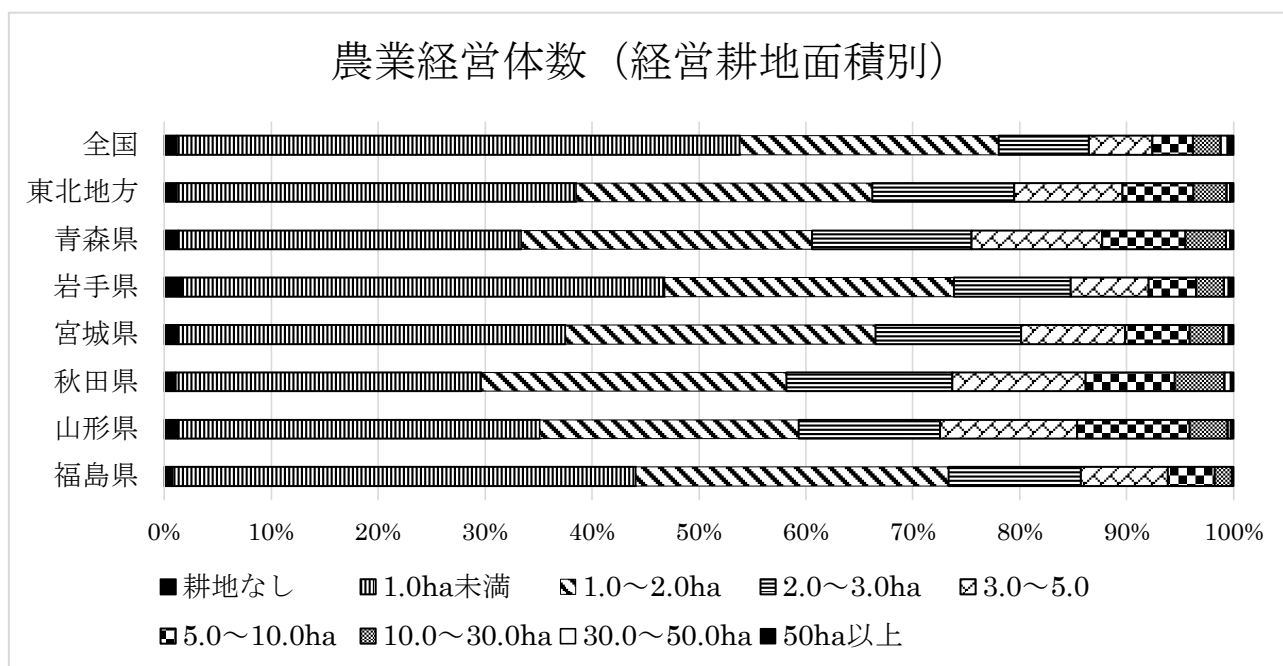
図表 I-3-9 農業経営体数



(出典) 東北農政局『グラフと図で見る東北の農業・農村 2016』から 2017WSD 作成

上述した農業経営体数について、経営耕地面積規模別と農産物販売金額規模別、の 2 つの視点から東北の現状を見ていく。まず経営耕地面積規模別である。全国的には、2ha 未満の比較的小さな面積規模の経営体が約 75%近くを占めているが、東北地方はその割合が約 65%と全国に比べ 1 経営体当たりの面積が大きい。東北各県で特徴的なのは、岩手県・福島県は全国並みであるのに対し、秋田県では大規模化が進み、1 経営体当たりの面積が大きいことである。1ha 以下の割合が、他県が 30%を超えて中には 45%と半分近くが 1ha 以下であるのに対し、秋田県ではその割合は 29.65%と低い。一方で、10ha 以上の割合は、福島県を除く他県が 4%前後であるのに対し、秋田県では 5.52%と比較的大規模化が進んでいる。(図表 I-3-10)

図表 I-3-10 農業経営体数（経営耕地面積規模別）



（出典）東北農政局『グラフと図で見る東北の農業・農村 2016』から 2017WSD 作成

次に農産物販売金額規模別である。全国に比べ、東北地方は 50 万円～1,000 万円までの中間層が多い一方で、50 万円未満、1,000 万円以上という両極端が少なくなっている。各県に目を向けると、1,000 万円以上の割合が全国では 8.68%であり、青森県だけが 8.96%と唯一上回っている。山形県の 7.71%が次いで高いが、他県は 5%前後であり、福島県に関しては 3.74%と低い。（図表 I-3-11）

図表 I-3-11 農業経営体数（農産物販売金額規模別） 単位：万円

	販売なし	～50	50～100	100～200	200～300	300～500	500～700	700～1,000	1,000～1,500	1,500～2,000	2,000～3,000	3,000～5,000	5,000～10,000
全国	9.63%	34.31%	15.42%	12.11%	6.52%	6.22%	3.50%	3.61%	3.19%	1.70%	1.69%	1.34%	0.76%
東北地方	8.19%	26.69%	17.52%	16.35%	8.90%	8.32%	4.35%	3.93%	2.62%	1.12%	0.96%	0.69%	0.37%
青森県	5.96%	16.72%	12.86%	15.24%	11.74%	13.40%	7.78%	7.35%	4.52%	1.78%	1.41%	0.88%	0.37%
岩手県	11.76%	32.04%	17.95%	14.76%	7.11%	6.15%	3.03%	2.38%	1.74%	0.83%	0.89%	0.82%	0.53%
宮城県	9.15%	30.57%	20.02%	16.32%	7.35%	5.38%	2.74%	2.82%	2.15%	1.04%	1.05%	0.84%	0.56%
秋田県	3.78%	24.18%	21.33%	20.58%	9.94%	8.25%	3.79%	3.00%	2.16%	1.12%	1.05%	0.58%	0.23%
山形県	3.57%	19.17%	16.18%	17.66%	11.24%	11.86%	6.45%	6.17%	3.95%	1.48%	1.10%	0.79%	0.39%
福島県	12.03%	32.45%	16.15%	14.57%	7.43%	6.76%	3.46%	3.05%	1.96%	0.74%	0.49%	0.35%	0.19%

（出典）農林水産省「農林業センサス 2015」から 2017WSD 作成

図表 I-3-12 は、農業部門別の販売金額を表した図である。図表を見て分かるように、東北は稲作の占める割合が高い。農業部門別の販売金額の全体は 1 兆 1,360 億 2,975 万円であるのに対し、稲作は 3,739 億 7,350 万円で、稲作の占める割合は 32.9%にのぼる。

図表 I-3-12 農業部門別販売金額（総額）（東北）



（出典）RESAS から 2017WSD 作成

東北地域は豊かな自然環境の中で農林水産業が営まれ、食料安定供給にも貢献してきたが、どのような作物を作っているか等について見ていきたい。

まず、我が国でどのような農産物が作られているのかについて見ていきたい。図表 I-3-13 では、全国、東北地方、東北各県の主要農産物トップ 10 が挙げられている。全国的には米がトップであり、次いで生乳、豚、肉用牛、鶏卵、ブロイラー（以下、まとめて畜産と言う。）が続く。東北地方においても、2 位にりんごが入っているが、全国的な傾向と変わらず、各県においても概ねその傾向がある。その中で、米や畜産を抑えて、青森県ではりんご、岩手県ではブロイラーがトップであり、特徴的である。青森県のりんごや岩手県のブロイラー一等、東北における農産物は米だけではないといえる。

図表 I-3-13 主要農産物ランキング（農業産出額ベース）

主要農産物ランキング(農業産出額ベース)								
	全国	東北	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
1位	米	米	りんご	ブロイラー	米	米	米	米
2位	生乳	りんご	米	米	肉用牛	豚	おうとう	鶏卵
3位	豚	豚	豚	豚	鶏卵	鶏卵	豚	きゅうり
4位	肉用牛	肉用牛	ブロイラー	生乳	豚	肉用牛	りんご	肉用牛
5位	鶏卵	ブロイラー	鶏卵	肉用牛	生乳	りんご	肉用牛	もも
6位	ブロイラー	鶏卵	肉用牛	鶏卵	ブロイラー	生乳	ぶどう	豚
7位	トマト	生乳	やまのいも	りんご	いちご	すいか	生乳	生乳
8位	いちご	おうとう	ニンニク	葉タバコ	きゅうり	ねぎ	西洋なし	トマト
9位	りんご	きゅうり	だいこん	きゅうり	ねぎ	きゅうり	すいか	りんご
10位	きゅうり	トマト	ごぼう	トマト	大豆	トマト	トマト	日本なし

（出典）東北農政局『グラフと図で見る東北の農業・農村 2016』から 2017WSD 作成

全国的にも東北地方においても主要農産物の上位を占めていた米と畜産について述べていく。まず米についてである。図表 I-3-14 より、東北地方では、全国比で 24%の米の産出額を占め、産出額ベースで我が国の約 4 分の 1 は東北で生産されている。各県に目を向けると、秋田県が特徴的である。秋田県の地域内構成比が 52.5%であり、秋田県内の農家の半分以上が米の生産に従事していることになる。産出額が 773 億円、全国 3 位と米の生産に依存しているといえる。一方で、米の産出額・地域内構成比が比較的低いのが青森県である。産出額は 388 億円、地域内構成比が 13.5%と米の比重は低い。上述の図表 I-3-13 から、りんごが青森県の産出額トップであるので、米ではなくりんご農家が多いと考えられる。

図表 I-3-14 米の産出額・地域内構成比・全国順位

米の産出額・地域内構成比・全国順位			
	産出額(億円)	地域内構成比	全国順位
全国	14370		
東北	3431	(全国比) 24%	
青森県	388	13.5%	13
岩手県	471	20.0%	9
宮城県	602	37.0%	6
秋田県	773	52.5%	3
山形県	668	31.4%	5
福島県	529	28.8%	8

（出典）東北農政局『グラフと図で見る東北の農業・農村 2016』から 2017WSD 作成

次に畜産についてである。各県に目を向けると、岩手県が特徴的である。岩手県の地域内構成比が 57.8%であり、岩手県内の農家の半分以上が畜産に従事していることになる。上述したように、ブロイラーが岩手県の産出額トップであり、そのことが岩手県の産出額・地域内構成比に大きく貢献していると考えられる。（図表 I-3-15）

図表 I-3-15 畜産の産出額・地域内構成比

畜産の産出額・地域内構成比		
	産出額(億円)	地域内構成比
全国	27782	
東北	3992	(全国比) 14%
青森県	863	27.3%
岩手県	1359	57.8%
宮城県	721	41.5%
秋田県	375	21.4%
山形県	310	14.6%
福島県	430	23.4%

(出典) 東北農政局『グラフと図で見る東北の農業・農村 2016』及び農林水産省「平成 26 年農業産出額及び生産農業所得(都道府県別)」から 2017WSD 作成

図表 I-3-16 は食料自給率(カロリーベース), 図表 I-3-17 は食料自給率(生産額ベース)の表である。(以下, カロリーベース, 生産額ベースと言う。)カロリーベースにおいて特徴的なのは秋田県が突出していることである。これは, 米の生産量が多いことが影響している。畜産物を生産している場合, 飼料を輸入に頼った場合は自給部分には反映されない。我が国は飼料の多くを輸入に頼っているため, 畜産が盛んな岩手県や青森県でカロリーベースが伸びてないという結果になっている。生産額ベースでは一転して, 青森県・岩手県, 加えて山形県の数値が高く出ている。これはカロリーベースであまり反映されていない果実や畜産物が反映されたことによる影響が大きい。金額ベースであるために, 果実や畜産物等, 単収の高い作物は大きく反映され, 米等の単収の低い作物は数値に反映されにくい。これにより, 果実や畜産物を多く生産している青森県, 岩手県, 山形県の数値が高く出るという結果になっている。

しかしながら, カロリーベースと生産額ベースの数値に開きがある原因は算出方法にあるとも考えられる。カロリーベースは, 重量を供給熱量に換算したうえで, 各品目を足し上げて算出している。これは, 1 人・1 日当たり国産供給熱量を 1 人・1 日当たり供給熱量で除したものに相当する。2015 年度の場合, 1 人 1 日当たり国産供給熱量は 954kcal に対し, 1 人 1 日当たり供給熱量は 2,417kcal であるので, カロリーベースは 39%となる。一方で, 生産額ベースは, 重量を金額に換算したうえで, 各品目を足し上げて算出している。これは, 食料の国内生産額を食料の国内消費仕向額で除したものに相当する。2015 年度の場合, 食料の国内生産額が 10.5 兆円に対し, 食料の国内消費仕向額が 16.0 兆円であるので, 生産額ベースは 66%となる³⁶。

生産額ベースに注目すると, 単にカロリーを金額に置き換えたものではない。生産額ベース計算式の分子は生産額合計, 分母は消費仕向け額合計である。国内で生産される農産物の総生産量, 国内生産額合計が同じでも, 輸出が増えると, その分, 国内消費仕向額が減ることになる。分母の値が小さくなるので, 生産額ベースの自給率は上がる。そのため両者の関

³⁶ 農林水産省「食料自給率とは」http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/011.html

係は一致しない³⁷。

図表 I-3-16 食料自給率(カロリーベース)

食料自給率(カロリーベース)				
	2000年	2005年	2010年	2013年
全国	40%	40%	39%	39%
東北	104%	105%	111%	105%
青森県	117%	116%	120%	118%
岩手県	103%	103%	112%	105%
宮城県	81%	79%	81%	74%
秋田県	157%	164%	172%	181%
山形県	128%	128%	139%	136%
福島県	79%	82%	90%	76%

図表 I-3-17 食料自給率(生産額ベース)

食料自給率(生産額ベース)				
	2000年	2005年	2010年	2013年
全国	71%	69%	69%	65%
東北				
青森県	200%	218%	232%	211%
岩手県	187%	173%	181%	175%
宮城県	110%	100%	96%	84%
秋田県	144%	140%	132%	136%
山形県	160%	150%	167%	166%
福島県	113%	113%	117%	90%

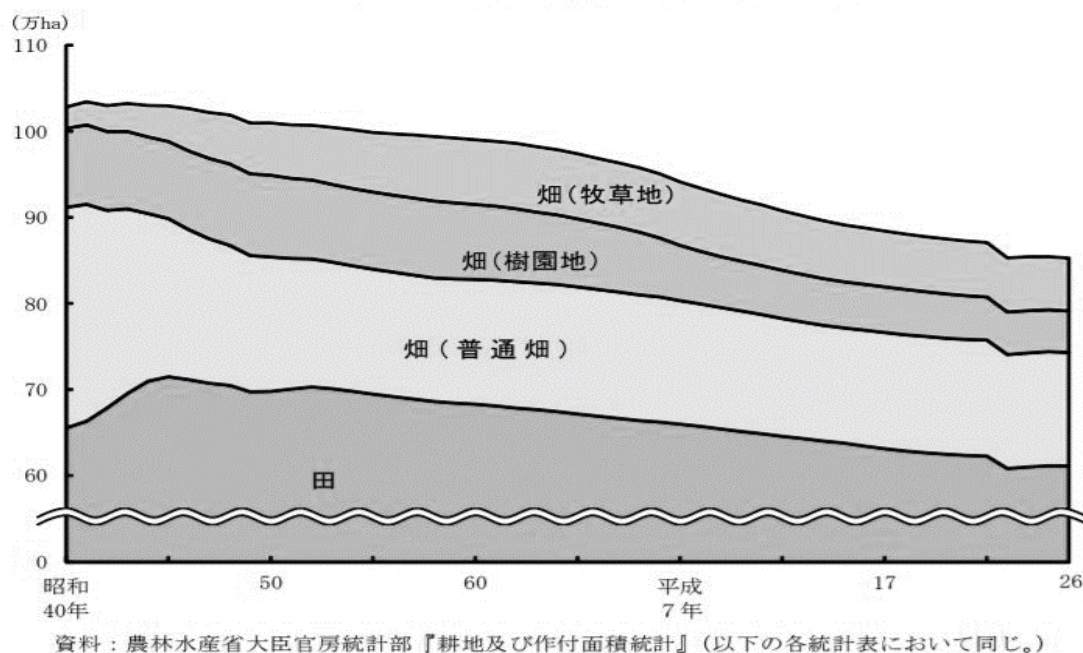
(出典) 東北農政局『グラフと図で見る東北の農業・農村 2016』から 2017WSD 作成

図表 I-3-18 のように、東北における農地面積も減少傾向にあり、特に田んぼの減少が顕著であり、最盛期である 1970 年に比べて約 10 万 ha 減少している。耕地利用率は、近年 92%前後を推移しているが、高齢化による引退や少子化に伴う若手の就農率の低下によって担い手が減少し、耕地利用率が低下する可能性もある。また、作付面積の割合は、全体的に低下している傾向にあるが、特に作付面積全体に占める水陸稲の割合は少なくなっており、減少傾向が著しい。

³⁷ 前出 農林水産省「食料自給率とは」

図表 I-3-18 東北における田・畑（種類）別耕地面積の推移

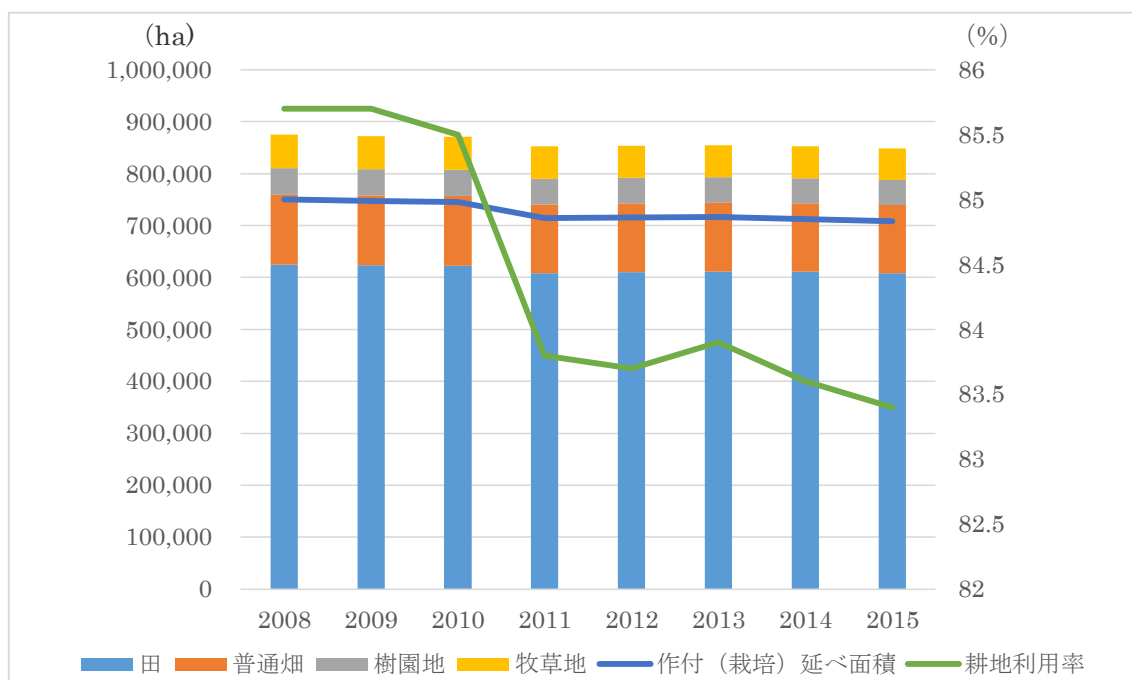
1 田・畑（種類）別耕地面積の推移（東北）



（出典）東北農政局「農林水産統計東北」より抜粋

東北地域において、近年の耕地面積，作付（栽培）延べ面積，耕地利用率の推移を図表 I-3-19 のように示した。耕地面積においては，田んぼの面積が 2008 年では約 62 万 5 千 ha から 2015 年に 60 万 9 千 ha に減少している。これは，2011 年の東日本大震災による津波や福島第一原発事故による影響により，著しく減少したことにもよる。特に，耕地利用率は，2011 年を境に著しく減少しており，近年では全国平均よりも約 8% も低い状況にあり，福島県の耕地利用率が 2015 年において 75% であることから，福島第一原発による影響が大きいことが見て取れる。

図表 I-3-19 東北地域の耕地面積，作付（栽培）延べ面積，耕地利用率の推移



（出典）東北農政局「平成 27 年度東北 食料・農業・農村情勢報告 参考統計表」
から 2017WSD 作成

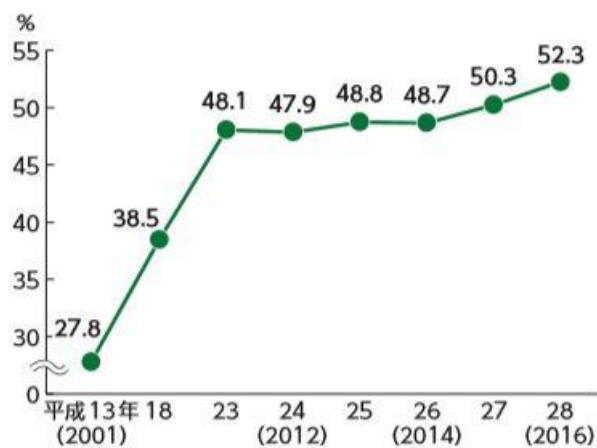
「日本再興戦略」（2013 年 6 月閣議決定）によると，2023 年までに担い手に全農地面積の 8 割を集積するという目標を掲げ，2016 年時点，担い手の利用面積は農地面積全体の約 5 割となっている（図表 I-3-20）。これは，国が 2012 年度から各地域の農業者の間で地域農業の将来について，中心となる経営体をどこにするか，その経営体に農地をどう集積・集約させていくか話し合う「人・農地プラン」の作成を推進し，機構の整備により進展したとみられる³⁸。機構は，農地利用の集積・集約化を目指す担い手に貸付け，農地集積・耕作放棄地解消を目指しており，中間的な受け皿として機能している。農林水産省によると，機構は農地を借り受け，できるだけまとまった形で農地利用の集積・集約化を目指す担い手に貸し付けるだけでなく，狭小な区画や排水条件が悪い等の担い手が使いにくい農地の整備や，借りた農地を借り手が見つかるまで責任を持って管理されている³⁹。加えて，担い手の農地の貸付を透明性のある公正な規則の基に公募が行われ，都道府県知事の許可を得た公正な貸付先が決定される。農地を集積するメリットは，「人・農地プラン」の話し合いの中で，機構に農地の貸付けや再編成を進めることで合意した場合，その地域に地域集積協力金が支払われることである。地域集積協力金は，機構への貸付割合で交付単価が変わり，また，

³⁸ 農林水産省『平成 29 年版 食料・農業・農村白書』（日経印刷，2017），p50

³⁹ 農林水産省「特集 1 活用しよう！農地中間管理機構（1）」『aff [あふ] 第 45 巻第 8 号通巻 527 号』（2014）

その交付単価も機構の事業が円滑にスタートを切ることができるように年度によって変更がある。

図表 I-3-20 担い手に対する農地の利用集積率



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、[集落営農実態調査]（組替集計）、農林水産省調べ
注：1) 農地中間管理機構以外によるものを含む。
2) 各年3月時点

（出典）農林水産省『平成 29 年版 食料・農業・農村白書』より抜粋

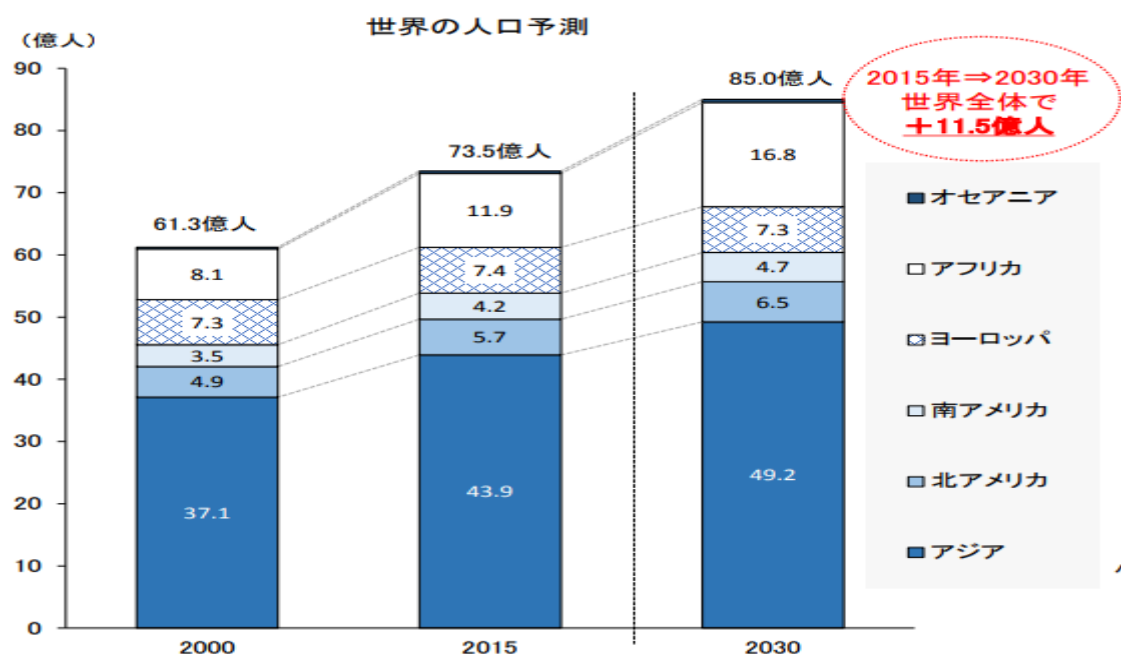
第4章 世界の現状と将来予測

第2章では、我が国の現状を見てきた。本章では、世界の現状と将来予測について述べていく。第1節では人口、第2節では経済、第3節では農業の現状と将来予測について述べる。

第1節 人口の現状と将来予測

図表 I-4-1 から、世界の人口は 2015 年の約 73 億人に対し、2030 年には約 85 億人まで増えると予想されている。地域別の世界の人口推移を見ると、人口増加が著しい地域としては、インド、アジア、アフリカが挙げられる。2000 年比で見ると、2050 年の推計人口はインドで約 1.6 倍、アジアで約 1.5 倍、アフリカで約 2.7 倍となっている。

図表 I-4-1 世界の人口予測



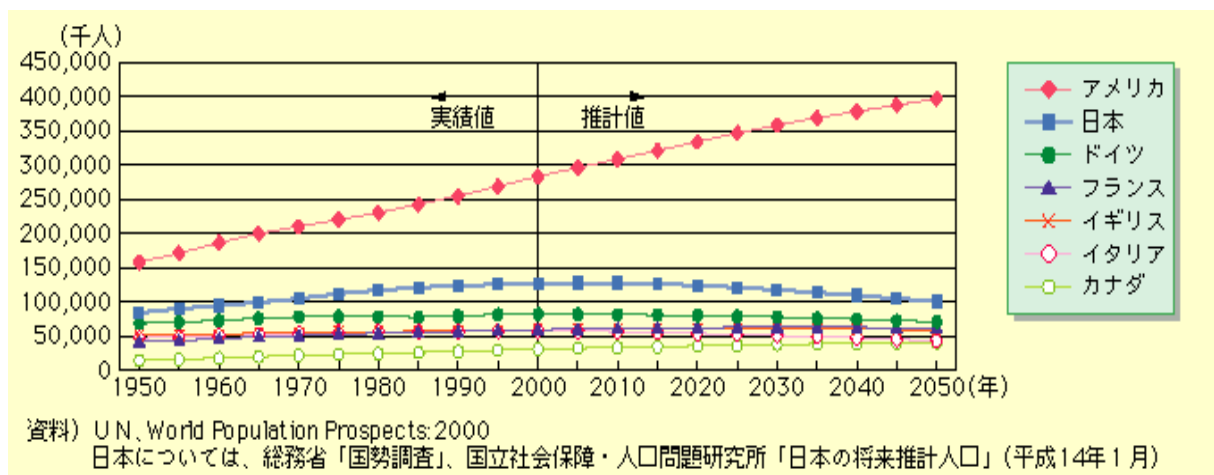
(出典) 内閣府「2030 年展望と改革タスクフォース報告書 (参考資料集)」より抜粋

図表 I-4-2 で、主要先進国については、第二次世界大戦後、概ね安定的に増加してきたが、日本、ドイツ、イタリアでは 2005 年前後から減少している。イギリス、フランスでは 2035 年前後をピークに人口減少過程に入るものと見込まれている。アメリカとカナダを除いて、先進諸国でこれからますます人口減少が進むことが予想される⁴⁰。

⁴⁰ 国土交通省「平成 14 年国土交通白書」

<http://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h14/H14/html/E1011202.html>

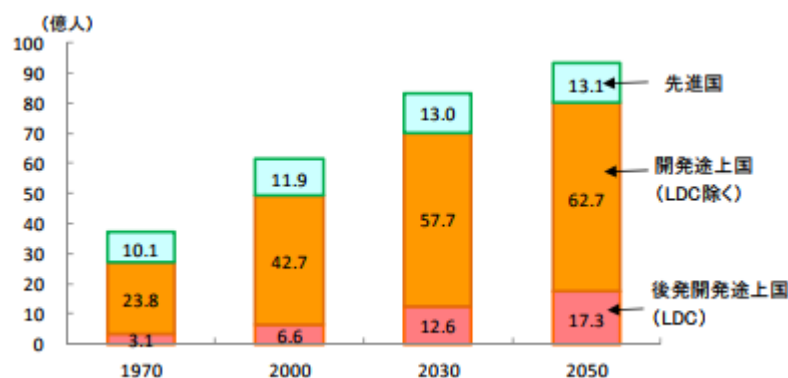
図表 I-4-2 主要先進諸国の人口の推移



(出典) 国土交通省「平成14年国土交通白書」より抜粋

図表 I-4-3 は先進国、開発途上国別の人口推移を表している。図表から、先進国では微増に留まるが、開発途上国や後発開発途上国で人口が大幅に増加していくという予想が見られる。

図表 I-4-3 先進国、開発途上国別人口推移



(出典) 農林水産省「先進国、開発途上国別人口推移」より抜粋

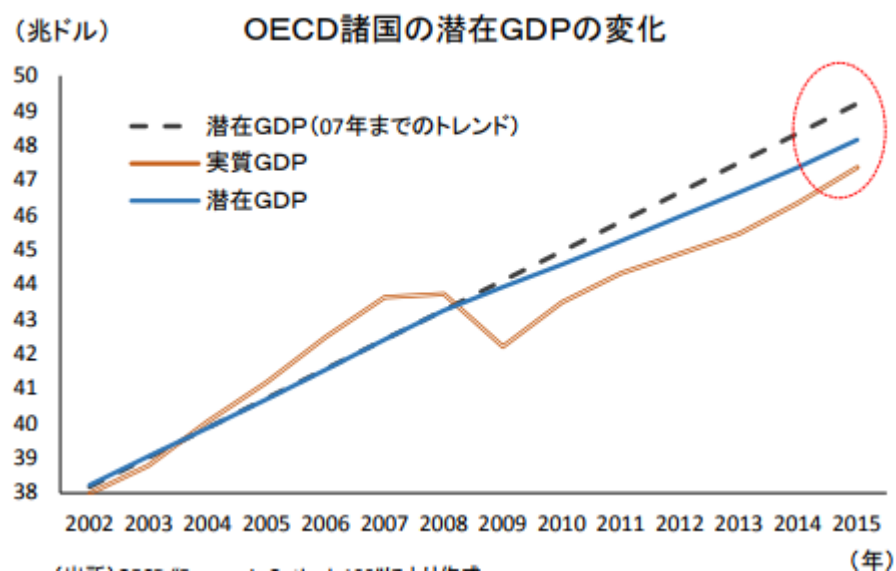
このように、人口減少が進む我が国や多くの先進諸国とは対照的に、開発途上国では人口が増加していくことが予想される。人口増加すれば、その分食料需要が高まる。その食料需要にどう対応していくかが今後重要になってくると考えられる。

第2節 経済の現状と将来予測

2008年の金融危機以降、先進国では、潜在成長率と自然利子率（経済・物価に中立的な

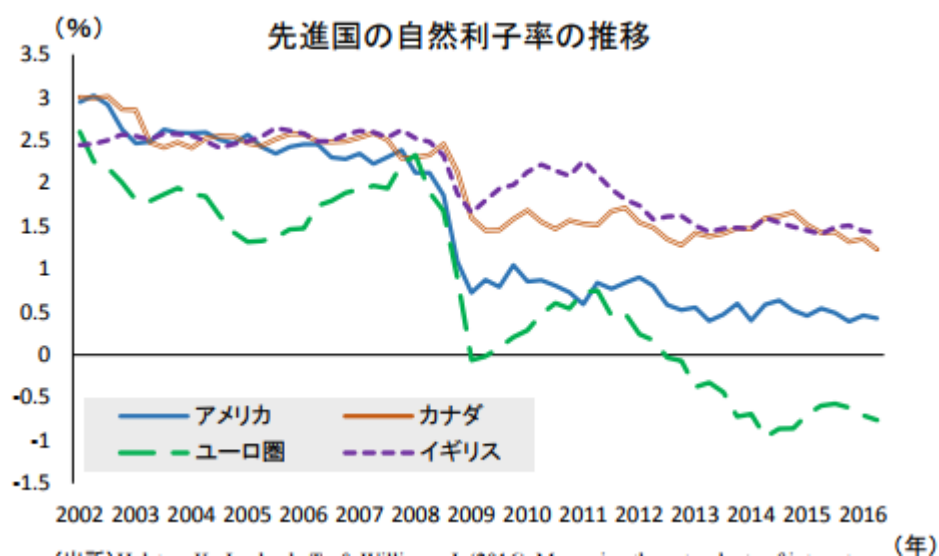
実質利子率)の低下を伴う「長期停滞」の状態にあるとの指摘がある⁴¹。図表 I-4-4 の通り、OECD 諸国の潜在 GDP は 2007 年までのトレンドに比べて鈍化している。先進国の自然利子率については図表 I-4-5 にあるように、低下する傾向にある。

図表 I-4-4 OECD 諸国の潜在 GDP の変化



(出典) 内閣府「2030 年展望と改革タスクフォース報告書 (参考資料集)」より抜粋

図表 I-4-5 先進国の自然利子率の推移

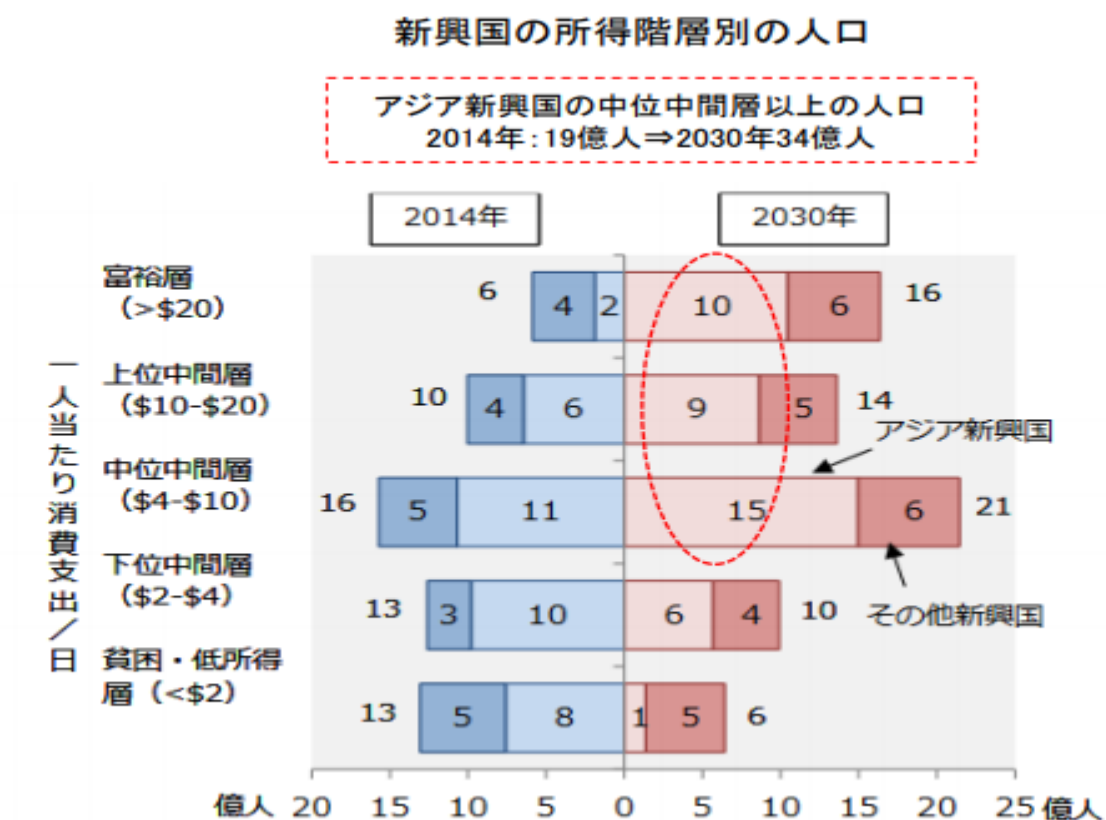


(出典) 内閣府「2030 年展望と改革タスクフォース報告書 (参考資料集)」より抜粋

⁴¹ 内閣府「2030 年展望と改革タスクフォース報告書 (参考資料集)」
http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2017/0125/shiryo_04-2-2.pdf

一方で、新興国はますます経済が発展していくことが見込まれている。図表 I-4-6 にあるように、下位中間層や貧困・低所得層から中位中間層・上位中間層・富裕層へと人口がシフトされることが予想される。アジア新興国の中位中間層以上の人口は、2014 年時点で 19 億人であったのが、2030 年には 34 億人まで増えることが予想されている⁴²。新興国の経済発展により、消費に回すことができる所得が増えることが見込まれており、この新興勢力を新たな消費者として捉えていくことが必要になってくる。

図表 I-4-6 新興国の所得階層別の人口



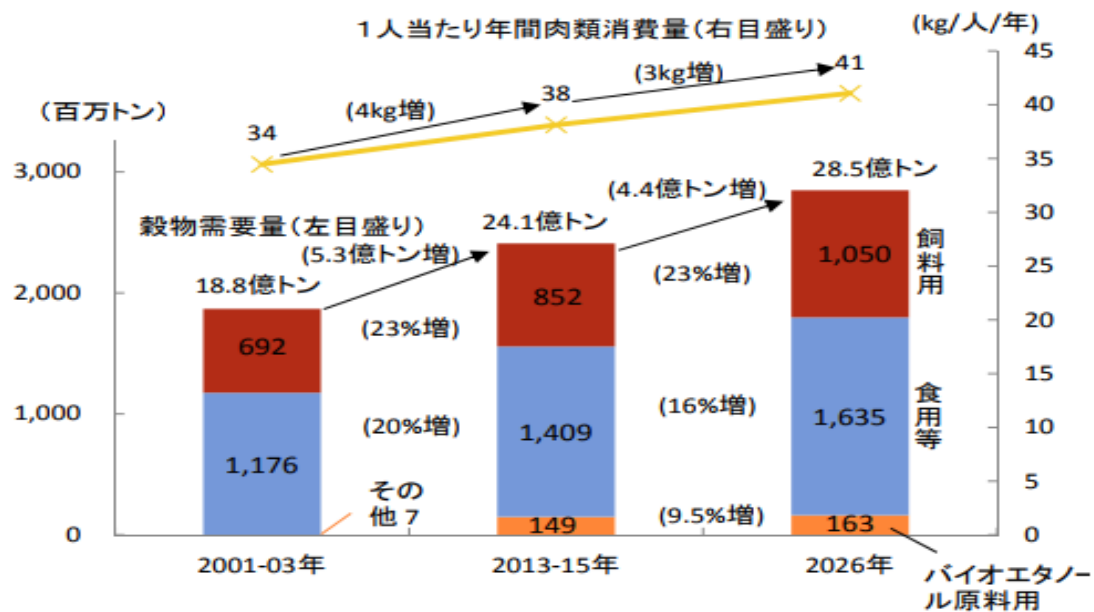
(出典) 三菱総合研究所「内外経済の中長期展望 2016-2030 年度」より抜粋

第3節 農業の現状と将来予測

第3章―第1節で述べたように、2030 年までに世界の人口は増えていくことが予想されている。特に、開発途上国での人口増加は著しい。図表 I-4-7、図表 I-4-8 のように、世界で食料需要が伸びることが見込まれている。穀物の需要以上に、肉類やバター、植物油等、多岐にわたって需要の増加が予測されている。

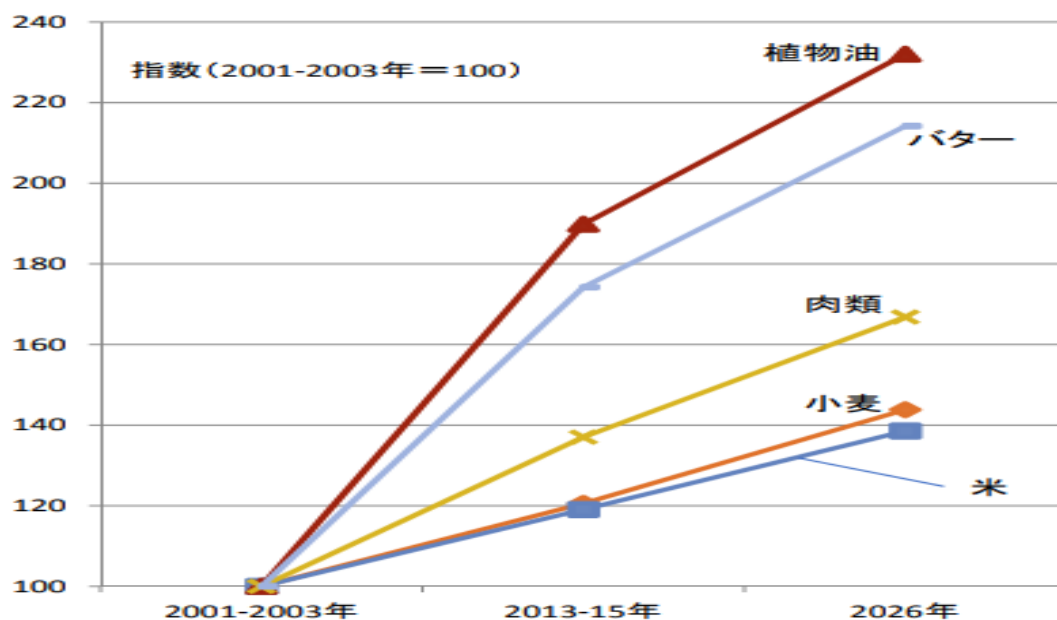
⁴² 三菱総合研究所「内外経済の中長期展望 2016-2030 年度」
<http://www.mri.co.jp/news/press/uploadfiles/pr20160624pec04.pdf>

図表 I-4-7 用途別穀物消費量と 1 人当たり年間肉類消費量（世界合計）



（出典）農林水産政策研究所「世界の食料需給の動向と中長期的な見通し—世界食料需給モデルによる 2026 年の世界食料需給の見通し—」より抜粋

図表 I-4-8 主要品目の消費量の変化



（出典）農林水産政策研究所「世界の食料需給の動向と中長期的な見通し—世界食料需給モデルによる 2026 年の世界食料需給の見通し—」より抜粋

これら拡大する世界のマーケットを視野に入れ、世界の農業生産の実態を見ていく。図表 I-4-9 は世界の国別農産物産出額と国別農産物輸出額を表したものである。図表左側の国別農産物産出額では、国土の大きい大国が名を連ねるものの、図表右側の国別農産物輸出額では、大国と並んで国土が比較的小さいヨーロッパの各国が名を連ねている。

図表 I-4-9 国別農産物産出額と国別農産物輸出額

国別農産物産出額(億USDドル)			国別農産物輸出額(億USDドル)		
順位	国	産出額	順位	国	産出額
1	中国	12846	1	アメリカ	1477
2	アメリカ	3111	2	オランダ	909
3	インド	2568	3	ドイツ	840
4	ブラジル	2194	4	ブラジル	839
5	インドネシア	1260	5	フランス	748
6	ロシア	969	6	中国	465
7	トルコ	737	7	スペイン	457
8	フランス	731	8	カナダ	450
9	日本	711	9	ベルギー	442
10	イラン	698	10	イタリア	433

(出典) 21 世紀政策研究所『2025 年 日本の農業ビジネス』（講談社，2017）より抜粋

図表 I-4-9 に挙げられたヨーロッパ各国の主要農産物は図表 I-4-10 の通りである。これらの国々で共通していることは、自国でとれた農産物を高付加価値の食料品に加工して輸出しているという点である⁴³。

⁴³ 21 世紀政策研究所『2025 年 日本の農業ビジネス』（講談社，2017），p20

図表 I-4-10 農産物輸出上位国の農産物輸出入品目（百万USドル）

農産物輸出上位国の農産物輸出入品目（百万USドル）								
	アメリカ			オランダ			ドイツ	
	品目	額	シェア(%)	品目	額	シェア(%)	品目	シェア(%)
輸出	大豆	21,494	14.6	その他食品加工品	3,672	4.0	チーズ	4,748
	小麦	10,543	7.1	チーズ	3,660	4.0	その他食品加工品	4,486
	トウモロコシ	6,883	4.7	タバコ	3,066	3.4	その他チョコレート製品	4,245
	綿花	5,589	3.8	食品廃棄物	2,377	2.6	タバコ	3,457
	骨なし牛肉	4,398	3.0	大豆粕	2,242	2.5	ペストリー	3,044
	総額	147,722	100	総額	90,945	100	総額	83,966
輸入	蒸留酒	7,050	6.2	大豆粕	2,686	4.6	コーヒースト	4,170
	ワイン	5,492	4.8	パーム油	2,543	4.3	チーズ	3,831
	コーヒースト	4,801	4.2	大豆	1,909	3.3	ワイン	3,114
	ビール大麦	3,909	3.4	その他食品加工品	1,717	2.9	菜種	2,583
	骨なし牛肉	3,255	2.9	カカオ豆	1,594	2.7	その他食品加工品	2,565
	総額	113,690	100	総額	58,501	100	総額	90,628
ブラジル			フランス			中国		
輸出	大豆	22,812	27.2	ワイン	10,349	13.8	その他食品加工品	3,042
	原料糖	9,164	10.9	小麦	6,155	8.2	その他果物加工品	2,062
	鶏肉	7,004	8.3	蒸留酒	4,862	6.5	その他野菜加工品	1,657
	大豆粕	6,787	8.1	チーズ	3,583	4.8	ニンニク	1,397
	鶏肉	6,308	7.5	トウモロコシ	2,613	3.5	鶏肉	1,296
	総額	83,945	100	総額	74,804	100	総額	46,494
輸入	小麦	24,415	21.2	その他食品加工品	2,242	3.9	大豆	38,009
	天然ゴム	585	5.1	その他チョコレート製品	1,889	3.3	綿花	8,441
	麦芽	527	4.6	ペストリー	1,834	3.2	天然ゴム	5,759
	その他食品加工品	447	3.9	焙煎コーヒースト	1,725	3.0	パーム油	4,904
	オリーブ油	377	3.3	タバコ	1,711	3.0	牛皮	2,825
	総額	11,392	100	総額	57,255	100	総額	115,388
スペイン			カナダ			デンマーク		
輸出	ワイン	3,390	7.4	小麦	6,549	14.6	骨付き豚肉	1,806
	オリーブオイル	2,957	6.5	菜種	4,199	9.3	その他食品加工品	1,710
	骨付き豚肉	1,870	4.1	菜種油	2,755	6.1	骨なし豚肉	1,591
	マンダリンオレンジ	1,704	3.7	骨なし豚肉	2,188	4.9	チーズ	1,556
	オレンジ	1,470	3.2	大豆	1,896	4.2	食品廃棄物	372
	総額	45,724	100	総額	44,982	100	総額	20,157
輸入	大豆	1,919	6.1	その他食品加工品	2,430	7.3	大豆粕	820
	トウモロコシ	1,674	5.3	ワイン	2,026	6.1	ワイン	724
	タバコ	1,228	3.9	骨なし牛肉	967	2.9	その他食品加工品	582
	蒸留酒	1,213	3.8	その他チョコレート製品	909	2.7	骨なし牛肉	501
	その他食品加工品	1,199	3.8	蒸留酒	791	2.4	チーズ	355
	総額	31,718	100	総額	33,267	100	総額	12,150

（出典）21 世紀政策研究所『2025 年 日本の農業ビジネス』（講談社，2017）より抜粋

これらから、世界の農業生産を 3 タイプに分けることができる。1 つめは、原料農産物を作り、自国民への食糧供給を最優先する「開発途上国型農業」である。2 つめは、経済発展とともに原料穀物の過剰生産に陥り、それを輸出に振り向ける「新大陸先進国型農業」である。そして 3 つめは、市場のニーズを捉えて商品開発を行い、食品加工業と連携することで農産物の付加価値を高め、市場開拓してきた「成熟先進国型農業」である⁴⁴。我が国は国土の狭さからも、3 つめの農業生産のタイプを目指していくのが望ましいと考えられる。

⁴⁴ 21 世紀政策研究所『2025 年 日本の農業ビジネス』（講談社，2017），p24

第5章 戦後以降の農政の歴史

第1章から第4章において、将来予測と現状分析に重点をおいて述べてきた。本章では戦後以降の農政の歴史を述べていく。戦後の農政は、(1) 終戦後から農業基本法制定まで(1945～61年)、(2) 農業基本法のもとでの農政展開(1961～80年)、(3) 国際化の進展と食料・農業・農村基本法の制定(1980～99年)、(4) 食料・農業・農村基本法の理念に基づく施策の具体化(1999～2008年)の4つに大別できる⁴⁵。以下の各節において、それぞれ述べていく。

第1節 戦後農政

まず、戦後農政について整理する。戦後間もない頃、課題となっていたのは「農村の貧困追放と都市への食料供給」であった。戦時中、寄生地主制によって農業生産力が戦争に動員された。その反省から、戦後まもなく、広範な自作農を創設・定着するための農地改革が行われた。1947年の農協法の制定、1952年の農地法の制定が農地改革を後押しする形となった。

また、食料が絶対的に不足する食糧危機にあったため、食糧増産が至上命題であった。食糧増産5ヵ年計画を策定し、米の輸入とともに食糧増産に取り組んだ。加えて、海外から安価な過剰農産物の輸入が可能な畑作物は輸入に依存する形をとった⁴⁶。(図表 I-5-1)

第2節 農業基本法下の農政

次に、農業基本法下での農政について整理する。この時期、世の中は高度成長の真っ只中であつた。その中で生まれてきた課題が、(1) 生産性・所得の農工間格差の是正、(2) 米麦中心の生産から、畜産、野菜、果樹等需要が拡大する作物への生産転換(選択的拡大)、の2つである。農工間格差が拡大した要因として、零細農耕、低生産性、過剰人口等が挙げられる。格差解消のためには、成長経済による過剰人口の吸収が行われた。これにより、規模拡大が進展し、生産性と所得の向上につながると考えられた⁴⁷。また、経過措置としての価格支持政策があつたこともあり、米の過剰生産が問題となっていた。

この状況を改善すべく、農地の流動化推進と米の生産調整が行われた。農地の流動化推進の例としては、農用地利用増進事業や農地法の改正(借地による農地流動化)がある。米の生産調整としては、減反政策がある。加えて、他作目への転作が推奨され、飼料作物や麦大豆、そば等には転作奨励金まで出た。

しかし、機械の導入により、労働生産性が上昇したことで、兼業によって農業を営むことができ、農地が流動化せず、規模拡大が進まなかった。また、作物転換もなかなか進まない

⁴⁵ 農林水産省「戦後農政の流れ」

http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h19_h/trend/1/t1_1_2_10.html

⁴⁶ 久野秀二「日本農業の歴史と現状」

https://www.econ.kyoto-u.ac.jp/~hisano/documents/2011_agecon_3.pdf

⁴⁷ 同上

という結果となった。(図表 I-5-1)

図表 I-5-1 戦後から農業基本法下での農政

	年	社会・経済のうごき	食料・農業・農村の動向と主要な施策の流れ
終戦後から農業基本法制定まで	1942		42 「食糧管理法」制定 (国による米の全量管理等)
	45	終戦	
		○社会の民主化	○食糧の増産
			○農村の民主化(農地改革) ・政府による小作地の買収 ・売渡しによる広範な自作農の創設
農業基本法のもとでの農政展開	56	「もはや戦後ではない」 (経済白書)	52 農地法制定(農地改革の成果の維持)
	60	国民所得倍増計画	
	61		61 農業基本法の制定 〔・農業生産の選択的拡大〕 〔・自立経営の育成〕
	64	東海道新幹線開業	64 出かせぎ農民100万人を超える
	64	オリンピック東京大会開催	
	65	いざなぎ景気	65 山村振興法制定
	68	日本、GNP世界第2位	67 米の完全自給を達成
			69 自主流通米制度の発足
			69 農地法改正、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)制定 〔・借地による農地流動化の促進〕 〔・農業地帯の保全と振興〕
	70		
			○高度経済成長のなかで農業・農村に様々なゆがみ ○国民の所得増大に伴う食料消費の高度化→米消費の減少による需給ギャップ ○都市化・工業化による地価高騰で農地の資産保有傾向の高まり等→規模拡大の停滞 ○農村の過疎化、都市の過密、公害の発生等
	71	ニクソンショック、変動相場制へ移行	70 過疎地域対策緊急措置法制定 71 米の生産調整を本格的に開始 72 異常気象による世界食料危機 73 米国産大豆輸出規制 74 農振法改正 〔市町村が主体となり集团的に利用権を設定し、農用地の利用を増進する〕 〔事業の創設〕
	76	ロッキード事件	75 みかんの生産調整を開始
	80	日本、世界一の長寿国へ	80 農政審議会「80年代の農政の基本方向」答申 〔「日本型食生活」、「食料安全保障」の提起〕
			80 農地三法 (農用地利用増進事業を拡大した農用地利用増進法の制定等)

(出典) 農林水産省「戦後農政の流れ」より抜粋

第3節 農業基本法下での新しい農政

続いて、農業基本法下での新しい農政について整理する。ここでいう新しい動きというのは、国際社会の動きを指す。1980年代前半には、貿易収支の不均衡から日米経済摩擦が生じていた。アメリカは自国の貿易赤字を減らすべく、我が国に対して農産物自由化の圧力を

かけており、その1つの例として、1984年の牛肉・オレンジ自由化問題が挙げられる。1980年代後半にはプラザ合意により、円高ドル安の政策誘導が取られた。これにより、米欧の間ではダンピング輸出合戦が繰り広げられていた。これを協調して回避すべく、1994年にGATT・ウルグアイ・ラウンドで合意形成が行われた。合意の内容としては、関税の削減、価格支持・輸出補助金の削減等が挙げられる。これら国際社会の動きは、それまでの米価維持政策や補助金政策といった保護農政からの1つの転換期となった⁴⁸。

一方国内では、(1)「農業」に加え、「食料」「農村」という視点からの施策の構築、(2)効率的・安定的経営体の育成、(3)市場原理の一層の導入、が課題となっていた。農業の持続的な発展もさることながら、食糧の安定供給確保や農村の多面的機能の維持等、国民のニーズが多様化していた。これにより、担い手の育成・確保、国の全量管理から民間主導の流通への転換、が行われた。担い手育成・確保のために農業経営基盤強化促進法が整備され、食糧法の制定によって政府の買入れは備蓄のためだけに限定され、より一層市場原理に委ねられることとなった⁴⁹。(図表 I-5-2)

第4節 食料・農業・農村基本法下での農政

最後に食料・農業・農村基本法下での農政について整理する。第5章―第3節の国内の動きから、1999年に食料・農業・農村基本法が制定された。この法律に基づいて、5年ごとに食料・農業・農村基本計画が整備され、施策が具体化されていくこととなった。この法律の下では、(1)効率的・安定的農業経営が担う農業構造の確立、(2)米政策改革が推進された。具体的な政策に目を向けると、(1)では農地法の改正(リース方式による一般企業参入の全面自由化)、農地中間管理機構関連2法の制定、中山間地域等直接支払い制度、戸別所得補償制度、経営所得安定対策等がある。(2)では生産数量目標の配分を需要実績に基づく数量配分とした米政策改革大綱、米の需給調整の見直しから始まり、2018年からの生産調整廃止等がある。(図表 I-5-2)

また、2016年には、農業者の努力によってのみでは解決できない構造的な問題を解決し、農業者が自由に経営できる環境整備のために農業競争力強化プログラムが作られた。このプログラムは、(1)生産資材価格の引下げ、(2)流通・加工の構造改革、(3)人材力の強化、(4)戦略的輸出体制の整備、(5)原料原産地表示の導入、(6)チェックオフ(生産者から拠出金を徴収、販売促進等に活用)の導入、(7)収入保険制度の導入、(8)土地改良制度の見直し、(9)農村の就業構造の改善、(10)飼料用米の推進、(11)肉用牛・酪農の生産基盤強化、(12)配合飼料価格安定制度の安定運営、(13)生乳の改革、の13項目からなる⁵⁰。

⁴⁸ 前出 久野秀二「日本農業の歴史と現状」

⁴⁹ 富田 洋三「農業政策の変遷と農業問題」

https://ci.nii.ac.jp/els/contentscinii_20171220063409.pdf?id=ART0010042362

⁵⁰ 農林水産省「農業競争力強化プログラム(概要)」

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/nougou_kyousou_ryoku/attach/pdf/nougou_kyoso_ryoku-7.pdf

この中には、全農改革も含まれている。

以上のような農政の変遷から、戦後は食料供給のためから農家を守る保護農政であったが、徐々に農業者の自立を促す攻めの農業へと変わりつつある。また、国際社会の動きから、一部の作物を除いては関税等による保護貿易ではなく、輸出入の自由化の流れにある。世界の情勢を鑑みれば今後もこの流れが続く可能性が考えられる。

図表 I-5-2 農業基本法下での新しい農政と食料・農業・農村基本法下での農政

年	社会・経済のうごき	食料・農業・農村の動向と主要な施策の流れ
国際化の進展と食料・農業・農村基本法の制定	○国際化の進展のなかで、国際規律への対応が課題 ○農業従事者の減少・高齢化が進行するなか、担い手育成が重要課題 ○中山間地域等では過疎化が進行	
	85 85 プラザ合意 89 消費税導入 89 ベルリンの壁崩壊 91 湾岸戦争、バブル経済崩壊 92 地球環境サミット 95 阪神・淡路大震災	88 日米農産物交渉合意（牛肉・オレンジ自由化） 89 食料自給率が50%を割り込む 92 「新しい食料・農業・農村政策の方向」（新政策）公表 ・食料のもつ意味や農業・農村の役割の明確化、地球環境問題への配慮 ・効率的かつ安定的な経営体が生産の大宗を担う農業構造の実現 ・自主性と創意工夫を活かした地域づくり 92 グリーン・ツーリズムの提唱 93 ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意（米以外の輸入制限品目の関税化や米のミニマム・アクセス設定等） 93 戦後最悪の米の不作（作況指数74） 93 農業経営基盤強化促進法制定 ・経営支援策の体系化 ・認定農業者制度の創設 95 食糧管理法廃止・食糧法制定（政府から民間主導へ）
	○「くらしといのち」の根幹にかかわる食料と、それを支える農業・農村の価値が再認識され、国民生活の安心と安全の礎としての役割への期待 ○現行基本法に基づく戦後農政を、国民全体の視点に立って抜本的に見直し、国民の理解と支持のもとに、新たな政策体系の再構築	
	99	99 「食料・農業・農村基本法」制定 ・国民的視点から、①食料の安定供給確保、②多面的機能の発揮、 ③農業の持続的な発展、④農村地域の振興という新たな理念の提示 ・食料自給率目標の設定 ・効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業構造の確立
食料・農業・農村基本法の理念に基づく施策の具体化	2000	00 「食料・農業・農村基本計画」の策定 00 中山間地域等直接支払制度導入 00 農地法改正（農業生産法人の一形態として株式会社を位置付け） 01 BSE感染牛の発生 02 「食」と「農」の再生プラン（消費者に軸足をのいた農政展開） 02 「米政策改革大綱」決定 02 構造改革特別区域法制定（農業生産法人以外の法人のリース方式での農業参入が可能となる制度の導入） 03 食品安全基本法に基づく新たな食品安全行政の開始（リスク管理部門と産業振興部門とを分離し、食品分野における消費者行政とリスク管理を一元的に担う「消費・安全局」を設置） 04 鳥インフルエンザ79年ぶりに発生 05 新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定 ・新たな食料自給率目標の設定 ・新たな経営所得安定対策の導入 ・環境・資源を重視した施策の推進 05 経営所得安定対策等大綱決定 05 農業経営基盤強化促進法改正（リース方式による農業参入の全国展開） 06 農政改革三法成立、経営所得安定対策等実施要綱決定 06 食料自給率が40%を割り込む 07 農政改革三対策の導入
	01 米国同時多発テロ発生 01 WTOドーハ・ラウンド立ち上げ 04 新潟県中越地震 05 人口減少局面へ 06 合計特殊出生率1.25、過去最低を記録 07 新潟県中越沖地震	
	08	農政改革三対策の一部見直し ○新たな経営所得安定対策 ・小規模・高齢農家も含めた地域農業の担い手の確保と ・地域農業の維持・発展 ○米政策改革推進対策 ・生産調整の確実な実施、麦、大豆、飼料作物、非主食用米の生産の拡大・定着を支援 ○農地・水・環境保全向上対策 ・地域共同の取組として、農地・農業用水等の資源の保全や環境にやさしい農業の実践を支援

（出典）農林水産省「戦後農政の流れ」より抜粋

第6章 2030年に向かうための障壁

第1章から第5章までで過去から現在、そして将来に渡る農業について詳述してきた。第6章では、2030年の想定する姿と現状との間にある障壁について整理する。

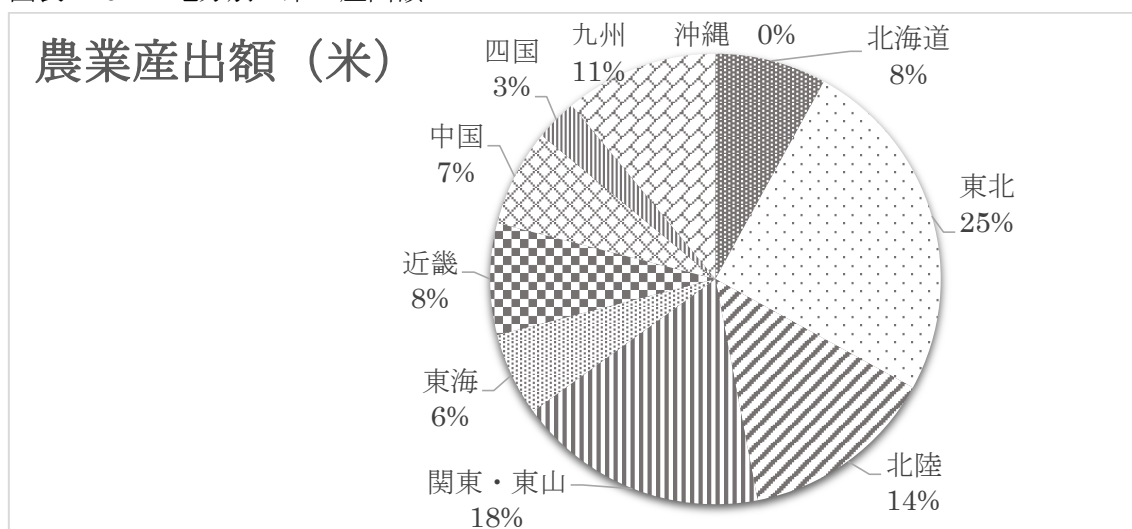
第1節 農業者の高齢化

第1章―第2節―第1項の人口関連で触れたように、我が国の総人口は今後減少の一途をたどっていくことが予想されている。加えて、労働の担い手である生産年齢人口は、総人口の減少以上に減っていくことが予想されている。このようなことが予想されている中で、今までのように人間が作業の大半を担う農業の維持は困難であると言わざるを得ない。人間がこれまで担ってきた作業を代替する機械が今よりも普及していくことが必要になってくる。

第2節 米に依存した生産体系

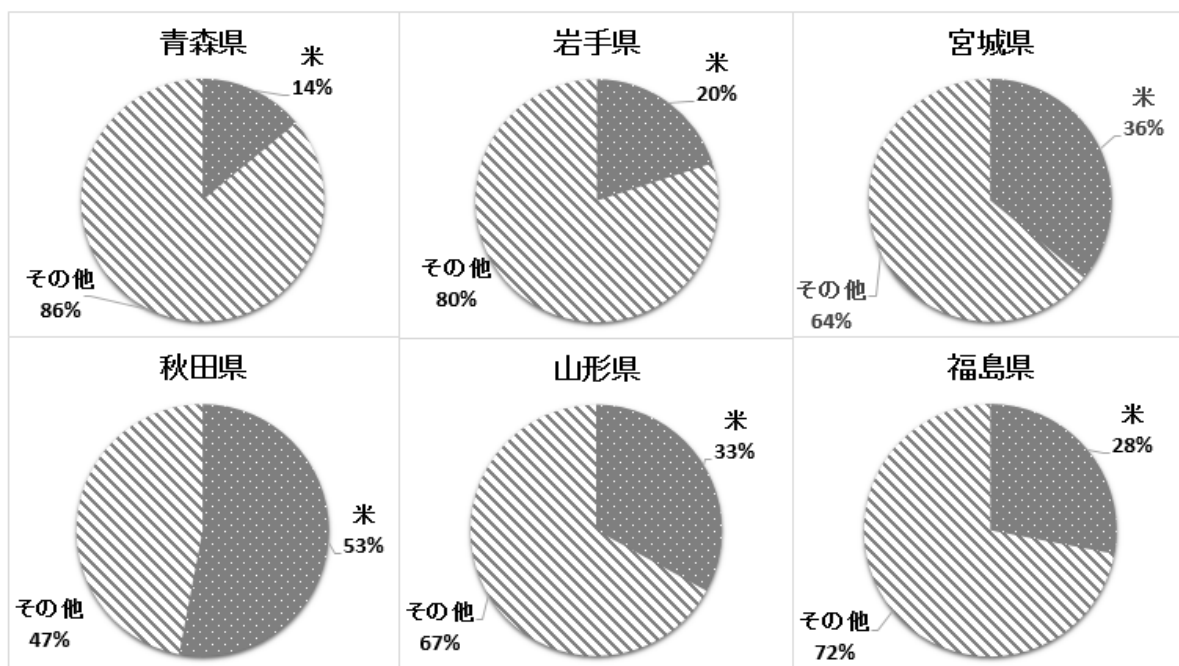
東北地方においては、原料生産に止まっていることが課題として挙げられる。そのため加工による付加価値が付かず、結果として農業者の収入に結びついていないことが推測される。東北地方では、図表 I-6-1、図表 I-6-2 の通り、米を中心とした生産体系を取っており、加工用途の作物が少ない。また、図表 I-6-3 のように、我が国の米の需要量、消費量は年々減少しており、今後減反政策の方向転換もあり、米に依存しては農業者の所得向上に結びつくとは考えづらい。

図表 I-6-1 地方別の米の産出額



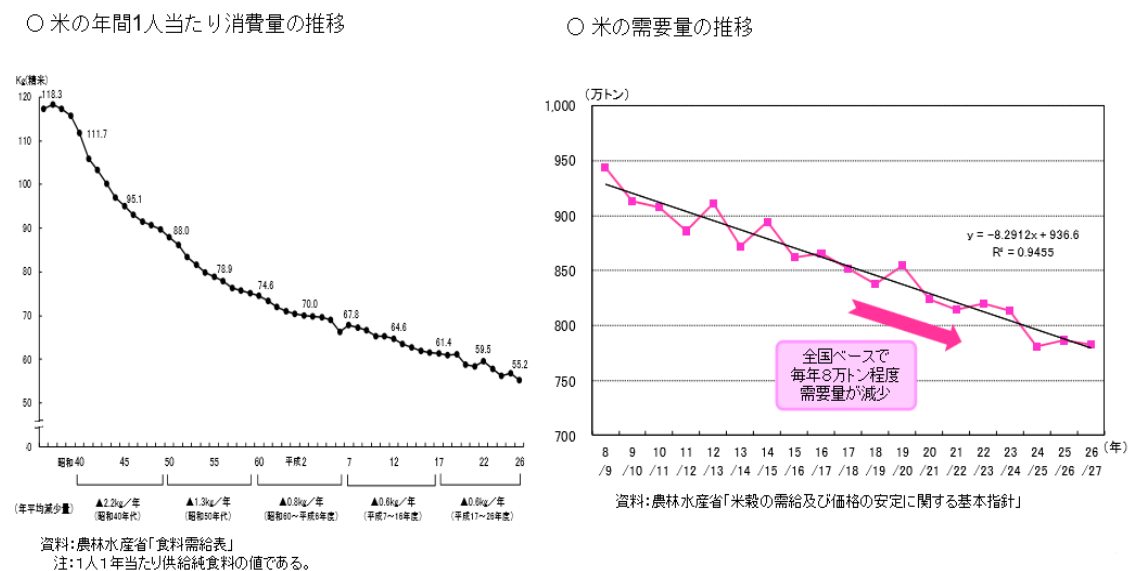
（出典）農林水産省「農林業センサス 2015」から 2017WSD 作成

図表 I -6-2 東北各県の農業産出額の作物別割合



(出典) 農林水産省「農林業センサス 2015」から 2017WSD 作成

図表 I -6-3 米の消費量、需要量の減少



(出典) 農林水産省「米をめぐる状況について」より抜粋

米に依存した生産体系からの転換に際して、兼業農家についても考察する必要がある。2016年時点で、126.3万戸ある販売農家を専業農家別に見ると、専業農家39.5万戸に対して、

兼業農家（第1種兼業農家と第2種兼業農家を合わせる）は86.7万戸に上り、第2種兼業農家に限っても68.2万戸存在する⁵¹。東北地方に限ると、図表I-6-4、図表I-6-5の通り、専業農家は6.2万戸に対して、兼業農家は7.7万戸となっている。兼業農家では多くの場合、米のみを生産する農家が多く、収穫された米を自家消費や販売に回している。したがって、農業における収入が主たる収入とはなり得ず、米価の変化が兼業農家にとっての撤退理由とはならない可能性が高い。その結果として、米の下落が発生した場合には、兼業農家より専業農家の方が影響を受ける蓋然性が高い。

図表 I -6-4 東北地方の専兼業別農家数

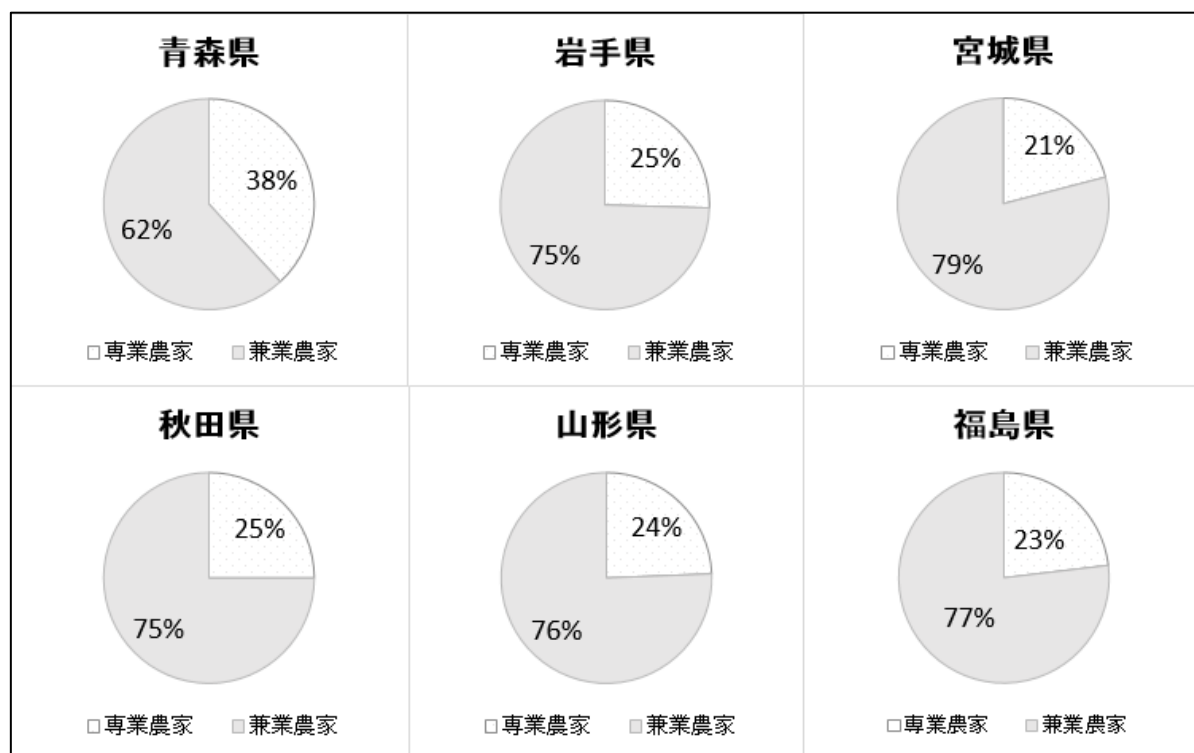
	専業農家	兼業農家
青森県	13,309	21,557
岩手県	11,519	33,735
宮城県	7,865	29,668
秋田県	9,461	28,349
山形県	7,890	24,464
福島県	12,078	40,192
東北地方	62,122	177,965

（出典）農林水産省「農林業センサス 2015」から 2017WSD 作成

⁵¹ 農林水産省「農林業センサス 2015」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001154297>

図表 I-6-5 東北地方の専兼業別農家数の割合



(出典) 農林水産省「農林業センサス 2015」から 2017WSD 作成

第 3 節 農業者・農業法人の経営状況

これまでの農業者・農業法人は、農産物を農協に出荷するのみで、流通・販売を理解することや、消費者の需要を把握するといったことをするのはごく一部に留まっていた。また、農業者に関しては、作物を生産して自家消費する場合に、自家消費分を把握し、会計に組み込んでいるかは定かではない。加えて、「トーゴーサンピン」、「クロヨン」と言われるように、農業者の所得捕捉率が低いということが指摘されている。

これらのことから、今後の農業者は、流通・販売や消費者の需要を見通した生産戦略、農業にかかる収支を把握した上での会計戦略等、農業者本人あるいは関係者が経営戦略をしっかり組み立てる必要がある。これについては、第Ⅱ部において詳述することとする。

第 4 節 農業者への支援の量的・質的不足

農業高校や農業大学校、農業経営塾等、農業に関する教育・支援体制が現在設けられているが、その支援は十分であるとは言い難い。例えば、農業者への支援はもっぱら新規就農者に対するものが多いことが挙げられる。また、農業高校においては、GAP（農業生産工程管理、以下 GAP と言う。）教育が推奨されているが、現状あまり浸透していないことがヒアリング調査から伺える。将来においては、これまでのようにただ生産して出荷するという農業者ではなく、自ら経営戦略を立てる自律した農業者を育成していくことが必要になって

くる。また、農業者を取り巻く関連産業に従事する者も育成していくことが必要である。以上のように、農業人材を幅広く捉え、育成支援のさらなる拡充について第Ⅳ部において詳述することとする。

第 5 節 「WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査」について

本ワークショップにおいては、農業に対して、若い世代がどのようなイメージを持っているのか、何を課題と考えているのか、就農意欲はどのようになっているのか等について調査し、本ワークショップの考える政策提言に反映させることで、その確度を上げ、根拠に基づく政策提言を目指すために、「WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査」を実施した。東北地方 6 県の普通科系の学科を有する高等学校、農業系学科を有する高等学校をそれぞれ無作為抽出し、合計 22 の高等学校、延べ 1,522 名の生徒にご協力を頂戴している。

「WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査」についての詳細な分析については、本提言第Ⅳ部において詳述するので、それを参照されたい。また、集計結果、結果概要については、資料編－3・4 に掲載しているので合わせて参照されたい。

第Ⅱ部 中核人材による農業経営

第Ⅰ部では、少子高齢化が急速に進み、農業における担い手の減少、耕作放棄地の増加、環境の変化といったような農業に対する現状と将来的予測について述べた。このような状況下において、地域の雇用を生み出し、事業の規模拡大を惜しみなく進め、かつ新技術も躊躇なく取り入れていくような大規模な農業者、つまり「中核人材」となる存在が必要になると考える。中核人材が地域の中で、上述のような問題を解決し、日本農業のさらなる発展につなげていくことは時代の要請であるともいえる。

本部では、中核人材を輩出するべく、既存の認定農業者制度に「中核農業経営体」を新たに取り入れ、法人参入を促すべく卓越した農業経営手腕を発揮する経営体について提言していく。

第1章 農業経営の目指すべき姿

本章では、2030年に向けた我が国における農業の姿を論じると共に、農業を取り巻く社会動向について論じる。

第1節 農業と経営の関係性の変遷

第1項 家族経営からの脱却

戦後の我が国の農業は、家族で農業を営む「家族農業経営」が主として支えてきた。高度経済成長期を迎えた1961年の農業基本法による農業生産の選択的拡大及び自立経営の育成によって、家族経営は、兼業農家の増加や大規模借地経営の出現等へと、そのあり方を多様化させることとなった。これによって、所有、労働、経営が一体的な経営は減少したと言われている⁵²。

しかし、近年における家族経営は、農業経営者の高齢化に伴って世代交代が余儀なくされている。これは、戦後の高度経済成長期以降の農業労働力の一貫した流出によって、大規模農業経営者の多くがベビーブーム世代に集中した年齢構成となっていることによるものである⁵³。このような現状を解決する一つの手法として、家族のみで農業経営を営むのではなく、「会社法人」や「農事組合法人」等の雇用する形での法人形態を目指すことがある。後述するが、近年では法人化が増加傾向にあり、国や自治体としてもこのような法人経営体に農地や金銭を集中させ、大規模農業経営体へと発展させることにより、地域の雇用創出、耕作放棄地の減少、農地の多面的機能の保持等の様々な課題に対応できるような施策を進めている。

⁵² 澤田守「日本における家族農業経営の変容と展望」（2014）『農業経営研究』、第51巻4号、p8

⁵³ 同上、p10

第2項 成長産業としての農業の姿

近年、急増する外国から輸入される農産物の影響によって、国内の農産物価格が低迷するという現象に見られるように、農業経営を取り巻く環境は年々厳しさを増している。このような状況下において、これまでの農政は、農家の保護に重点を置いた政策を実施し続けてきた。農家は、米価を維持するための生産調整に膨大な財政支出をする、いわゆる「戦後農政システム」に守られ、稲作偏重農政のもとで産業としての成長が抑えられていた⁵⁴。

しかし、政府の「日本再興戦略」において、農業の法人経営体数の増加や海外輸出額の増額といった農業分野の大胆な目標設定や農業競争力強化支援法の制定等によって、旧来閉鎖的であった農業が、それらの軛(くびき)から解き放たれつつある。詳細は後段に譲るが、昨今の企業の農業参入の規制緩和をはじめとして目に見える構造改革がなされており、それに呼応する形での法人化や異業種の参入が大幅な進展を見せている。換言すれば、農業は「伸びしろ」がまだ多く残っている成長産業と再認識されつつあり、この流れは国民や一般の企業の関心と呼び、農業がより近い存在で身近な問題として意識されはじめているともいえる。

このように、農業はまさに「世界に羽ばたける強い産業」⁵⁵となる潜在能力や、地域産業を担う重要な産業として地域の雇用を維持できる可能性を内包しており、今後ますます議論が深まっていくとともに、成長産業としての農業への参画がより一層の進展を見せることが推測される。ただし、成長していく産業であるからには、農業をビジネスと捉える視点が必要となり、小規模の農家であっても大規模な法人であっても、とりわけ「経営感覚」が重要となっていく。

第3項 農業従事者から農業経営者への変革

2030年という未来を意識した際、現在より多角的な経営の在り方が想定される。これまで当然であった「農協に生産物を出荷して、金銭を得て終わり」という農業の構造から、例えば6次産業化を進展させる経営体や、企業と連携し新たなサプライチェーンを構築する経営体等、出荷の先まで意識した農業の構造へと変化し、その形態が広く一般化する可能性も考えられる。その際、農業者は「農家」ではなく「経営者」としての観点が必要になり、財務・会計的な観点が求められることが予見される。そのような状況下においては、新設備の導入や更新といった先行投資、経営改善に伴うコスト削減の必要性等、戦略的意思決定の場面における財務状況と具体的な数値を把握する必要が生じる。つまり、効率的な経営を図っていくためには、自らの所得及びその年次ごとの変遷を正確に理解することが重要となるのである。

加えて、今までの農協との1対1の関係から、複数の事業者との取引が増加すると考えると、経理の透明性が担保されることによる信用の獲得も必要となってくる。このように、

⁵⁴ 大泉一貫『希望の日本農業論』(NHK ブックス, 2014), p10

⁵⁵ 同上, p9

農業者に経営マインドを持たせることができれば、副次的な効果として規模拡大や経営改善を促進することにより、結果として東北農業をさらに飛躍させることにつながると考えられる。

一般に経営管理は PDCA サイクルで表されるが、この合理化のためには会計情報が重要となる。本来会計システムのあり方は、経営活動を通じ、自発的かつ内部から外部に向けての財務処理の必要性から規定されるものである。これは農業に関しても同様であるべきだが、現状の農業経営は経営体総数の 97.5%と家族経営が支配的であり⁵⁶、経営内部からの会計への要請は生じにくい。実際、戦後以降の農業簿記の発展の仕方を考えても、青色申告制度等の税制面や法人化、大規模化の進展により識者による複式簿記の考案等、農家以外からの要請により会計処理の仕組みが構築され、普及促進されてきた⁵⁷。

新井（1989）はこの農業簿記のあり方について、『強いられた記帳』であり、経営改善目的という経営者自らの発意によるところが少ないとし「記帳目的の大半が青色申告であり、税務以外の結果の活用が不十分で経営診断や経営管理につながっていない」と指摘している⁵⁸。確かに農業経営を担う農家の多くは、家計と生産（経営）が未分離であることがあり、農業生産は自家労働（家族労働）によって行われ、農家は生産された農産物の一部を自家消費している⁵⁹。加えて、簿記を付けていない農家が多く、農林業センサス 2005 によると、我が国の販売農家 196 万戸のうち、青色申告をおこなっている農家は 49 万戸で 25%にとどまっている⁶⁰。このことから、農家が正確な農業所得を把握せずに経営を行っている割合が高い傾向にあるとみられる。

今後は、旧態依然とした家計と生産が未分離の農業経営ではなく、他産業と同じ水準の経理を行い、各年の経営の見直しや戦略的な投資等の「農業経営者」としての資質が求められる。限りある人材と資源を最大限に活用するために、2030 年までに向けてそのような農業経営者を生み出していくことが、我が国の農業発展に寄与すると考える。

第 2 節 今後の農業を取り巻く社会動向の変化

第 1 項 政府が示す今後の農業ビジネスの進路

(1) 我が国における農業戦略

政府は成長戦略の核として掲げた「日本再興戦略」⁶¹において、以下の通り、農業分野で

⁵⁶ 農林水産省「農林業センサス 2015」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001154297>

⁵⁷ 西村博之『農業会計』（明文書房、1969）、p139

⁵⁸ 新井肇『畜産経営と農協』（筑摩書房、1989）、p154

⁵⁹ 清水徹朗「農業所得・農家経済と農業経営—その動向と農業構造改革への示唆—」

<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1311re2.pdf>

⁶⁰ 農林業センサスで複式簿記と青色申告を初めて調査したのは、2005 年が最初だが、2010 年の世界農林業センサスでは、複式簿記と青色申告の調査項目を外した。

⁶¹ 首相官邸「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-（2013 年）」から

達成すべき成果目標（KPI=key performance indicator の略）を定め PDCA やトップダウンの検証を行っている。

図表Ⅱ-1-1 「農業分野の KPI 一覧」

農業分野の KPI 一覧	
1.	今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の 8 割を担い手に集積する。
2.	今後 10 年間（2023 年まで）で担い手の米の生産コストを現状全国平均比の 4 割削減（約 9,600 円／60kg）とする。
3.	<u>今後 10 年間（2023 年まで）で法人経営体数を 10 年比約 4 倍の 5 万法人にする。</u>
4.	6 次産業化の市場規模を現状の 1 兆円から 2020 年に 10 兆円にする。
5.	酪農について、6 次産業化の取り組み件数を 500 件に倍増させる。
6.	2020 年までに農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円、2030 年まで 5 兆円にする。
（※なお、当初 KPI だった「農業・農村所得の倍増」は、改訂版では KPI ではなく なったものの、農業の成長産業化により目指すと明記されている。）	

（出典）首相官邸「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-（2013 年）」及び「日本再興戦略
2016－第 4 次産業革命に向けて－」から 2017WSD 作成

目標の大まかな流れとしては、「担い手を集約すること」、「法人化・大規模化を強力に推進すること」、「生産コストを大幅に削減して競争力をつけること」、「6 次産業化を推進し付加価値を高めていくこと」等が挙げられる。その最終目標としては、「その結果達成できた『付加価値が高く競争力のある農産物』を持ってして国際市場に打って出ること」が明確になっていることが分かる。国際市場に打って出る背景としては、農業を産業と捉えた場合に、今後日本国内にとどまっているだけでは厳しい環境にさらされ続け、いずれは耐え難い状況になるため、海外に活路を見出すということである。これは、総論にもある通り、不可逆的に進行する人口減少を考慮すると、国内需要についてもマーケット自体についても縮小傾向に移行していくことが明らかであるためであること、さらに、我が国の農業総産出額は 1984 年の 11 兆 7,000 億円ピークに漸減傾向にあり、近年では 8～8.5 兆円で推移していることが理由として挙げられる。

つまり、国内の需要と供給が縮小する中、活路を見出すためには他の産業と同様に生産コストの管理や、商品の付加価値を高めることによる差別化等のこれまでにない努力が必要

「日本再興戦略 2016－第 4 次産業革命に向けて－」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/>

となってくる。だからこそ、政府としても保護政策を転換し、農業が潜在能力を有した成長産業として位置づけ、その自立と成長を支援する産業政策を推し進める姿勢を示したといえる。

また、「日本再興戦略」の後継である「『未来投資戦略 2017』 Society5.0」では、より強く変革の色が示されている。例えば、未来投資戦略 2017 では、「取組が真に実を結ぶ鍵は、官民ともに、個々の組織が従来路線を漫然と踏襲する『タコツボ』構造から脱却する思い切った変革である」と謳っており⁶²、これまでの KPI の主な進捗状況を次の通り総括しながら、その強化のため新たに講ずべき具体的施策を以下の通り示している。

「地域に密着した産業である農林水産業の生産性を高め、基幹産業としての維持・発展と従事者の所得向上を図る。このため、『日本再興戦略』，『農業競争力強化プログラム』（2016 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、これまでの改革の取組を着実に実行するとともに、農林水産業を取り巻く環境の変化に対応し、農林水産業の競争力強化を更に加速させていく。その際外部からの人材・知見の取り込み、バリューチェーン全体での付加価値の向上、データに基づく産業への転換等に向けた取組の強化を図る。」⁶³

これらを具体化するため、政府は以下の施策に取り組んでいる。

⁶² 首相官邸「未来投資戦略 2017－Society 5.0 の実現に向けた改革－」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/>

⁶³ 同上

図表Ⅱ-1-2 『未来投資戦略 2017』 Society5.0 攻めの農林水産業の展開

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 生産現場の強化<ol style="list-style-type: none">(1) 農地中間管理機構の機能強化等(2) 米政策改革(3) 経営体の育成・確保のための環境整備(4) 外部からの人材・知見の見込み
2. バリューチェーン全体での付加価値の向上<ol style="list-style-type: none">(1) 多様なデータに基づく農業への転換(2) バリューチェーンの高度化(3) 6次産業化の推進(4) 企画・認証, 知的財産の戦略的推進(5) 食品表示の充実(6) ジビエの利活用の促進等 |
|---|

(出典) 首相官邸「未来投資戦略 2017－Society 5.0 の実現に向けた改革－」

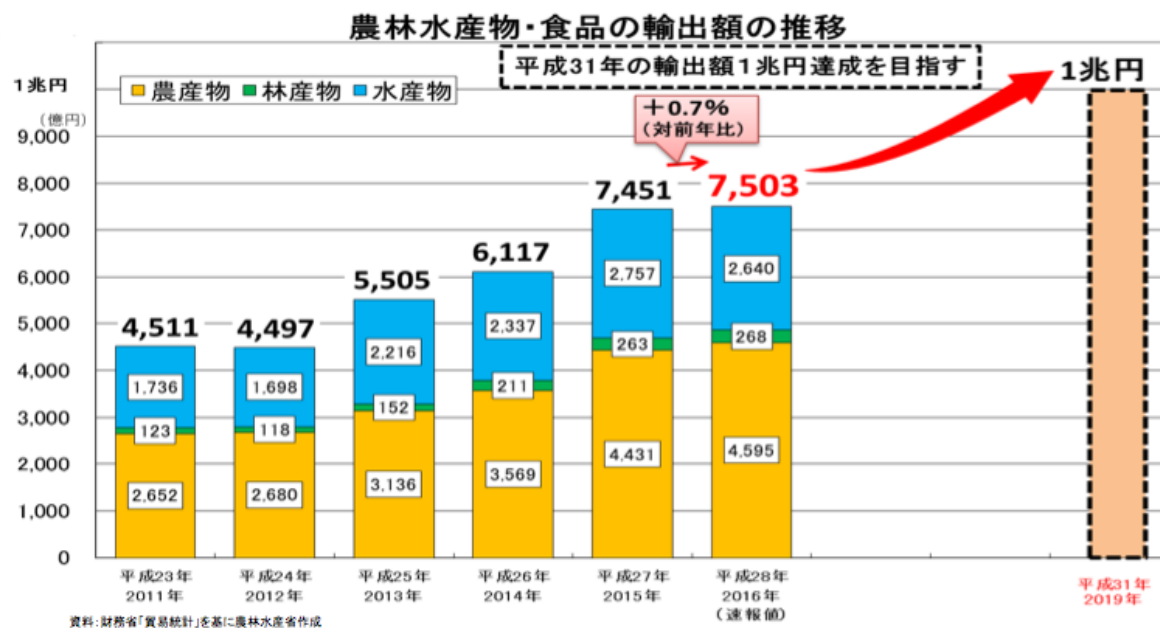
より抜粋

(2) 我が国の農産物輸出の推移と目標

国内の市場が縮小傾向にある一方で、国際市場に目を向けると、世界の食料市場は拡大が見込まれている。その背景としては、各国の経済成長や人口の増加等の要因が考えられる。また、日本人の伝統的な食文化である和食がユネスコの無形文化財に選ばれたことによる、日本食ブームの影響も、食料市場拡大の一端を担っていると考えられる。そこで、政府は現在日本食・食文化の魅力を海外に積極的に発信する取り組みを強化し、農林水産物・食品の輸出促進に努めている。

図表Ⅱ-1-3は、近年の農林水産物・食品の輸出額の推移を表したものであるが、2011年の震災以後に減少傾向に転じたものの、V字回復を見せている。また、政府は2019年には1兆円を目標として、今後も積極的に輸出強化策を打ち出していくこととしている。

図表Ⅱ-1-3 農林水産物・食品の輸出額の推移



(出典) 農林水産省「平成28年農林水産物・食品の輸出実績(確定値)」より抜粋

農林水産省によると、2016年の我が国の農林水産物・食品の輸出額は7,503億円であり、4年連続で増加した。農産物、林産物及び水産物の内訳、主な輸出先国・地域別の実績は、以下の通りである。

図表Ⅱ-1-4 「平成 28 年農林水産物・食品の輸出実績」

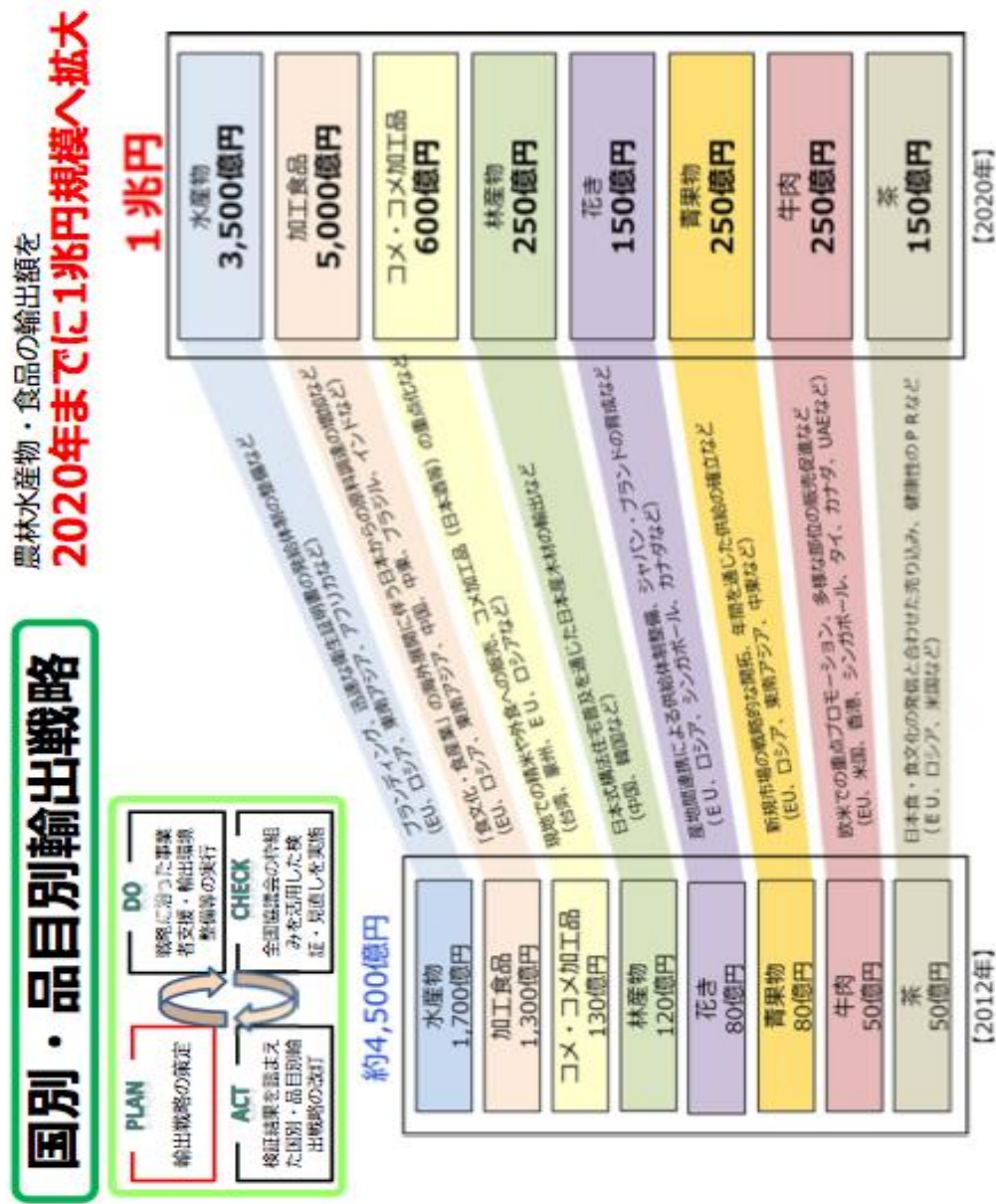
1. 平成 28 年農林水産物・食品輸出額	： 7,503 億円（対前年比 +0.7%）
2. 内 訳	
・ 農産物	： 4,595 億円（対前年比 +3.7%）
・ 林産物	： 268 億円（対前年比 +1.9%）
・ 水産物	： 2,640 億円（対前年比 Δ4.2%）
3. 主な輸出先国・地域	
1. 香港	： 1,853 億円（対前年比 +3.3%）
2. 米国	： 1,045 億円（対前年比 Δ2.5%）
3. 台湾	： 931 億円（対前年比 Δ2.3%）
4. 中国	： 899 億円（対前年比 +7.2%）
5. 韓国	： 512 億円（対前年比 +2.3%）

（出典）農林水産省「平成 28 年農林水産物・食品の輸出実績を取りまとめました」
から 2017WSD 作成

さらに、我が国における農林水産物については、食品の輸出額を 2019 年までに 1 兆円規模へ拡大を目指している。具体的な国別・品目別の輸出戦略について図表Ⅱ-1-5 に示す。これを見ると、輸出強化策の対象となっているのは、水産物を除くと、その多くの品目が加工品に集中していることが分かる。この点、鮮度を保つための保存・輸送等の技術が進歩している一方で、相手国のインフラも考慮すると、品質管理上において青果物や花き等においては、輸送の課題が多い状況とも考えられる。

一方で、伸長が期待されるのは加工食品の分野であり、図表Ⅱ-1-5 の通り、2019 年の 1 兆円目標の半分を加工食品が占めている。そして、この付加価値を有した加工品の輸出を成功するためのベースとして、「日本再興戦略」等において、農業者への 6 次産業化の定着が推進されていることは明らかである。

図表Ⅱ-1-5 農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略



（出典）農林水産省「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」より抜粋

第2項 輸入自由化の進展とそれに伴う経営戦略

(1) 貿易自由化に関するこれまでの経緯

グローバリゼーションの進展に伴い、国家という枠組みが薄れてきつつある昨今、農産物を取り巻く状況においても、環太平洋経済連携協定（以下、TPP）の議論をはじめとして、世界的に経済連携に関する協定の締結及びそれに伴う貿易の自由化の動きが加速している。

「日本再興戦略 2016」（2016年6月閣議決定）では、海外の成長市場の取り込みを図るため、「2018年までに、FTA⁶⁴比率470%（2012年値：18.9%）を目指す」とされ、このため「日 EU・EPA⁶⁵、RCEP⁶⁶、日中韓 FTA 等の経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進する」こととしている⁶⁷。

農産物の貿易の自由化に関する動きは、1955年に日本が GATT⁶⁸に加入したことに端を発し、1993年の GATT ウルグアイ・ラウンドの締結によって関税の引き下げが加速されることとなった。

ウルグアイ・ラウンドにおいて、貿易に関する国際機関の設立合意がなされ、1995年に世界貿易機構（以下、WTO）が設立された。WTO では加盟国に対し最恵国待遇⁶⁹ならびに内国民待遇が義務付けられ、加盟国に対してこれの遵守を命じている。

ウルグアイ・ラウンド後、アメリカやオーストラリアといった農産物の大規模生産が可能であり競争力に長けている国は農産物の輸出を伸ばす一方、競争力の弱い国は輸出量の減少、輸入の増大を招くことになった。この是正に向け 2001年にドーハ・ラウンドが立ち上げられたが、各国間の思惑が衝突し、現在に至るまで合意形成がなされていない状況である。

⁶⁴ 自由貿易協定，Free Trade Agreement の略。

⁶⁵ 経済連携協定，Economic Partnership Agreement の略。

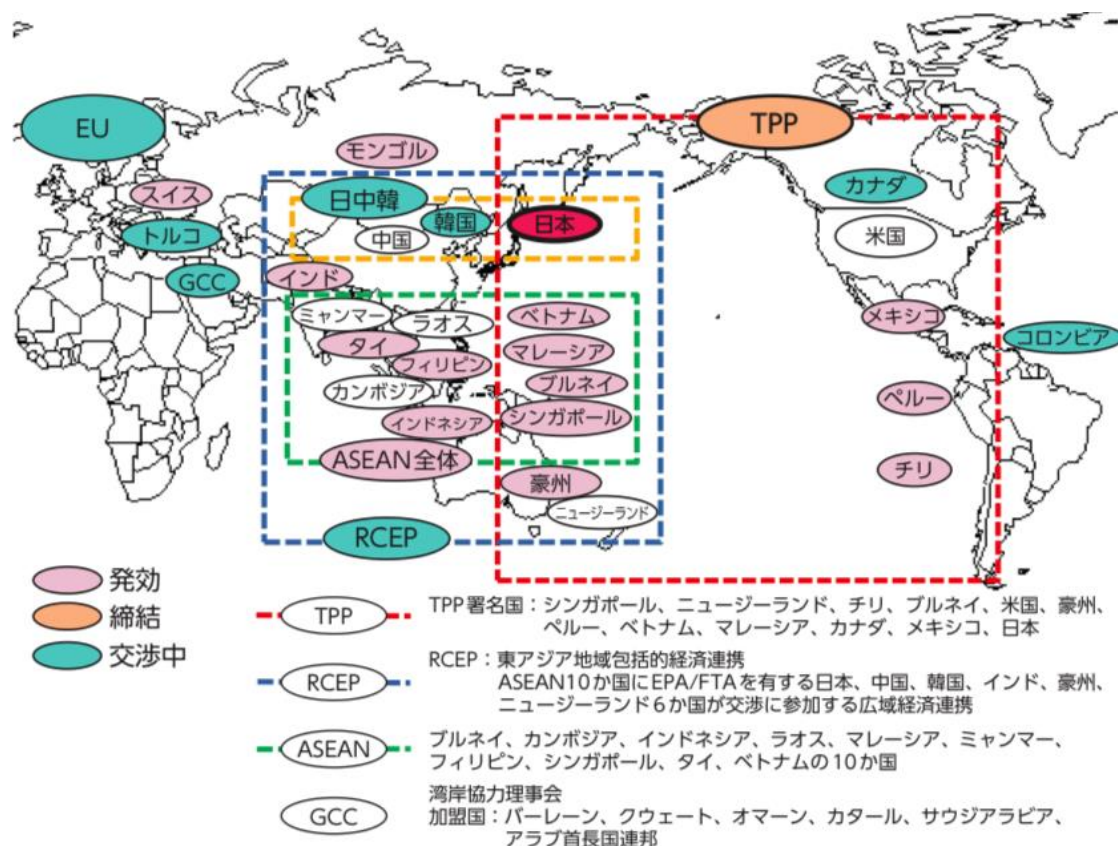
⁶⁶ 東アジア地域包括的経済連携，Regional Comprehensive Economic Partnership の略。

⁶⁷ 農林水産省『平成 29 年版 食料・農業・農村白書』（日経印刷，2017），p101

⁶⁸ 関税及び貿易に関する一般協定，General Agreement on Tariffs and Trade の略。

⁶⁹ 主として 2 国間の通商条約に設けられる条項で、一方の締約国が自国の領域内で、第三国および第三国の国民に与える待遇よりも劣らない待遇のことをいう。

図表Ⅱ-1-6 我が国の EPA・FTA 取り組みの現状



資料：農林水産省作成（平成29（2017）年3月時点）

（出典）農林水産省『平成29年版 食料・農業・農村白書』より抜粋

ドーハ・ラウンドが停滞していることが背景になり、近年は EPA・FTA による国や地域間での経済圏形成や自由貿易に関する交渉及び、締結が活性化している。日本も二国間の取り決めによる自由貿易の展開を図り、アジア圏を中心に 2017 年 3 月時点において 20 ヶ国と 16 の EPA を締結しており、また現在、日本と欧州連合（EU）の EPA 交渉は年内に最終合意する方向で調整に入っている⁷⁰。

TPP については、2016 年 2 月 4 日に協定の署名が行われた。アメリカ政府による TPP 離脱を受け、2017 年 3 月にチリで行われた TPP 閣僚会合においては、アメリカを除く TPP 署名 11 カ国が出席し、共同声明を発出した。この共同声明では TPP のバランスの取れた成果及び戦略的・経済的意義を再確認するとともに、同年 5 月の APEC 貿易大臣会合の際に開催することとされた TPP 閣僚会合に向けて引き続き協議することとなった⁷¹。

TPP は締結国間で全ての品目の関税の撤廃が実施され、高いレベルでの自由化を実現し、各国における制度の統一を目指している。農産物も例外ではなく、海外の安価な農作物が国

⁷⁰ 産経新聞（2017 年 11 月 15 日）

⁷¹ 農林水産省『平成29年版 食料・農業・農村白書』（日経印刷，2017），p102

内に流入することにより，国内の農業及び，関連する産業への打撃が懸念される。

図表Ⅱ-1-7 我が国の貿易交渉の流れ，及び主な輸入数量撤廃品目

	主な出来事	主な輸入数量制限撤廃品目
1955年	GATT加盟	
60	121品目輸入自由化	ライ麦, コーヒー豆, ココア豆
61	貿易為替自由化の基本方針決定	大豆, しょうが
62		玉ねぎ, 鶏卵, 鶏肉, にんにく
63	GATT11条国へ移行	バナナ, 粗糖, 棉実油
64		レモン
66		ココア粉
67	ケネディラウンド決着(64年～)	
70		豚の脂身, マーガリン, レモン果汁
71		ブドウ, リンゴ, グレープフルーツ, 豚肉,
72		紅茶, ナタネ
74		配合飼料, ハム, ベーコン, 精製糖
78	日米農産物交渉(牛肉・かんきつ)	麦芽
79	東京ラウンド決着(73年～)	ハム・ベーコン缶詰
84	日米農産物交渉(牛肉・かんきつ)	
85		豚肉調製品(一部)
86	ウルグアイラウンド開始	グレープフルーツ果汁
88	日米農産物交渉合意(牛肉・かんきつ, 12品目)	ひよこ豆
89		プロセスチーズ, トマトケチャップ・ソース, トマトジュース, 牛肉・豚肉調製品
90		フルーツピューレ・ペースト, パイナップル缶詰, 非かんきつ果汁
91		牛肉, オレンジ
92		オレンジ果汁
93	ウルグアイラウンド決着(86年～)	
95	ウルグアイラウンド合意実施	小麦, 大麦, 乳製品(バター, 脱脂粉乳等),
99		でん粉, 雑豆, 落花生, こんにゃく芋
		米

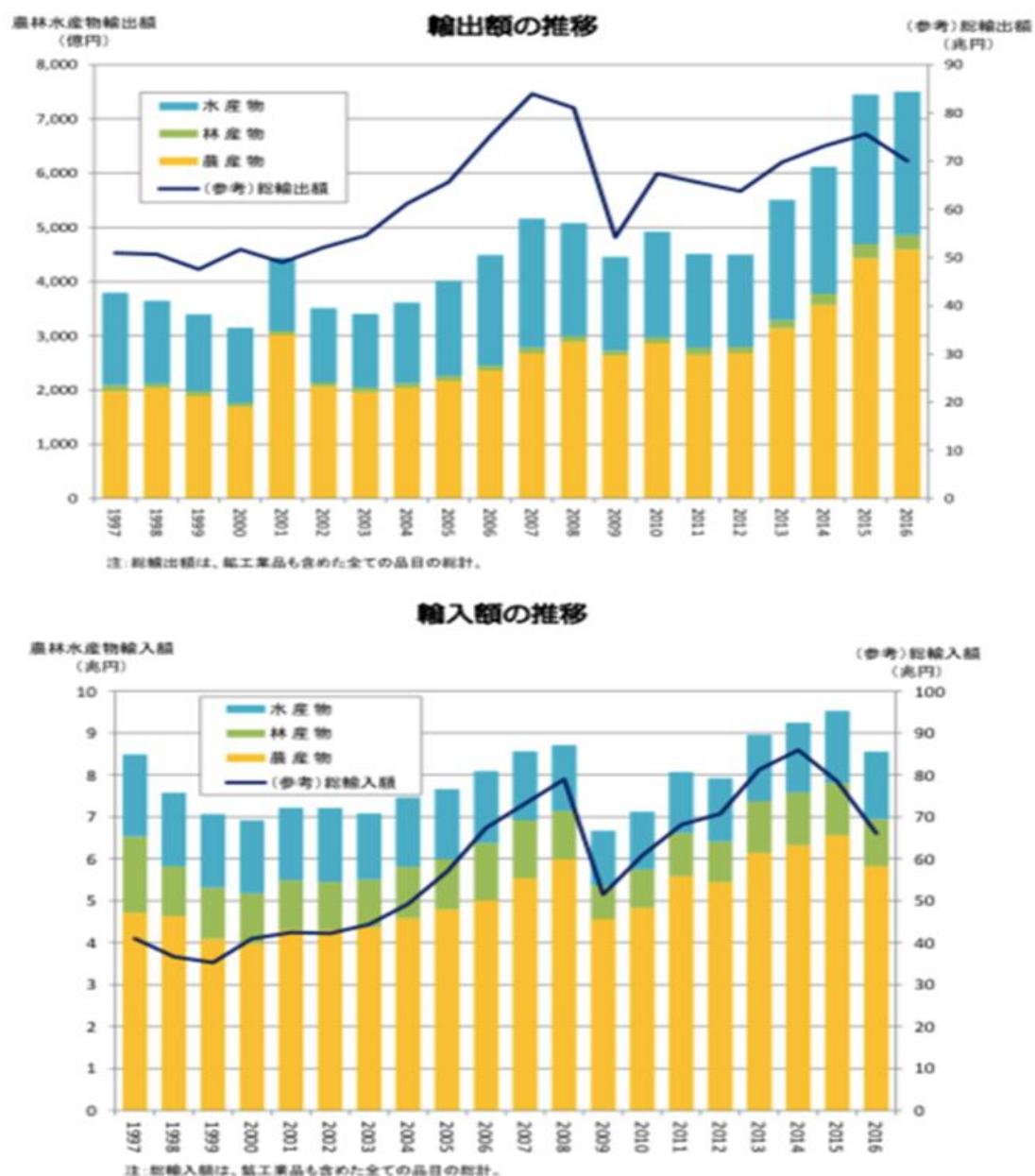
(出典) 農林中金総合研究所「貿易自由化と日本農業の重要品目」より抜粋

(2) 輸出入の拡大と今後の課題

前述にあるように，自由化の動きが進展する中，他国の農産物及び加工食品が日本の小売店で売られていることを目にする機会も増えた。図表Ⅱ-1-8に示す通り，現在我が国の農産物輸入額及び，輸出額は緩やかな上昇傾向にある。一方で，輸入額は約6兆円に対し，輸出

額は 4,000 億円ほどにとどまっており、輸入超過の傾向は依然改善の兆しは見られない。

図表Ⅱ-1-8 輸出入の推移



(出典) 農林水産省「農林水産輸出入概況 2016 年」より抜粋

今後、さらに自由貿易圏が拡大するという動向が進展していくことを考えると、グローバル規模で市場競争が導入され、海外農作物の日本の市場への介入も格段に大きくなることが考えられる。

また、第Ⅳ部—第 3 章—第 1 節の通り、現在グローバル GAP に関して、食の安全の担保

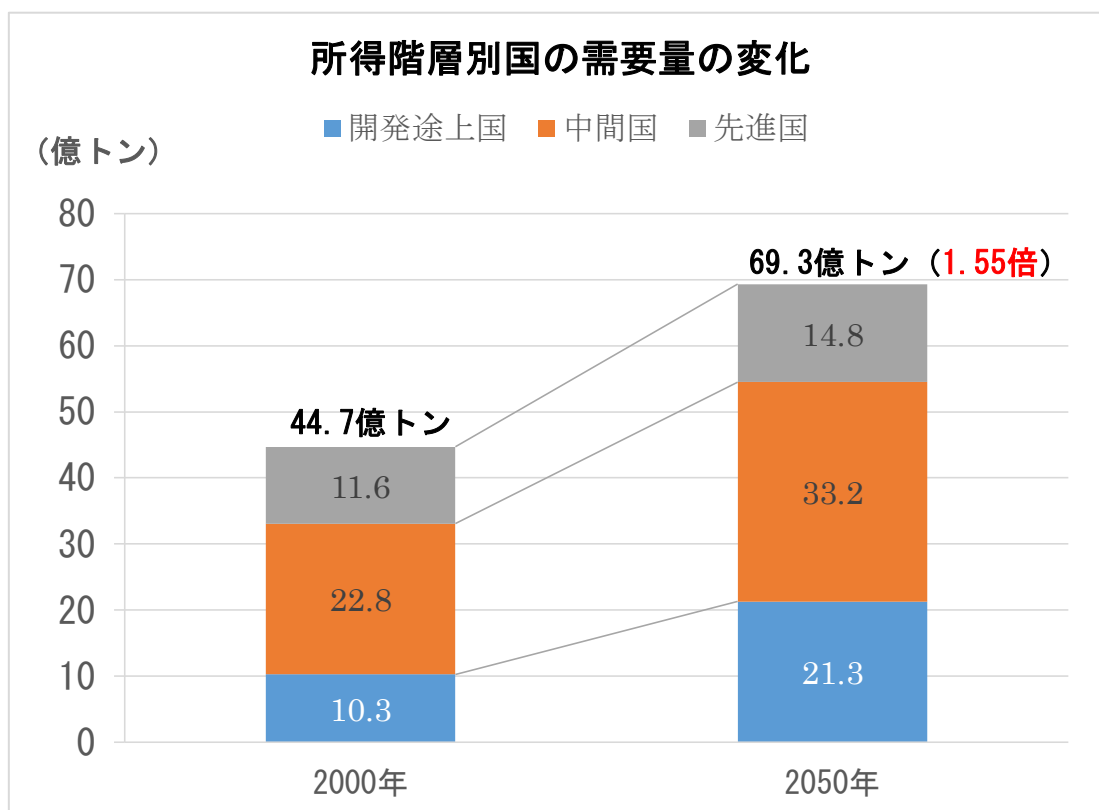
の新しい枠組みとして注目されている。このグローバル GAP が今後社会に浸透し、安全指標として認知されることになれば、グローバル GAP 取得済みの農作物が海外から流入してきた際に、これまでのように「国産の方が比較的安全」というような国産作物の優位性が失われ、市場における輸入農産物の存在が大きくなることも予想されうる。

ここまで、輸入の動向を中心に説明しているが、次に国際市場の動向に目を向けてみる。第 I 部―第 4 章でも述べたように、我が国をはじめ先進諸国での人口減少とは対照に、開発途上国では人口増加が続き、世界の人口は 85 億人を突破するとされている。

農林水産省の予測では 2000 年時点での開発途上国の食料需要は、人口増加と経済発展を背景に 2000 年の 10.3 億トンから 2050 年には 21.3 億トンと 2.06 倍に増大し、世界の食料需要に占める割合も 2000 年の 23.1%から 30.8%まで増加している。一方、先進国については、食料需要の伸びは 1.27 倍にとどまり、世界に占める割合も 2000 年の 26.0%から 21.3%へ低下すると予測されている⁷²。この予測をもとに考えると、今後 85 億超の人口の食料需要をカバーするには現在の食料生産から 2050 年までに 1.55 倍の生産量の引き上げが必要と考える。

⁷² 農林水産省「2050 年における世界の食料需給見通し―世界の超長期分析モデルを用いた世界の超長期食料需給予測システム構築等分析結果報告書」
http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/jki/j_zyukyu_mitosi/pdf/base_line_bunseki.pdf

図表Ⅱ-1-9 所得階層別国の需要量の変化



(出典) 農林水産省「2050年における世界の食料需給見通しー世界の超長期分析モデルを用いた世界の超長期食料需給予測システム構築等分析結果報告書」から2017WSD作成

人口増加に伴い、需要の絶対量が増加するだけでなく、開発途上国では生活水準の向上から食への志向の多様化も指摘される。特に食肉、畜産に対する需要は今後大きく伸びると予想される。こうしたグローバル市場における食料需給の増加を鑑みるに、日本の農産物の市場もよりグローバルに開かれていくことがいえる。これまでは輸入超過の傾向にあった農産物であるが、国内市場の縮小の反面で国際市場が拡大し、輸入の自由化の動きが進展していくことを考えると、国際市場に対応した農産物の生産体制の構築と輸出の体制を強めていくことが重要であると考えられる。

(3) 経営に関する選択

輸入自由化の動きだけでなく、消費動向にも目を向けると、今後国内人口の減少と高齢化の進展に伴って絶対的な消費量の減少が見込まれ、食料需要が低下することが推測される。さらに、上記のように、海外からグローバルGAPを取得し、安心が担保されている農産物が安価に流入する状況になると、海外製品の流入と国内需要の減少による国内市場のパイの奪い合いが激化することが想定され、大規模な専門の経営体に関しては農業生産において収益を得るには海外進出が必要となる。他方、小規模に生産している農家は価格競争にさ

られ、従来の農業経営からの転換を余儀なくされると考えられる。

自給目的の農家に関しては大きな影響はないが、専業ながら小規模で生産を行っていた農家は、価格競争に負けないためのより高付加価値な生産及び販売方法を模索する必要に迫られる。例えば、一般消費目的の農産物ではなく、少数ながら固定の消費者との関係の構築、反対に海外展開を目指す大規模経営体と販売契約を締結し、市場価格に左右されない安定した収益の実現を狙うといったことが想定できる。

しかし、今後の我が国の農業生産を考えると、海外進出や自由市場化における価格競争に耐えられる、ある程度の資金力、信頼性、供給の安定性を保つ大規模な法人経営体が農業生産の中心となりうる。また、前項で触れたグローバル市場の拡大と食料需要の増大に伴い、大規模な生産を実現し、国内だけにとどまらず国際市場で戦うことのできる経営体が日本農業の中心になっていくことが考えられる。

そのような将来に向けて、法人の育成及び「売る力」を保有する企業の参入を進めなければならない。

第3項 ICT等技術的發展と働き方の変化

(1) 技術發展に伴う効率化

昨今のICT技術の発達が目覚ましく、AIの登場による効率化が進みつつある。この技術的な革新は人々の働き方に大きな変化をもたらすことが指摘されている⁷³。例えば、テレワークに代表されるように、会社に出社しなくても、インターネット等を活用することで、在宅でできる業務も増えてきている⁷⁴。現在、テレワーカーは増加傾向にあり、総務省の2012年度の試算では在宅型テレワーカー人口比率は14.2%（約930万人）と推計されている。また、海外との距離感も格段に近くなり、グローバル化の進展の一助となっている。

AIの出現及び活用によっては、多様な業界でAIによる仕事の代替が模索されている。特にFintech⁷⁵が注目されて、技術導入と新規サービスの開発が続く金融業界では、三菱UFJフィナンシャルグループが9,500人分の仕事を自動化し、国内従業員の3割を削減すると発表したように、AIによる仕事の効率化と働き方への改革が進展している⁷⁶。また、自動運転の技術も形になりつつあり、実用化されれば物流業界や運送業会をはじめとして業界のあり方が大きく変貌することは間違いないといえる。

現在、農業分野にも「スマート農業」として新技術の導入が進んでいる。圃場や栽培用ハウスにセンサーを設置し、水温や湿度、日射量等を計測してクラウドを用いたデータ化によって水田の管理を行うシステムや、上空から圃場の様子を撮影することで自らの圃場の状

⁷³ 連合総研レポート（2016年12月号）、p4
<http://www.rengo-soken.or.jp/dio/pdf/dio321.pdf>

⁷⁴ 同上

⁷⁵ ICTを駆使した革新的（innovative）、あるいは破壊的（disruptive）な金融商品・サービスの潮流。

⁷⁶ 日本経済新聞（2017年9月19日）

況を随時確認できるシステム等が開発されている。また、従来労働力を多く投下しなければならなかった収穫に関しても、自動運転を搭載したコンバインや収穫用ロボットの導入によって労働効率性が高まることが期待されている⁷⁷。

現在農業において担い手不足や高齢化が課題となっており、その課題を解決するソリューションサービスとして今後農業に技術導入が進展し、より効率的で個人の労働生産性の高い産業への進化が望まれる。一方で、こうした技術導入には多大なコストを要することから、個人農家での導入という部分では障壁が存在し、また、コストの回収の面でも大規模な生産を行う農業経営体となる必要がある。技術開発・提供を行う企業と協力し、より効率かつ大規模な生産を行なっていくということを考えると、同じ法人という枠組みに農業経営体になることが必要条件であるように考える。農業者個人に目を向けると、その役割も変化が生じることが考えられる。生産及び、収穫の面であまり手がかからなくなる一方、機械・技術の管理の視点が必要になってくる。従来のように全て個人で経営から生産まで担うのではなく、農業者は経営者・管理者として農業生産、農業経営を担って行くように働き方が変化するのであると考えられる。

図表Ⅱ-1-10 株式会社 NTT ドコモの手掛ける水田管理システム

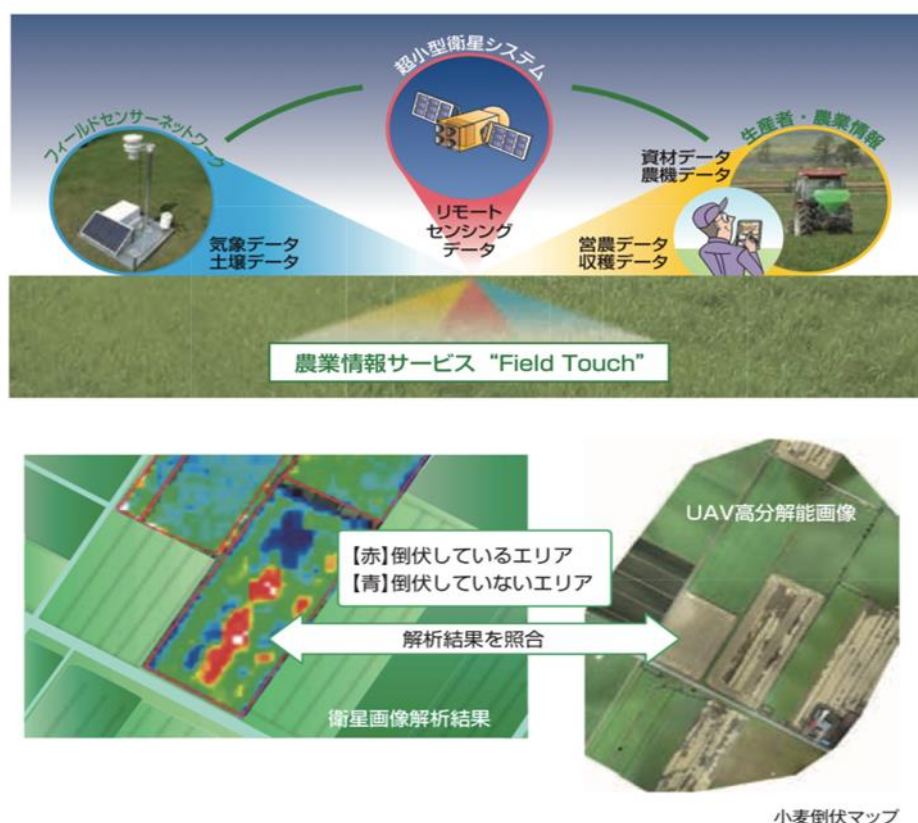


(出典) docomo Business Online ホームページより抜粋

⁷⁷ 日本総合研究所「スマート農業が実現する新たな農業の姿 ～社会実装が始まった農業 ICT・IoT 技術～」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/juyoukadai/nourin/4kai/siryo3.pdf>

図表Ⅱ-1-11 株式会社 IHI の開発した農業情報サービス “Field Touch”



(出典) 株式会社 IHI「宇宙の視点から農業生産を支援する
日本の農業を元気づける農業情報サービス“Field Touch”」より抜粋

(2) 働き方の変貌と雇用

2016 年 8 月に厚生労働省が「働き方の未来 2035：一人ひとりが輝くために」懇談会では、技術発展と将来的な働き方の変貌を取りまとめている。この報告書を参考に、以下において働き方の将来像と雇用の変化について記載する。

前項で述べたように、AI の技術革新により今後の働き方は大きな転換を迎える。AI による代替可能性の高い仕事としては、専門的な知識を必要とするものの定型的な業務である仕事であり、認識や動作の習熟を必要とするものの大域的な判断を必要としないような仕事に関しては、労働の形態が大きく変わる可能性がある。

一方で、サービス業を中心に、人対人の関係によって付加価値が生じる仕事は代替されず、また AI やロボットにより中間的な仕事が代替されるということにより、企業の経営や企画に関わるような仕事に関しては、人間がやる必要が高まることが予想される。

報告書は、2035 年には技術革新の進展により、就労希望の少ない過酷な仕事や後継者育成が困難な熟練工の分野には AI ロボットが貢献し、社会的課題を解決すると予測している。また、前述したテレワークのように、技術革新によって、働く場所に関する物理的な制約が

なくなり、時間や空間にしばられない働き方が出現するとしており、インターネットやモバイルの情報技術が大きく進展することで、異なる空間にいてもネットを通じてコミュニケーション・共同作業をすることも可能となる。これにより、従来のように労働を提供した「時間」という指標による評価指標から、「成果」を軸とした評価指標が重視される形態へと変化し、長期労働の減少へと繋がると予想される。

技術革新により、自立した自由な働き方が増えることで、企業組織も変化する。2035年の企業は、目的が明確なプロジェクトの塊となり、人々も企業へ属する形態からプロジェクトへ属する形になる。すなわち、人が事業内容に合わせて、柔軟に企業間を移動するようになる。その結果、企業組織の内と外の垣根は曖昧になり、企業組織が人を抱え込む「正社員」のようなスタイルは変化を迫られ従来のように「正社員」や「非正規社員」と区分することは意味を持たなくなる。また、企業の内外を自在に移動する働き方が増えていくことから、移動を容易にする仕組みが重要である⁷⁸。

一方、企業がプロジェクト型の組織になるにつれて、働く側も希望とニーズに応じて、働くプロジェクトを選択することになる。複数の会社の複数のプロジェクトに同時に従事するケースも出てくるため、個人事業主と従業員との境も曖昧になる。さらに、兼業や副業・複業が当たり前となり、多くの人が複数の仕事をこなす。このような状況下においては、就職の枠組みが大きく変貌を遂げ、転職が当たり前になること、すなわち雇用環境の流動化が促進されることが予想される。

⁷⁸ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働政策／AIの技術革新による2035年の働き方の姿を提言－厚労省懇談会」
<http://www.jil.go.jp/kokunai/blt/backnumber/2016/09/040-041.pdf>

第2章 農業経営における現状と課題

本章では、東北における農業経営について、農業経営体の現状や傾向、さらには法人化に伴う役割やその課題について事例を踏まえて論じる。

第1節 農業経営体の現状

第1項 東北における農業経営体の変遷と現在の状況

(1) 農業経営体について

本項では、農業経営の現状と課題を明らかにするために、農林業センサスを手掛かりに農業経営体の経年のデータを考察していく。農林業センサスでは、長年、世帯ぐるみで農業を行う「農家」を単位として調査を行っていたが、近年、会社や農事組合法人等の組織経営が増加し、従来の指標では農業構造全体の把握が困難となった。そこで、農林業センサス 2005 から、世帯による農業経営（家族経営体）と会社や農事組合法人等の組織経営（組織経営体）を把握する農業経営体という概念を導入している⁷⁹。

農業経営体とは、農作物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう⁸⁰。

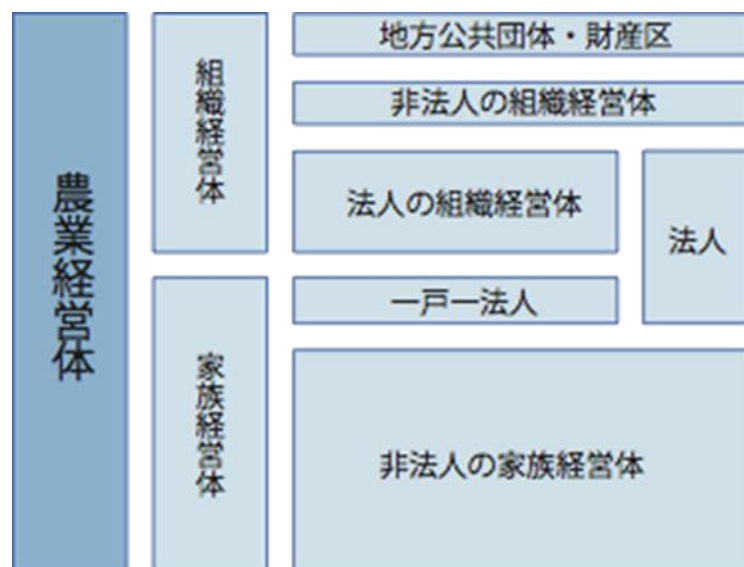
- 1, 経営耕地面積 30a 以上
- 2, 以下の外形基準以上
 - (1) 露地野菜作付面積 15a, (2) 施設野菜栽培面積 350 m²
 - (3) 果樹栽培面積 10a, (4) 露地花卉栽培面積 10a
 - (5) 施設花卉栽培面積 250 m², (6) 搾乳牛飼養頭数 1 頭
 - (7) 肥育牛飼養頭数 1 頭, (8) 豚飼養頭数 15 頭
 - (9) 採卵鶏飼養羽数 150 羽, (10) ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
 - (11) 農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業規模
- 3, 農作業の受託事業

⁷⁹ 農林水産省「2015 年農林業センサスにおける農業経営体と農家の概念図」

<http://www.maff.go.jp/tokai/tokei/gracen/pdf/gainenzu.pdf>

⁸⁰ 農林水産省「農家に関する統計」<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/07.html>

図表Ⅱ-2-1 農業経営体と農家の概念図



(出典) 農林水産省「2015年農林業センサスにおける農業経営体と農家の概念図」

より抜粋

(2) 東北における農業経営体・家族経営体（販売農家数）等増減率の県別動向

図表Ⅱ-2-2は、東北における農業経営体・家族経営体（販売農家数）等増減率の県別動向である。これによれば、農業経営体自体は減少しているが、販売農家数の減少も同様の傾向にあることが分かる。ただし、福島県と宮城県の減少の数値が高いことを考慮すると、東北の場合は原発事故の影響も考えられる。なお、東北における2017年の農業経営体数は24万7,155経営体であり、5年前に比べて21.1%減少している。

一方で、「経営耕地5ha以上の販売農家」は東北全体で見ると3.3%の増加であるため、土地の集約が進んでいることが考えられるが、通算のデータと比較すると増加率は低下しており、あくまでも緩やかな増加であるといえる。その他、「農地所有世帯」（総農家と土地持ち非農家）の減少率は高まっている。農地所有世帯の減少率の急上昇の要因は、高齢単身の農地所有世帯（自給的農家や土地持ち非農家）等が不在化している影響と推察される⁸¹。

⁸¹ 橋詰登「センサスに見る農業構造変動の特徴と地域性—

「2015年農林業センサス結果の概要（確定値）」の分析から—

http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seminar/2016/attach/pdf/160728_01.pdf

図表Ⅱ-2-2 農業経営体・販売農家数等の増減率

									(単位：％)			
		農業経営体							農地所有世帯 (総農家＋土地持ち非農家)			
				販売農家								
							経営耕地 5ha 以上					
		05-10 年	10-15 年	00-05 年	05-10 年	10-15 年	00-05 年	05-10 年	10-15 年	00-05 年	05-10 年	10-15 年
都府県		△16.5	△18.1	△16.0	△17.0	△18.6	16.1	14.5	7.3	△3.9	△3.6	△8.5
東北		△17.1	△21.0	△12.9	△17.7	△21.3	9.8	6.7	3.3	△3.2	△2.9	△9.1
	青森	△14.5	△19.6	△15.3	△14.7	△19.5	3.0	6.9	△2.1	△5.9	△4.5	△8.9
	岩手	△17.1	△17.6	△11.3	△17.8	△18.2	5.5	△1.9	0.7	△2.4	△2.4	△4.3
	宮城	△20.7	△23.4	△12.1	△21.3	△24.0	15.4	4.9	4.5	△2.9	△3.1	△9.2
	秋田	△20.8	△19.7	△13.9	△21.6	△20.1	10.6	16.4	4.5	△3.7	△2.6	△7.7
	山形	△18.6	△17.2	△13.5	△20.2	△17.3	14.6	△3.5	10.1	△2.6	△2.6	△7.6
	福島	△12.4	△25.8	△12.1	△12.5	△25.9	11.1	21.6	1.4	△2.3	△2.4	△14.7

(出典) 橋詰登「東北水田農業の担い手形成と土地利用の変化・2015 年農業センサスの
分析から-」から 2017WSD 作成

(3) 組織経営体の県別動向

図表Ⅱ-2-3 を見ると、組織経営体は 2010 年から 2015 年の間に都府県全体で 5.9%増加しているが、東北は 3.9%減少していることが分かる。しかし、法人経営に限れば東北は 32.2%の増加であり、ほぼ都府県並みである。また、組織経営体の法人割合も東北では 2010 年から 2015 年にかけて約 1.4 倍上昇しているが、各県に着目すると、県でばらつきがあり、宮城県と山形県は他と比較して低い。組織経営体が減少している県は「農業サービス事業体」の減少率も高く、関連性が認められる。参考として図表Ⅱ-2-4 で、旧定義での「農家以外の農業事業体（販売目的）」について見ると、前回のセンサスでは伸びが著しかった県（秋田県・山形県）は増加が緩やかになっている。

結論としては、県によって組織経営体の動向に特色があることが言え、このことから法人化を推進するためには、それぞれの県の特色を生かした取り組みが必要であると考えられる。

図表Ⅱ-2-3 組織経営体の動向 (1)

	組織経営体 (計)			うち、法人経営			組織経営体の法人割合	
	実数	増減率		実数	増減率			
	2015 年	05-10 年	10-15 年	2015 年	05-10 年	10-15 年	2010 年	2015 年
都府県	30,463	11.0	5.9	20,661	23.0	34.7	53.4	67.8
東北	6,106	7.1	△3.9	3,292	18.0	32.2	39.2	53.9
青森	821	2.8	△19.0	468	27.4	34.1	34.4	57.0
岩手	1,336	4.8	2.7	758	12.9	23.7	47.1	56.7
宮城	1,259	△0.8	7.4	497	13.9	59.3	26.6	39.5
秋田	1,014	24.2	△0.3	581	37.7	48.6	38.4	57.3
山形	917	26.0	△4.9	424	5.2	31.7	33.4	46.2
福島	759	△5.7	△14.5	564	17.2	11.9	56.7	74.3

(出典) 橋詰登「東北水田農業の担い手形成と土地利用の変化・2015年農業センサスの分析から」から 2017WSD 作成

図表Ⅱ-2-4 組織経営体の動向 (2)

					(単位：%)		
		販売目的 (農家以外の農業事業体)			農業サービスのみ (農業サービス事業体)		
		実数	増減率		実数	増減率	
		2015 年	05-10 年	10-15 年	2015 年	05-10 年	10-15 年
都府県		23,539	48.5	26.1	6,642	△26.4	△30.5
東北		4,233	45.6	25.6	1,748	△19.0	△36.6
	青森	453	39.2	43.4	334	△10.4	△48.2
	岩手	918	34.1	25.4	381	△24.0	△21.4
	宮城	1,032	4.0	32.5	206	△17.8	△36.4
	秋田	733	143.6	16.2	288	△24.2	△28.7
	山形	583	130.4	16.6	308	△10.5	△35.3
	福島	514	30.3	24.5	231	△27.9	△45.1

(出典) 橋詰登「東北水田農業の担い手形成と土地利用の変化-2015 年農業センサスの分析から-」から 2017WSD 作成

(4) 土地利用の変化の県別動向

土地利用の変化については、東北における経営耕地面積は 2010 年から 2015 年にかけて 6.9%減少している。とりわけ、避難指示地域を抱えていた福島県が 2010 年から 2015 年にかけて 17.4%の高い減少率だったが、福島県を除いた平均を出して見ると 4.7%の減少であった。

他方、借入耕地面積は全県で増加しているものの、増加率は低下しており、特に秋田県と宮城県、山形県の度合いが大きい。また、借入耕地面積率は母数となる経営耕地面積が減少したこともあり、東北全体で上昇しているものの、耕作放棄地は増加率が上昇している。

図表Ⅱ-2-5 経営耕地・借入耕地面積の動向

		(単位：％)						
		農業経営体						
		経営耕地面積増減率		借入耕地面積増減率		借入耕地面積率		
		05-10 年	10-15 年	05-10 年	10-15 年	2005 年	2010 年	2015 年
都府県		△2.2	△6.2	35.6	11.3	23.4	32.5	38.5
東北		△1.5	△6.9	49.6	9.8	19.5	29.6	34.9
	青森	△0.3	△6.4	28.4	15.0	18.9	24.3	29.9
	岩手	△2.8	△3.8	42.2	15.2	21.8	32.0	38.3
	宮城	△2.3	△6.1	67.9	14.4	18.9	32.5	39.6
	秋田	△0.1	△3.7	73.2	9.1	17.1	29.7	33.6
	山形	△2.1	△3.6	59.5	1.9	22.7	37.0	39.1
	福島	△1.3	△17.4	27.0	2.3	18.0	23.1	28.6

(出典) 橋詰登「東北水田農業の担い手形成と土地利用の変化-2015 年農業センサスの
分析から-」 から 2017WSD 作成

図表Ⅱ-2-6 耕作放棄地の面積の動向

		(単位：％)						
		総農家＋土地持ち非農家						
		耕作放棄地 面積増減率		耕作放棄地化率		耕作放棄地率		
		05-10 年	10-15 年	05-10 年	10-15 年	2005 年	2010 年	2015 年
都府県		3.3	6.9	5.2	21.7	12.3	12.9	14.4
東北		6.9	17.7	6.5	39.5	9.0	9.7	11.9
	青森	4.3	13.9	9.1	33.3	11.2	11.6	13.8
	岩手	10.8	25.1	10.2	36.2	8.8	9.9	12.5
	宮城	10.9	20.3	5.9	26.8	6.9	7.8	9.8
	秋田	9.2	28.6	3.7	37.8	5.0	5.4	7.1
	山形	9.5	12.5	4.3	56.3	6.0	6.6	7.7
	福島	3.2	12.6	10.3	81.4	15.0	15.6	20.1

(出典) 橋詰登「東北水田農業の担い手形成と土地利用の変化-2015 年農業センサスの
分析から-」 から 2017WSD 作成

(5) 集落営農

2005 年から 2010 年にかけての東北における集落営農組織数の 5 年間の増加率は 84.5% となっており、急激かつ大きな構造変動があったことが分かる。今回、集落営農組織数の増加率は 10.3% で、集積面積率は 0.2% の微増にとどまっている。これは都府県の動きと同じである。組織数の増加は宮城県と岩手県が高く、その他は頭打ちの状況が見て取れる。なお、集落営農組織のうち「農産物等の生産・販売を行なっている」は 20.7% 増加しており、これらの組織は農林業センサスでは「農家以外の農業事業体（販売目的の組織経営体）」として把握されている。

以上、これまでの農業経営体のデータから、結論として離農の進展とそれら離農した農家から放出された農地が担い手への集積が進んでいることが確認できたが、一方で農地を既存の受け手が十分に受けきれていない状況が表れはじめているといえる。

図表Ⅱ-2-7 集落営農組織数の県別動向

	集落営農組織数（組織）			農産物等の生産・販売を行なっている組織		組織数増減率			【参考】集落営農組織の集積面積率（%） 2005 年 2010 年 2015 年		
	2005 年	2010	2015	2010	2015	05-10	2010-15				
	①	②	③	④	⑤	②／①	③／②	⑤／④	2005 年	2010	2015
都府県	9,667	13,288	14,577	8,644	10,909	37.5	9.7	26.2	7.5	12.6	12.7
東北	1,624	2,997	3,306	2,256	2,722	84.5	10.3	20.7	6.9	15.4	15.6
青森	112	193	191	132	166	72.3	△1.0	25.8	4.1	9.6	6.0
岩手	367	553	667	445	584	50.7	20.6	31.2	8.0	16.6	18.2
宮城	457	711	900	674	884	55.6	26.6	31.2	9.8	22.5	26.1
秋田	335	737	727	612	621	120.0	△1.4	1.5	7.7	16.9	17.6
山形	224	429	443	278	313	91.5	3.3	12.6	8.3	19.9	18.6
福島	129	374	378	115	154	189.9	1.1	33.9	3.9	8.6	8.9

（出典）橋詰登「東北水田農業の担い手形成と土地利用の変化-2015 年農業センサスの分析から-」から 2017WSD 作成

第 2 項 農業法人を取り巻く環境

(1) 東北における法人化の傾向

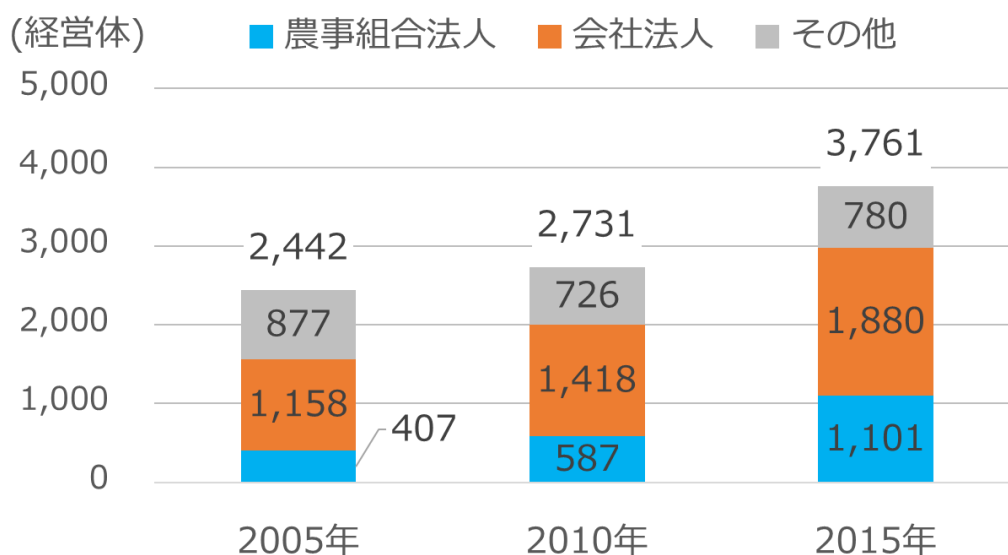
近年、農業法人の数は一貫して増加の一途をたどっており、全国では 2005 年からの 10 年間で倍増している。農家による法人化の捉え方としては、好機と捉えて積極的に経営の規模を拡大していこうとする農家や、農業経営を会社形態に転換（以下、単に「法人化」と言

う)する農家,あるいは,集落営農のような生産組織を設立して対応していこうとする農家等,様々な動きが見られる⁸²⁾。

それに対して,全国の2015年における農業経営体数は137万7千経営体であり,そのうち家族経営体数は134万4千経営体である。また,同年の東北における農業経営体数は24万7千経営体であり,そのうち家族経営体数は24万1千経営体である。したがって,農業経営体全体の趨勢としては家族経営が占めており,地域における農業の主体であることは間違いないものの,前段の日本再興戦略の中で農業を成長産業と位置付けて,その目玉として2023年までには農業法人の数を50,000法人まで増やすとしているため,法人化の流れはますますの進展が予想される。

この点,農林業センサス2015を見ると,全国の2015年における法人経営体数は10年前の2.2倍の1万8,857経営体となり,さらに農産物販売金額規模別に見ても,全階層で増加していることは明らかである。なお,東北においても2015年における法人経営体数は10年前の1.5倍の3,761経営体となっている。

図表Ⅱ-2-8 法人化している農業経営体数(東北)



(出典) 農林水産省「農林業センサス2015」から2017WSD作成

⁸²⁾ 古塚秀夫『改訂現代農業簿記会計』(農林統計出版, 2012), p1

(2) 法人化のメリット

法人化には数多くのメリットがあるが、主なものとしては以下が挙げられる⁸³。

図表Ⅱ-2-9 法人化のメリット

	項 目	内 容
①	経営管理能力の向上	経営責任の明確化，経理の明確化
②	対外信用力の向上	金融機関等の信用力，融資枠の拡大
③	経営発展	従業員の雇用，取引先の拡大
④	福利厚生面の充実	社会保険・労働保険の加入，就業規則等
⑤	経営承継の円滑化	事業承継の多様化，後継者育成
⑥	人材の確保	優秀な人材の確保，組織構成の達成

(出典) 農林水産省「法人経営のメリット」から 2017WSD 作成

ただし，上記のような好ましい面もある反面，当然デメリットも存在する。

活躍する農業法人である株式会社奥山農園へのヒアリング調査においても，増加する事務処理の煩雑さに関する訴えがあった。また，農業をビジネスとして捉える場合において，例えば「社員の福利厚生を向上させる」といった志が非常に重要である反面，利益をあげるための仕組みづくり（ビジネスモデル）を構築するため，そして時には危険な場面にも遭遇する農作業のリスクへの備えるため，情に流されない冷徹な経済計算が必要であることが浮き彫りとなった。また，法人化によって組織が拡大すればするほど，利益を生み出す仕組みを作り，それを維持していく能力，つまり経営管理能力が求められてくるようになる。つまり，経営規模と生産性の向上，そして収益を確保する能力である。この点について，50年前の農業経営の名著『現代の農業経営』（1967）の冒頭において，まるで未来を見据えたかのような的確な警句があったため，紹介する。

「学会ならびに農業界に「生産性向上」が実現できれば，それがただちに農業経営の「収益性の増大につながるという錯覚が蔓延している（中略）その具体例の一つが，官民こぞって推奨する「規模拡大論」である（中略）農業経営の規模拡大は確かに生産性の向上を導くものではあるが，それがそのまま経営の収益性向上につながるとは限らない。その間のギャップを埋めるためには，その両者をつなぐ農業経営者の固有な努力が必要である。（中略）2つの新しい規模概念を提唱する。その一つは「固定資本総量としての規模（容器の大き

⁸³ 農林水産省「法人経営のメリット」

http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_houzin.html

さ)」であり、もう一つは「総生産量で示す規模（容器に入れた中身の大きさ）」で運営の結果の大きさを示す。（中略）器を大きくすることと中身を大きくすることは別のことで、これら二つの行為、適正集約度の実現と枠組みの拡大が連続的に継続しなければ、せっかくの規模拡大も収益には結びつかない。」⁸⁴

上記は、まさに時を超えた先見性を有しており、「器」と「中身」の可視化、つまり「見える化」することが経営において重要であるため、政策を考える上で示唆に富んでいると確信したため紹介した。

（3） 法人化の推進体制

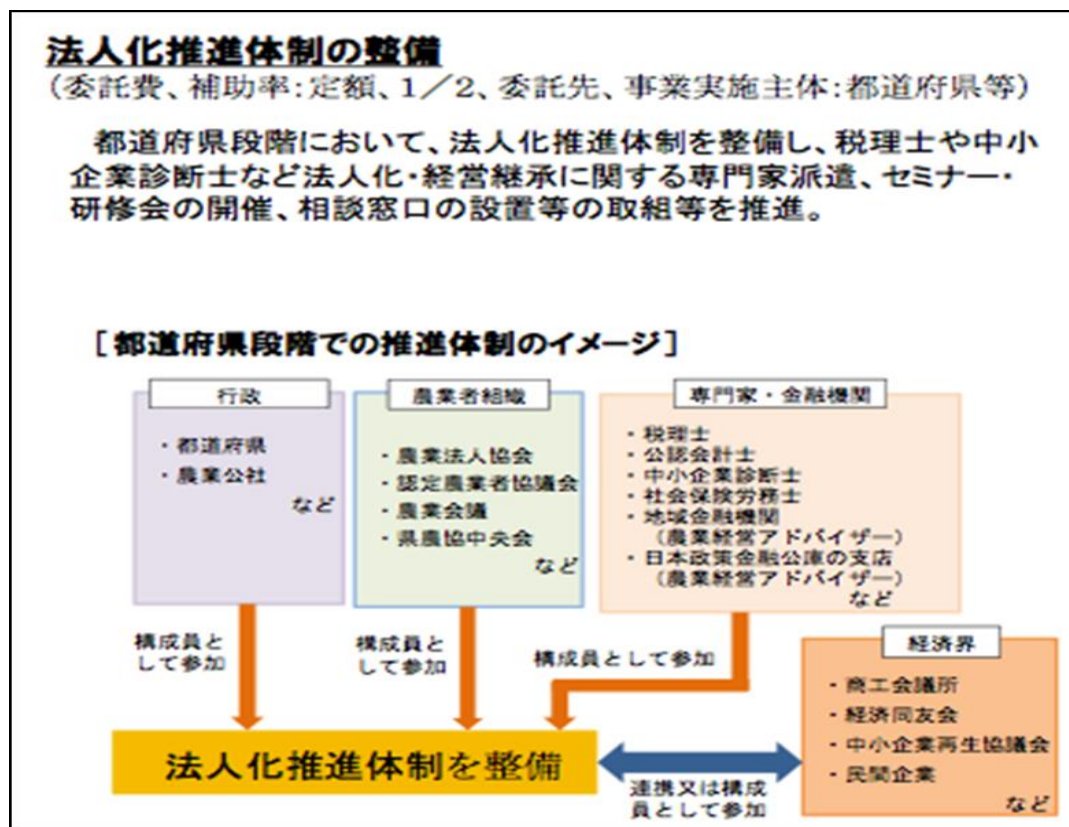
次に、現在政府が取り組んでいる法人化推進体制の整備についてごく簡単に触れることとする。図表Ⅱ-2-10の通り、行政・農業者組織（農場法人協会・JA等）・金融機関・専門家（税理士・公認会計士等）と経済界との連携により法人化を推進する体制を整備している。この取り組み自体は、自治体ごとに特色もあり、期待されるものである。ただし、前述の金沢教授の警句を思い出すと、経営意識が未熟なままにいたずらに経営規模を拡大することは危険であるともいえる。これまでのヒアリングの話題の中からも、成長段階にある経営者のみに依存するには無理があり、取り巻く関係者の支援や関与のもと法人経営の意識を醸成しつつ、補助金や融資の資金づけが行われていくことが望まれることが明らかとなっている。

結局、法人化は一つの手段であり、決して目的ではないこと、本来の目的としては日本農業の生産性向上と、ひいては競争力の強化の手段であることを肝に命ずるべきであると思料する。また、推進体制の整備にあたっては法人の数増やしにとどまらず、むしろ法人が増えてからが本番であると考え、地域の核となるJA職員や金融機関による継続的かつ中長期的な支援の役割を担うことが必要である。

なお、参考として「我が国における規制緩和関連事項の年表」を掲載する。このように、時代を輪切りにするような形で俯瞰すると、農業法人化には約60年の歴史があることがわかる。（図表Ⅱ-2-11）

⁸⁴ 金沢夏樹『現代の農業経営』（東京大学出版会、1967）、p4

図表Ⅱ-2-10 法人化推進体制の整備



(出典) 農林水産省「農業経営力向上支援事業」より抜粋

図表Ⅱ-2-11 我が国における規制緩和関連事項の年表

年月	規制緩和関連の提言・法改正等	農業関連の改正・提言等
1957.5		徳島県で農業法人問題おこる
1962.5	農地法改正	上限緩和，農業生産法人創設
1969.5	閣議 米穀自主流通制度を決定（佐藤内閣）	自主流通米，全量買上げ終了
1970.5	農地法改正 農協法改正	上限規制廃止，権利移動緩和，不在地主容認
1975.6	農業振興地域整備法（農振法）改正	農地利用権設定事業発足
1980.9	農用地利用増進法施行	利用権による流動化，本格化
1981.6	食糧管理法改正	配給統制から流通規制へ
1983.3	臨調最終報告（中曽根内閣）	<1985.4 NTT，日本たばこ発足>
1985.10	秋田食糧事務所大潟村入植者 3 名を食管法違反で告発	<1988.1 秋田地検不起訴決定>
1986.4	前川リポート（中曽根内閣） 「国際協調のための経済構造調整研究会報告」	国際化時代の農業政策 市場メカニズムの導入
1987.2	第 2 次行革審議会発足	<1987.4 国鉄民営化，JR 発足>
1988.12	規制緩和要綱 閣議決定（竹下内閣）	7 分野の一つに「農産物」
1993.6	農業経営基盤強化促進法成立	<農用地利用増進法継承>借地主義への転換 明確化
1993.12	平岩リポート「経済改革研究会最終報告」（細川内閣）	農業での生産・流通の規制緩和による市場メカニズム活用
1994.5	経団連「規制緩和の断行を求める」（羽田内閣） 7 分野	食管問題，農業生産法人要件
1994.7	規制緩和推進大綱閣議決定（村山内閣）	食管法，コメの市場開放
1994.11	経団連・日経連等「規制緩和に関する要望書」 19 分野	農業・食品産業の規制緩和
1995.3	規制緩和推進計画閣議決定（村山内閣）11 分野 1091 事項	食管制度，原料農産物
1995.10	経団連「規制緩和推進計画の改訂に望む」14 分野 588 事項	米流通規制緩和を
1995.11	食糧管理法廃止，食糧法施行	コメ流通規制は大幅緩和，生産者に「売る自由」
1995.12	規制緩和小委員会「規制緩和の推進に関する意見」	食品工業原料・生産法人要件

1997.3	規制緩和推進計画（改定）（橋本内閣）12 分野 2823 事項	価格支持，生産法人要件
1997.12	行政改革委員会「最終意見」（橋本内閣）	創意工夫発揮，競争原理導入
1998.1	行政改革推進本部及び規制緩和委員会 設置	意欲ある農業者の創意工夫
1998.3	規制緩和推進 3 ヶ年計画 閣議決定 15 分野 624 事項	株式会社の農業参入検討を
1998.9	農業・農林・食科基本問題調査会答申	法人化推進，市場原理の活用
1998.12	農林水産省農政改革大綱	多様な担い手，株式会社の生産法人
1998.12	規制改革委員会「規制改革についての第 1 次見 解」	株式会社の所有での参入提起
2000.12	農地法改正 2001.3 施行	農業生産法人に株式会社
2002.12	構造改革特別区域法制定 2003.4 施行	特区にリースでの異業種参入
2003.4	農業経営基盤強化促進法改正	農業生産法人の要件緩和
2004.4	改正食糧法施行 <計画流通制度廃止>	コメ流通規制ほぼ完全に撤廃
2005.6	農業経営基盤強化促進法改正 2005.9 施行	全国でリースの異業種参入
2005.10	郵政民営化法公布（小泉内閣）	<郵政 3 事業の民営化>
2009.12	改正農地法施行 改正農業経営基盤強化促進法施 行	貸借自由，期間 50 年までリースで異業種参 入条件緩和

（出典）高橋正郎『日本農業における企業者活動』
（農林統計出版，2014）から 2017WSD 作成

第 2 節 農業生産法人の課題と役割

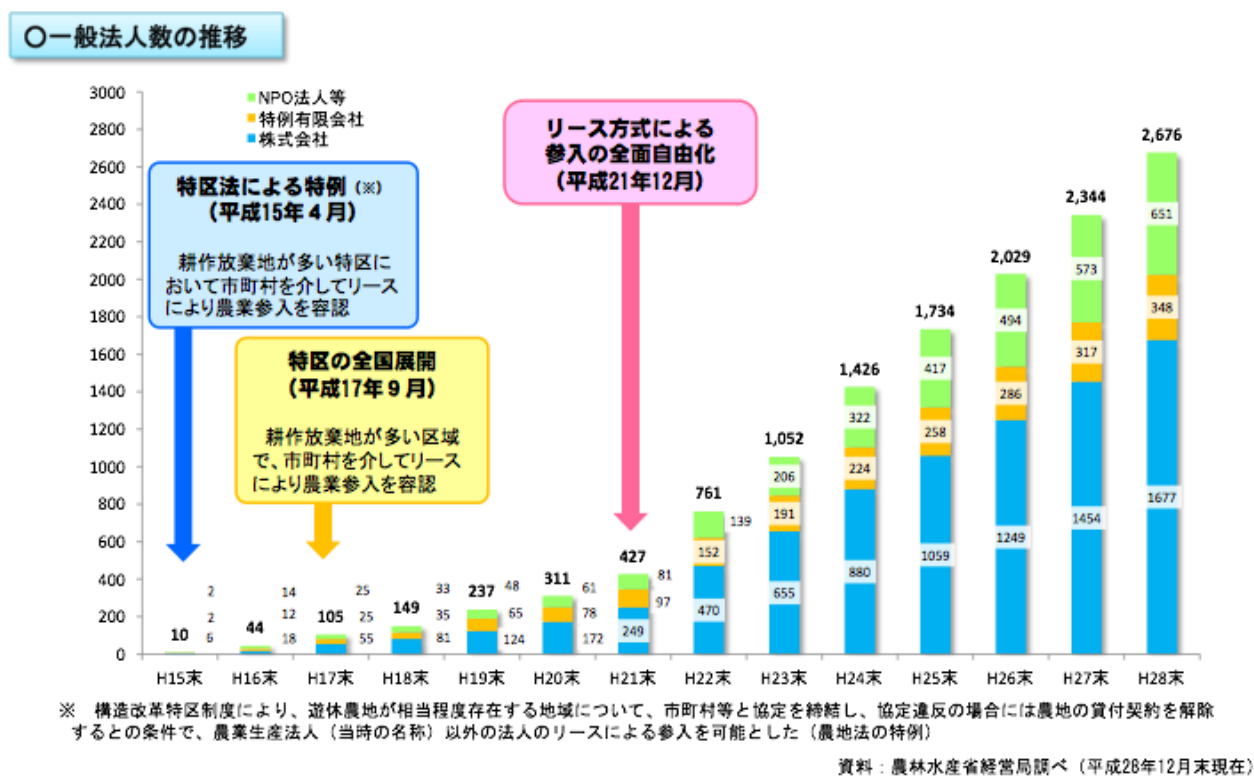
第 1 項 農業法人化と他分野事業者の農業参入と障壁

図表Ⅱ-2-12 は，民間企業農業参入の推移である。2009 年の農地法改正によりリース方式による参入を全面自由化し，改正前の約 5 倍のペースで増加していることが分かる。その結果，農地を利用して農業経営を行う一般法人は 2016 年 12 月末時点で 2,676 法人となっている。これらの全ての法人が成功しているかといえ，当然農業における属人的な経験や勘等の特殊性によって簡単には成功しているとはいえないのが実情であると考えられる。事実，大企業の参入と撤退の報道はよく耳にするところである。

しかし，民間企業は往々にして既に経営のノウハウを身につけた上での参入であり，なおかつ，貸借であれば企業や法人等の一般法人であっても全国どこでも参入可能であり，参入に関する障壁は比較的低いと考えられる。

このようなことから，従来の農業者との競争は今後激化していくことが予想される。

図表Ⅱ-2-12 民間企業の農業参入の状況



（出典）農林水産省「一般企業の農業への参入状況（平成28年12月末）」より抜粋

第2項 経営の多角化に適合した経営体の選択

（1）経営の多角化の流れと東北農業者の意識の乖離

東北農政局・東北経済産業局へのヒアリングを行った際に、東北の農業者は「生産者」である志向が依然強く、「いいものを作れば売れる」との考えや固定観念に根強く縛られているということが分かった。確かに、1970年代頃までの日本の農業は大量生産、すなわちプロダクト・アウトの時代だった⁸⁵。

しかし、現代は特に食品業界においてマーケット・インに変わってきている。外部環境が劇的に変わっているのにも関わらず、まさにタコツボにこもって、従来の既得権益のみに目を奪われているのが東北の姿と考えられる。その現状から脱却するツールの一つとして、政府は6次産業化を進めている。

自らが生産した農産物を（1次産業）、自らが加工し（2次産業）、市場を介さずに自ら売る（3次産業）、これを1次×2次×3次＝6次産業化という。つまりは、最終消費に到るまでの付加価値を農業者が全て獲得していくスキームである。この6次産業化にお墨付き

⁸⁵ 高橋正郎『日本農業における企業者活動』（農林統計出版、2014）、p197

を与えるのが「総合事業計画」⁸⁶であり、認定される農業者の数は実績値としては着実に成果が上がってきている。ただし、成功はほんの一握りであり、失敗事例は累々たるものであるという⁸⁷。数々の6次産業化の失敗事例が積み重なったことから作成された、東北農政局の『6次産業化の手引き～失敗事例を踏まえて～』においても、農業者のマーケティング活動のまずさに関する数々の指摘がなされている。

この手引きを見ると、東北の農業に最も欠けているのはマネジメント感覚であることが分かる。特に、単純な原価計算ができていないことや、顧客視点でのマーケティングの発想に欠けていること、自らの経営資源を確認しないままに事業を行う等、市場における基本的な考えができていないことが浮き彫りとなっている。また、農業であれ一般企業であれ、ビジネスとして成功するには数字が全てであり、数字の管理をないがしろにしては、儲けることはできないのが現状である。計算ができないことは、経営管理ができないことであり、経営管理ができないということは、計算ができていないということになる。このことから、農業者の経営管理に関する基礎的部分の欠如を補うため、関係機関が支援していく方策こそが、6次産業化に取り組む以前に真に必要なことであるといえる。

(2) 多角化やグローバル化に適合した経営体のあり方

前項で指摘したように、6次産業化に取り組む以前に、農業者の経営管理面での資質向上をどのようにして達成するか、という問題がある。また、貿易に進出するからには、経営管理能力を盤石にした農業法人であることはもちろんのこと、貿易取引が内包する契約面・品質面・為替面等のあらゆるリスクに対応していく必要に迫られる。

農業が他産業に匹敵する真のビジネスとして自立するからには、最終的にはTPPをはじめとする貿易自由化・自由競争の荒波を乗り越えるための卓越した経営管理能力を身につけるかが問われることとなるが、本来内向的な東北の農業者に最初から全てのハードルを飛び越えさせることも無理がある。このことから、経営管理面の資質向上については、例えば以下の通り、順を追って解決していくことが肝要であると思料する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 正式な簿記に基づいた青色申告を行うことができ、経営的能力が醸成される段階2 農業をビジネスとして捉え、時代を見据えた将来性のある法人経営ができる段階3 付加価値を有した商品開発に成功し、多角化等の複雑な経営管理ができる段階4 農業生産物の輸出等、海外戦略を視野に入れることができる段階 |
|---|

⁸⁶ 「農林漁業経営の改善のため、農林業者等が農林水産物および副産物の生産およびその加工または販売を一体的に行う事業活動に関する計画」が正式な名称である。

⁸⁷ 2017年10月19日東北農政局・東北経済産業局へのヒアリングによる。

最終的な政府の目標は、輸出戦略をもとにした「国際化・貿易強化」にあり、そのためには以上の段階を踏まえ経営体構造を変化させていき、「貿易リスクに対応できる経営管理能力を持った農業法人」に成長していく必要がある。

(3) 従来型の経営体のあり方

上述のように、世界に打って出る経営力を有する法人が出現してくる一方で、従来の兼業農家や自給的な農家に関しては、ことさら経営体構造を変更する必要性がなく、従前の通り農協への出荷、または自家消費を続けていくことは特段の問題とはならないと考えられる。

しかし、専業農家に関してはこれまでのような経営思考では成り立たなくなる可能性がある。なぜなら、前章にある通り海外からの輸出の作物価格の低下が起きた場合に十分に対応ができない等、何らかのきっかけを持って直ちに破綻に向かうリスクを多分に内包しているからである。したがって、大規模化を目指す専業農家に関しては価格競争に耐えられるべく、より効率的な生産、資金融通や人員の補充及び整理に適した法人化を選択すべきであると考えられる。また、他産業の企業との連携、例えば新潟市の農業法人のように企業と農家が共同で法人を作る等、農商工連携のように販路の拡大を行なってリスクを分散していくのも一つの戦略である。

さて、法人形態の選択に関しては、例えば高齢化の進む中山間であれば農事組合法人として地域で協力する等、地域特性や生産する農産物に即した適切な形態をとる必要がある。一方で、小さな経営規模で専業農家を維持していく場合も想定され、最終的な販売顧客を確保した状況での経営が求められる。

第3項 農業生産の主力及び雇用の受け皿としての大規模法人の役割

前項でも触れたが、「プロダクト・アウト」とは、“作ったものを売る”という考えであるのに対して、「マーケット・イン」という概念は“売れるものを作る”という考えである⁸⁸。かつての農業市場は物が不足しており、需要が供給を上回る状況下では、農家は注文が無くても夢中でどんどん作りたいように作り、農協を通じて卸売市場で売れたプロダクト・アウトの時代があった⁸⁹。その状況が完全に一転し、供給が需要を上回る“過剰生産”の環境下に置かれた今、マーケット・インの理念が無くては、あらゆる製造業は成り立たない。例えば、他産業においては、注文を受けていないにも関わらずネジやボルト等の一定の部品を作り続けて在庫リスクを抱えることは経営破綻に容易につながるため、基本的に選択しないと考えられる。

しかし、マーケットと生産が乖離し、手厚い政策保護のもとに置かれてきた農業では、プロダクト・アウトの考えがまかり通ってきた。特段の注文が無くても、昔から米を作っているれば米を作り、芋を作っていれば芋を作っている。そこには、どの方向を見て生産している

⁸⁸ 高橋正郎『日本農業における企業者活動』（農林統計出版，2014），p197

⁸⁹ 同上

のかが曖昧な姿が浮かび上がる。次項のヒアリングにおいても、マーケットと正しく向き合い、ニーズにあった農産物づくりを行うことがいかに重要であるか、「受注生産」の必要性を繰り返し聞くことができた。だからこそ、消費者の望むものを作るマーケット・インは重要であるが、その具現化は個人経営の規模では難しい。個人であれば、伝統的かつ旧態依然とした「生産が先んじ、そして流通があり、消費者へ続いていく」という発想から脱却しづらい。

これからの農業生産においては、消費者の需要に呼応したマネジメントや営業が必要だが、そのためには一定規模の経営が可能となる法人化が有効な手法といえる。また、経営にはリスクが伴い、リスクを分散するためには、家族経営よりも体力のある法人が当然有利となり、将来想定されるリスクであるグローバル化による経済の変動や、食品市場をめぐる価格競争への対応においてもその役割は重要性が増して行くことが考えられる。

第4項 奥山農園の事例

(1) 株式会社奥山農園へのヒアリング調査

2017年11月8日に山形県西村山郡河北町の奥山喜男様（代表）にヒアリングを行った。奥山農園は、地域の担い手として大規模営農法人化が図られたモデル的な経営体であり、今年度の全国優良経営体表彰の経営改善部門の受賞者である。

経営内容としては、米が中心であり、売り上げのほとんどは直接販売と酒米等の契約生産を行なっている。また、生産ロットごとに食味分析を実施していることが特徴的である他、グローバル GAP の認証を取得している。その他、クラウド型農場管理システムを試験導入し、効率的な経営管理に取り組んでいる。

(2) 経営者へのインタビューと農場視察からわかったこと

① 経営改善の実践例

法人化した最大の理由は従業員の「福利厚生の上昇」にある、と奥山氏は断言された。

将来を見据えて若い世代が収入を確保し、農業の困難に立ち向かいつつも面白さを実感しながら家庭を持つことを理想とし、その理想を現実化するためには、就業規則を明確化することが必要であるということであった。事実、従業員の労働時間はほとんど8時間労働の枠内に収まっており、稀に日曜出勤がある程度でスタッフによる分業化によって効率的な労働が実現できている。また、その視点が既存の農地を生かして雇用を生み出すために欠かせないという。

その他、法人化によるメリットは、対外への信用の度合いが家族経営とは比較にならないくらい恩恵があるとのことで、例えば、設備投資や運転資金を銀行から借入する際に実感するとのことだった。

法人化による現在の課題としては、販売の面を強化していきたいとのことであり、このことを実現するためには、地域の共同経営において新たな法人を立ち上げ、精米部門や販売部

門といった役割分担を行う必要性を感じているという。また、法人化によるデメリットとしては、累積する事務作業や各種提出物が増えて煩雑となったことがあるが、ソフトウェアの進化もあって慣れつつあるとのことであった。

② 新技術導入と経営の関係性

続いて、クラウド型農場管理システムを導入することにより、経営に対して具体的にどのような変化をもたらしたのか尋ねると、答えとしては「非常に有効であるが、使い方を模索中でもある」とのことであった。システムの使用用途は一つに限らず、大規模な圃場を可視化して一元管理するためだけではなく、現場作業においても端末を持参して有効活用している。とりわけ印象深かったことは、奥山氏の天候対策に関する経験や勘を、次世代の経営者に継承する場合においても有効活用されている点である。技術継承を効率的に行うべく、データ化して補完するような形で用いられている。例えば、天候の変動を予測し、それに応じた施肥の適正化によってコストを下げるという「可視化した経験と勘」を、作物の成長具合をデータで確かめながら行なっている。その他、ハウス栽培において果実の収穫時期が終わったら同じ設備を用いて育苗の体制を敷き、従業員が常に稼働するようにルーチン化しているとのことであった。

③ 認定農業者としての課題

認定農業者としての課題としてあげられるのは、まずもって「意識改革」であるとのことであった。これからの水田は大規模化が必然的に進展し、そうすると家族経営では困難になっていくことが予想される。その理由としては、大規模な水田には規模にあった機械導入が必要であるところにある。ヒアリング調査後に高性能を誇る 7 条刈りのコンバインを見たが、非常に高価なものであるため家族経営では入手はできず、また、オペレーターも雇用できない。この条件がクリアできなければ生産性を向上させることができないため、結論としては見合った収入の確保が望めず、経営としては成り立たないとのことである。

現在の認定農業者制度に関しては、「自分がやろうという人」が計画を提出して承認を受ける形だが、実績を提出する必要がない。これでは PDCA サイクルや分析ができないため、意識改革につながらない状況にある。そのため、経営感覚を磨くための青色申告制度の利用は有効であると考え。実際、青色申告制度を利用する農家も増えてきており、PC 教室に参加する人も多い。また、奥山氏の地域では税理士が関わる場合が多いとのことである。

(3) これからは地域性を持った共同経営の時代

本ワークショップが考える「新しい認定農業者」に対してのコメントとしては、将来を見据えて経営感覚を磨くことは極めて重要であり、今後増加する耕作する農業者がいなくなった農地を誰かが借り受けてやっていくためには、中核的な農業者の存在が重要になっていくであろうとのことであった。後継者となる世代は、奥山氏の地域では 30 代から 40 代

の子育て世代の方が多く士気も高い。地域において共同経営が実現すれば、まとまったロットでの肥料の一括購入ができるようになり、さらなる効率化が望め地域でまとまることによる強みが出てくる。地域性は非常に重要であり、地域の雇用に貢献し、消費者が望む美味しくて安心で安全な作物を作り、値ごろ感のある価格で提供し喜んでもらい、つながりを作っていくことが奥山氏の理想であるとのことで、そこには自負と情熱が感じられた。

ヒアリングの後、現場を視察し、設備導入事業の内容として、乾燥機 60 石 2 台、モミ搬送ライン一式、5 インチ糶摺り、製品タンク・計量器他を拝見した。個人ではとても管理できない、法人ならではの大規模な設備であった。また、圃場も見学し水稻（約 30ha）、大豆（約 15ha）、ハウスメロン・育苗（7 棟 700 坪）を拝見し、その際にトラクター、コンバイン、ブームスプレイヤー、パデー、大豆中耕倍土機 3 台・トラック 4 台・自家用 1 台を所有していた。

第 3 節 農業経営と会計

第 1 項 農業所得における捕捉率

(1) 農業経営と税申告

農業所得者の所得捕捉率については、久しく「トーゴーサンピン」、「クロヨン」という言葉が用いられている。いずれも給与所得者・中小企業所得者・農業所得者の捕捉率を揶揄しており、農業所得者の捕捉率が低いことが問題視されている。一方で、農業所得の捕捉率は、ほぼ 6 割前後で推移していると指摘されている⁹⁰。

そこで、本節ではその問いを考察し、今後よりいっそう厳しい状況下に置かれる東北農業においては、それぞれ地域において青色申告の正しい知識を普及することで個々の農業者が経営感覚を持ち、適正な税申告を行うのみならず、きたるべき法人化や集落営農のような生産組織を設立することに備えるべきであると考えているところである。

そのために、まず青色申告制度と所得税の意義を確認する。次に、現在の税制と農業の有する特殊性によって生ずる問題を提示し、農業所得の捕捉率低迷の原因について考察する。

(2) 青色申告制度とは

青色申告制度は、1947 年度に導入された申告納税制度の補完的な機能を果たす制度として、1950 年から導入されている。それは申告納税制度のもとで納税の適正を図るには、正確な帳簿記録が必要不可欠であるという立場から、正規の簿記（複式簿記）の普及とそれにもとづく自主申告を目的としている。このために、法律によって定められた内容の帳簿を備え付けて日々の取引を正確に記録し、その帳簿に基づいて自己の所得と税額を正しく計算する人には、青色申告制度によって 60 余りの特典が設けられており、その結果、ほとんどの青色申告者が節税効果を得ることになる。また、青色申告を行う間接的な目的として、正

⁹⁰ 荒井晴仁『農業所得の捕捉率について』（レファレンス、2007）、p1

確に帳簿をつけることによって得られる会計情報にもとづいて経営管理を行うことが挙げられる。

上記をまとめると、記帳することにより、農業経営の内容が正確に把握でき、さらには合理化に役立つとともに、種々の特典を利用することにより節税ができるのである。

図表Ⅱ-2-13 青色申告と白色申告の税負担の比較

農業経営と会計における青色申告制度

・ 正確な帳簿記録は『経営の羅針盤』

節税効果

大

	白色申告	青色申告	
届出の必要	なし	あり	
控除	なし	10万円	65万円
帳簿付け	単式簿記	単式簿記	複式簿記
決算書の作成	収支内訳書	貸借対照表・損益計算書	
専従者	配偶者は86万円まで それ以外は50万円まで	一部未記入でも可	全て記入
赤字の処理	なし	家族の給与を経費とすることが可能 妥当であれば、金額の制限はない	
		あり	

(出典) 千代田パートナーズ会計事務所
『図解いちばんやさしく丁寧に書いた青色申告の本〈‘16年版〉』
(成美堂出版, 2016) から 2017WSD 作成

古塚 (2012) ⁹¹によれば, 「青色申告を行うためには, まず現在の農業経営の状態を正確に把握する必要があるが, それを計数 (金額) で把握するもとなるのが, 簿記であり, 実際の経営活動を記録し, 分析・評価に役立つ情報を提供する。簿記はよく『経営の羅針盤』といわれるが, 簿記をつけない経営は, 現在の正確な位置 (経営状態) も進路 (経営目標) への方向性も分からない状態にあるといえる。経営は, 常に Plan (計画) →Do(実行) →See (評価) といった過程⁹²を繰り返している。すなわち, 計画にもとづき, 農業経営を行い, 経営の結果を分析・評価し, よりよい次期計画を策定していく必要があるのだ」と指摘する。

⁹¹ 古塚秀夫『改訂現代農業簿記会計』（農林統計出版, 2012）, p1

⁹² 一般にマネジメント・サイクルと言われている。

さらに、もう一つの目的としては、「財務情報を利害関係者に提供する外部目的である。すなわち、構成員や金融機関に財政状態や経営成績を報告する、税務対策資料を提供する等、重要な役割を担っている。」と主張している⁹³。

このように、正確な帳簿記録が青色申告の根幹をなすとともに、『経営の羅針盤』となり、農業経営に資するといえる。

第2項 農業課税における特徴と課題

所得税は、納税者が自分で所得を計算して申告して納税するという申告納税制度を採用している。この申告納税制度が円滑に運営されていくためには、自分でその所得を正確に計算できる納税者が1人でも多くなることが望ましいとされている。それに対して、渡辺（2009）は農業課税における特徴を指摘する⁹⁴。

「農業課税は、農地に対する租税の他、農業収入に対する租税である所得税の農業所得がある。WTO体制のもとでの農業補助金政策が価格保証から所得補償へと転換を余儀なくされた結果、我が国の農業政策も所得補償政策が重要視されることになる。」

所得補償を目的とした補助金支給の際には、所得補償される農業者の所得に対する課税が適正に行われているのかが問われることになる。農業所得には、①収入における所得捕捉率と、②必要経費における自家労賃の二つの問題が存在するが、これらは、密接な関係がある。①収入における所得捕捉率の低さは、特に全額捕捉される給与所得者との間で問題視される。また、②必要経費における自家労賃部分の算入が認められていないことは、長時間にわたる肉体労働の提供が必要である農業の有する特殊性が無視・軽視されている問題でもある。農業者本人の自家労賃部分が全額必要経費不算入であり、事業者本人の労働力を必要不可欠とする零細事業者に共通な課題がある。

次に、家族労働者の労賃の場合は、所得税法 56 条において原則必要経費不算入、第 57 条において青色申告者はその特典として「青色事業専従者に支払った給与でその労務の対価として相当であると認められるもの」⁹⁵は必要経費算入が認められるという制度であり原則として必要経費不算入、恩恵的に専従者給与を認めるという制度となっている。

以上の指摘から、①収入における所得捕捉率と、②必要経費における自家労賃の二つの問題を有しており、それに対する回答が青色申告制度における特典とはなっているものの、農業者本人の自家労賃部分が全額必要経費不算入という課題を有していることが分かる。

⁹³ 前出 古塚秀夫『改訂現代農業簿記会計』（農林統計出版、2012）、p1

⁹⁴ 渡辺基成『農業と租税』（三協法規出版、2009）、p5

⁹⁵ 家族従業員に対して支払った給与は、労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、農業の規模その他の状況に照らして、労務対価として相当な範囲内で必要経費算入することができる。

第3項 農業経営の分析を行う意義

農業をビジネスとして捉えるためには、「ビジネスモデル」が必要である。ビジネスモデルとは、実務上の定義において「どこから仕入れてどこに販売するのか、その時のお金の流れやモノの流れ、またその取引先ごとの金額やシェア」のことを指す。「いいもの」を作っていれば成り立つ時代は終焉を迎えたため、いいものを「いい流通ルートに」「いい形で売って」「その結果、儲けを最大化する」経営戦略が必要となる。このようなビジネスモデルを把握することは、重要であるといえる。

株式会社奥山農園へのヒアリングの結果からも、ふるさと納税の特産品という販売ルートを確立している事例も紹介いただいた。また、2004年の食糧法改正に伴い、本格的に流通が自由化され、生産者から単位農協等を通さずに直接消費者への販売（直売所、通販等）や、卸売業者や外食事業者等に販売する取り組みが高まっている傾向にあることが分かった。まさに、事業者がどのような販売先を開拓するか、つまりどのようなビジネスモデルを構築するかがビジネスの成否に大きな影響を及ぼす要素となっている。

第3章 現在行われている政策と課題

本章では、第4章の提言に関係する政策や課題について論じる。

第1節 農業の青色申告の課題

前章で述べたように、明らかにメリットが多い青色申告が存在するのにもかかわらず、また法律に規定されているのにもかかわらず、なぜ農業所得者は所得申告を行わない傾向にあるのか。古塚（2012）によれば、我が国の農業経営の多くは、家族の生活や家産の維持といった漠然とした内容を目的としながら、家族労働を中心に営まれてきた⁹⁶と指摘されている。これは、いうなれば近代の農業経営の特質としては、「明確な経営目標を持たず、目標がないため達成するものもなく、達成するものがないから経営を革新することも、合理化・効率化する意識もなかった」ということであり、時代が変わっても東北農業者が従来のやり方にこだわることも、その「経営目標の欠如」の系譜が脈々と受け継がれている可能性が考えられる。

しかし、これからの時代は人口構造の変化に伴い、必然的に少人数で生産を維持する必要に駆られる。そのためには明確な経営目標を持ち、目標達成のために絶えず経営を刷新し、合理化・効率化していくことが必要である。要するに、栽培技術の習得だけでなく、とりわけ、経営管理技術の習得も重要であるといえる。

一方で、渡辺（2009）によると、「農業は人の手を要する産業であり、機械化されたとはいえ繁忙期（収穫期）が重なることから、昼夜を問わない労働に迫られる。そこで、事業主本人には給与所得における所得控除のような十分な必要経費が認められないのであるから、収入金額の把握が十分でなくてもよいという考え方になっている面もある」という見解を示している⁹⁷。また、農業政策の影響によるところも大きいと思われるものの、いわゆる「三チャン農業」または兼業農家の増加、そして、農地の放棄や農業離れを促進する要因に、農用地課税のみならず農業所得課税の制度が大いに寄与してきた可能性を指摘している。兼業農家の多くでは、給与所得者が農業所得の事業主となり、通常農作業は配偶者等家族に依存して専従者給与の支払いにより賃金を計上するという手段を選択する。

農業においては家族労働や重労働を強いられているにもかかわらず、農業所得の計算上その所得を得るために必要不可欠である事業主の自家労賃（寄与労働分＝自分の労働力再生産賃）が考慮されず、家族へ支払われる賃金も必要経費扱いされていない等、他の事業所得と共通の課題がある。そのため、多くの専業農家が税制面のメリットを兼業農家に見出し、転向していったという説である。

この点、2017年の農家に関する統計を見ると専業別販売農家の数が38.1万戸、第1種兼業農家と第2種兼業農家を合わせた数が82万戸となっており、兼業農家の数が多いこ

⁹⁶ 前出 古塚秀夫『改訂現代農業簿記会計』（農林統計出版、2012）、p1

⁹⁷ 渡辺基成『農業と租税』（三協法規出版、2009）、p2

とが明らかである。さらに、うち 63.8 万戸が農業所得を従とする第 2 種兼業農家である。このように、農業者の実態としてはいわば副業として農業を営むものが多いことが分かる。副業が半数以上を占める傾向は、他の産業では見られず、ここに農業の特殊性が垣間見られる。現行の農業をめぐる租税制度である青色申告制度が、専業農家の存続のディスインセンティブになっている可能性を指摘しており、この説によるとそもそも専業農家も兼業農家も同じ事業者として捉えている所得税法に問題があることになる。なぜなら、事業に伴って生計を一にする親族等に支払った対価が給与及び、自家労賃となっており、その他必要経費と区分し難い家事費もあるからである。例えば、典型的には生計を一にする配偶者や親族等の家族労働を不可避とし、繁忙期には無定益の労働を強いられているにもかかわらず、必要経費性を原則として否定している。これらのことが課税の公平原則に抵触しており、専業化を妨げて、いうなれば「易きに流れて」米依存を助長していると考えられる。

ここでは紙幅の関係上、詳細な記述をせずに紹介のみに留めるものとするが、上記の農業所得捕捉ひとつとっても一筋縄ではいかないのが農業である。しかし、農業所得捕捉の低迷を回避し、専業化を推進させるための手段としては、結論としてはやはり青色申告制度は有効である。

仙台北税務署へのヒアリングによると、青色申告を行なっていることが加入要件となっている収入保険制度の導入決定により、青色申告に取り込む農家も増えてきているとのことである。そのため、青色申告を行う好機が到来したともいえる。

第 2 節 認定農業者制度

第 1 項 現行の認定農業者制度の概要

(1) 農業経営基盤強化促進法

認定農業者制度とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものである⁹⁸。1992 年の新しい食料・農業・農村政策の方向（新施策）において、「効率的かつ安定的な経営体」が生産の大宗を担うような農業構造の確立が提示されたことを受け、1993 年に認定農業者制度が創設された。

認定農業者制度の根拠法となる農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）は、「育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的」に制定されたものである

⁹⁸ 農林水産省「認定農業者について」

http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_ninaite.html

99. この法律上において認定農業者は、「前条第一項の認定を受けた者」（第 13 条第 1 項）と定められているが、第 12 条第 1 項では、「当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受ける」ことが必要であるとされている¹⁰⁰。同法が定めている「農業経営改善計画」については、同項（2）で説明することとする。

さらに、農業経営基盤強化促進法において、主に以下の 3 点が法的枠組として設けられている¹⁰¹。

- ①市町村長が経営改善の意欲が高い農業者を育成すべき効率的かつ安定的な農業経営として認定する認定農業者制度
- ②農地所有者が安心して、意欲ある農業者に農地を科すことが出来るようにするための利用権設定等促進事業
- ③認定農業者への農地利用集積を円滑に行うための農地利用集積円滑化事業

（2） 農業経営改善計画

2012 年度から、各地域が抱える「人と農地の問題」の解決を図るため、集落又は地域の話し合いにより、今後の地域の中心となる経営体を定め、そこへの農地集積を進めるために、「人・農地プラン」を作成する取り組みが始まった¹⁰²。認定農業者の設定基準として、市町村による農業経営改善計画の認定を受けるための要件として、以下の 3 点が挙げられる。

- ①計画が市町村基本構想に照らして適切なものであること
- ②計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること
- ③計画の達成される見込が確実であることとされている。さらに、認定を受けようとする

農業者は、市町村に以下のような内容を記載した「農業経営改善計画書」を提出する必要がある。

⁹⁹ 農業経営基盤強化促進法第 1 条より引用。

¹⁰⁰ 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の全文は以下の通りである。

「同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。」

¹⁰¹ 農林水産省「農業経営強化促進法の概要」

http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/ryuudouka/pdf/01_taikei.pdf

¹⁰² 農林水産省「認定農業者について」

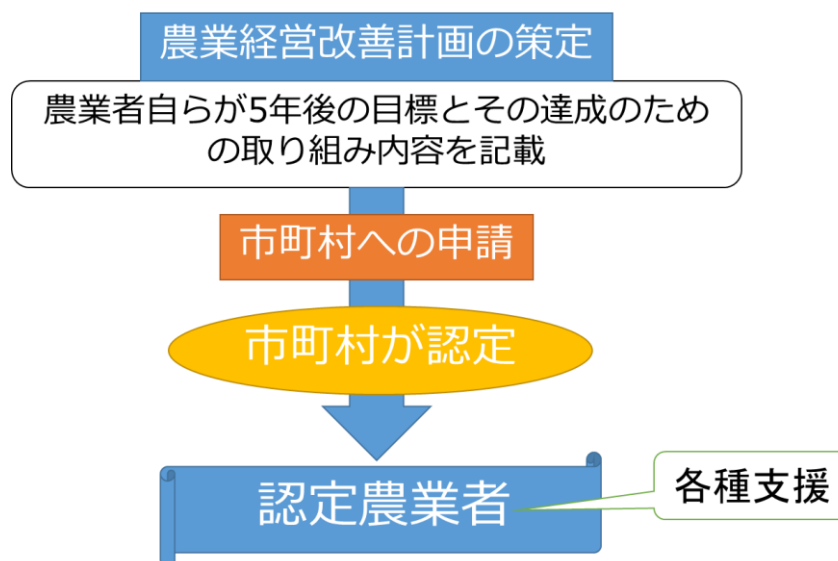
http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_ninaite.html 及び

http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/attach/pdf/nintei_gaiyou_tx-1.pdf

- ①経営規模の拡大に関する目標（作付面積，飼養頭数，作業受託面積）
- ②生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入，圃場の連担化，新技術の導入等）
- ③経営管理の合理化の目標（複式簿記での記帳等）
- ④農業従事の様態等に関する改善の目標（休日制の導入等）

上記のような内容の計画は，申請時点より 5 年後の経営計画を示すことになっており，5 年後に達した時点で再認定（継続）申請を行うことになっている。再認定に関する認定基準は市町村の裁量で決定される。プロセスとしては図表Ⅱ-3-1 のようになっている。

図表Ⅱ-3-1 認定農業者のプロセス



（出典）農林水産省「認定農業者について」から 2017WSD 作成

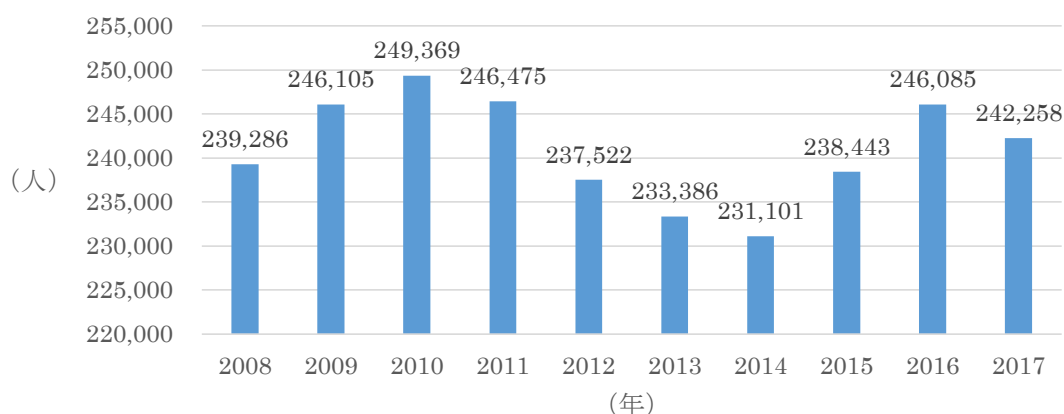
（3） 認定農業者数の推移

図表Ⅱ-3-2 は，認定農業者の推移を示している。平成 29 年版 食料・農業・農村白書によると，認定農業者数は，2010 年までは一貫して増加してきたが，高齢等を理由に 5 年間の計画期間終了後に再認定申請を行わない者がいること等から，2011 年より減少に転じてきた。その後，2015 年には増加傾向に転じ，2016 年は，24 万 6 千経営体と前年度から 8 千経営体の増加になった。この要因としては，2015 年から，経営所得安定対策が，全ての販売農家を一律に対象とするのではなく，認定農業者等の担い手を対象に規模要件を課さずに実施されることとなったこと等が考えられる¹⁰³。また，認定農業者のうち法人の数は一貫して増加しており，2016 年は 2 万 1 千経営体となっている。

¹⁰³ 農林水産省『平成 29 年版 食料・農業・農村白書』（日経印刷，2017），p145

2017 年の認定状況は、農林水産省による統計で、前年に比べて約 4 千人の減少に転じた。日本農業新聞によると、高齢化の影響で 5 年に 1 度の更新が進まず、2014 年の「担い手経営安定法」の改正を受け、一時的に新たな認定農業者になる動きが増えたが、これも落ち着き、減少に転じたと分析している¹⁰⁴。

図表Ⅱ-3-2 認定農業者の推移



※認定農業者数は、全て 3 月末の時点の数である。

※認定農業者数は、2008 年 3 月末は農業経営改善計画の認定数であったが、2009 年 3 月末以降は、これに特定農業法人で認定農業者とみなされているものを加えている。

(出典) 農林水産省「認定農業者等に関する統計」から 2017WSD 作成

さらに、認定農業者数全体は増減を繰り返している一方で、認定農業者のうち法人数に着目すると、図表Ⅱ-3-3 のように法人は増え続けている傾向にある。

図表Ⅱ-3-3 認定農業者の認定状況

(平成29年3月末現在)

	25年3月	26年3月	27年3月	28年3月	29年3月
認定農業者数	233,386	231,101	238,443	246,085	242,304
前年同月差	▲4,136	▲2,285	+7,342	+7,642	▲3,781
(うち法人数)	16,679	17,840	19,105	20,532	22,182
前年同月差	+943	+1,161	+1,265	+1,427	+1,650

(出典) 農林水産省『平成 29 年版 食料・農業・農村白書』から抜粋

図表Ⅱ-3-4 を見ると、東北における認定農業者数も全国と同様の傾向にある。

¹⁰⁴ 日本農業新聞 (2017 年 11 月 19 日)

図表Ⅱ-3-4 各年度の東北の認定農業者の認定状況

平成 26 年度

平成27年3月末現在				
	認定農業者			
	認定農業者数	26年3月末からの増減	うち法人数	26年3月末からの増減
北海道	31,286	+322	2,717	+158
東 青森県	9,722	+922	315	+35
岩手県	7,339	+26	519	+38
宮城県	6,138	+327	422	+48
北 秋田県	10,003	+521	494	+34
山形県	9,199	+1,019	332	+43
福島県	7,197	+737	389	+30
小計	49,598	+3,552	2,471	+228

平成 27 年度

平成28年3月末現在				
	認定農業者			
	認定農業者数	27年3月末からの増減	うち法人数	27年3月末からの増減
北海道	31,056	▲230	2,858	+141
東 青森県	10,504	+782	353	+38
岩手県	7,375	+36	561	+42
宮城県	6,437	+299	462	+40
北 秋田県	10,625	+622	548	+54
山形県	10,183	+984	401	+69
福島県	7,730	+533	424	+35
小計	52,854	+3,256	2,749	+278

平成 28 年度

平成29年3月末現在				
	認定農業者			
	認定農業者数	28年3月末からの増減	うち法人数	28年3月末からの増減
北海道	30,497	▲559	3,074	+216
東 青森県	10,004	▲500	383	+30
岩手県	7,085	▲290	597	+36
宮城県	6,445	+8	552	+90
北 秋田県	10,369	▲256	576	+28
山形県	10,175	▲8	446	+45
福島県	7,772	+42	488	+64
小計	51,850	▲1,004	3,042	+293

(出典) 農林水産省『平成 29 年版 食料・農業・農村白書』から抜粋

(4) 認定農業者の支援措置

認定農業者に対して主な支援措置として、1つ目に融資である農業経営基盤強化資金（通称、スーパーL資金）が挙げられる。これは経営改善のための長期低利融資（農地、施設・機械等の取得に必要な資金及び長期運転資金）で、人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等が借り入れるスーパーL資金については、貸付当初5年間の金利負担が軽減される。公庫が融資を行うが、認定農業者は経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限り、融資を得ることができる。

2つ目に、経営所得安定対策として、麦や大豆等のコスト割れの補填である生産条件不利補正交付金や、米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネットである収入減少影響緩和交付金が与えられる場合がある。ただし、この対策は認定農業者だけではなく、集落営農

や認定新規就農者も支援対象となっている。

3 つ目に、青色申告を行う認定農業者及び認定新規就農者等に農業経営基盤強化準備金制度として、経営所得安定対策等の交付金を積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入することができ、さらに 5 年以内にこの積立金を取り崩して農地や農業用機械、農業用建物等の取得した場合に圧縮記帳が可能となる。

4 つ目に、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構から賃貸借の認定等を受けた者等を対象に経営体育成支援事業として、融資を活用して農業用機械等を導入する際、融資残について国庫補助することができる。他にも農業者年金の保険料支援等、多様な支援措置が施されているのが認定農業者制度の特徴である。

また、上記以外にも自治体独自での支援も行っている。例えば、岩手銀行では、日本政策金融公庫等と共同出資で、県内の農業法人に投資する「いわぎん農業法人投資事業有限責任組合」を設立し、農家の株式会社化を促し、経営基盤を強化することで「強い農業」を育てるのが狙いである¹⁰⁵。投資会社「いわぎん事業創造キャピタル」と合わせた出資総額は 5 億円で、投資対象者は主に県内の認定農業者で、株式会社形態で経営する農業法人に限定し、投資額の上限は 1 社 5 千万円で運用期間は 15 年であり、長期的に投資することで、出資を受ける農業法人にとって経営基盤の安定化や信用力の強化等の利点があり、経営や販路開拓といった組合を通じて様々な支援も受けられる¹⁰⁶。

第 2 項 認定農業者制度の課題

(1) 鳥取県による実態調査から見えた課題

そもそも「認定農業者制度」の定義は、「農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想（下線部筆者作成）を想定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度」¹⁰⁷となっている。下線部にあるように「市町村が地域の実情」に合わせることによって、実施困難な計画を要求されていることもあることに加え、経営感覚の乏しい農業者に対して経営の目標を定めることが難しい場合もある。（社）中小企業診断協会鳥取県支部が 2007 年 11 月に発表した鳥取県認定農業者実態調査報告書では、鳥取県の認定農業者に対して各市町村の担い手協議会の協力のもと、協議会を通じて約 3 分の 1 の認定農業者にアンケート実施した¹⁰⁸。以下報告書によると、経営の知識については、原価意識の調査に対して、30 代・40 代の年齢の農業者が計算の仕方が分からないというが、生産量の把握では、どの売

¹⁰⁵ 朝日新聞（2016 年 3 月 31 日）

¹⁰⁶ 同上

¹⁰⁷ 農林水産省「認定農業者制度について」

http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/nintei_gaiyou_tx.html

¹⁰⁸ （社）中小企業診断協会鳥取県支部「鳥取県認定農業者実態調査報告書～明日の元気な農業経営を目指して～」（2007 年 11 月）

https://www.j-smeca.jp/attach/kenkyu/shibu/h19/h_tottori.pdf

り上げ規模においても把握しているという結果であった。つまり、経験的には把握しているが、実際の計算となると計数的な把握を若い世代は理論で計算値を把握しようとしている。また、同じように年齢別に見た経営課題においては、20代と30代の農業者の財務知識が不足の値が高く、報告書によれば、この世代への経営への知識の養成が必要であると指摘している。つまり、そもそもの経営知識が乏しい認定農業者に対して農業経営改善計画を求めることが難しい。このようなことから青森県が実施しているような「若手農業トップランナー塾」¹⁰⁹のような行政機関や農協等で実施している支援を活用することが望ましいと考える。

さらに、経営計画と実績の把握では、年度計画を策定している売り上げ規模別に見ると、売り上げ規模が2,000万円を超えると経営計画を策定してそれを踏まえた活動をしている農業者が多いが、それ以下の農業者は計画を策定しているが利用していない、計画自体を策定していない比率が高い。報告書では、経営の本質をしっかりと事前に計画をして、実績が出たらなぜこうなったかを分析して、次への改善した計画に盛り込むことが要求されるが、このサイクルが絶たれていることが問題であると指摘している。

また、個人事業者や法人事業者とも財務課題として、「利益率が少ない」、「利益が少ない」が、過半数が占めており、売り上げ規模1,500万円以下の農業者が約63%分を占めており、規模を大きくして何とか利益を増やしたいと願っていることが伺えるが、現状に留まっているのが実態だと指摘している。ただし、この報告書では、結びとして、認定農業者になって良かったと言っている農家は半数以上を占めており、補助金が活用できたというのが一番を占めている。その他として仲間との交流ができた、規模拡大ができた、経営に対する知識向上が図れた等の効果が一定程度あったとされる。

以上の報告書は鳥取県の事例ではあるものの、認定農業者としての実態を如実に表している。特に経営面では、若手は経営知識が身につけていないという指摘から、私たちが考える中核農業経営体は、いかに経営知識を身につけてもらうかが鍵となる。もちろん、認定農業者のメリットとして、上記の報告書以外に、児玉ら（2009）¹¹⁰によると、農地流動化、担い手対策等を重点的に実施し、基盤整備等における低利の融資等、認定農業者は優遇を受けることができ、農地の購入により拡大しようと考えている農家は制度に対する評価が高くなり、規模拡大等の高額な資本拡大を考えている農家にとってメリットがあるという指摘があることから、このメリットも生かしていかなければならない。

(2) 2002年アンケート調査から見えた課題

また、鈴木（2008）が行った認定農業者を対象にした2002年実施のアンケート調査によ

¹⁰⁹ 若手農業トップランナー塾とは、青森県が経営能力に優れた人財の育成、農業者自らが人的ネットワークづくりの場として開講している。

¹¹⁰ 児玉剛史・村上雅洋・渡邊憲二・菊島良介・茅野甚治郎「経営および地域における課題に関するアプローチ—自由記入欄の定量的分析—」（2009）『農村研究』、第100号、p53～62

ると、認定計画の達成状況に関する項目で、達成度に影響した要因との関係を分析した際に、経営の達成度に影響した要因を経営の内的要因であると意識する経営者ほど、計画の達成度が高いことを示しており、経営責任を内的に処理しようとする経営者の態度が経営成長を促進する方向で作用する可能性を示唆していると指摘している¹¹¹。また、同氏は、経営管理能力の向上について、経営改善チェックシートを作目別に精緻化し、農産物の需要がどう動いているかを見極めるためにも、経営者自身が農業の世界にとらわれず、食品産業や流通業、小売業等の広い分野に入り込んで実践的な研修等を行う必要があると説いている¹¹²。このような姿勢は、認定農業者として必要不可欠であり、また、食品産業や流通業による農業の企業参入においてもメリットを最大限に生かすことができるといえる。

これからの農業者に対しては経営マインドを持ってもらうことが最重要であり、その手法として家族経営から法人化の流れを促すことが必要である。

第3節 農地中間管理機構

現在の日本の農業構造を見ると、農地流動化が進み、担い手の利用面積は農地面積全体の約5割となっている変化が生じてきた。農林水産省によると、農業の生産性を高め、成長産業としていくために、担い手への農地の集積、集約化をさらに加速していく必要があるという¹¹³。農業者の高齢化と共に、耕作放棄地が20年間で約40万haに倍増した。さらに、農地の利用状況は、10～20haとそれなりの経営規模を有する農業者でも小さな区画の農地をあちこちに分散して利用している状況で、生産性向上の大きな阻害要因となっている。

このため、2012年度から、国では地域における「人と農地の問題」を解決していくために、各地域の農業者の間で地域農業の将来について、中心となる経営体をどこにするか、その経営体に農地をどう集積・集約させていくかを話し合った「人・農地プラン」を作成する活動を推進している。主な業務内容としては、以下のようになっている。

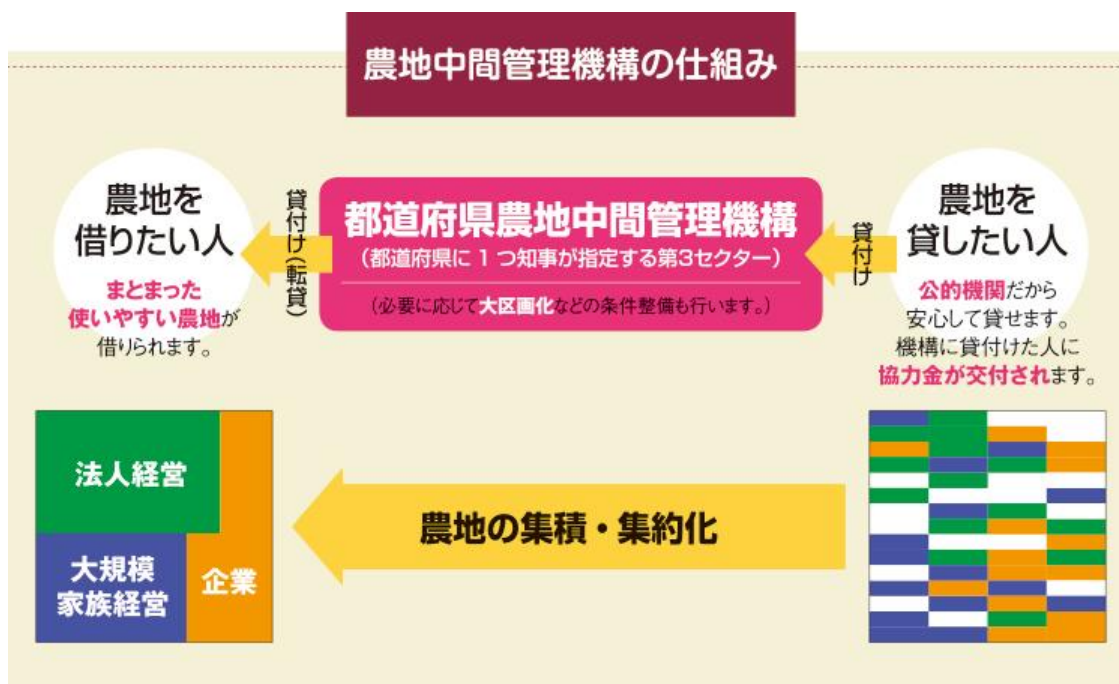
- ①農地中間管理機構が農地を借受け、できるだけまとまった形で農地利用の集積・集約化を目指す担い手に貸付ける。
- ②狭小な区画や排水条件が悪い等、担い手が使いにくい農地は、必要に応じて農地中間管理機構が整備して、担い手に貸付ける。
- ③農地中間管理機構は、借りた農地を借り手が見つかるまでの間、責任を持って管理する。
- ④農地中間管理機構は、その業務の一部を市町村等に委託し、農地中間管理機構と地域の農業関係団体等が一体となって、農地集積・耕作放棄地解消を推進する。

¹¹¹ 鈴木源太郎『現代農業経営者の経営者能力—わが国の認定農業者を対象として—』（農山漁村文化協会、2008）、p100

¹¹² 同上

¹¹³ 農林水産省「特集1 活用しよう！農地中間管理機構（1）」『aff [あふ] 第45巻第8号通巻527号』（2014）

図表Ⅱ-3-5 農地中間管理機構の仕組み



(出典) 農林水産省「特集1 活用しよう！農地中間管理機構(1)」
『aff [あふ] 第45巻第8号通巻527号』(2014)より抜粋

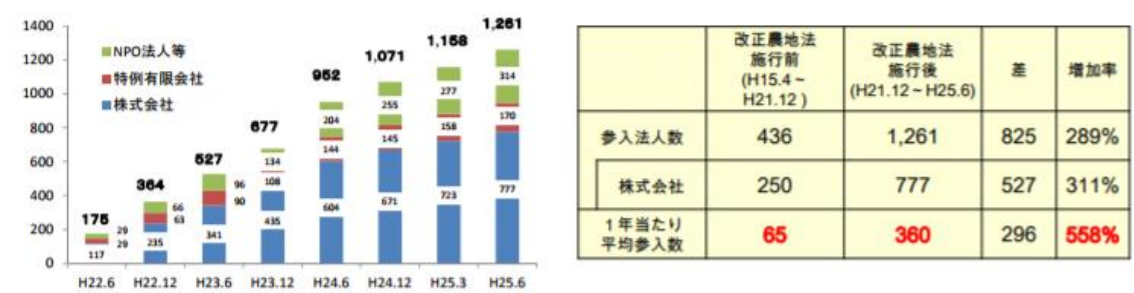
第4節 農業生産法人

そもそも農業の法人化が初めて行われたのは、1957年の徳島県勝浦町のミカン農家による有限会社の設立であった。これを契機に農業法人の法制化を望む声上がり、1962年に農地法が改正され、「農業生産法人制度」が導入された。ただし、家族農業経営の発展等に資するための協業の助長に限られていた。その後、事業や構成員等の要件について幾度と改正されたが、1992年の「新しい食料・農業・農村政策の基本方向」により、「経営形態の選択肢の拡大の一貫として、農業経営の法人化を推進する」と記載され、法人化の推進が進められた。そして、1999年の「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律106号)では、望ましい農業構造の確立として、第21条には、「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする」とある。また、専ら農業を営む者等による農業経営の展開として、第22条には、「国は、専ら農業を営むものその他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることに鑑み、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図ると共に、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする」とある。このことから、改めて農業経営の法人化の推進が前面に打ち出され

ていることが分かる。このことについて、葛谷(2000)は、「農業経営の近代化の徹底、自由化・市場化に対応できる担い手の確保という側面を持ちながら、一方では農業者の高齢化、農地面積の減少、農村活力の低下等のもとで農業、農村を守っていくための窮余の一策という面をも色濃くもっていることを見逃すことはできない」と指摘している¹¹⁴。

さらに、2009年に農地法が改正され、農業生産法人以外に農業に参入する株式会社でも農地を借りられることになった。加えて、貸借している法人が適正に農地を利用していない時は、契約を解除する貸借契約に解除条件を付し、また、地域における適切な役割分担として、集落での話し合いへの参加、さらには役員のうち一人は農業に常時従事していること等も要件に付け加えられた。ただし、農地を所有して参入する法人については、役員の上半が農業の常時従事者であること等の制限が課せられていた。2009年の農地法改正により、施行後約3年6カ月で改正前の約5倍のペースで一般法人が参入する等、農地を利用して農業経営を行う法人が増加傾向であった(図表Ⅱ-3-6)。また、法人数の増加に伴い、法人が利用する農地面積の割合も増加し、図表Ⅱ-3-7を見ると、全体の6.2%を占めており、改正後から年々増加していることが分かる。その他にも、経営体の大規模化により雇用労働力も増加しており、2010年における法人経営体の常雇¹¹⁵人数は、2005年に比べて68,000人で28%増加した。また、2010年における常雇を雇い入れた法人数は、2005年に比べて7,000法人で36%増加した(図表Ⅱ-3-8)。このように法人参入により、多くの雇用も生み出した。

図表Ⅱ-3-6 2009年改正農地法施行前後の一般法人数の推移

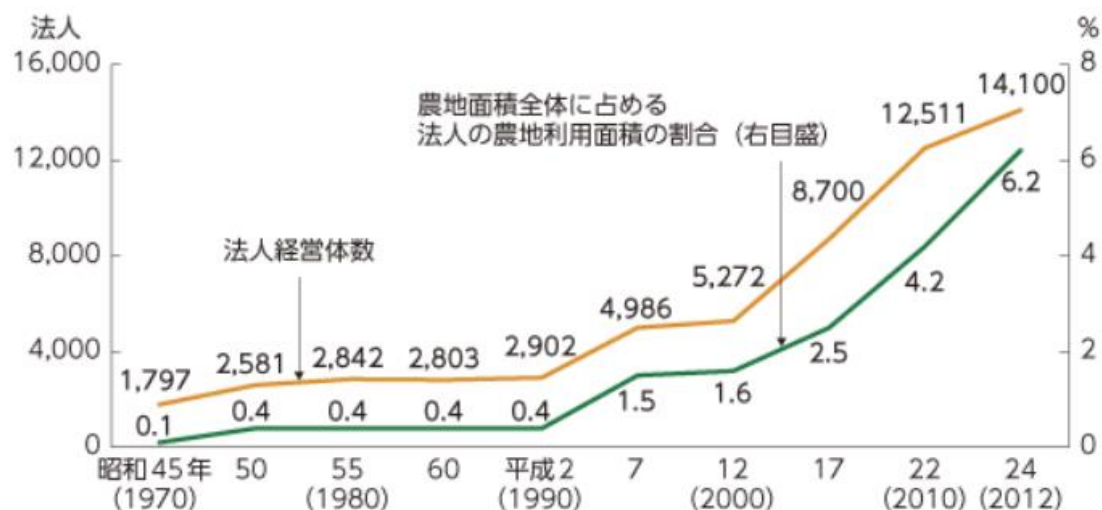


(出典) 農林水産省「一般法人の参入状況」より抜粋

¹¹⁴ 葛谷栄一『企業の農業参入状況と農業法人の動向—JAの存在意義を問う法人経営の動き—』(農林金融, 2000), p34

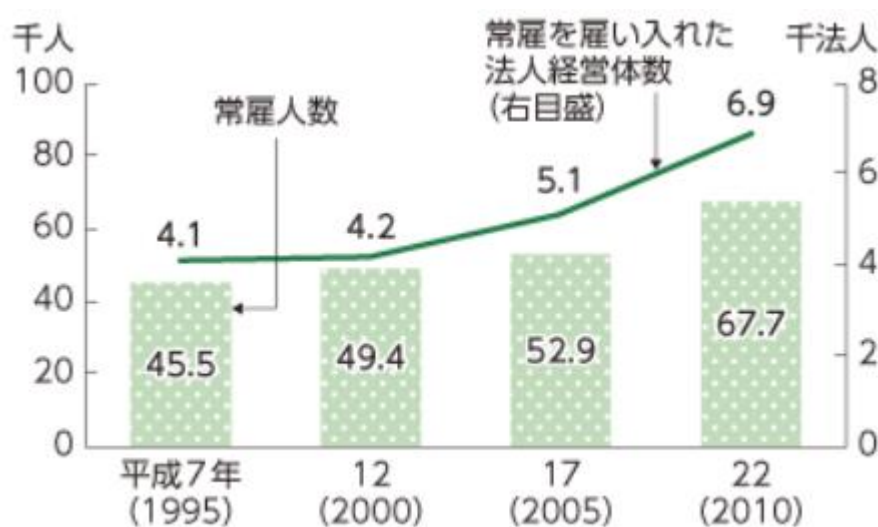
¹¹⁵ 主として農業経営のために雇った人であり、雇用契約(口頭の契約を含む)に際し、あらかじめ7ヶ月以上の期間を定めて雇った人を指す。

図表Ⅱ-3-7 法人経営体数と農地面積に占める利用面積の推移



(出典) 農林水産省『平成25年版 食料・農業・農村白書』より抜粋

図表Ⅱ-3-8 法人経営体の常雇人数等の推移



(出典) 農林水産省『平成25年版 食料・農業・農村白書』より抜粋

このような農外企業の参入の目的について、鈴木（2014）は、「原材料の安定的確保と調達コストの削減、本業商品の付加価値化・差別化、経営の多角化等のメリットを求めるケースがほとんど」であり、「なかでも目立つのは、（中略）量販店や食品加工業の農産物調達のコストダウンや品質メリットを求めての参入ケースが際立っている」と指摘している¹¹⁶。また同氏は、農業生産法人のメリットとして、「①新規就農者の受け皿となり得る。農業の担

¹¹⁶ 鈴木俊彦『激動の時代と日本農業の活路』（東京農大出版会，2014），p39

い手不足に対処して農業を志す農外の人材を受け入れる場として、法人は有力である。②経営管理能力の発揮。農業経営の自立を図るには、経営計画、労務系永覚、経理記録の経営管理能力が不可欠であり、このためには法人化が有効。③対外信用力の向上。計数管理の明文化や各種法定業務を伴うため、取引上の信用力が向上し、融資や補助金が受けやすくなる。④雇用労務関係の明確化と福利厚生向上。業務規則の整備や給与性の導入、社会保険の適用によって就業条件が確保される結果、従業員の雇用が安定化し円滑する。⑤多様な人材の確保と個性の発揮。農業機械のオペレーターが上手な人は耕作担当、パソコン操作が得意な人は経理担当、説得力に秀でた人は販売促進担当というように、多様な人材を確保し個性を発揮させる。⑥税制面における有利性。給与や必要経費を損金に算入できるうえ、法人税の適用も受けられる」としており、これは企業参入にも同様のことがいえる。

そして、2015年から政府で進めている国家戦略特区において、新潟県新潟市や兵庫県養父市等において農業生産法人の役員要件の緩和が始まった。これは、農地法で定められている農業生産法人の役員要件が、①役員の過半が農業（販売・加工含む）の常時従業者であること、②さらにその過半が農作業に従事していることとなっており、規制緩和により、②の要件が「役員の1人以上が農作業に従事していればよい」こととなり、農業生産法人が設立しやすくなった¹¹⁷。この規制緩和は2016年4月から全国展開され、農業への企業参入がしやすくなったといえる。

¹¹⁷ 新潟市農林水産部ニューフードバレー特区課「新潟市革新的実践特区～日本の農業の改革拠点へ～」
<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/jigyoproject/kokkatokku/tokku/index.files/tokku-pamohlet1.pdf>

第4章 提言

本章では、農業経営及び中核人材を対象とした施策に関する提言について論じる。

第1節 認定農業者への青色申告の要求

前章で述べてきたように、これからの農業は、担い手たる認定農業者に「プロとしての矜持をもつ農業者」である自覚を促すことと、経営感覚を醸成することの重要性がいや増しに増してくる。とりわけ、現在の認定農業者制度は「経営所得安定対策」の交付金等のインセンティブを得るためのパスポートとなっている懸念があり、本来の認定農業者制度の意義が揺らいでいる状況にあることは間違いない。また、ヒアリング調査先においても、次世代を担う農業者に対して「農業の経営改善の底上げが必要である」という示唆をいただいている¹¹⁸。さらに、従来型の家族経営では規模拡大等を計画する際にも困難が生じることも明らかとなっている。だからこそ、経営のPDCAサイクルや分析等のスキル上達によって、経営における意識改革が必要であり、そのためには、青色申告を一つの指標とするべきであると考ええる。

以上のことから、認定農業者に対して、経営管理の基礎であり「経営の羅針盤」となる正式な簿記に基づく青色申告を要求することを提言する。このことにより、経営マインドを農業経営に生かすことが可能となり、翌年度以降の事業計画の活用にもつなげていくことが出来る。

ただし、現時点において青色申告を行っていない認定農業者に対して、例えば次年度からすぐの切り替えを促すことは、混乱が予想される。その場合は、次の更新時までには青色申告を行うものとする。一方で、青色申告を実施できなかった農家については、課題が残る。この点に関しては、税務署からの助言や認定農業者からのアドバイス、あるいは地域のコミュニティの力で解決する手法が求められるほか、例えば、青色申告の実施を目標に据えて「農業簿記検定」¹¹⁹の取得を通じて、段階的にレベルアップを図る方策も考えられる。

第2節 認定農業者制度の改正と中核農業経営体制度

第1項 新制度導入の目的と意義

前述にもあるように、日本の人口は将来的に減少傾向が続き、農業者の担い手も大きく減少することが見込まれる。一方で、これまで日本の食生活を支えてきた昭和一桁世代や団塊世代の農業者の引退、兼業農家の減少等から日本農業の大きな転換点でもある。そうした社会変化に伴い、日本農業が一つの産業として成り立っていくためにも大きな変革が必要であるといえる。後継者問題や耕作放棄地の課題に直面する中、地域の農業、雇用の核となる経営体及び農業経営者を育成することが必要である。加えて、世界的な貿易自由化の動きの

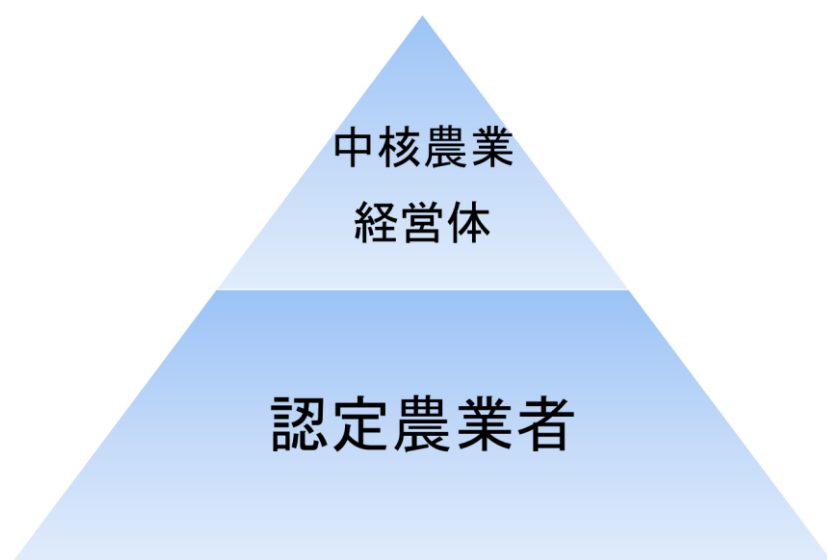
¹¹⁸ 2017年11月8日山形県河北町奥山農園へのヒアリングによる。

¹¹⁹ 「農業簿記検定」は、一般財団法人日本ビジネス技能検定協会が実施する、農業特有の勘定科目や慣習を考慮した会計処理を体系的に学ぶことができる検定試験である。

中で、国内の食料消費を維持しつつ、その上でグローバル競争を戦うことのできる大規模な経営体を増やしていくことが求められるのではないか。

そのためにも、従来の小規模な家族経営から「地域農業の中核」かつ「農業生産の中核」として農業法人という経営の枠組みに焦点を当てた政策を提言するに至る。本提言は従来の認定農業者制度の仕組みを活用しつつ、その中でもより経営意識及び実績の優れた法人経営体に向けて、上級的存在としての「中核農業経営体」を新たに制度の中に構築するものである。（図表Ⅱ-4-1）

図表Ⅱ-4-1 中核農業経営体のイメージ



（出典）2017WSD 作成

第2項 新制度の主な特徴

（1）農業経営基盤強化促進法の改正

新制度については、前章で述べた通り現在の農業経営基盤強化促進法に基づく「認定農業者制度」が存在するが、既存の認定農業者の上位に「中核農業経営体」を置くため、農業経営基盤強化促進法を改正する必要がある。つまり、条文上に新たに「中核農業経営体」の項目を追加し、以下の内容を盛り込んだ規定を設ける。

既存の制度は、個人も「認定農業者」となり得るものであったが、「中核農業経営体」では、法人に限ったものとする。特に、法人は、株式会社及び農業参入を行った一般法人とする。そもそも法人に限定するのは、新制度では、地域農業の中核的存在であるためにも、地域の雇用を生み出し、一定規模の収益を生み出さなければならない。そのためには、家族経営では補えず、一定の経営感覚を有した経営者が事業を行っていかなければならないからである。

さらに、中核農業経営体に対しては、青色申告の申請、及びGAP取得を求める。これは、

経営者として青色申告を申請することは必要であり、ただ申告するだけではなく、その数値から今までの経営のどこに欠点があったのか、今後の計画にどう生かすことができるかを判断する能力も必要である。また、GAPの取得は、世界と戦える経営判断能力のあるプロ農業経営者を輩出するためにも必要であると考ええる。取得に対しては、難易度が高いと思われるが、後述にあるような教育機関でのGAP教育の普及に伴い、プロ農業経営者にも取得してもらうことが責務であると考えている。

認定農業者制度では、経営改善計画を市町村に提出することになっているが、中核農業経営体は、都道府県の農業担当者に提出することとする。市町村では「人・農地プラン」を基に計画策定を行っていたが、大規模な法人等の中核農業経営体では、市町村だけではなく、県全体で将来を見据えた農業計画が必要である。つまり、都道府県版の「人・農地プラン」を作成することが望ましい。今後の中心となる中核人材への農地集積や利用をどのような方向に進めるのかをプランで作ることが必要である。

また、計画を策定する際も、県の担当者だけではなく、農政局や第三者を設けて、客観的な視点を導入する必要がある。第三者とは、大学や農業経営に詳しい専門的な知識を有する有識者のことを指す。これによって、農業経営を多角的に捉え、今まででは対応できなかった経営ノウハウ等の知識を計画に落とし込むことが可能となる。

さらに、都道府県が認定することによって、農地が市町村でまたいでいるという事例もあることからその対応も可能となる。このことについては、実際に国でも指摘されていることであり、農林水産省の「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインについて」によると、「近年、経営規模の拡大により、複数の市町村にまたがって広域的に農業経営を営む者が散見されるところであり、こうした者が、複数の市町村において農業経営改善計画の認定を受けようとする場合にも、その認定事務が円滑に行われるようにする必要がある。このため、認定申請を受けた市町村は、当該市町村のみでは認定の可否を判断し難い場合には、関係市町村又は関係市町村を区域とする都道府県に対し、当該農業経営改善計画の認定の可否を判断するために必要な情報を求めること等により適切に対応されたい」と記載されている¹²⁰。また、東北地方においても市町村がまたいでいる事例が存在しており、例えば、A市で認定を受けた認定農業者が規模拡大によりB市にも農地を所有していた場合、B市はA市に計画等の確認を取っているとのことである¹²¹。近年、国がこれまで担ってきた仕事を地方自治体へ移管する動きが見られるが、今後、規模拡大等を行う法人化が増加することも見込み、このような主体を変更することが必要であると考ええる。

加えて、経営改善計画及び構想は長期（9年）と短期（3年）の作成を求めることとする。現行制度では、5年の期間が設けられているが、新制度においては長期の9年間を意識し、大まかな将来ビジョンを記載した長期経営構想とその長期計画を段階別に3年おきに細分

¹²⁰ 農林水産省「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインについて」
www.maff.go.jp/j/ninaite/n_antei/law/guide_line/pdf/tuti_05d.pdf

¹²¹ 2018年1月24日東北農政局へのヒアリングによる。

化し、具体的な数値目標を記載した短期経営計画書を作成する。計画書に照らし合わせて、PDCA サイクルを基本とした経営者としての素質を育成させていく。また、短期計画で達成できなかった場合、再度計画の見直しと経営の失敗を明らかにし、次の 3 年で立て直すこと求める。以上のことをまとめると、図表Ⅱ-4-2 のようになる。

図表Ⅱ-4-2 認定農業者制度の変更点

既存の認定農業者制度	変更点
農業経営基盤強化促進法	新たに「中核農業経営体」の項目を創設し、①経営判断力、②地域農業の活性化、③海外戦略等を主眼とした農業経営者を確立
個人や法人でも認定農業者になることが可能	法人に限定し、従業員の福利厚生の充実や給料が他産業並みになれるような計画を策定することを要求
市町村に 5 年後の経営改善目標等を記載した「農業経営改善計画書」を提出	国と県、及び第三者機関に 3 年後に向けた「短期農業経営計画書」と 9 年後に向けた「長期農業経営構想」を提出する。短期計画書に照らし合わせて、PDCA サイクルを基本とした経営者としての素質を育成
市町村が認定農業者を認定	都道府県が中核農業経営体を認定し、統一した認定基準に設定

(出典) 2017WSD 作成

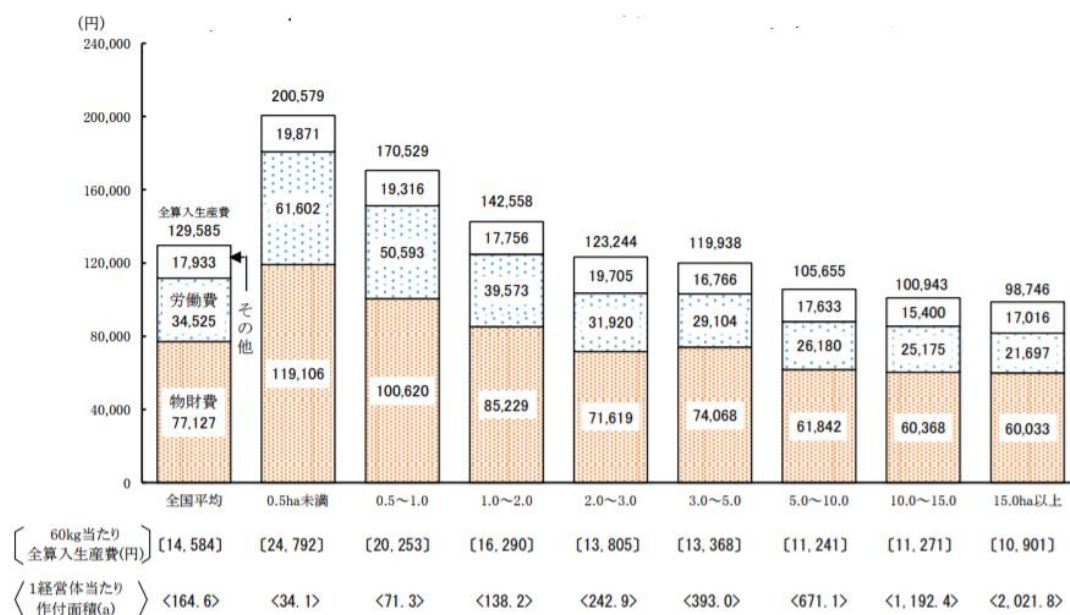
(2) 中核農業経営体による効果

中核農業経営体が期待されることは、地域内の農地を集積させる親株になることである。第Ⅰ部で述べたように、高齢化が進み、農地を手放す人が増えることが見込まれる中で、地域内で信頼される「中核農業経営体」に農地を集積されることにより、規模が拡大し、効率化が進むことが期待される。つまり、これまで耕されていた好立地の農地が誰にも継承されず、耕作放棄地を食い止めるためにも、農地の流動化を進めることが必要であり、これを中核人材が一役買うことになるのである。さらに、農機具等の新技術を導入する際に、多額の資本が必要となるが、これを多くの農家に分散させず、中核人材に集中することで、技術が上達し、多くの農地をカバーすることが可能となる。

そして、中核農業経営体はひたすら規模を拡大するだけでなく、「親株」としての機能を最大限に発揮してもらうために、規模が拡大し、農地が一定規模に達した場合は、従業員が独立をすることが期待される。例えば、図Ⅱ-4-3 のように、米の場合作付面積が大きくなればなるほど、生産にかかるコストが低くなるが、ある一定規模の農地になるとその効果は

あまり發揮しないことが分かる¹²²。つまり、法人が規模拡大を続けても良いが、農地の維持管理が広大になるが故に非常に大変になることが予想されることに加え、規模拡大の生産費削減のメリットが薄まってしまう。また、GAP等を導入していることから、農地の維持に多数の従業員を抱え、また、海外へ売り出す等の場合に、生産部門に多くの人手を雇うわけにはいかないことも予想される。このことから、一定規模の農地を保有した場合に、法人関係者が独立をしてもらい、第二の中核農業経営体を作り出してもらおう。(図表Ⅱ-4-4)その独立して代表となる農業者は、中核農業経営体のもとで経営を学び、地域の中核人材として農業生産に携わってもらうことが理想である。この独立によって、労力を分散し、さらなる雇用を生み出すことにつながり、地域農業の発展にも導いていく¹²³。そのような農業経営者が多数生まれることにより、互いに競争的な関係となり、将来の日本、ないし東北農業の発展に寄与される。

図表Ⅱ-4-3 米の作付規模別の全参入生産費（平成28年産・10aあたり）



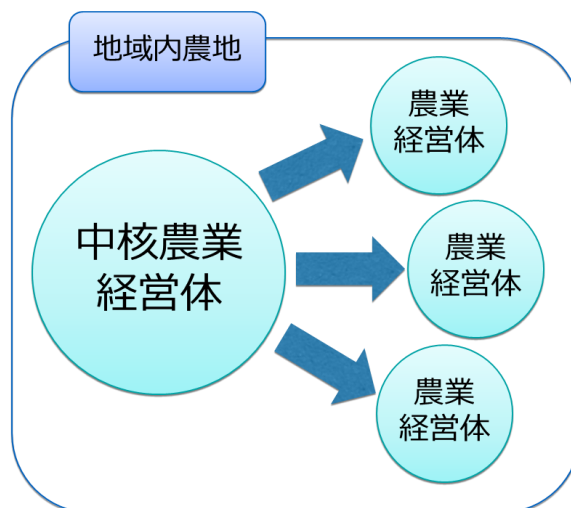
（出典）農林水産省「農業経営統計調査 平成28年産 米生産費」より抜粋

¹²² 農林水産省「農業経営統計調査 平成28年産 米生産費」

http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_nousan/attach/pdf/index-22.pdf

¹²³ 山形県河北町の奥山農園でヒアリングした際に、規模拡大を進めるにあたり、「地区から後継者を作りたい」という話から実際に農地・経営の「のれん分け」を構想している例が存在する。

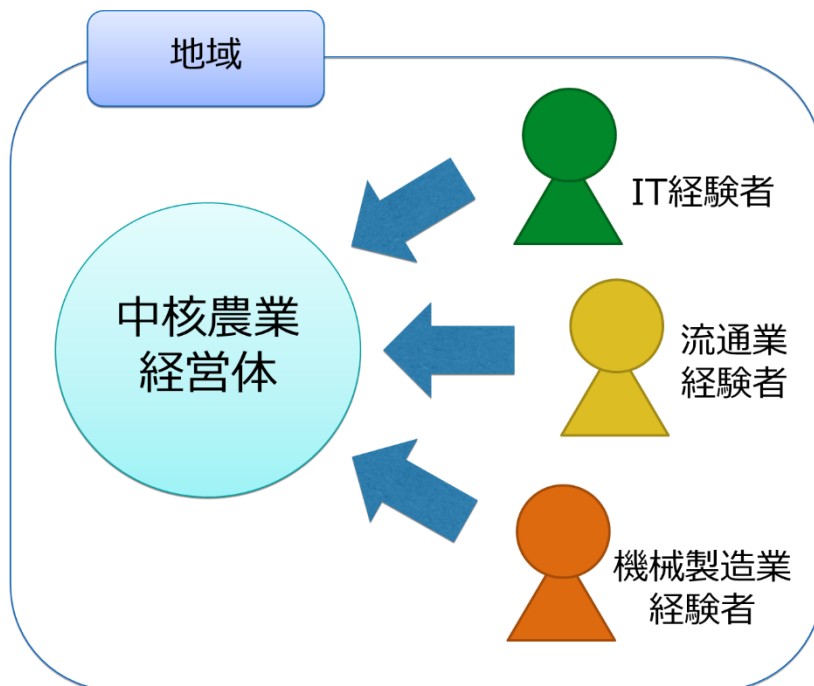
図表Ⅱ-4-4 中核農業経営体の従業員独立のイメージ



(出典) 2017WSD 作成

さらに、中山間地域では、過疎化が急速に進む傾向にある。その一方で、職業を引退したが、まだ現役として活躍が見込まれる高齢者、いわゆるアクティブシニアが今後が多くなることが見込まれる。そのようなアクティブシニアが地元に戻ったり、中山間地域に移住して第二の人生を歩んだりする時に、農業分野で活躍してもらうことが期待される。そのようなシニア層は、これまで培ってきた知識や知恵を農業分野に最大限発揮してもらうことにより、農業の生産・経営に多く影響を及ぼすことが期待される。(図表Ⅱ-4-5) このような中核農業経営体には、シルバー人材センターと都道府県が連携して、その経営体に適した人材を供給するような制度を設けることが必要である。もちろん、これは中山間地域に限らず、平地でも同様のことがいえるが、今後の中山間地域の衰退が予想される中で、地域の住民を中核人材が巻き込むことは重要なことといえる。

図表Ⅱ-4-5 アクティブシニアの活用例



(出典) 2017WSD 作成

以上のことから、認定農業者に対して青色申告を要求することによって、認定農業者としての素養、つまり経営スキルを根本から身に付けてもらう。さらに、中核農業経営体になることによって、経営マインドという幹を太くし、海外輸出や雇用の創出等の様々な戦略を打ち立てることが可能となる。このことを図でまとめると、図表Ⅱ-4-6 のようになる。

図表Ⅱ-4-6 中核農業経営体のイメージ



(出典) 2017WSD 作成

第3節 中核農業経営体への農地利用権取得に関する優先権の付与

第1項 制度改変の目的

この制度改正をする目的として、前項で述べた中核農業経営体に農地を集積し、当該経営体の円滑な生産規模の拡大を実現する。前述の通り、機構は、農地所有者から借り受けた農地を所有者の同意を得ずに貸し付けることができ、機構が借り受けた農地を集積・集約のために配分しうる制度となっている。この制度において、機構及び、当該市町村が農地配分計画案を策定、農地の配分に関し、今後の地域の中心的な担い手に位置付けられた経営体、認定農業者等には高い優先順位が付けられている。

本稿において、認定農業者の上級的枠組みである中核農業経営体の設立を提言しており、その経営体に対し、より優先的に農地が集約化される仕組みを構築する必要があると考えている。

第2項 農地取引に関する現行の制度

現行制度において農地売買・貸借による農地取引には、上述の機構の仲介による方法以外にも存在する。しかし、農地を効率的に中核的な経営体へ集積させるには、農地取引の体系をある程度集約化していく必要があるのではないか。以下において、農地取引に関しての制度について検討する。

まず、農地の利用集積の促進を図るため、2009年12月に施行された改正農地法により創設¹²⁴された農地利用集積円滑化事業が存在する。事業としては、農地等の所有者から委任を受けて、その者を代理し、農地等について売渡しや貸付け等を行う農地所有者代理事業、及び、農地等の所有者から農地等の買入れや借入れを行い、その農地等の売渡しや貸付けを行う農地売買等事業を主に行なっている。この事業は、各市町村の市町村農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、市町村、農協、農業公社等が農地利用集積円滑化団体として実施している¹²⁵。

上記のように農地利用集積円滑化事業は農地中間管理事業と事業領域の重複が見られることが分かる。現在は双方が業務の連携を図り、当該団体が農地の出し手の掘り起こしを行い、面的な集積が必要な場合は機構へ業務を委託するという形態を採っているが、機構の創設後の農地利用集積円滑化事業の実績を見ると、2014年度以降の実績は大きく減少し、ピーク時の3分の1程度となっていることが分かる¹²⁶。

このことから、今後機構が中心となって農地集積を行うのにあたり、当該団体は機構とのさらなる業務連携を図りつつ、業務に関する事業領域の見直しの検討が必要ではないか。

次に、農地法及び、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の促進に関する制度が存

¹²⁴ 農業経営基盤強化促進法に措置。

¹²⁵ 農林水産省「農地利用集積円滑化事業」

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/ryuudouka/enkatuka/enkatuka.html>

¹²⁶ 農林水産省「農地利用集積円滑化事業の実績」

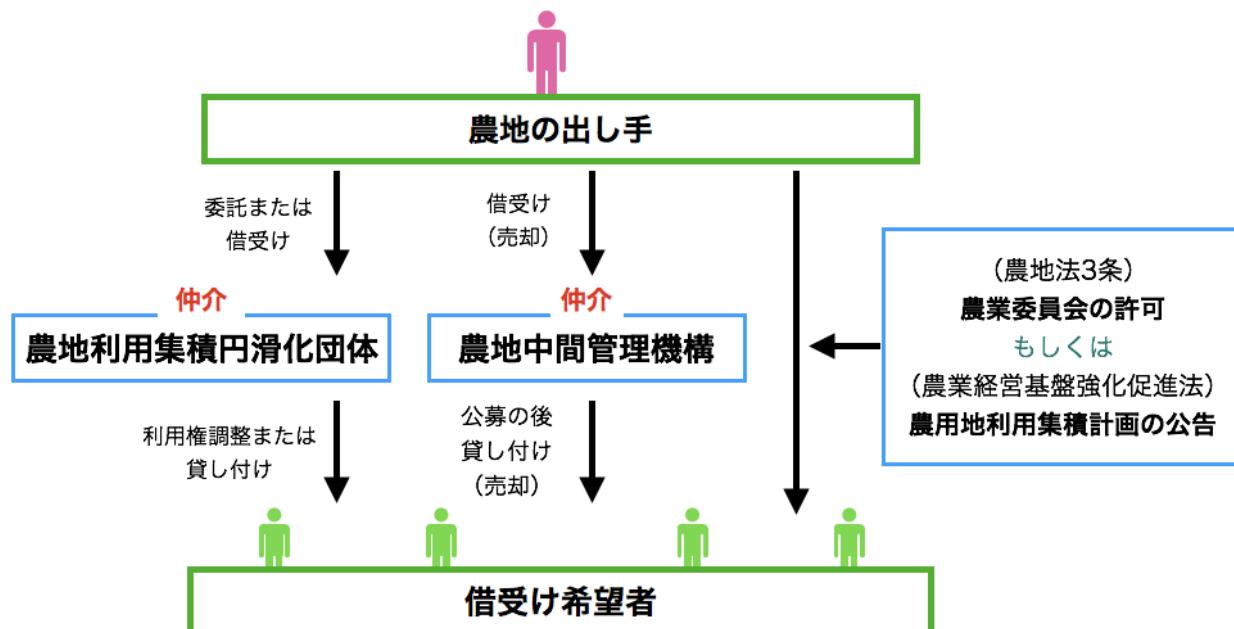
http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/ryuudouka/attach/pdf/ry_index-3.pdf

在する。農地法 3 条にて「農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない」と規定されているように、農業委員会の許可を得る必要がある。もしくは農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業に基づき、市町村が農地の貸し手と借り手の貸借等を集団的に行うため、個々の権利移動を 1 つの計画にまとめた農用地利用集積計画を利用する方法がある¹²⁷。

農地集積にとって、このような相対取引は障壁となり得る可能性を含む。優良な農地は需要が高く、相対的な契約によって次の農地利用者が即座に決定してしまうため、農地集積が思うように進まないのである。

しかし、その反面で個別的な契約が存在するからこそ、より流動的な農地の取引が実現し、中山間区の非優良な農地の取引をはじめとした農地の集約に資する側面も持っている。加えて、民法における特別法たる農地法にてある程度の制約はあるものの、相対取引自体を制限することは、民法 206 条、207 条に規定される所有権の全面的支配権¹²⁸、及び、契約の自由を著しく損なう可能性があり、相対取引に関して制限を課すのは非効率かつ非現実的であるといえるのではないか。

図表 II-4-7 これまでの農地取引の仕組み



(出典) 2017WSD 作成

¹²⁷ 農林水産省「農地の売買・貸借・相続に関する制度について」

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/wakariyasu.html>

¹²⁸ 近江幸治『民法講義Ⅱ 物権 第3版』(成文堂, 2006), p215, p216

第3項 制度に関する特徴

本部の提言の基本的枠組みは以下の2点となる。

- ①農地中間管理機構に貸し出された農地を、当該市町村内の中核農業経営体を最優先に配分する
- ②農地中間管理機構は都道府県に対して農用地利用配分計画案の作成を依頼、都道府県は市町村と連携し、計画案の作成を行う

従来、農業経営基盤強化促進法第15条に定められる認定農業者等への利用権の設定等の促進に関する規定に基づき、農業委員会からの申し出を受け、認定農業者に対して優先的に配分する計画を策定し、機構が中間管理権を有する農地の貸借・売買が行われている。これに対し、認定農業者の上級的な存在である中核農業経営体を優先とした農地集積を図っていくために、本条文を、中核農業経営体から農業委員会へ農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があった場合には、中核農業経営体を最優先とした農用地利用配分計画案を作成するという旨に改正する必要がある。

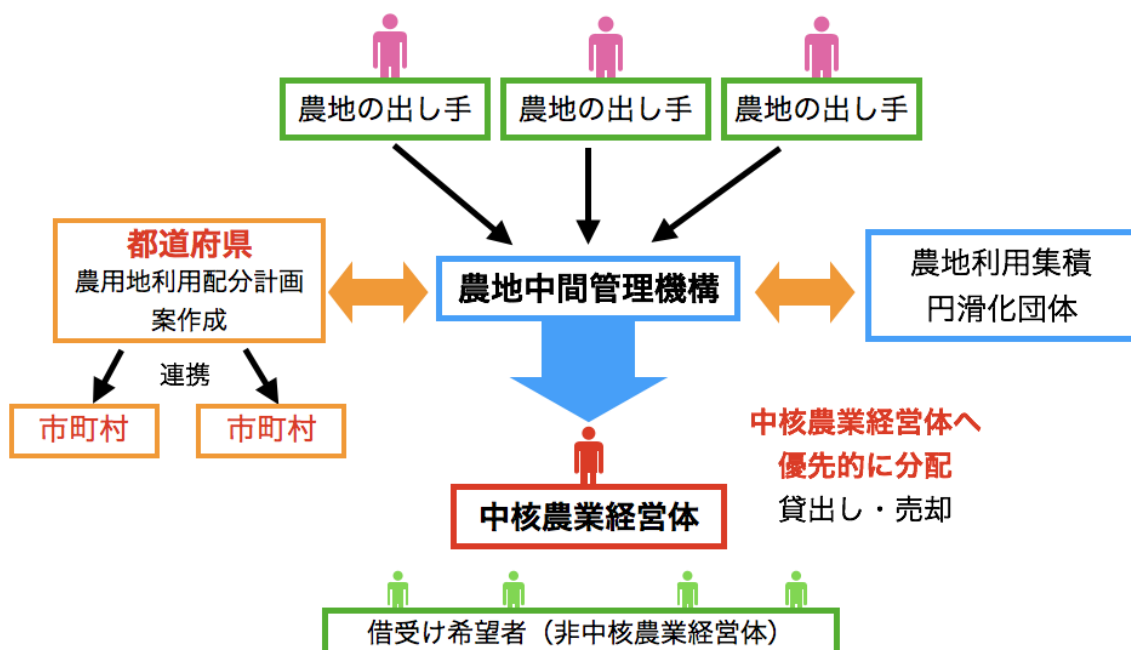
この際、農用地利用配分計画案に関して、従来であれば人・農地プランの決定主体である市町村が機構と協力し、作成を行なっていたが、中核農業経営体が規模拡大を進めることにより、市町村の枠組みを超えた形で農地を保有する可能性を考慮する必要が生じる。その場合、各市町村が別々に計画案の作成を行ってはい適切な集積が行われない、また経営体としても、農地を保有する複数市町村へ申し出等を行うことの事務手続きの煩雑性が存在するという課題が見受けられる。

故に、農地中間管理事業推進に関する法律第19条第2項に規定される「農地中間管理機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、市町村に対し、その区域に存する農用地等（農地中間管理機構が農地中間管理権を有するものに限る。）について、前条第一項及び第二項の規定の例により、同条第四項各号のいずれにも該当する農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる」という条文の改正を行い、農用地利用配分計画案の作成を都道府県に対して依頼するように変更し、都道府県が各市町村と連携を図ることにより、適切な配分を実現していくことが求められる。この際、複数市町村にまたがって農地を保有する中核農業経営体が一番多くの農地を保有している市町村にのみ、農業委員会へ前述の申し出を行うこととする。

これにより、農地が中核農業経営体に集まりやすくなり、農地の大規模化を考える法人経営体にとって、中核農業経営体に認定されるインセンティブに働く効果があると考えられる。

ただし、今後農地集積を進めるにあたり、分散して存在する農地を担い手ごとに集約させていくために、圃場整備や換地を行政が積極的に行っていくことが求められるではないか。

図表Ⅱ-4-8 本提言における新しい仕組み



(出典) 2017WSD 作成

第4節 中核農業経営体への重点支援措置制度の構築

第1項 制度改変の目的

中核農業経営体は地域農業の主体及び農業生産における主体となり、農業界を率いるいわばリーディングカンパニーとしての役割が求められている。このような役割を十分に果たすために、中核農業経営体が経営の規模拡大や多角化、また海外進出等を積極的に行うことが出来る環境の整備が求められる。行政は経営体の活動領域の拡大を後押しするための重点支援制度を構築していく必要がある。その中で、従来のような金銭的支援中心ではなく、既存制度の活用や、現行制度の規制緩和による事業領域の拡大、企業連携を促進させるマッチング支援のような財政に依存しない、持続可能な制度を目指す。

また、土地利用型農業のみならず、野菜や果樹といった労働集約型の農業も十分な経営的支援を享受できるような枠組みが求められる。

支援制度の内容については以下において記述していく。

第2項 事業要件の緩和

(1) 制度改正の目的と提言

重点支援の一環として、中核認定農業者については、農地所有適格法人の事業要件に関して緩和する提言を行う。

第2章にて記述した通り、法人が農地を取得し農業を行う場合に関し、一般的な法人とは異なりいくつかの要件が存在する。2016年4月の農地法の改正にてこの要件が見直され、役員要件に関して、「役員の一人以上が農作業に従事していればよい」となった他、農業関係者以外の構成員の議決権が総議決権の1/4未満から1/2未満になる等、それ以前よりも要件が緩和され、農業法人の設立が容易になった。

しかしながら、農業法人が中核農業経営体として、地域の農地及び、雇用の受け皿となり、地域農業の中核として経営規模の拡大を図っていく上で、法人要件に記載される事業要件は障壁となり得ている。農業法人の役割として、農業生産の主体となる一方で地域農業の核となることが求められている。その中で、農業法人の事業要件は農地法第2条第3項第1号に以下のように規定される。

「その法人の主たる事業が農業（その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの、農業と併せ行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の十第一項第一号の事業を含む）であること」

この規定により、①売上高の過半が農業（加工及び販売も含む）、②あくまで自らの生産物に関しての加工・販売のみ農業事業と認められるということが出来る。他社の生産した農産物の加工及び販売といった関連事業は売り上げの過半とする農業に含むことが出来ないのである。

ここで、株式会社ローソンファーム新潟¹²⁹の事例を紹介する。

この法人は、自社の農業生産物をコンビニエンスストアチェーンのローソンに出荷し販売している一方で、地域の農産を農協から市場価格にて買い取り、加工・販売する事業も行っている。しかし、後者の事業に関しては、上述の通り自社生産の農産物の加工及び販売ではないことから、主たる事業としての農業の売り上げに含むことが叶わない。そのため、自社農産物に関する売り上げが過半になるよう、事業幅の調整を行う必要がある。

地域の農業の中核的存在としての役割から、地域の農産物の流通や付加価値付けに貢献している事業を展開している一方で、このように事業の幅を制限され望むような経営を展開することができていない状況は望ましくないといえる。農業法人という存在は、生産という部分のみならず加工・流通や販売に関しても積極的な事業戦略を取り、地域農業を総合的に統率する経営体であることが求められる。そして、地域農業の活性化に向けたプレイヤーとしての役割が期待されている。

¹²⁹ 2017年11月24日新潟市農林水産部ニューフードバレー特区課へのヒアリングによる。

故に、農地法第 2 条第 3 項第 1 号に関して、特例として中核農業経営体に対してのみ要件の緩和を認め、県内の農産物（自社生産の農産物を含む）を取り扱う関連事業に関してまで事業領域の幅を広げる必要があることを提言する。

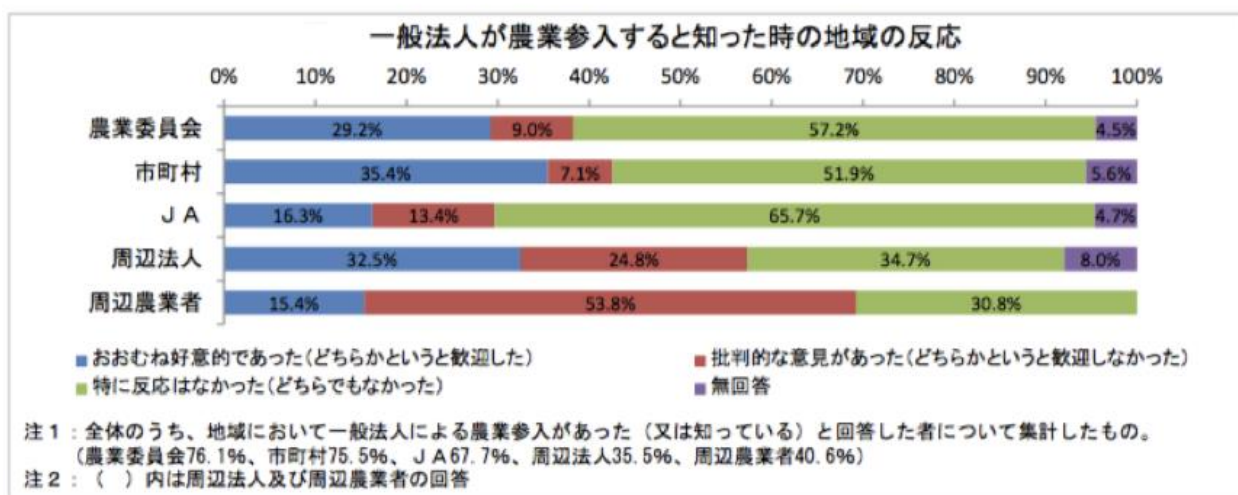
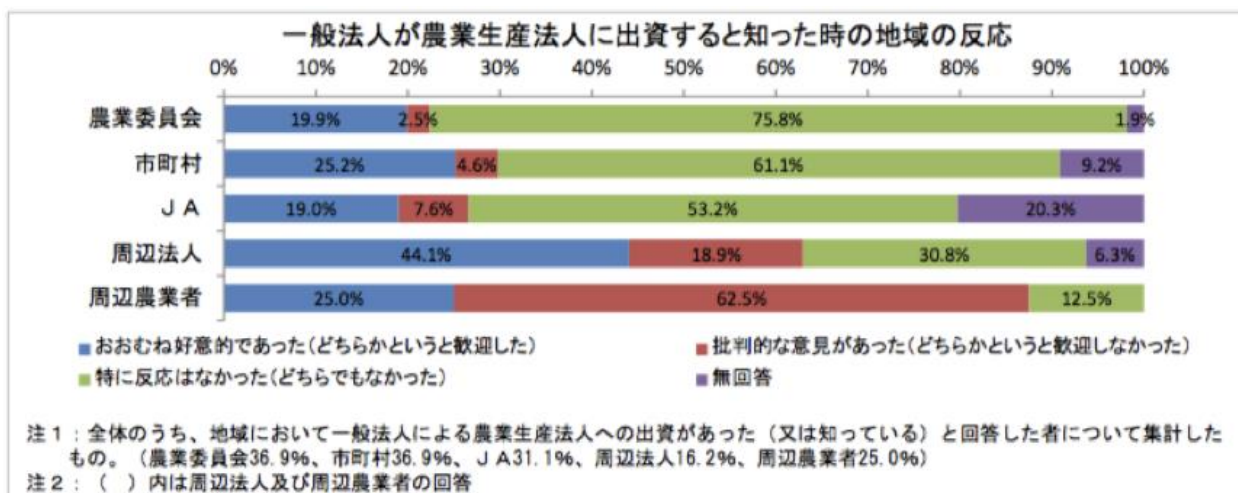
（2）要件緩和の対象

法人が地域の農業の中核を担い、生産の主体となっていくためには地域の他の農家との連携が不可欠である。もともと地域において農業を行っていた農業経営体が法人になる場合に関してはあまり問題とはなり得ないが、農業へ一般法人が参入してきた場合に関して地域農業者からの不安というものが存在する。農林水産省が 2013 年に一般法人の農業生産法人への出資又は農業参入に関して行なったアンケート¹³⁰の結果を見ると、周辺農業者からは肯定的な意見よりも批判的な意見の方が多く寄せられていることが分かる。批判的な内容として、「地域に定着せず数年で撤退して農地の管理が適切に行えなくなる」、「地域の共同作業（共同防除、施設の共同利用、水利調整等）における調和が乱れる」との回答が多い。

¹³⁰ 農林水産省「一般法人の農業生産法人への出資又は農業参入に関するアンケート調査結果の概要」

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/pdf/houzin.pdf>

図表Ⅱ-4-9 一般法人に対する地域の反応



（出典）農林水産省「一般法人の農業生産法人への出資又は農業参入に関するアンケート調査結果の概要」より抜粋

このことから分かる通り、農業法人が中核的経営体として存続していくことによって、利潤追求のみを優先するのではなく、地域の信頼を得ていることが重要な事項である。全ての農業法人に既存の事業要件の緩和を認めるのは適当ではなく、地域の視点を持ち協調性を意識した経営を行なっている農業法人のみふさわしい。

そこで、地域農業の主体となり、多角的な経営を実現することにより農業生産における中核的な存在として位置付ける中核農業経営体にのみこの要件緩和を認め、より先進的な経営を実現させる。

第3項 その他の支援制度

第2項で述べた農地所有適格法人の事業要件緩和策に加え、より多角的な支援を実現させることにより、中核農業経営体の経営面における成長・発展を促進させる。支援の内容として「技術支援」「販売戦略支援」「海外展開支援」とそれに伴う他産業企業との「マッチング支援」を想定している。

まず「技術支援」について、本部第1章―第2節―第3項等で触れた通り、近年のICT技術の発展に伴って、新しい技術の開発が加速度的に進んでいる。農業においても圃場管理センサーや自動走行トラクターといった技術の導入・研究開発が進み、スマート農業市場は拡大の一途を辿っている。この背景を基に、中核農業経営体が新技術を生かして省力化、労働生産性の向上を図り、経営規模の拡大を実現していくのに向けて、スマート農業技術導入の促進を開発企業とのマッチングや新しい技術に関する情報提供等を中核農業経営体に対して優先的に行っていくといった支援を設置すべきではないか。

また、「販売戦略支援」に関しては、青森県が行なっているトップランナー塾のような経営塾の活用と、中核農業経営体同士が情報提供を行うことのできる場所を提供する。また経営の多角化に向けた販路の構築、農商工連携を推進するために、行政が主導となり民間企業とのマッチング支援を行なっていく必要がある。

「海外展開支援」においては、現在日本貿易振興機構が農産物の輸出向けに、商談会¹³¹をはじめとした、サポート体制を構築している。このような既存のサポート制度を中核農業経営体向けに拡充しつつ、その他の海外展開に伴うコンサルタントや、現地の法律に明るい弁護士への相談費用等の一部補助を行なっていく施策等を設置することで、海外展開への障壁を緩和することができるのではないかと考えている。

図表Ⅱ-4-10 中核農業経営体への支援施策例

技術支援	技術開発企業とのマッチング支援
	新技術に関する実証実験の優先的な紹介
海外展開支援	輸出事業に対するコンサルタント、弁護士の費用補助
販売戦略支援	中核農業経営体に対する積極的な情報提供
	中核農業経営体の交流機会の提供
	6次産業化等に向けた民間企業とのマッチング支援

(出典) 2017WSD 作成

¹³¹ 日本貿易振興機構「農林水産物・食品・ジェトロの支援サービス」
<https://www.jetro.go.jp/services/tradefair.html>

現状において上記のような施策内容を提案しているが、本節における提言としては施策案の内容に関するものではなく、あくまで中核農業経営体への経営的支援の充実を図ることにある。重点的支援によってより大規模経営，先進的な経営，多角的な経営を考える農業法人が中核農業経営体を目指すインセンティブとして機能する役割が期待される。そして，中核農業経営体のニーズに対応した重点支援措置を講じることにより，中核農業経営体が日本の農業における中心的な役割を担っていくための環境整備を徹底していく必要がある。

第Ⅲ部 消費者が支える地域農業

第Ⅲ部においては、第Ⅱ部において法人化を推進し、また中核農業経営体を創出していく成長産業としての農業者（生産者）像にあるような世界だけではなく、生産物を買って支える消費者と共に地域農業を支える地域支援型農業（CSA）といった産消連携を通じた地域の自律性と自発性、そして持続性の観点から東北の地域農業の将来を考察することとする。

第1章 将来像

第1節 生産者と消費者が共創する地域農業

今回、産消連携の文脈より見ていく理由としては、耕作放棄地が年々増加傾向にある中山間地域等において、農文化を含む多面的機能の維持だけではなく、地域社会自らが生命活動を持続的に実践するために必要であるからと考えるからである。ここでの持続的な社会とは目的志向型ありきで成されるものではなく、修正自在型をもって成されること¹³²を前提としている。これは過去の諸都市の地域における経済発展において予測不可能な問題や前例のない問題に対して、インプロビゼーションによる解決の「漂流」の形態が見られる¹³³ことに立脚するものであり、この示唆によると今後、諸地域が自発的かつ持続的に生命活動を続けていくためには、地域において様々な立場の関係者を巻き込み、彼らの集まる場やディスカッションの場、そして彼らの活動の情報発信を推進するための環境整備を行うことが求められてくるだろう。

以上のことより、大規模生産者が競争的な農業を実践し、グループ集約化が進行する大規模小売業者及び流通業者を中心とした流通市場について地域農業を検討していくよりも、個々の地域が消費者といった地域外の人々と交流し、自立のかつ持続的に維持していくための提言が必要になるだろうと考えるのである。第Ⅲ部における主な提言としては、CSA（地域支援型農業）を活用することで生産者と消費者が連携し、地域に繰り返し関わる関係者（リピーター）を確保する機会を創出するだけではなく、間接的には主に中山間地域における地域農業の維持をもって多面的機能の維持を目論むものとする。なお、CSAの詳細に関しては第5章で触れることとする。

第2節 産消連携における付加価値とは

ここで、主にCSAについて検討していく際に主たる関係者としてあげられるのは消費者であるが、本ワークショップが目標年次としている2030年においては、消費者のライフスタイルがより多様化し、農産物から産まれる「食」へのニーズの変化も見込まれる。つまり、主たる関係者としての消費者を巻き込む際にも、これまでの消費者選好の変遷及びこれからの選好の変遷や選好の多様化についても考察していかなければ、生産者と消費者双方に

¹³² ジェイン ジェイコブス・中村達也 訳『発展する地域衰退する地域：地域が自立するための経済学』（ちくま学芸文庫、2012）、p343

¹³³ 同上、p344

フィードバックして修正自在的に地域を維持・発展させる下地にならないといえる。

消費者一般の将来の話をする、消費者の食の変化や商品や生産者へのアプローチが情報化社会の進展に伴い、かつて距離が拡大してしまった農産物の生産者と消費者の物理的・心理的距離は徐々に近くなっていくとされている。そして、ライフスタイルや働き方自体が変化し、「食」も単純な生命活動維持のために食することだけではなく、地域性やカルチャー性やコンテンツ性を伴った付加価値、つまりストーリー付けのある商品へのニーズが高まってきている。元来、農産物とは半商品的、つまり商品経済にありながら互助や贈与、相互扶助、提携という人と人との関係性を重視した取引が備わっている生産物¹³⁴であるという説もあり、先述したストーリー性のある付加価値付けの取り組みとも相性は良いのである。

このような、これからの消費者ニーズに合わせた、食産業への農作物が求められてくる中で、消費者の選択もこれまでの農産物の形や色、価格の高低だけではなく、ストーリー付けのある付加価値や味等の食を味わう満足感を重視した選好に寄りそう形態が求められてくるのである。つまり、農業における中核人材を支える関係者として、消費者やその他関係者を重要な役割を果たす者として捉え直す必要があるのである。

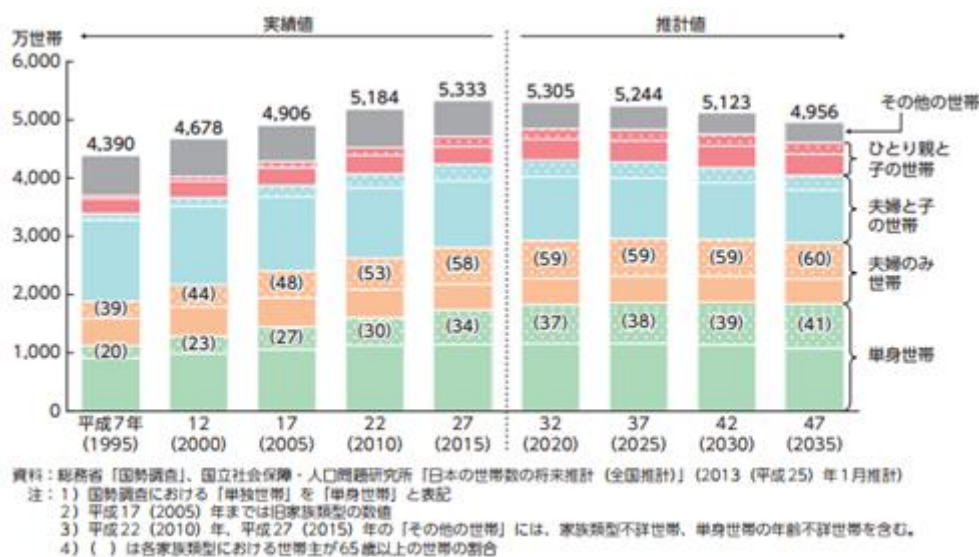
¹³⁴ 産直新聞「農業経済 Vol.6 半商品経済とは何か」『産直コペル vol.6』（2014）、p35

第2章 消費者の志向の変化

第1節 高齢世帯と単身世帯が増える家族構成

ここからは、主たる関係者の役割が期待される消費者の志向や動向の変遷について見ていく。まずは、人口体系の変化についてであるが、高齢化、婚姻率の低下による単身世帯や共働きの増加等ライフスタイルが多様化している現状にある。それにより家族構成も変化し、高齢世帯と単身世帯が増加していることが見て取れる。農林水産省の平成29年版食料・農業・農村白書（以下、白書と言う。）によると、夫婦のみ世帯の6割、単身世帯の3割が世帯主65歳以上となっており（図表Ⅲ-2-1）、また、単身世帯、夫婦のみ世帯、ひとり親と子の世帯が増加し、夫婦と子の世帯が減少している。高齢化の進行を受け、世帯主が65歳以上の世帯の割合が増加している。2015年において、夫婦のみ世帯で58%、単身世帯で34%となり、今後も高齢世帯と単身世帯は増加傾向にあるとされている¹³⁵。

図表Ⅲ-2-1 家族類型別世帯数の実績と将来推計



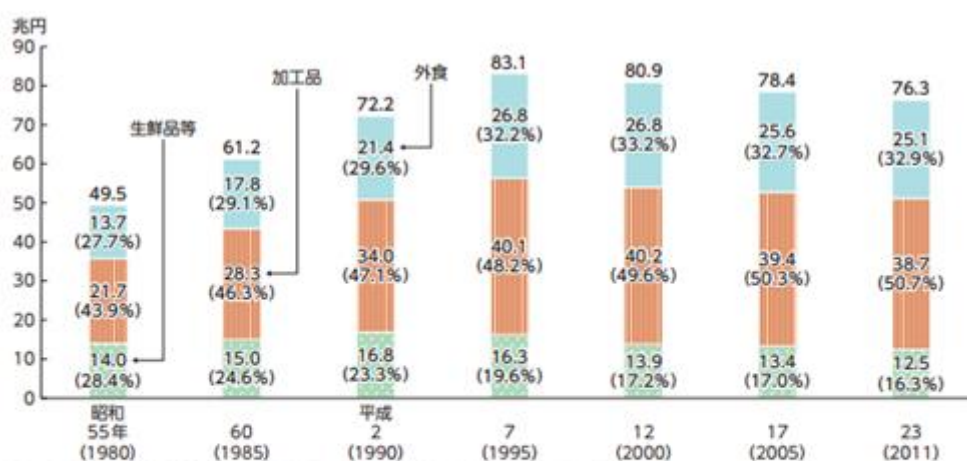
（出典）農林水産省『平成29年版 食料・農業・農村白書』より抜粋

第2節 加工品及び外食志向へのシフト

前述したように、世帯の人数減少や単身世帯の増加により、食料の消費形態の変化も見られる。白書によると、図表Ⅲ-2-2の通り、飲食料の最終消費額における内容を見ると、加工品と外食の占める割合が8割を超えている。これはライフスタイルの変化により調理食品や外食の利用機会が増加し、自ら農作物を購入し、自ら調理する機会が減っており、これからも減少していくことが予想される。つまり、消費者の食の簡便化や調理品へのニーズが高まってくるということである。

¹³⁵ 農林水産省『平成29年版 食料・農業・農村白書』（日経印刷、2017）、p106

図表Ⅲ-2-2 飲食料の最終消費額とその内訳



資料：農林水産省「平成23年（2011年）農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」

注：1）総務省等10府省庁「産業連関表」を基に農林水産省で推計

2）旅館・ホテル、病院等での食事は「外食」に計上するのではなく、使用された食材費を最終消費額として、それぞれ「生鮮品等」と「加工品」に計上している。

3）加工食品のうち、精穀（精米・精麦等）、食肉（各種肉類）、冷凍魚介類は加工度が低いため、最終消費においては「生鮮品等」として取り扱っている。

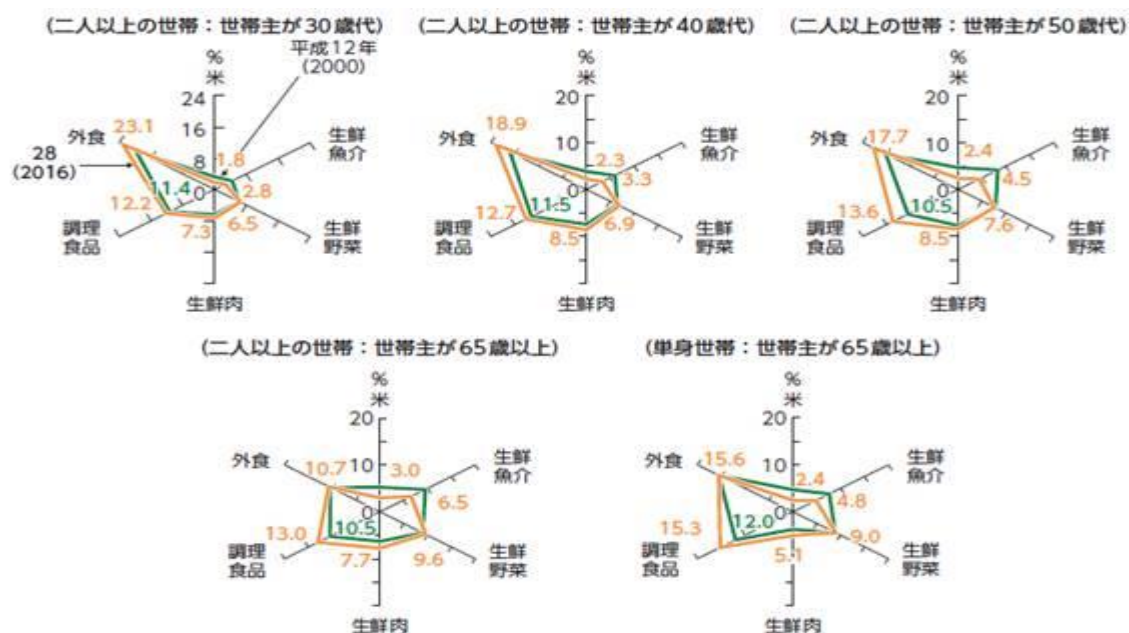
4）平成17（2005）年以前については、「平成23年産業連関表」の概念等に合わせて再推計した数値

5）（ ）内は、飲食料の最終消費額に対する割合

（出典）農林水産省『平成29年版 食料・農業・農村白書』より抜粋

第3節 調理食品への志向の変化

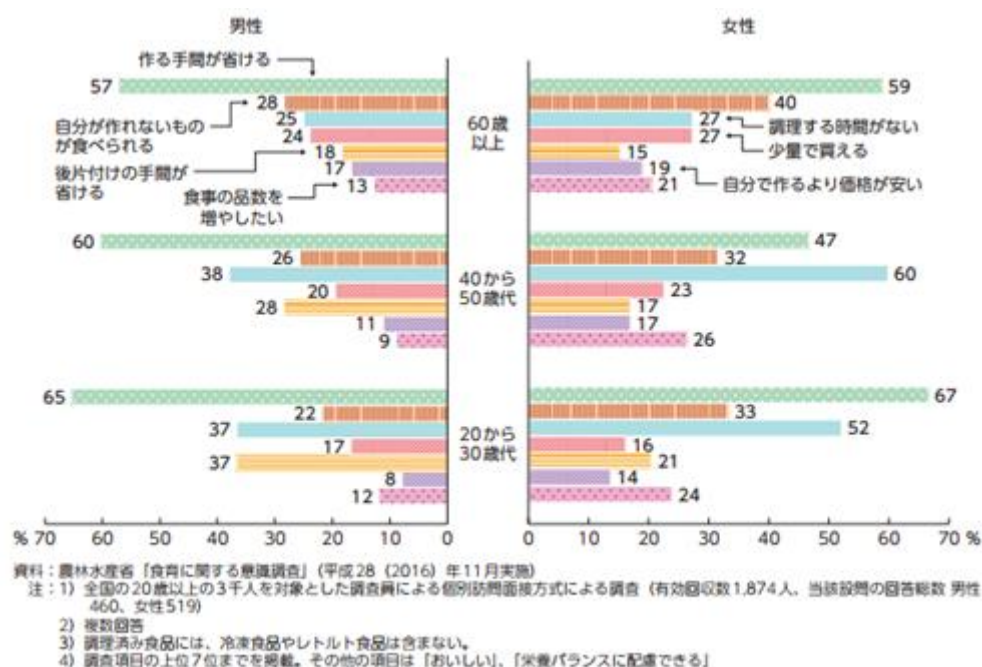
図表Ⅲ-2-3 1世帯当たりの食料消費支出に占める費目別割合（2000年と2016年の比較）



（出典）農林水産省『平成29年版 食料・農業・農村白書』より抜粋

次に、1世帯当たりの食料消費支出に占める費目別の割合について見ていくこととする。白書によると、2000年と2016年を比較すると、世帯主が65歳以上の2人以上の世帯においては、生鮮魚介が3.0ポイント、米が2.3ポイント低下する一方、調理食品が2.5ポイント、生鮮肉が1.4ポイント上昇していることが分かる。また、世帯主が65歳以上の世帯の調理食品の割合は、2000年には世帯主が30歳代と40歳代の世帯を下回っていたが、2016年にはこれらの世帯を上回る結果となった。65歳以上の単身世帯では、世帯主が65歳以上の2人以上の世帯と同様、生鮮魚介と米が低下し、調理食品と生鮮肉が上昇し、中でも調理食品の上昇は3.2ポイントと、世帯主が65歳以上の2人以上の世帯に比べて大きいのである。特に、高齢者世帯においては、調理食品を利用する機会が増えており、高齢化が進行する将来を見据えると、高齢者向けの調理食品の需要は高まり、マーケティング対象としてその世代の重要性が上がってくると考えられる。

図表Ⅲ-2-4 家族で食べるために、市販の弁当や総菜等の調理済み食品を購入する理由



（出典）農林水産省『平成29年版 食料・農業・農村白書』より抜粋

また、図表Ⅲ-2-3等の調査結果で見られたように、調理食品への需要が今後も高まっていくといえる。白書によれば、家族で食べるために、市販の弁当や総菜等の調理済み食品を購入する理由を聞いたアンケート調査によると、20歳から50歳代の女性の半数以上が「調理する時間がない」と回答し（図表Ⅲ-2-4）、一方で、60歳以上では、他の年代に比べて「調理する時間がない」が少なく、「自分が作れないものが食べられる」、「少量で買える」が多

くなっている¹³⁶。以上の傾向からも、消費者の調理食品への志向のシフトが読み取れる結果となった。

第4節 消費者の食の志向について

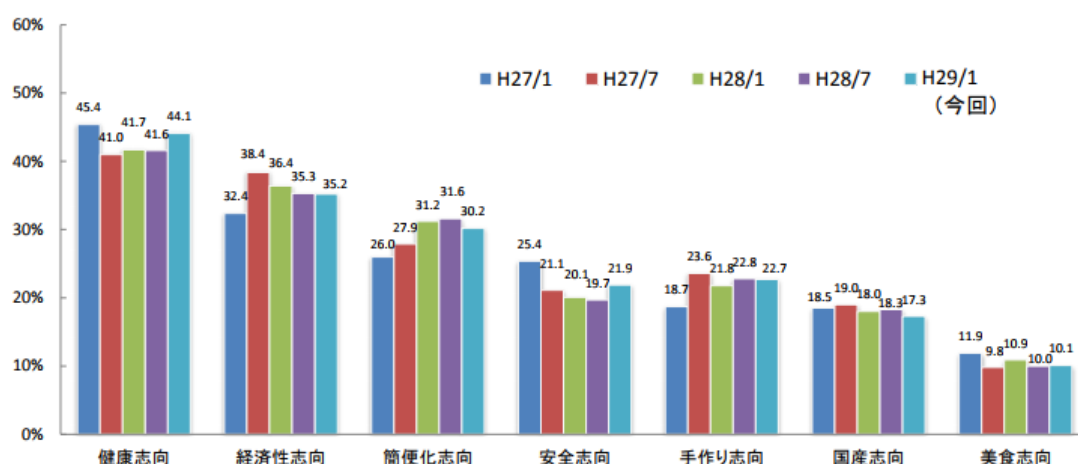
消費者の食の志向については、日本政策金融公庫の農林水産事業が2017年1月に実施した「平成28年度下半期消費者動向調査」の結果によると、現在の食の志向は「健康志向」が44.1%、「経済性志向」が35.2%、「簡便化志向」30.2%という結果となっている¹³⁷。

図表Ⅲ-2-5 現在の食の志向の推移

図1 現在の食の志向（上位）の推移/2つまで回答

資料

※四捨五入の関係上、合計が一致しない場合があります。



（出典）日本政策金融公庫「平成28年度下半期消費者動向調査」より抜粋

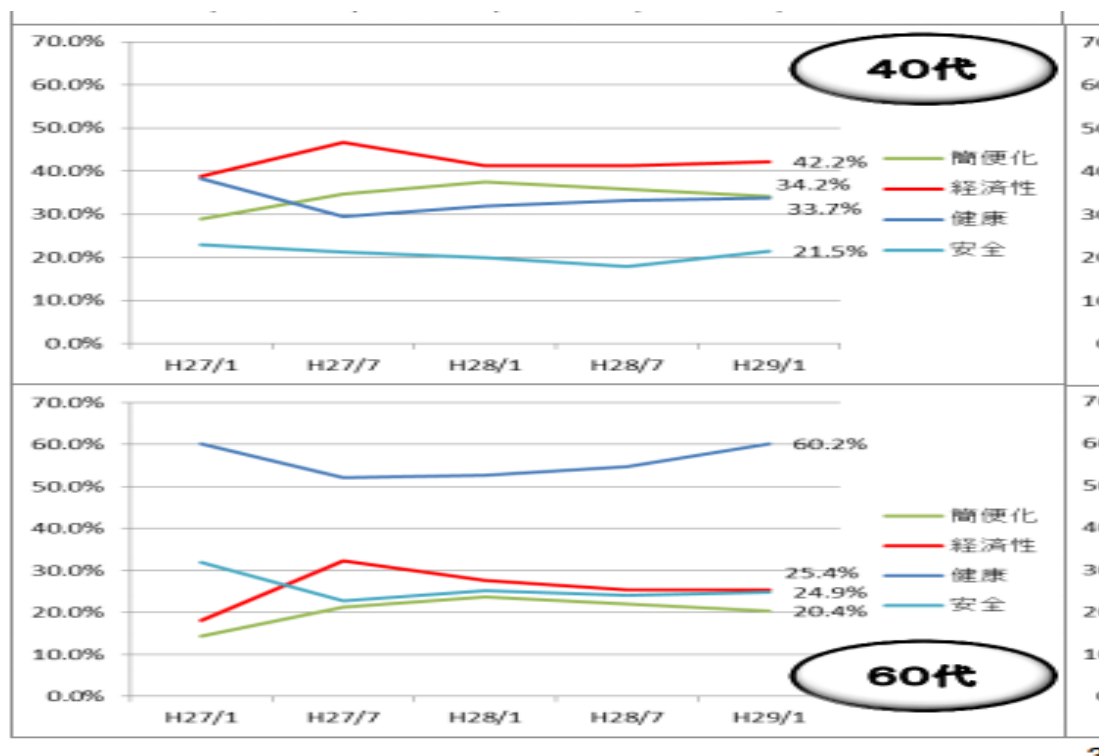
また、年代によっても志向の変化が見てとれる。図表Ⅲ-2-6では人口構成から見て消費者のボリュームゾーンの一部となっている40代と60代での食の志向についてのグラフを示しているが、40代は「経済性」「簡便化」「健康」の順になっている。ところが、60代は「健康」が6割を超え、次いで「安全」「経済性」と順番が変化している。このことから今後高齢化がより進む中では、食に対する志向も健康志向等の「こだわり」が見られると考えられる。

¹³⁶ 農林水産省『平成29年版 食料・農業・農村白書』（日経印刷，2017），p109

¹³⁷ 日本政策金融公庫「平成28年度下半期消費者動向調査」

https://www.jfc.go.jp/n/release/pdf/topics_170302a.pdf

図表Ⅲ-2-6 現在の40歳代及び60歳年代別の食の志向の変化



(出典) 日本政策金融公庫「平成28年度下半期消費者動向調査」より抜粋

第3章 生産者と関連産業の現状～6次産業化～

第1節 6次産業化への取り組み

本章においては、生産者が消費者へとアプローチしていく過程の一つとして見られた関連産業との関係について、6次産業化の面から農林水産省の農林業センサスを基に見ていくこととする。後述するが、全体としては関連事業への取り組みは20%程度にとどまり、第1次産業がまだまだ中心である。また6次産業化をはじめた場合でも直接販売が主流を占め、付加価値をつける「加工」や「サービス業」まで通じた事業構築までは図れていない現状にあるといえる。

図表Ⅲ-3-1 農業経営体数に占める関連事業を実施している経営体数の割合（全国）

	農業経営 体数 ①	全経営体 数に占める 割合 ②/①	農業生産 関連事業を 行っている 実経営体数 ②	事 業 種 類 別							
				農 産 物 の 加 工	消費者に 直接販売	貸農園・ 体験農園 等	観光農園	農家民宿	農 家 レストラン	海 外 へ の 輸 出	そ の 他
2005年	2,009,380	18.1%	363,381	23,913	331,347	4,023	7,579	1,492	826		12,329
2010年	1,679,084	20.9%	351,494	34,172	329,122	5,840	8,768	2,006	1,248	445	3,215
2015年	1,377,266	18.2%	251,073	25,068	236,655	3,723	6,597	1,750	1,304	576	1,836
2005増減数	-632,114		-112,308	1,155	-94,692	-300	-982	258	478	576	-10,493
2010増減数	-301,818		-100,421	-9,104	-92,467	-2,117	-2,171	-256	56	131	-1,379
対比2010年	82.0%		71.4%	73.4%	71.9%	63.8%	75.2%	87.2%	104.5%	129.4%	57.1%
構成比	2005年		100.0%	6.6%	91.2%	1.1%	2.1%	0.4%	0.2%	0.0%	3.4%
	2010年		100.0%	9.7%	93.6%	1.7%	2.5%	0.6%	0.4%	0.1%	0.9%
	2015年		100.0%	10.0%	94.3%	1.5%	2.6%	0.7%	0.5%	0.2%	0.7%

（出典）農林水産省「農林業センサス 2015」から 2017WSD 作成

農林業センサス 2015（以下、農林業センサス）によると、全国で生産だけに留まらず、農業生産関連事業に取り組む経営体数は約 25 万経営体となっており、2010 年調査から約 10 万経営体が減少している。そのうち全経営体数に占める農業生産関連事業の比率は、2010 年の 20.9%から、2015 年の 18.2%と減少している。取り組んでいる事業を種類別にみると、「消費者への直接販売」が事業実施体の 9 割となっている。次いで、農産物の加工が多い。貸農園・体験農園、観光農園、農家民宿、農家レストランは全体に占める割合は低いものの、事業実施経営体の比率としては増加している。（図表Ⅲ-3-1）

図表Ⅲ-3-2 農業経営体数に占める関連事業を実施している経営体数の割合（地域別）

全国農業地域別 2015年	計	全経営体 数に占める 割合 ②/①	農業生産 関連事業を 行っている 実経営体数	事業種類別							
				農産物 の加工	消費者に 直接販売	貸農園・ 体験農園 等	観光農園	農家民宿	農家 レストラン	海外へ の輸出	その他
全国	1,377,266	18.2%	251,073	25,068	236,655	3,723	6,597	1,750	1,304	576	1,836
北海道	40,714	13.0%	5,286	882	4,597	296	291	219	140	48	153
東北	247,713	12.3%	30,491	3,862	28,357	424	703	356	218	72	310
北陸	103,527	14.9%	15,467	1,682	14,471	175	188	122	67	64	84
関東・東山	298,776	21.8%	64,985	6,742	61,395	1,227	3,112	333	295	141	488
東海	125,283	21.6%	27,008	2,210	25,850	328	447	39	93	70	204
近畿	130,179	24.0%	31,238	3,151	29,005	566	555	124	130	40	138
中国	126,448	18.8%	23,828	1,942	22,900	186	417	75	98	22	133
四国	82,156	19.1%	15,722	1,037	15,207	89	146	64	57	28	76
九州	207,441	17.3%	35,888	3,426	33,859	398	706	356	189	86	235
沖縄	15,029	7.7%	1,160	134	1,014	34	32	62	17	5	15

（出典）農林水産省「農業センサス 2015」から 2017WSD 作成

続いて、全国における地域別の変化についてである。農林業センサスの 2015 年調査による各地域別の全経営体に占める農業生産関連事業を行っている経営体数の割合を見ると、全国が 18.2%であった。地域別では、図表Ⅲ-3-2 で見られるように、近畿 24.0%、関東 21.8%、東海が 21.6%と 20%を超えており、一方で、沖縄 7.7%と地域では一番低く、東北 12.3%、北海道 13%と全国では低い水準となっているのが分かる。各地域別で「消費者への直接販売」の割合を見ると、北海道 87.0%と沖縄 87.4%を除く地域が、事業実施体の 9 割以上となっており、四国 96.7%、中国 95.1%と高く、東北も 93%である。「農産物の加工」においては北海道 16.7%と最も高く、東北 12.7%と次いでいる。貸農園・体験農園、観光農園、農家民宿、農家レストランは全体に占める割合は低いものの、北海道と沖縄が各地域の構成としての割合は高くなっている。

第 2 節 6 次産業化の認定状況

以上のように、6 次産業化の現状における概況を見てきたわけだが、その認定状況はどのようなになっているのか。まず、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定は 2011 年から年 3 回実施されてきている状況にあり、2015 年 9 月からは毎月の申請が可能となる等、タイミングを逃さずに申請できる機会創出の施策変更が行われている¹³⁸。

2011 年の第 1 回からの累計によると、約 7 年間で 2,279 件（2017 年 11 月 30 日時点）の事業計画が提出されており、全体の件数比では九州 400 件（17.5%）、関東 381 件（16.7%）、

¹³⁸ 農林水産省「総合化事業計画作成における申請書記載のコツ」
<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renkei/6jika/pdf/d-5.pdf>

近畿 367 件（16.1%）、次いで東北が 353 件（15.4%）となっている¹³⁹。東北地域の県別で見ると宮城県 74 件、青森県 66 件、山形県 64 件、秋田県 56 件、岩手県 52 件、福島県 41 件となっている¹⁴⁰。また、総合化事業計画の対象農林水産物の割合としては加工しやすい野菜 31%、米 18.6%、果樹 18.4%が上位になっており¹⁴¹、生産者サイドから 6 次産業化していく場合は加工がしやすい等、比較的事業化に際してローコストな形態を選択する傾向にあるといえる。

以上のように、生産者サイドから消費者へアプローチしていく一つのツールである 6 次産業化においても、消費者へ加工品も含めて直接販売することが意図されるケースが多く見られる。ここから、生産者が消費者にダイレクトに関わり合う志向を読み取ることが可能であるといえる。

¹³⁹ 農林水産省「六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定の概要」

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/nintei/>

¹⁴⁰ 東北農政局「六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定について」

http://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/6zi_sangyo/nintei/index.html

¹⁴¹ 同上

第4章 課題設定（問題意識）

第1節 距離の拡大

第2章で触れたように消費者の志向は多様化してきているが、これまでの消費者像とはどのようなものだったのか。また、2030年を見据えた消費者像とはどのようなものなのか、食と農の歴史を踏まえて考察することとする。

清水（2016）¹⁴²によれば、食と農の歴史は、自給自足の経済より始まり、基本的に「農」農家と「食」消費者の関係で語られてきたとしている。戦後の高度経済成長期以降からは、食料自給率も減少し、分業をもとにした貨幣経済へと移行したのであるが、戦後経済の発展は、これまで「農」農家と「食」消費者の距離が極めて短くほぼ直結していた関係性を変容させている。特に「食」と「農」との距離の拡大は、以下の4つの観点である。

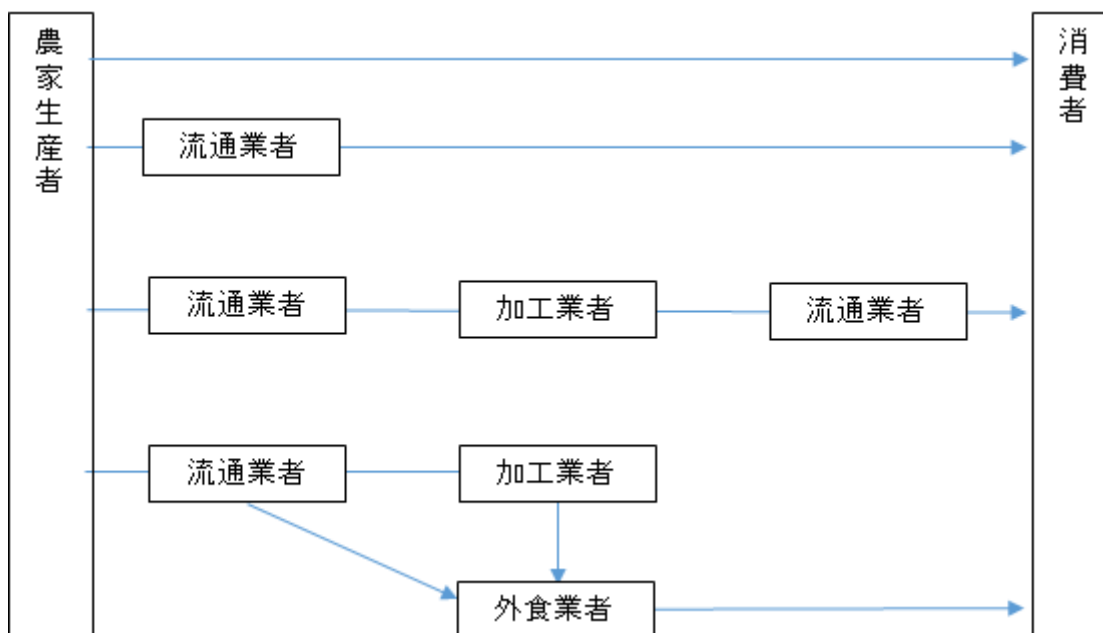
- ①物的（地理的）距離であり、輸入産物の拡大、食の洋食化が進み、海外からの食材も消費者に届けられる。
- ②時間的な距離の拡大 国内の交通網の発達や貯蔵技術の発展もあり、収穫後の時間が経過したものでも食卓を飾るようになっている。
- ③「農」農家と「食」消費者の距離の拡大「農」農家と「食」消費者の間に、食品製造業、食品流通業、外食産業等、多くの主体が介在するようになり、農家で生産された農産物が、そのままの姿で各家庭の台所で調理され、消費されるのではなく、各種の加工過程を経た加工食品や調理食品、外食といった姿・形を変えたものが多く消費される距離の拡大となっている。
- ④生産者と消費者の心理的距離の拡大、そして「農」と「食」の距離的拡大により、生産者と消費者との関係が疎遠となり、相互の関係が断絶されていることからくる生産者と消費者の心理的距離の拡大に繋がっている。

特に生産者と消費者の心理距離が拡大してきた背景には、高度成長期を過ぎ、核家族化、女性の社会進出等、食生活やライフスタイルの変化に要因があるとされている。その社会変動の結果、従来のように生産者が生産した農産物がそのままの姿で各家庭の台所に持ち込まれ、そこで調理されるということが減り、食品製造業や外食産業で加工され、調理されたものを消費することが増えてしまったのである。この一連の流れが、食品製造業や外食産業等の手を経て消費者の口に入る複雑な流れに転換してきていたのである¹⁴³。（図表Ⅲ-4-1）

¹⁴² 高橋正郎監修、清水みゆき編著『食料経済（第5版）フードシステムからみた食料問題』（オーム社、2016）、p4～8

¹⁴³ 同上

図表Ⅲ-4-1 農業生産者と消費者における変遷



(出典) 高橋正郎監修，清水みゆき編著『食料経済（第5版）フードシステムからみた食料問題』（オーム社，2016）から2017WSD作成

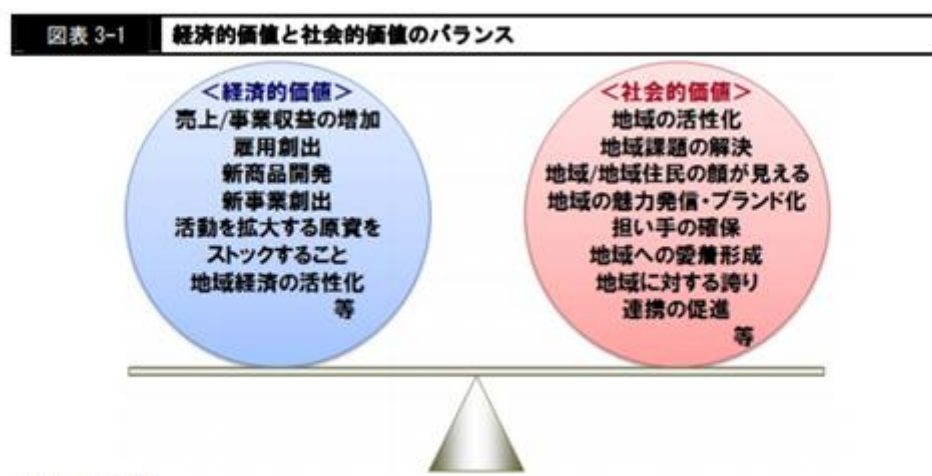
以上のように，高度成長期を経た21世紀初頭までは生産者と消費者の心理的距離の拡大，そして「農」と「食」の距離的拡大が見られたわけであるが，現代では情報化社会の到来により消費者と生産者が互いの情報を知る機会自体は増加し，心理的距離は拡大から縮小へと向かっているという見方もある。そういった情勢下で，ライフスタイルの多様化や食の志向も変化する将来を見据えたときに，農業者である生産者が消費者のニーズをより捕捉可能な環境やシステムが求められてくるのである。

第2節 新たな産消連携の必要性

先述した清水（2016）によると，現在の川下からの大手主導のフードシステムは，高齢者世帯や単身世帯の増加に伴い，調理食品のニーズは高まり，料理をしないことと孤食がさらに成長要因となり，今後も伸びていくと予想されている¹⁴⁴。一方で，消費者の多様化も進み，こだわりをもった志向の消費者も増えてくるとも予測されている。こうした中で，前節でも述べたように生産者と消費者が近づく可能性が高まっていることや，よりこだわりを持った高単価でも国内の地域へのこだわりを持つ消費者と地域生産者の関係について着目することで，よりダイレクトな「産消連携」が実現できるのではないかと考えられる。

¹⁴⁴ 前出 高橋正郎監修，清水みゆき編著『食料経済（第5版）フードシステムからみた食料問題』（オーム社，2016年），p4～8

図表Ⅲ-4-2 経済的価値と社会的価値のバランス



(出典) 独立行政法人中小機構「地域資源を活かした食料品の販路拡大に関する調査研究：広域的事業展開で域外への販路拡大を図る」より抜粋

ここで、生産者と消費者と地域の関係に関して、経済的及び社会的価値の観点から見ていくこととする。国立行政法人中小企業基盤整備機構の調査によると、豊富な食資源に恵まれた地域は、原材料調達コストを低く抑えることができるという優位性を持つが、多くの地域ではその有効な活用が図られているとは言えず、流通コストに起因する競争力不足も指摘されている等、認知度の高い商品開発へと展開できてはいないのである。今後、消費者の多様化が進み、地域の豊富な食資源を活かした商品が求められてくる中で、多様な主体が協働して商品開発を行い、付加価値の高い商品を次々と生み出し、持続可能な事業として行く必要が求められる。こうした取り組みを地域の事業者や関係機関が協力しながら、それぞれが持つ力、強みを結集し、事業を展開するには、取り組みに関わる諸主体が明確なビジョンを共有し、目指すべき目標に対する合意形成を図りながら取り組みを進める体制づくりを形成していくことが必要となるのである。(図表Ⅲ-4-2)

ただし、大量の原材料や商品を大きなロットで流通・販売するという従来の市場戦略に適合できる事業者や地域はそれほど多くはない。それ故に、消費者と市場、地域が単に取引としての関係を越えて、地域や文化に対する共感や信頼を基盤に地域の取り組みや担い手を応援する、支え合うつながりを形成していくことを目指していく必要がある、そのためには、商品を作り売るという姿勢から、商品に込めた想いをメッセージとして消費者に伝え、共感を得る努力を丁寧に行っていくことが求められるのである。商品開発に取り組むにあたっては、経済的価値と社会的価値の実現を目的としていることや商品を消費者とのコミュニケーションツールとして位置づけた開発・販売を行っていること、プロダクト・アウトとマーケット・インを何度も行き来する仕組みの構築等の共通した認識、視点を持った取り組み

が求められているのである¹⁴⁵。

以上を踏まえ、生産者だけではなく、それを支える関係者としての消費者＝人に着目することは、多様化する消費者のニーズや生産者と地域、そして消費者が求める社会的価値の追求も含意した関係構築について着目することとなるのである。その意味で、地域を巻き込んだ産消連携の新しい形が次章に示す CSA なのである。

¹⁴⁵ 独立行政法人中小機構「地域資源を活かした食料品の販路拡大に関する調査研究：広域的事業展開で域外への販路拡大を図る」

http://www.smrj.go.jp/doc/research_case/shokuryouhin1.pdf

第5章 提言の背景と解決策の方向性

第1節 生産者と消費者の産消連携モデル～CSA とは何か～

CSA (Community Supported Agriculture) は、1980 年代の米国で生まれた生産者と消費者の連携活動であり、現在もその活動はカナダ・フランス・アメリカはじめ欧米諸国等に波及している。我が国においても、1965 年に発足した「生活クラブ」¹⁴⁶を中心とした有機農業運動において取り組まれた産消提携と呼ばれる実践形態があり、その活動が米国ではドイツ・スイスと並ぶ CSA の源流のひとつとして紹介されている¹⁴⁷。

波多野 (2008) ¹⁴⁸によれば、産消提携と CSA の両者は有機農業に代表される地域の環境を意識した農業を支える取り組みであり、一般市場を介さず、消費者がグループを形成して生産者と直接に結びつくという機能と形態においては同様のものと捉えても良い。しかし、産消提携では、有機農業に取り組むリスクと負担を生産者だけでなく、消費者も担うことが理念に謳われているものの、CSA のような料金を前払いし、積極的な負担を消費者が負うことがなかったという一点において、多くの共通点をもちながらもその違いは際立っている。今日においては、当初から有機農産物が市場化されていた欧米で、CSA のような負担の多い小規模の取り組みが各地で増えており、有機農産物市場（オーガニックマーケット）のグローバル展開も実践されている。一方、我が国では有機農産物市場のシェアが CSA 先進国である欧米諸国に比べて停滞する中で、これまでは CSA が成立する余地は少なかったとされているのである。しかし、近年では数こそまだ多くはないが、神奈川県大和市のなないろ畑の事例等、地域外の人材が遊休農地を活用しつつ、消費者との連携を図りながら地域農業の新たな担い手として定着している点で、我が国における CSA の事業が行える可能性を示しているといえる¹⁴⁹。

そのような情勢の中、現代において CSA を実践する目的としては、各事業者によって差異はあるものの概ね以下の通り¹⁵⁰である。

¹⁴⁶ 生協の食材宅配「生活クラブ」, 「生活クラブのあゆみ 生活クラブ連合会について」
<http://www.seikatsuclub.coop/coop/history.html>

¹⁴⁷ The New Farm ; The Rodale Institute
www.newfarm.org/features/O104/CSA-history/part1.shtml

¹⁴⁸ 波多野豪「CSA による生産者と消費者の連携」(2008)『農業および園芸』83 巻 1 号, p190～196

¹⁴⁹ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究所「CSA（地域支援型農業）導入の手引き」

http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/files/csa-guide.pdf

¹⁵⁰ 株式会社コネクト・アグリフード・ラインズ「生産者と消費者で支える農業の形「CSA」(2015 年 5 月分コラム)」

https://jfac.jp/wp-content/uploads/2015_05_vol02.pdf

- (1) 食の生産と消費について、直接的なつながりを持たせることで、生産者とそれを支持する消費者や地域のコミュニティとの間に、強い関係性を産み出し、地域経済の持続性を確保する。
- (2) 地域の土地利用について、地域の人々の意識に自覚を将来的に促す。
- (3) CSA は、個々の経営体の農業を地域や地域に関わる新たな関係者を含む様々なバックグラウンドを持つ人々で守る運動でもあり、彼らの交流や協調の体制を創出できる。また、小農を守ることによって、オープン・スペースが地域の景観が保全され、野生生物の生息地や生態系が守ることが可能となり、中山間地域が持つ多面的機能の維持が可能となる。
- (4) 生産者は、作付け前に、安定した売り先確保の上で、安心して農作業に専念できる。

その年が豊作であれば、消費者の受け取り分は増えるが、不作の場合、消費者の受け取り分は減るといった、消費者が生産者の負うべきリスクを共有する。

さらに、CSA は、概ね次の 4 つのタイプがある¹⁵¹とされている。

- (1) 農業者主導型 CSA
農業者が CSA を組織し、資金提供者は、あまり農場に関与しないタイプのものである。
- (2) 資金提供者・消費者主導型 CSA
消費者が CSA を組織し、望ましい農業者を雇い入れる。農場運営の決定権は、消費者が有する。
- (3) 農業者共同型 CSA
(1) の農業者主導型 CSA の一種で、二つ以上の農場が集まり、消費者への多様な農産物の品揃えを実現する。
- (4) 農業者・消費者共同型 CSA
農業者と消費者とが、土地や他の経営資源を共有し、農作業も共同で行う。

以上、4 類型に分類されうるものの、CSA の形態は、実に多様である。例えば、規模、要求される生産物、参加メンバー、社会的目的を持ったもの、教育的目的を持ったもの等、多様な形態が挙げられる。

ここまで現代における CSA について概説してきたが、留意しなければならない点もある。

¹⁵¹ 笹山登生「「コミュニティが支持する農業（CSA）」は、日本に定着可能か？」
http://www.sasayama.or.jp/opinion/S_23.htm

波多野（2008）¹⁵²によれば、CSA＝「地域が支える農業」が定着し、既存の地域農業をそのまま支える仕組みが存在するかのごとく理解されていることであるが、実はそうではないとしている。CSA は、産消連携以来の有機農産物を求める消費者がその農場を支える仕組みであり、アクティブなコミュニティを形成することにむしろ重きが置かれている。コミュニティを形成する核は、農業に価値を見出すことであり、その価値観を共有する消費者と生産者がコミュニティを形成して初めて CSA の活動が可能となる。あたかも既存の地域社会が即自的に地域の農業を支えるコミュニティであるかのような代物ではないのである。

つまり、ここでのコミュニティとは、理念を共有する団体というべきものであり、一種の新たな社会を構築するとするところといえる。このような意味で、自分たちが消費するために生産機能までも取り込んだコミュニティはコミュニティの維持と直結するのである。

また、先述したが我が国で CSA の普及が進んでいない中で、今後各地域が導入を検討していくならば、以下の点に留意すべきである。それは、有機農産物の認証基準が強化されていく中で、有機農産物を単に安全という基準で見るだけでなく、地域の自然環境や社会環境の改良につなげていくという考え方が求められてくることである。そして、小規模農家の生き残り策として、CSA のシステムと組み合わせていくという考え方や選択肢も生まれるのである。

以上のように、従来型の流通市場へコミットする形で農業投資ができない農業者にとってみれば、マーケティングコストが比較的少なく、固定的なリピーターとなる消費者を惹きつけやすい CSA のシステムはチャンスの 1 つとなりうる。また、現状 NPO 法人等が主たる事業者となっている CSA ではあるが、場合によっては株式会社や農業生産法人の一類型として、日本型 CSA が試行錯誤できる可能性もある。それは、後述する東北食べる通信における取り組みにその萌芽が見られるのである。

第 2 節 CSA 事例～行政を巻き込んだパイオニア～：鳴子の米プロジェクト

本節以降は、東北地方において CSA 事業が軌道に乗りつつある先駆的事例について、2 つの異なる形態で運営されている事例を紹介する。まず 1 つ目としては、宮城県大崎市鳴子温泉地域で実践されている鳴子の米プロジェクト¹⁵³である。同地域の山間にある鬼首地区の農業は、狭小な耕地や冷涼な気候条件もあり、小規模農家による米、高冷地野菜、畜産を複合経営で維持してきたが、米価の低価格化と米作の大規模化政策により、他地域の中山間地農業と同様に、同地区でも耕作放棄をする農家が増加したのである。それに伴い遊休地・耕作放棄地も増え、グリーンツーリズム¹⁵⁴の実践上、その源泉となる「杭いがけ」という手作業で行う米作の手法が描き出す鳴子温泉地域の景観や農文化が荒廃するという危機

¹⁵² 前出 波多野豪「CSA による生産者と消費者の連携」（2008）『農業および園芸』83 巻 1 号，p194

¹⁵³ 鳴子の米プロジェクト <http://www.komepro.org/>

¹⁵⁴ 緑豊かな農山漁村地域において、その自然，文化，人々との交流を楽しむ，滞在型の余暇活動。

に陥ったのである。

そこで、2006年に大崎市が農家、観光関係者、加工・直売所グループ、ものづくり工人等地域の異業種の30名を委員にして、主にディスカッションの場としての「鳴子の米プロジェクト会議」を設立し、プロジェクトが始まった¹⁵⁵のである。同年には、鳴子の米プロジェクトのシンボルとして耐冷品種の「東北181号」(のちに「ゆきむすび」として品種登録)を選び、鬼首地区の農家3軒30aで試験栽培を行う等、冷涼な気候に適応した低アミロースの品種を開発し、栽培しやすく、適地適作で育てた地域の米「鳴子の米」を創出するに至ったのである。

また、プロジェクトでは、2008年にNPO法人化し、米の作り手、食べ手をつなぐ「鳴子の米販売ネットワーク事業」、地域資源を生かした食を作る「鳴子の食の開発・販売事業」、次代の農と食の担い手を育てる「農と食の人材育成・交流事業」の3つの軸を中心に恒常的に事業を推進することとなった。また、農家の米づくりを支えるためにCSAでいう前払い制を導入したのである。つまり、予約購入する「支え手」(消費者)を確保することで、「作り手」(農家)が安心して米づくりに取り組める仕組みである。1俵30,000円で支え手が購入し、19,000円を農家に渡し、残りの11,000円を事務経費と若い担い手を育成する事業資金にあてているのである。

特に、行政として支え手となった同市産業経済部農林振興課へのヒアリング調査¹⁵⁶においては、その「支え手」の輪は、購入者への鳴子の米通信というリーフレットやホームページにおける情報配信という手法をもって広げることも視野には入れているが、基本的には人伝手に広がっていくことが望ましいという意見があった。それは、鬼首地区をはじめ、誰にでも販売しようという発想ではなく、本質を理解し、その米を食べて応援しようという意志のある方とつながっていこう、人と人、地域がつながろうという考え方であり、大規模な観光振興といった類の地域政策にはなじまないと考えているからとのことである。故に、本節の事例においては、前節におけるCSAの類型でいえば(3)に近い(4)の類型であり、人と人との密接に関わり合う近接的かつアナログ的な展開が望ましいとしているのである。

本節の事例では、地域資源を活かした取り組みを地域ぐるみで行っていた下地を基に、地方自治体が「場」を提供して行政と市民の協働で、地域ぐるみのCSAの環境が整備、そして創られていった事例といえる。

第3節 CSA事例 ～産消の通訳者～：東北食べる通信

本節では、先述した鳴子の米プロジェクトのように、地域密着型でかつアナログ的展開で運営される事業モデルとは異なり、首都圏をはじめとする大消費地圏の消費者を地方の地域農業の関係者として巻き込んでいくプロジェクトである。

¹⁵⁵ 鳴子の米プロジェクト -そのはじまりとひろがり-

http://www.komepro.org/?page_id=85

¹⁵⁶ 2017年11月28日大崎市産業経済部農林振興課へのヒアリングによる。

東北食べる通信¹⁵⁷等の加盟団体を含む日本食べる通信リーグ¹⁵⁸は、「食べる通信」の発刊を通じ、1次産業や消費社会の垣根を超えた「食」を通じた都市と地方をつなぐ新しいコミュニティ創出を事業目的としている。使命として、①一次産業の新しい価値の開拓、②顔と顔の見える関係で味わう安心・感動、③都市と地方が価値を交換する交流モデル④市民参画の拡大、共感でつながる新しいコミュニティの形成、の主に4点をあげている¹⁵⁹。

まず、①では、1次産業の生産現場の裏側にあるドラマや地域コミュニティ、豊かな自然といった、貨幣に換算できない価値を、情報とコミュニケーションを通じて食卓に届け1次産業の新たな価値を開拓し、「食べる通信」を通じて消費者と生産者が、モノとお金の交換にとどまらない関係性を育み、ファンコミュニティを作ること、規模の大小によらず、生産者が生産物の生産・販売を続けることができるプラットフォームを構築することを念頭に置いており、先述した波多野（2008）の提唱するCSAによる新たなコミュニティ創出も念頭に置いたものとなっている。また、③の「食を通じて生産者と都市住民が結びつき、ふるさとのように通い農業体験や滞在ができるような生産現場が広がることで都市と地方の新しい交流モデルを生み出す」という理念からは、第2節での鳴子の米プロジェクトと性質がやや異なり、後述するように食べる通信の発刊だけではなく、WEB上での情報発信や株式会社Pocket Marche（以下、ポケットマルシェと言う。）という産直スマートフォンアプリケーションを立ち上げる等、近接型のCSAというよりも首都圏をはじめとする都市と地方をつなぐ距離の大きい形態（先述したモデルでいえば（4）だが、第6章で触れるコーディネーター的側面の強いスタイル）となっていることが分かる。また、東北食べる通信を運営するNPO法人東北開墾の活動報告会¹⁶⁰の内容によれば、震災復興という文脈が薄れつつあり、読者の減少、運営上の課題等、必ずしも順風満帆ではないという。2014年に立ち上げた、先述したポケットマルシェという産直アプリケーションのサービス等を通じて、NPOとしての食べる通信の活動だけではなく、営利法人としてもビジネス展開し、情報サービスの幅を広げていく方針が挙げられた。ここから、近接型ではなく情報発信に力点を置く地域のコーディネーター的役割を担うCSA事業者のこれからあるべき姿を示している事例となっている。

¹⁵⁷ 東北食べる通信は、2013年にNPO法人東北開墾が運営、食べもの付きの情報誌。全国の「食べる通信」編集部の連盟組織である日本食べる通信リーグにも加盟。CSAは「NPO法人東北開墾」の1つのサービス、事業である。なお、他地域の食べる通信はCSAを前提として運営しているとは限らない。各々の加盟団体が発刊する「食べる通信」の目的やコンセプトは様々なものとなっている。

¹⁵⁸ 日本食べる通信リーグは、2014年に一般社団法人日本食べる通信リーグが立ち上げる。全国の「食べる通信」編集部の連盟組織。全国30カ所をこえる地域の「食べる通信」の発刊を通じて、食を通じた都市と地方をつなぐコミュニティを生み出すことを価値としている。 <http://taberu.me/corporate>

¹⁵⁹ 日本食べる通信リーグ「組織概要」 <http://taberu.me/corporate>

¹⁶⁰ NPO法人東北開墾「東北開墾の今とこれから（活動報告会）」（2017年11月18日）
<http://taberu.me/post/event/20171108/4992.html>

第6章 提言

第1節 産消を結ぶコーディネーターの育成

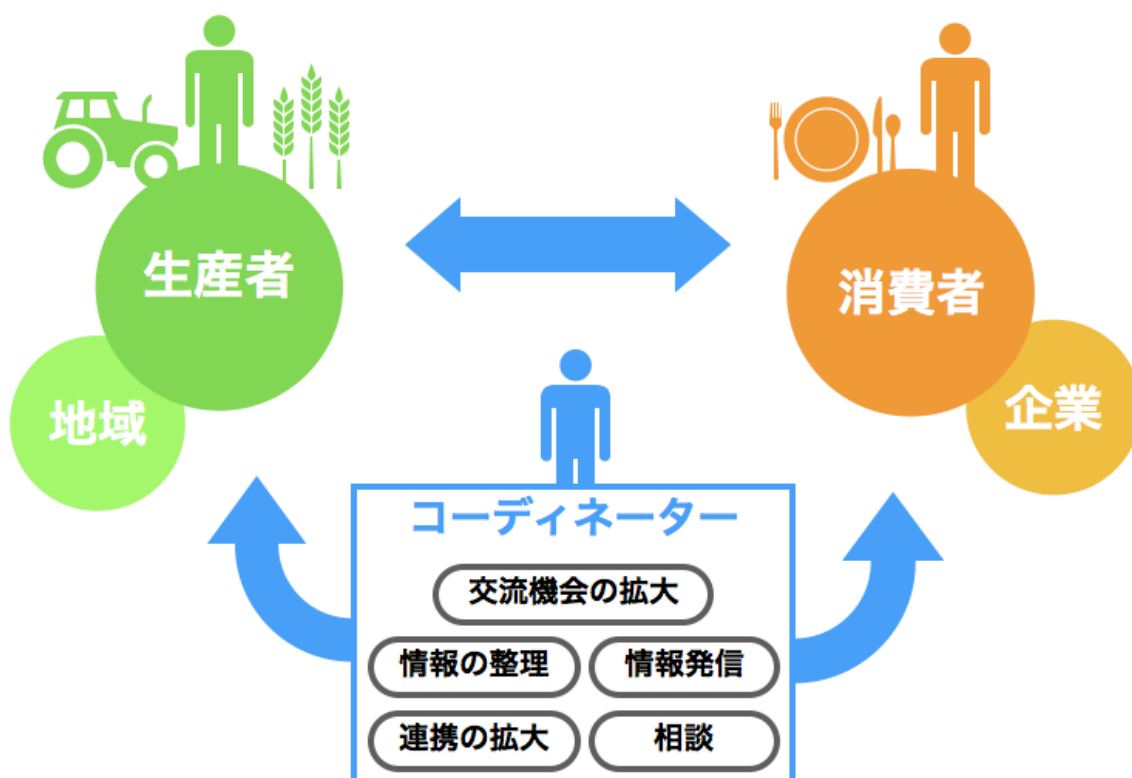
CSA を運営される事業者や提携する地方自治体が実施する CSA に関するセミナーにおけるディスカッションや講演内容、さらにはヒアリングを実施する中で、共通したのは CSA を実践することにより地域社会を持続的かつ安定的に維持し、地方の人間がイノベーションを起こしていく下地を整備することができるという意見であった。つまり、生産者からすれば収入の安定化が見込まれ、消費者からすれば新鮮や安心の担保となるだけではなく、自分たちが支払った代金の行き先（使われ方等）を考えるきっかけとなる等、産消連携における可視化を促すものとなるのである。宮城のこせがれネットワークが主催したセミナー¹⁶¹において、河北新報社報道部記者である門田一徳氏は、「CSA とは食のシーズン券であり、食材を定期的に直接売買するシステム」と述べる等、地場の新鮮で高品質な食材を消費者と直接取引できる販路形態を構築できることに価値があるという意見を、CSA を実施する事業者や関係者から多く得ることとなった。

また、CSA（及びその事業形態を擬制した取り組み）については運営面における課題もある。先述した NPO 法人東北開墾の活動報告会¹⁶²においては、NPO としての運営課題や「これまで行政（地方自治体）と連携することなく、自前で情報発信及び運営をしてきたが、食べる通信における読者の維持や拡大等、今後の運営を持続的なものとしていく中で新たな活路として行政にアプローチしていきたい」という意見も聞かれた。このことから、システムとしては生産者へ収入安定化をもたらす CSA ではあるが、今後も消費者と地域の生産者をダイレクトに結びつけたシステムとして、地域の持続性を維持していくためには、CSA に関わる事業者や産消をつなぐ立場からすれば、NPO の枠や一経営体のみの枠を越えて利益を得ていくシステム作りも導入していかなければならない局面に入っていくと考えられる。先述した東北食べる通信のように、ポケットマルシェを立ち上げ、NPO としてだけではなく営利団体として稼ぐ手法をもって CSA をより持続的な取り組みにしていく事例は、今後の産消連携の先駆的事業になり得る。

¹⁶¹ 「宮城のこせがれネットワーク仙台」第8回定例会
<https://ja.eventbu.com/sendai/event/7608805>

¹⁶² NPO 法人東北開墾主催「東北開墾の今とこれから（活動報告会）」（2017年11月18日）<http://taberu.me/post/event/20171108/4992.html>

図表Ⅲ-6-1 コーディネーターのイメージ



(出典) 2017WSD 作成

以上の CSA 事業の関係者へのヒアリングやセミナー等，そして CSA の現況を踏まえたうえで，地方自治体をはじめとする行政の立場へ向けた提言として挙げられるのは，生産者と消費者を結びつけるコーディネーター人材の育成に注力及びバックアップすることである。

コーディネーターとは，前章の東北食べる通信の事例のように，CSA のコミュニティ創出だけではなく，消費者が支援する農業体系を実現するために地域の生産者や生産物の情報発信を行い，伝えることで消費者と生産者間を繋ぐ役割を担う人材である。先述したこせがれネットワークにおける門田氏のゲストトーク等にあった，「生産者と消費者」をつなぐ通訳者の存在が今後必要になるという発言¹⁶³や，ビジネス最先端の街であり一大消費都市である米国ニューヨーク市において，生産者が消費者に直接販売する一般的な CSA の手法を応用した企業と産地が連携した「職場型 CSA」¹⁶⁴を実践する際にも，その間をつなぐ情

¹⁶³ 前出 「宮城のこせがれネットワーク仙台」第8回定例会

¹⁶⁴ 河北新報オンラインニュース（2017年8月18日）「＜米国流直売経済＞NY オフィスに商機」 http://www.kahoku.co.jp/tohokunews/201708/20170818_72005.html

報の通訳者の存在は価値のある者となるといえる。特に後者のケースであれば、我が国においても、生活習慣病の蔓延等で企業の職員の健康面をサポートする福利厚生制度に注力する企業や法人団体が増えていくと見込まれる。職場型 CSA によって有機野菜を用いた職員の健康維持だけではなく、中山間地域をはじめとする地域やそこに立地する小規模農場を支援することにより CSR の観点等から企業の社会的貢献度のアップといったイメージアップの材料にもなることから、今後は個々の消費者を相手にするだけではなく、関わり方が多様化していくと見込まれる。つまり、より一層消費者（企業）と生産者をダイレクトに結びつける通訳者が求められてくることになる。

このコーディネーターを確保、育成して活用していくことが求められるのは、国や広域自治体よりも個々の地域事情の把握に長けている基礎自治体を中心となると考えられる。特に、基礎自治体でも、耕作放棄地が増加し離農問題に危機感を持つ中山間地域を抱え担う自治体に彼らの確保が求められてくるのである。また、コーディネーターの主体は個々の事業ごとに様々な形態が考えられるが、例えば先述した東北食べる通信といった情報発信団体はもちろんのこと、第Ⅳ部で詳述する GAP を学んだ農業高校を卒業した生徒の存在が挙げられる。同じく第Ⅳ部にて詳述するが、「WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査」では、直接就農（農業者に直接就職）することは望まない意見が多数を占めている中、何らかの形で「間接的」に農業に携わりたいと望む回答も見られた。こういった場合の選択肢として、このコーディネーターが挙げられるのではないか。というのも、GAP（特に、グローバル GAP や JGAP）を取得していく過程で世界に通用する経営判断能力を磨き上げていく教育を経験した人材であれば、生産面だけではなく市場を開拓する情報発信能力と地域農業における事情の双方に理解があり、生産者と消費者をつなぐコーディネーターとして適すると考えるからである。

第 2 節 情報プラットフォームの提示

また、我が国において認知度が依然として高いとはいえない CSA 事業の情報を普及していくためには、総務省や他事業者が運営するふるさと納税におけるクラウドポータルサイトの性質に類似した広域的かつ一元的な情報プラットフォーム（例えば、クラウドポータルサービス）を CSA 事業においても実現させ、各事業者や情報発信及び受信の場の整備が推進されるべきと考える。この情報プラットフォームは、前章第 3 節で紹介した東北食べる通信等民間の CSA 事業者や、デジタルマーケティングに長けている民間事業者が運営することで、これまで培ってきたデジタル領域におけるマーケティングや CSA の形態を取る生産者の発掘といったノウハウを活かしたポータルサービスが提供可能となると考えられるが、後述するようにポータルサービスは各民間事業者が各々立ち上げていった結果、その類のポータルが乱立すると消費者や生産者の双方のアクセシビリティが低下し、ポータル自体の集客が散漫としてしまうといった懸念が表出する可能性があるのである。そこで、本提言では先述の民間事業者が主体となるケースだけではなく、場合によっては農林水産省がポータ

ルサービス事業を先述した民間事業者に委託する形等を取り、産消双方にとってアクセシビリティを確保しやすい一元的な情報プラットフォームを構築することを提示する。

ここでポータルサービスについての概要と、その留意点について説明する。ポータルサービスとは一般的に、多種多様な WEB サービスへの入口機能や情報集積を果たすサービスであり、ユーザーが多くの情報を容易に引き出せるプラットフォームのようなサービスのことである。代表的なものとしては、米国 Yahoo (Yahoo!) といった強力な検索エンジンをコアとする WEB サイトである¹⁶⁵。つまり、CSA 事業を普及するにあたっては、生産者と消費者双方にとっての求められるコンテンツの充実やユーザビリティの向上は必要不可欠となろう。

ただし、ポータルサイト運営に際しては、留意点があるのも事実である。それは、ポータル自体の集客、つまり利用頻度が芳しくないポータルサイトが多いという欠点¹⁶⁶もあるが、それ以上に「CSA」における情報発信の方法それ自体に対する留意点となる。それは、CSA 事業者の事業規模の差等に注意したきめ細やかな情報発信が求められるということである。というのも、前章第 2 節の東北食べる通信における事例のように、比較的広範囲にわたる情報伝達や広報を重視する形態の CSA であればポータルサービスとの相性も良いのであるが、そうではない形態を取る CSA 事業者も存在する。後者の場合、ふるさと納税のポータルサイトに見られた現象である、掲載されることによるステータス競争の発生や情報発信のための費用の高騰化が起こってしまうことは、望ましくないと考えられるからである。つまり、生産者と消費者をダイレクトで繋ぐ CSA という事業モデルにはなじまないものであるからと危惧されている¹⁶⁷のである。

以上のように、CSA といった産消連携を推進するムーブメントに如何にしてアプローチするか。それは、地域において異業種の多様な人を地域農業の関係者になってもらうための下地として、生産者と消費者を「情報」でつなぐことが達成への道標となるのである。そこでは、CSA を実施する事業者へ持続的な利益をもたらしつつ、情報発信をする場を提供するかが鍵となるのである。

¹⁶⁵ 田中秀樹「使われるポータルサイト：ポータルソフトウェア開発を通じて（＜特集＞ユーザビリティ）」『情報の科学と技術』54 巻 8 号，2004，p413-420

¹⁶⁶ 同上，p414

¹⁶⁷ 2017 年 11 月 28 日大崎市産業経済部農林振興課へのヒアリングによる。

第Ⅳ部 次世代の農業人材の育成

第Ⅲ部では、生産物を買う支える消費者に主眼を置き、農業者と結びつくことによって共に地域農業を支え、地域の自律性と自発性、そして持続性を図っていくための手段としてCSA（地域支援型農業）を取り上げ、その普及・拡大の方向性について述べてきた。本部においては再び農業者を政策のターゲットとして置き、特に次世代の農業を担う若手農業経営者育成のために必要な教育体系を考察し、論を進めていく。第Ⅰ部でも示されているように、2016年時点において農業就業者の平均年齢は60代後半となっており、我々が想定する2030年には現在の半数近くの農業者が引退を迎えることが予測されている。このような想定の中で効率的・発展的な農業経営を実現していくためには、何よりも経営感覚を有し、日本の農業の発展に資することのできる若手農業者の育成が必要になると考える。

以下、本ワークショップの「WSD実施：高校生の農業に関するアンケート調査」を基に高等学校等の現場にある課題について洗い、その対応策について述べていく。また、経営感覚を養った人材の輩出に寄与すると考えられる手段として農業生産工程管理（GAP）を取り上げ、その教育現場・生産現場への導入について考察し、提言としてまとめていく。

第1章 農業者の教育・支援体系と未来の可能性

第1節 農業経営者、経営マインドを持った人材

本ワークショップでは東北農業における突破力を人と捉え、その主体として独自の中核人材というものを定義している。今後の農業を担っていける中核人材足りえるもの、それは従来のような単なる原料の惰性的な生産に留まってはならない、生産から出荷までを丁寧に計画立てて作業を行い、創意と工夫により経営を着実に発展させることのできるたくましい農業経営者に他ならないと考える。

2016年11月29日に農林水産業・地域の活力創造本部において決定された農業競争力強化プログラムでは、「農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備」¹⁶⁸として今後の農業を担っていく人材を育成していくための基盤・環境支援についてまとめられている。

具体的には、人材力の強化のための構造的な問題の解決策（支援）として、

¹⁶⁸ 農林水産省「農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備」

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/nougyo_kyousou_ryoku/attach/pdf/nougyo_kyoso_ryoku-42.pdf

①農業教育システム

- ・農業大学校の専門職業大学（仮称）化の推進。文部科学省と農林水産省との連携により、農業大学校の現状に即した円滑な移行を促進するためのスキームの検討
- ・地域農業者との連携強化や、農業高校と道府県農業大学校、大学農学部等との連携の促進

②就職先としての農業法人等の育成

- ・農業界と経済界との連携を強化し、
他産業からの人材活用の促進。農の雇用事業の改善
- ・税理士等の専門家の派遣・相談対応、農業融資の機会の活用、集落営農等に対する法人化への働きかけの促進

③次世代人材投資

- ・次世代を担う農業者への支援であることを明確にするため、青年就農給付金を「農業次世代人材投資資金」に改め、サポート体制を明確化
- ・「農業女子プロジェクト」等の展開を通じ、地域農業の振興や農業経営の発展、6次産業化の展開に重要な役割を担っている女性の活躍の推進

④地域の農業経営塾と海外研修等

- ・就農後の経営能力向上のため、各県において営農しながら本格的に経営を学ぶ場として農業経営塾の本格稼働の推進
- ・海外研修への参加、留学プログラムの活用等を通じた、国際感覚を身につけた人材の育成

⑤労働力の確保

- ・地域の関係機関が連携し、子育て世代等の地域で眠っている労働力の活用、他産業からの労働力の融通等により労働力確保を進める取組の推進
- ・農業分野における障害者等の就労を促進する農福連携の推進
- ・農業現場からの提案等も踏まえつつ、農業の成長産業化に向けて、外国人技能実習制度とは別に外国人材の活躍を促進するためのスキームの導入の検討

⑥産学官の連携

- ・生産現場のニーズに即した効率的・効果的な研究体制の構築
- ・熟練農業者のノウハウをAI等の最新技術を活用し未経験者が短期間で身に付けられるシステムの構築の推進

⑦技術、人材力等の活用による生産基盤の強化

- ・土づくり技術の普及・最新技術による水管理
- ・普及指導員等に対する研修・セミナーの充実、実証研究等への現場の参画、民間人材によるサポートの拡大等の推進

といった 7 つの柱とそれらに対応した支援策が示されている¹⁶⁹。

このように、現状では次の時代の農業を担う人材の育成を図るために教育の場、雇用の受け皿、生産現場整備といった基盤・環境の構築のための支援がなされている。サポート制度の充足が進むことにより、今後の農業界を牽引する中核人材足りえる農業経営者をより多く輩出することにつながると考えられる。

第 2 節 新たなキャリアステップ

第 I 部—第 2 章—第 3 節でも述べられているように、現在日本の農業界ではその将来においての産業を牽引できる担い手の減少が懸念されている。1960 年に約 1,400 万人を超えていた農業就業人口は、2015 年に約 200 万人にまで減少している¹⁷⁰。その一方で、新規就農者数は 2007 年以降毎年 5 万人から 6 万人にとどまっており¹⁷¹、急激な離農進行に伴う担い手の減少に対応できていないのが現状ということがいえる。また、49 歳以下の新規就農者数に対象を絞った場合、2007 年以降その数は 1.7 万人から 2.3 万人の間で推移しており¹⁷²、新規就農による人員の確保が図れても、依然として農業就業者の平均年齢は高いままであり¹⁷³、産業の若返りに寄与しているとはとても言い難い。このままの状態が継続するならば、担い手の減少に伴う産業自体の衰退を招くことが考えられる。

しかしながら、2030 年という将来を見据え今後の農業界を考える時に、現在農業界に起こっているこれらの事象はそのすべてが農業界に対してマイナスに働いているとは言い難いと考えられる。

農地の集積による効率化、新技術の導入や機械化による産業の高度化に伴い、それまでは当たり前であった、栽培から収穫までの過程における大量の人的資源の活用を必要としなくなった。つまり、農業においても従来のような大量の労働力に裏打ちされた経営形態からの移行が図られているということを意味している。そしてこの傾向は 2030 年にはさらに進展していることが考えられる。産業の高度化により人的資源の投入に基づく経営形態が変わることに伴い、その求められる人材も変わってくる。今後求められるのは、生産段階にとどまることなく、現場の改善を図り農業界を牽引できるような人材であり、その意味において他産業に従事した者の農業参入は非常に重要な位置を占めると考えられる。

¹⁶⁹ 前出 農林水産省「農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備」

¹⁷⁰ 農林水産省「農業労働力に関する統計」

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/08.html>

¹⁷¹ 農林水産省「新規就農者調査」

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sinki/attach/pdf/index-2.pdf>

¹⁷² 同上

¹⁷³ 2016 年現在、日本の農業就業人口の平均年齢は 66.8 歳である。

農林水産省「農業労働力に関する統計」<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/08.html>

従来であれば、農家の子弟や農業高校・農業大学校を卒業した者は、すぐに親元等に戻り技術や経営を学びながら就農をすることが当たり前と考えられてきた。しかしながら、データを見ても明らかなように、2012年度における農業関係の学校等からの状況は、直接就農する割合は農業高校から3%、道府県農業大学校等から50%、農業系の大学から3%程度となっており¹⁷⁴、むしろ現在においては高校等を卒業してから直接就農する人の方が少ないと考えられる。後述する「WSD実施：高校生の農業に関するアンケート調査」を見ても同様の結果が見て取れ、このことから今後は直接就農する人だけでなく、一度他産業等に従事してそこでの経験を積んだのちに就農をする人々も、農業界を牽引する主たる担い手として捉えていくことが重要である。

¹⁷⁴ 農林水産省「人材の育成・確保に関する資料」

http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/H26/pdf/140422_02_03.pdf

第2章 農業界を取り巻く若年層の現状

本章においては、将来像をより鮮明にするため、2030年に中核となりうる年代である現在の高校生が、現在の農業に対しての意識や認識について調査した結果を踏まえ、現状を整理していく。本ワークショップの「WSD実施：高校生の農業に関するアンケート調査」から、農業高校のあり方や卒業後の農業の高度知識を学ぶ進学先のひとつである農業大学校等、卒業後に就農する場合や他産業や関連産業に就職する等、多様化している農業人材の育成を従来よりもさらに充実させていく必要があると考える。

第1節 アンケートからの裏付け

本ワークショップでは、高校生を対象に現状の農業に対する若手世代の意識と認識を把握するためにアンケート調査を実施した。調査票での記入回答形式とし、実施期間は2017年9月20日から12月中旬までの期間、対象は東北6県の農業高校と普通高校を各県ごとに無作為に30校抽出し、主に各校の高校1年生～3年生の各校2学年で各40名程度に調査票を送付し、記入後返送する形式をとった。以下の図表は「WSD実施：高校生の農業に関するアンケート調査」を基に本ワークショップで作成している。特に「WSD実施：高校生の農業に関するアンケート調査」においては、農業に対する若手世代の意識、認識調査を目的とし、農業高校と普通高校の学生の思考の差の有無や若い世代から見た農業に関する教育体系の充実度、明るい農業実現のための突破力たる「人」を育てるための環境づくりのため、次代を担う世代からの示唆を得るために実施している。

第1項 回答者の属性

(1) 学校数と生徒数

今回、「WSD実施：高校生の農業に関するアンケート調査」に協力してもらった学校数及び生徒数は、農業高校14校、普通高校8校の計22校、生徒数は農業高校913名、普通高校609名にご協力頂いた。(図表Ⅳ-2-1) 農業高校においては、東北6県に29校あり、そのうち半数に近い14校から回答を得ている。

図表Ⅳ-2-1 学校数と生徒数

科	1年生	2年生	3年生	未回答	総計
農業	465	36	412		913
普通	325		283	1	609
総計	790	36	695	1	1522
科	1年生	2年生	3年生	未回答	総計
農業	51%	4%	45%	0%	100%
普通	53%	0%	46%	0%	100%
総計	52%	2%	46%	0%	100%

(出典) WSD実施：高校生の農業に関するアンケート調査

(2) 実家が農家か非農家か

今回の「WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査」において、生徒の実家が農業を営んでいるか（以下、農家）、農業以外（以下、非農家）なのかを聞いたところ、農業高校は実家が農家である生徒は 31%、非農家が 69%、普通高校は実家が農家である生徒は 15%、非農家が 85%であった（図表Ⅳ-2-2）。「WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査」の分析にあたって、実家が農家や非農家であることが、農業への意識や進路等への影響についても考察に反映していく。

図表Ⅳ-2-2 実家が農家か非農家

科	①はい 農家	②いいえ 非農家	未回答	総計
農業	281	627	5	913
普通	89	516	4	609
総計	370	1143	9	1522
科	①はい 農家	②いいえ 非農家	未回答	総計
農業	31%	69%	1%	100%
普通	15%	85%	1%	100%
総計	24%	75%	1%	100%

（出典）WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査

第2項 日本農業の未来イメージ（全生徒回答）

「日本の農業の未来は明るいと思いますか？」という問いに対して、農業の未来を「明るい・やや明るい」と感じている生徒は全体で 32%であった。高校の専門科別にみると農業高校全体では「とても明るい」と「少し明るい」を合わせて 34%、普通高校全体では 29%と 5 ポイントの差となっている。

さらに、実家が農家か非農家で差異があるか検証してみると、農業高校で実家が農家である生徒の「明るい・やや明るい」と回答した生徒は 33%、普通高校で実家が農家である生徒は 37%、農業高校で実家が非農家の生徒は 34%、普通高校で実家が非農家の生徒は 27%であった。農業高校の場合は、同程度の割合であったが、普通高校の場合は、実家が農家である生徒の方が、非農家の生徒よりも農業の未来に対してのイメージが 10 ポイントほど高く、ポジティブに捉えているといえる。（図表Ⅳ-2-3）

図表Ⅳ-2-3 日本の農業の未来イメージ（単数回答）

科別(農業・普通) × 実家(農家・非農家)									
	農業				普通				総計
選択肢	①農家	②非農家	未記入	農業 集計	①農家	②非農家	未記入	普通 集計	
① とても明るい	21	41		62	8	33	2	43	105
② 少し明るい	74	167	1	242	25	107		132	374
③ 少し暗い	156	360	2	518	38	291	1	330	848
④ とても暗い	24	55	1	80	15	76		91	171
未回答	6	4	1	11	3	9	1	13	24
総計	281	627	5	913	89	516	4	609	1,522
科別(農業・普通) × 実家(農家・非農家)									
	農業				普通				総計
選択肢	①農家	②非農家	未記入	農業 集計	①農家	②非農家	未記入	普通 集計	
① とても明るい	7%	7%	0%	7%	9%	6%	50%	7%	7%
② 少し明るい	26%	27%	20%	27%	28%	21%	0%	22%	25%
③ 少し暗い	56%	57%	40%	57%	43%	56%	25%	54%	56%
④ とても暗い	9%	9%	20%	9%	17%	15%	0%	15%	11%
未回答	2%	1%	20%	1%	3%	2%	25%	2%	2%
総計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(出典) WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査

高校生が農業の未来に対して抱いているイメージについて、なぜそのように感じているのか、回答した生徒のフリーコメントの理由を見ることとする。

「とても暗い・少し暗い」と回答した生徒の理由として、「高齢化」「稼げない」「後継者不足」「担い手の不足」を理由として挙げているのが大多数を占めていた。これは現状の日本の農業課題として、実際のデータにも表れており、高校生の理由としても当然の回答といえる。一方、「とても明るい・少し明るい」と回答した生徒の理由を見ると、「新技術の発達による新商品の可能性や効率化や生産性向上」「新しい人を受け入れる機会が増える」「国際的な認証獲得による競争力の強化」「農業高校のカリキュラムの進化」等を挙げており、担い手が減少する中でも、人の介在する役割の変化や付加価値付け等、機会として捉えるコメントも見られた。(図表Ⅳ-2-4)

図表Ⅳ-2-4 日本農業の未来イメージ回答に対する理由（一部抜粋）

理由	属性
ドローン等の機械で少しは楽に仕事ができるようになると思うため	農業・農家
担い手は少なくなってきたものの、新しい栽培方法等の開発が進んでいると思うから	農業・農家
バイオテクノロジーがもっともっと発達するはず！！	農業・農家
機械や人工知能を利用していくことが考えられるから	農業・非農家
農業をはじめめる人は減少しているが、技術の発展によって農業がやりやすくなっているから	農業・非農家
新しい品種のものが出てきているから	農業・農家
今は人の手で行っている農業もあるが、そのうち、機械だけで農業をする ときがくると思うから	普通・非農家
研究がとても進んでいるため	普通・非農家

*図表内の（農業・農家）（農業・非農家）（普通・農家）（普通・非農家）の表記につて農業は農業高校、普通は普通高校、農家は実家が農家、非農家は実家が農家以外を指す。

（出典）WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査

そして、農業の未来に対して、消費者の食を支える農業の必要性や日本の農産物の付加価値に目を向けたコメントも見られた。（図表Ⅳ-2-5）

図表Ⅳ-2-5 日本農業の未来イメージ回答に対する理由（一部抜粋）

理由	属性
日本の今後の食について考えていけば、農業の未来は明るいと思う	農業・非農家
健康に関することに興味・関心がある人が増えているから	農業・非農家
輸入品が多く、新しい形で農業をしていく必要があると思っているから	農業・農家
牛の購入金額が年々上がっているから。日本には様々な生産物にブランドを付けているところもあり、価値を消費者にうまく伝えられているから	農業・非農家
今はまだ就農して働いている若者は少ないけど、南部太ねぎのように、若者がいつか受け継げればいいと思った	農業・非農家

（出典）WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査

さらに着目したポイントとして、後述する第 4 章―第 1 節で取り組み事例として紹介す

る五所川原農林高校¹⁷⁵の生徒が記述している理由をしてみる。図表Ⅳ-2-6 で見られるように五所川原農林高校のグローバル GAP の取り組みを通じて、生徒が自らの高校が取り組んでいるカリキュラムへの自信と成果をもって、農業への将来をポジティブに捉えているのが感じられる。

図表Ⅳ-2-6 日本農業の未来イメージ回答に対する理由（一部抜粋）

理由（五所川原農林高校の生徒）	属性
GAP があるからもっと商品展開できる	農家
GAP 等もだんだんと広まってきているから	農家
みんなと協力できるから	農家
グローバル GAP が増えてきたから	農家
農業学校があるおかげで若い人たちも農業を知り、関心をもてるから	非農家

（出典）WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査

第3項 日本の農業課題（全生徒回答）

次に「日本の農業の課題はなんだと思いますか？（複数回答）」という問いに対しては、図表Ⅳ-2-7 の通り、全体の回答では、1 位「担い手不足」73%、2 位「担い手の高齢化」69%、3 位「儲からない等のマイナスイメージ」34%、4 位「食料自給率（カロリーベース）」の低下」21%、5 位「生産コストが高い」16%であった。農業高校と普通高校別での回答を見ても、「担い手の不足」「担い手の高齢化」が上位を占めており、同じ傾向であるといえる。

¹⁷⁵ 青森県立五所川原農林高校 1902 年に北津軽郡立農学校として設立、1948 年に青森県立五所川原農林高等学校となる。日本の農業高校で初めて GLOBAL G.A.P. の認証を受ける。

図表Ⅳ-2-7 日本の農業課題

科別(農業・普通) × 実家(農家・非農家)									
	農業				普通				総計
選択肢	①農家	②非農家	未記入	農業 集計	①農家	②非農家	未記入	普通 集計	
①担い手不足	76%	77%	60%	77%	65%	69%	75%	68%	73%
②担い手の高齢化	73%	66%	60%	68%	69%	71%	75%	71%	69%
③食料自給率（カロリーベース）の低下	17%	19%	0%	19%	15%	25%	25%	24%	21%
④儲からない等のマイナスイメージ	37%	36%	20%	36%	20%	32%	25%	31%	34%
⑤多面的機能の維持の危機	7%	7%	20%	7%	3%	6%	0%	6%	6%
⑥国際競争力の低下	9%	10%	0%	9%	4%	10%	25%	9%	9%
⑦日本の地理的要因	6%	6%	0%	6%	3%	9%	0%	8%	7%
⑧生産コストが高い	16%	16%	40%	16%	10%	15%	25%	14%	16%
⑨その他	4%	3%	0%	3%	3%	4%	0%	4%	3%

(出典) WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査

さらに、実家が農家か非農家で、図表Ⅳ-2-7 の集計結果から分析してみると、農業高校において実家が農家である生徒が「担い手の高齢化」と回答している割合は農家以外の生徒よりも、7ポイント高い結果となっており、これは実家が農家であると回答している生徒の約7割において祖父母世代が農業を担っており、高齢化している現状の実態を反映しているといえる。

農業の課題について「その他」と回答した生徒のコメントを図表Ⅳ-2-8 で一部紹介すると農業のマイナスイメージを払しょくするといった課題感や本ワークショップが中核人材の要件として掲げている経営視点の必要性をあげている生徒のコメントも見られた。

図表Ⅳ-2-8 日本の農業課題（一部抜粋）

理由	属性
農業政策（農家に経済学・経営学の知識が欲しい）	農業・農家
3K のイメージをなくすこと、環境面	農業・非農家
担い手が入るような政策になっていない	農業・農家

(出典) WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査

第4項 農業を行う場合に重視するポイント（全生徒回答）

「あなたが農業を行うとしたら、最も重視するものはなんですか？」という問いに対して、全体では「収入」が46%、「やりがい」32%、「自然との関わり」15%が上位3つであった。高校の専門科別にみると農業高校と普通高校の上位3つの「収入」「やりがい」「自然との関わり」の順位は変わらなかった。（図表Ⅳ-2-9）

図表Ⅳ-2-9 農業を行う際に最も重視すること（単数回答）

科別(農業・普通) × 実家(農家・非農家)									
	農業				普通				総計
選択肢	①農家	②非農家	未記入	農業 集計	①農家	②非農家	未記入	普通 集計	
①収入	126	260	1	387	42	272	2	316	703
②やりがい	108	210	3	321	23	140		163	484
③自然との関わり	30	124		154	17	63	1	81	235
④生きがい	12	24		36	3	31		34	70
⑤その他	3	8		11	1	8		9	20
未回答	2	1	1	4	3	2	1	6	10
総計	281	627	5	913	89	516	4	609	1522

科別(農業・普通) × 実家(農家・非農家)									
	農業				普通				総計
選択肢	①農家	②非農家	未記入	農業 集計	①農家	②非農家	未記入	普通 集計	
①収入	45%	41%	20%	42%	47%	53%	50%	52%	46%
②やりがい	38%	33%	60%	35%	26%	27%	0%	27%	32%
③自然との関わり	11%	20%	0%	17%	19%	12%	25%	13%	15%
④生きがい	4%	4%	0%	4%	3%	6%	0%	6%	5%
⑤その他	1%	1%	0%	1%	1%	2%	0%	1%	1%
未回答	1%	0%	20%	0%	3%	0%	25%	1%	1%
総計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

（出典）WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査

詳しく見ると、1位の「収入」の割合が農業高校の方が、普通高校よりも10ポイント低く、かつ、2位の「やりがい」のポイントが普通高校よりも8ポイント高く、3位の「自然との関わり」も4ポイント高い結果であり、農業に関わる授業や実習体験等を通して、収入だけではなく農業のやりがいや価値を実感していると考えられる。

また、普通高校においても実家が農家である生徒は、順位は全体と変わらないが、1位の「収入」は非農家の生徒よりも6ポイント低く、3位の「自然との関わり」は非農家の生徒

よりも 7 ポイント高く、実際の農業現場を身近にしている生徒は、収入以外の農業の価値を見出している傾向にあるといえる。

さらに考察を進めると、生徒の回答で「その他」についてフリーコメントを見ると、その他の回答数は全体の 1 %とわずかであったが、「農産物の安全性（農業・非農家）」「品質（農業・非農家）」「おいしさ（普通・非農家）」等といった、食と農の関係を重視したコメントも見られた。

第 5 項 現状や今後の日本の農業，東北農業に対する率直なイメージ（全生徒回答）

「日本の農業」や「東北の農業」への率直なイメージについて、自由記述で回答してもらっている。回答した半数近くが「担い手の高齢化」「担い手の不足」等、前述した日本の農業課題の設問と同様の記述が見られた。

上記以外での記述について、一部を紹介すると、担い手は減っている中でも、農業の必要性や農業の魅力や体験機会等を伝えていくといった提案型の意見等、図表Ⅳ-2-10 のようなコメントが見られた。

図表Ⅳ-2-10 現状や今後に対する農業の未来イメージ回答に対する理由（一部抜粋）

理由	属性
担い手の高齢化が進んで、様々な理由から、若い担い手がいなくなって今までのものがなくなるのは残念，活動や PR をもっと盛んにしたらもっと注目されると思った	普通・非農家
農家についてもっとしっかり国民に伝えていかなければ日本の農業は発展していかないと思う	普通・農家
自然豊かだから，もっともっと活発にしてほしい	普通・農家
高齢の方が多いいけれど，どれも大変な作業なので若い人も積極的に農業を体験するべきだ	普通・非農家
とても新鮮でおいしい野菜を店に出してくれていて，東北の農業はとても気持ちのこもっているイメージです	普通・非農家
担い手は減っているとは思いますが，絶対に必要なことなので若い人が取り組むようになったら未来も明るいと思う	普通・非農家

（出典）WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査

第 6 項 現在のカリキュラムや取り組みで就農した場合への役立ち実感の有無

（農業高校に在籍している生徒のみ回答）

本項からは、農業高校に在籍している生徒に対しての設問についての結果を紹介する。まず、「現在在籍している学校のカリキュラムや取り組み等で、就農した場合に役立つと実感しているものはありますか？」という問いに対して、全体で「ある」が 57%，「ない」37%

と答えた。(図表Ⅳ-2-11)

図表Ⅳ-2-11 現在のカリキュラムや取組で就農した場合への役立ち実感の有無

科	①ある	②ない	未回答	総計
農業	523	337	53	913
科	①はい	②いいえ	未回答	総計
農業	57%	37%	6%	100%

(出典) WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査

具体的に「ある」と回答している生徒について、その内容と理由について見ると、総合学習の中での「実習」や「販売」等を通じて将来に役に立っている、と回答している生徒が多く、理由としては「農業の知識を広げられるから」「職場や現場に行って体験することで進路に役立つ」「コミュニケーション能力が身に付き将来に使える」等といったコメントが多く見られた。学校別で学習カリキュラムが異なるので、学校ごとの特色も見られ、単なる生産だけでなく、生産から消費者へ届くまでを学ぶカリキュラムや農業経営といった授業等を通じて役立ちを実感しているようである。

図表Ⅳ-2-12 現在のカリキュラムや取組で就農した場合への役立ち実感理由（一部抜粋）

理由（生産全体）
育てた野菜等の販売，良い育て方とあまり良くない育て方の両方を行うことで，違いを見つけられる
流れややり方が分かるから，どうすればより美味しいものを作れるか実際にやることで理解が深まるから
実習で野菜や果物を育てる，その地域にしかない野菜作り
実際に自分達で作ったものを袋に詰めて，重さを測って，ラベル貼ってという，お店みたいに売るということを高校生のうちから経験できるから
「生産だけでなく，そのコスト，また効率的な販売までを学ぶことができ，農業に活かせると思うから」
「軽くではあるが，農業の大まかな流れをつかむことができ，より農業というものを身近に感じることができる」

理由(コミュニケーション)
農業の仕事で，よく働くようになったり，苗販売で，見知らぬ人と話すようになり，人見知りが少なくなったりしたから
地域の人と触れ合い，農業や作物について農家さんの人から教えてもらったり，作業の仕方を教えてもらうことができるため
自分達の手で育ててきたことにより，緑育心が高まり，心が豊かになる，地域の人との交流でコミュニケーション能力が付いた

（出典）WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査

学校別の特色として，第 2 章－第 1 節－第 2 項で先述した五所川原農林高校について紹介すると，「グローバルギャップ」「メロン栽培，米の栽培，りんごの栽培」とグローバル GAP の認証を目指す作物の栽培について挙げている生徒が多かった。理由の一部を図表Ⅳ-2-13 で紹介する。

図表Ⅳ-2-13 現在のカリキュラムや取組で就農した場合への役立ち実感理由（一部抜粋）
青森県立五所川原農林高校の生徒の理由（一部抜粋）

理由
メロン、米、リンゴ等の栽培や管理方法、いろんな作り方（でんばたりいかん、てつコーティング等）を学ぶことができ、それを活用、工夫して実践することができる
地域の人々とたくさん交流でき、農業と共に人との関わり、コミュニケーションの大切さを学ぶことができた
後継者育成の授業で役立つから

（出典）WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査

各農業高校が、生産だけにとどまらず、消費者に届くまでの一連の流れ等、実習等を通して体験できる授業や農業に関わる人々と交流する機会を持ちながら、コミュニケーション力の重要性を実感する体験機会等、経営マインドの根幹となる意識醸成が生まれやすい、特色あるカリキュラムが幅広く進められてきているのが伺える。

第7項 現在のカリキュラムや経験を積む機会があるといいもの

（農業高校に在籍している生徒のみ回答）

第2章－第1節－第6項と同じように農業高校に在籍している生徒に対して「現在は行われていないものの、どんなカリキュラムや、経験を積む機会があるといいと思うものはありますか？」という問いに対して、全体で「ある」が15%、「ない」69%、「未記入（わからない）」16%であった。（図表Ⅳ-2-14）

図表Ⅳ-2-14 現在のカリキュラムや経験を積む機会があるといいものの有無

科	①ある	②ない	未回答	総計
農業	133	631	149	913
科	①はい	②いいえ	未回答	総計
農業	15%	69%	16%	100%

（出典）WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査

具体的に「ある」と回答している生徒について、その内容と理由について見ると、大きく分けて「経営や販売の観点」「実習の充実」「畜産の実習」等について触れたコメントが見られた。中でも「経営販売の観点」としては、図表Ⅳ-2-15の理由に見られるように、作るだけでなく実際の消費者まで届ける販売までを意識した、経営について学べる機会を求めるコメントが見られた。

また、「実習の充実」「畜産の実習」等の観点について、「食」と「命」の大切さを実感できる農業体験の機会についても見られた。

図表Ⅳ-2-15 現在のカリキュラムや経験を積む機会があるといいもの(理由)(一部抜粋)

理由(経営や販売, 全体)	属性
売れるのをみて, もっと農業が好きになれそう	農業・農家
これからは法人化が大事だから	農業・非農家
経済的な計算とか, 一から農家をやる人に必要だから	農業・非農家
植物を育てることや機械の操作等は学べても, それを売る方法やニーズを知った方が良かったから	農業・非農家

理由(食や命の大切さ)	属性
他の農業を勉強していない人たちも実際に野菜・花・果物を育てることができるので, 農業の楽しさを肌で実感してもらうことができる	農業・非農家
豚や牛の生産・生育の情報があれば, 食べられるありがたみがわかる	農業・非農家
生き物の命の大切さを知れる	農業・非農家

(出典) WSD 実施: 高校生の農業に関するアンケート調査

農業高校で体験の幅を広げる機会を持てることが, 本ワークショップが定義する中核人材としての基礎的な能力の育成や経営マインドの醸成, そして実際に農業に直接関わらなくても農業を側面で支える農業人材としての育成につながるのではないかといえる。

第8項 その他, 政策への反映等の意見(全生徒回答)

最後に「その他, 政策立案等に反映させて欲しいこと等意見があれば」と, 記述をお願いしたところ 56 名から回答を得た。多かったのは「農業について PR」や「若い人へ農業体験や学ぶ機会, 交流等農業に触れる機会」を求める声が見られた。一部の声ではあるが具体的なアイデアを含めた意見も見られた。(図表Ⅳ-2-16) 農業のマイナスイメージによった課題を取り上げるのではなく, 農業を身近に感じられるような側面を持った取り組みの必要性が求められる。

図表Ⅳ-2-16 その他、政策への反映等の意見

内容	属性
農業をこれからはじめようとする若者に、お金の支援と農業を学ぶ機会を多く設けること	農業・非農家
どんな人だって食をする。食のルーツは農業にある！！	農業・農家
農業をしたいという人を増やすため、国民に農業の良さをPRした方がいと思う	普通・非農家
農業は土づくりから、経営まですごく大変だというイメージが私だけでなく他の人も持っていると思います、なのでもっと簡単に楽しく農業ができるためのイメージを作ってもらいたいです、そうすれば今以上に農業に興味をもってくれる人が増えると思います	農業・非農家
農業高校をなくさず、若いうちから農業についての知識を知っておくことで将来農業に就く人が増えると思う	農業・非農家
若い人たちをもっと農業に関心をもたせてやるためのボランティア活動や、テレビ放送等、様々な企画をやってみればいと思います、看板やCM等で見るとよりかは、実際に体験した方が絶対分かりやすいと思うので、体験型の企画をどんどん進めていってほしいです	農業・非農家

(出典) WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査

第9項 進路について（全生徒回答）

卒業後の進路について、全生徒に対して「現段階で考えている、または、確定している進路は次のうちどれですか？」との問いを行った結果、農業高校全体では「家業の農業へ就業」5%、「家業以外の農業へ就業」が7%、「農業以外へ就業」が40%、「農業大学校・農学部等へ進学」11%、「その他に進学」が27%であった。普通高校全体では、「農業への就業」は2%とわずかであり、「農業以外へ就業」と「その他に進学」で76%であった。(図表Ⅳ-2-17)さらに、実家が農家か非農家別で見ると、農業高校で実家が農家の場合、就農を進路希望としている割合は21%、非農家の場合は8%で少し開きのある結果であった。

図表Ⅳ-2-17 進路について

	科別(農業・普通) × 実家(農家・非農家)								
	農業				普通				総計
選択肢	①農家	②非農家	未記入	農業 集計	①農家	②非農家	未記入	普通 集計	
①家業の農業へ就業	34	8		42	2	2		4	46
②家業以外の農業へ就業	24	43		67	2	6		8	75
③農業以外へ就業	76	286	1	363	30	178	1	209	572
④農業大学校・農業部等へ進学	48	55		103	1	3		4	107
⑤その他に進学	70	175	3	248	45	282	2	329	577
⑥その他	24	52		76	5	29		34	110
未回答	5	8	1	14	4	16	1	21	35
総計	281	627	5	913	89	516	4	609	1522
	科別(農業・普通) × 実家(農家・非農家)								
	農業				普通				総計
選択肢	①農家	②非農家	未記入	農業 集計	①農家	②非農家	未記入	普通 集計	
①家業の農業へ就業	12%	1%	0%	5%	2%	0%	0%	1%	3%
②家業以外の農業へ就業	9%	7%	0%	7%	2%	1%	0%	1%	5%
③農業以外へ就業	27%	46%	20%	40%	34%	34%	25%	34%	38%
④農業大学校・農業部等へ進学	17%	9%	0%	11%	1%	1%	0%	1%	7%
⑤その他に進学	25%	28%	60%	27%	51%	55%	50%	54%	38%
⑥その他	9%	8%	0%	8%	6%	6%	0%	6%	7%
未回答	2%	1%	20%	2%	4%	3%	25%	3%	2%
総計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(出典) WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査

ここまで見ると農業高校の卒業後にすぐに就農を考えている生徒は 12%と少ない割合とを感じるが、「農業以外へ就業」と回答している生徒に着目してみると、図表Ⅳ-2-18 の理由からも、農業高校から即座に就農という形ではなく、他の職業を経験してから就農をする形や、生産者以外にも加工製造、販売等「食」を通じて消費者と結びつける役割や側面からサポートする役割を担う形等、農業への関わり方も多様化していることが伺える。

本ワークショップが考える「生産者」としてだけの農業者ではなく、今後、技術の発展等、直接農業生産に関わる人材は減少しても多様な形に変化し、将来の農業者の役割が生産だけにとどまらず、「経営者」や「管理者」、食産業を担う「加工製造」「販売」といった、農業に関わる人も含めて「農業人材」として位置づけることが必要であるといえる。

図表Ⅳ-2-18 進路について（農業以外の就職の理由）（一部抜粋）

理由（農業以外の就職）	属性
農協事務へ。支える人になる	農業・非農家
販売実習を通して接客業がしたくなったから	農業・非農家
まずは社会に出て自分のやりたい仕事に就き、色々な経験、資格を得たいから	農業・農家
農業をする上で必要である農業機械の整備という形で農家さんをサポートしたいと考えている	農業・非農家
食に関する仕事に就きたいから	農業・非農家
私は食品を販売し、たくさんの方々に笑顔になってほしいと思いスーパー業を選びました	農業・農家
地元の食を支え、自分達で作った食品で人々を笑顔にし、自然を大切にしている食品会社に魅力を感じたから	農業・非農家

（出典）WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査

また、農業高校生の就業以外の進路として、「農業大学校・農学部等へ進学」を希望している生徒も 11%いることが分かる。図表Ⅳ-2-17 にあるように、農業高校生の実家が農家の生徒では 17%と非農家の生徒よりも 8 ポイント高く、理由も「より高度な専門知識の習得」や「将来の就農する場合においても役に立つから」等、農業高校で学んだことをさらに活かしたいといったコメントが見られた。（図表Ⅳ-2-19）

図表Ⅳ-2-19 進路について（農業大学校・農学部等へ進学）

理由（農業大学校・農学部等へ進学）	属性
もっと実践的な事と経営面を学びたいと思ったから	農業・農家
農業経営を学ぶため	農業・農家
高校で学んだ農業分野についてさらに学び、農業に関係した企業に就職するため	農業・非農家
大学で学べる農業についての応用的な知識を学んでから、継ごうと思ったから	農業・非農家
将来、法人等で働きたいと考えているので、進学して専門的な知識や技術を身に付けたいと思いました	農業・非農家

（出典）WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査

また、農業高校における「その他進学」を希望している生徒は 27%であった。その理由においても、先述した農業以外の就職先の理由と同様の傾向が見られた。（図表Ⅳ-2-20）進学してさらに学びを積んでから就農を検討する場合や食に関わる調理や資格の獲得、食産業

への就職や起業を見据えた進路の検討等、多様な形で食と農業を結びつける仕事に関わり
たいと考えている姿が伺える。

図表Ⅳ-2-20 進路について（その他へ進学）

理由（その他進学）	属性
農業と美術を融合させたいから	農業・非農家
動物関係の仕事に就きたいから、進学して、色々なことを学んでからその仕事に就きたいから	農業・非農家
調理・製菓系の学校へ進学し、自作自農で店を経営したいから	農業・農家
将来の夢が調理師であるため、その専門学校へ進学しようと考えているから	農業・農家

（出典）WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査

第2節 教育機関からの就農状況

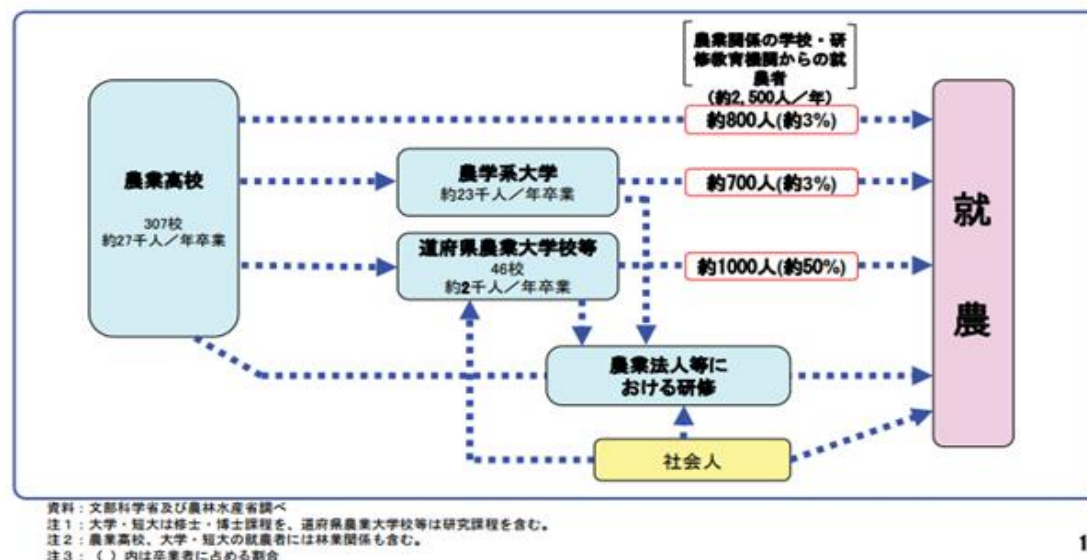
第1項 全体の状況

農林水産省の資料「人材の育成と確保に関する資料」によると、2012年度の農業関係の学校・研修教育機関からの就農者は年間卒業生の約5万人のうち約2,500人であり、就農率は約5%の割合である。内訳を見ると、農業系高校の卒業生約2万7,000人のうち就農人数は約800人と割合は約3%、道府県の農業大学校の卒業生約2,000人のうち約1,000人の約50%、また農業系の大学は2万3000人のうち約3%が就農している¹⁷⁶。（図表Ⅳ-2-21）

¹⁷⁶ 農林水産省「人材の育成・確保に関する資料」

http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/H26/pdf/140422_02_03.pdf

図表Ⅳ-2-21 農業関係の学校等からの進路状況



(出典) 農林水産省「人材の育成・確保に関する資料」より抜粋

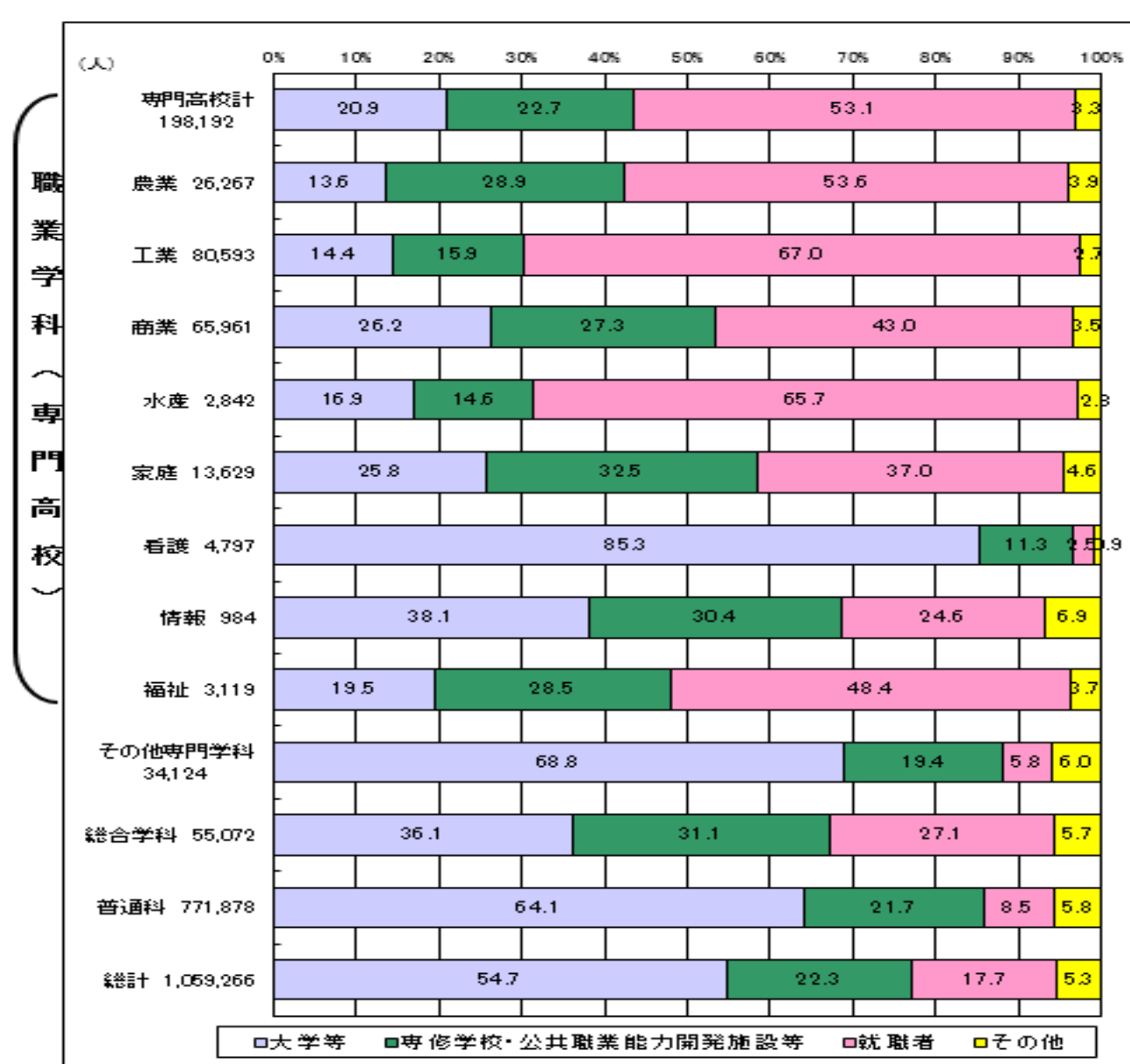
第2項 農業高校の卒業時における就農状況

次に農業高校の進路の状況について前述の文部科学省の就農率について、2016年度の文部科学省の統計¹⁷⁷から全国卒業者の進路を見ると、農業系の高校卒業者は全国 26,267 人におり、そのうち就職している人数は 14,310 人、割合としては 53.6%が就職している。(図表 IV-2-22) しかしながら、農業に従事する職業に就いた人は 828 人と全体の 3%と決して高い割合とは言えない。農業高校で専門的な教育を受けているにも関わらず、農業とは違う道に進む生徒が多い。

しかしながら、データからみると 3%と実に少ない割合ではあるが、先述した「WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査」から見られるように即時に就農するのではなく、他の職業を経験しながら将来は農業に就きたいと考えている生徒や農業の周辺にある食産業や販売サービス等、支える側として農業関連に従事した就職等、多様な選択をしているケースもあるといえる。本ワークショップでも将来さらに機械化等が進み、人が介在する役割が変化すると考えており、そういった意味でも単なる就農の数の減少だけ見て悲観的に捉えるのではなく、周辺も含めて農業に関わる人材を捉え直し、広く農業人材として育成をする必要があると考える。

177 文部科学省「学校基本調査」

図表Ⅳ-2-22 高等学校卒業者の学科別進路状況（文部科学省）



（出典）文部科学省「学校基本調査」より抜粋

第3項 農業大学校の卒業時における進路先

そして、農林水産省の資料「人材の育成と確保に関する資料」による農業大学校の進路先について見ると¹⁷⁸、養成課程卒業生の進路における就農率は5割を超えている。就農先についてもこれまでの農家子弟だけでなく、子弟以外の雇用就農の形態が増えているのも特

¹⁷⁸ 前出 文部科学省「学校基本調査」

徴である。増えた要因として、法人化が進み雇用先としての就農先の選択肢が増えたことが挙げられる。また、就農以外の進路としては農業関連への就職の割合が高いと考えられる。

(図表Ⅳ-2-23)

図表Ⅳ-2-23 道府県農業大学校について

■ 道府県農業大学校の入学状況（養成課程） (人)

	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
定員	2,401	2,365	2,290	2,290	2,270
入学者数	1,889	2,205	2,058	1,922	1,904
定員充足率	78.7%	93.2%	89.9%	83.9%	83.9%
農外割合	43.0%	49.5%	47.7%	51.9%	51.2%

■ 養成課程卒業生の就農状況 (人)

	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
卒業生数	1,576	1,612	1,753	2,008	1,907
就農率	52.5%	51.9%	47.8%	48.8%	53.7%
うち自営就農	22.1%	22.2%	20.1%	15.7%	15.8%
うち雇用就農	11.0%	15.5%	15.7%	20.7%	23.5%
農家子弟の就農率	67.5%	66.0%	58.1%	63.6%	67.5%
非農家子弟の就農率	26.0%	31.2%	34.3%	33.0%	39.6%

(参考) 道府県農業大学校における研修実施状況

新規就農者等を対象に、就農後も栽培技術や経営管理能力の向上や新たな起業活動等を支援する研修を実施。

区分	栽培技術	農業経営	農業機械
コース数	139	27	163
大学校数	40	11	39

14

(出典) 農林水産省「人材の育成・確保に関する資料」より抜粋

農業大学校の就職先を具体的に個別の学校で調べてみると、宮城県立農業大学校¹⁷⁹では、2009年度に農業大学校として改称して以来、230人の卒業者を輩出し、そのうち、農業への就農者は103人で約45%（うち自家での就農者は45人：20%，農業法人等への就職者は

¹⁷⁹ 宮城県立農業大学校「宮城県農業大学校卒業後の進路」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/noudai/sinnro.html>

50人：22%）であり、また、JA職員等の農業団体や農業関連企業への就職者67人を加えると、約74%の卒業生が農業や農業関連の職業に就いている。尚、農業関連企業就職者の業種内訳は種苗・資材販売24%、農業機械24%、物流・卸売26%、造園・緑化18%、その他9%となっている。さらに、農業大学校が専修学校なったことで、宮城大学食産業学部への編入学者を含め、進学者が5%となっている。

また、青森県営農業大学校においても2016年度の卒業生34名のうち、即農業が11名：32%、農業法人等や農業団体等への就職者は19名：55%と約87%の卒業生が農業や農業関連の職業に就いており、進学は1名となっている。このことから即就農だけではなく、農業関連への就職等、生産だけではなく農業に関わる人の役割は多様化しており、先述の農業高校同様、就農率からは読み取れない人材の価値を捉えていく必要があるといえる。

第3節 教育機関と進路

第1項 農業高校

文部科学省によると高等学校学科別生徒数・学校数（2016年5月）は、全国で約330万の生徒数で、うち農業に職業学科306校での在籍生徒数は約8万人、全体の2.5%である。

（図表Ⅳ-2-24）年々職業学科への在籍生徒数は減少しており、少子化による生徒数の減少に加え、職業学科への進学数も減少しており、高等学校で農業を学ぶ生徒数は減少している¹⁸⁰。（図表Ⅳ-2-25）

図表Ⅳ-2-24 高等学校学科別生徒数・学校数（2016年5月）

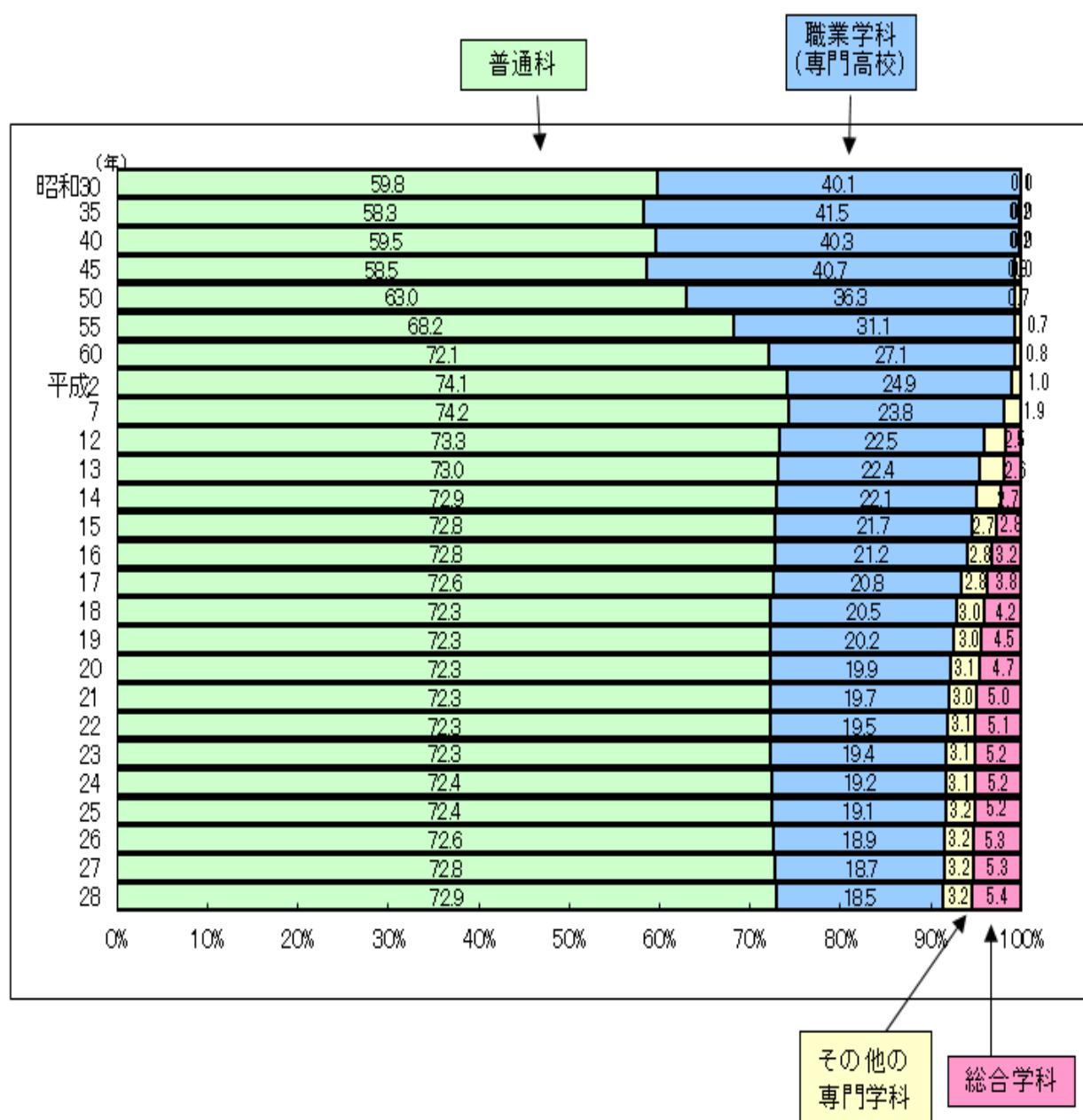
区分		生徒数 (人)	比率 (%)	当該学科を置く学校数(延べ数)	単独学科 学校数
合計		3,299,599	—	6,714	3,537
職業学科 (専門高校)	小計	610,668	18.5	2,000	607
	農業	82,372	2.5	306	126
	工業	252,744	7.7	531	271
	商業	198,498	6.0	631	177
	水産	9,196	0.3	42	21
	家庭	41,105	1.2	273	5
	看護	14,457	0.4	94	6
	情報	3,096	0.1	28	—
	福祉	9,200	0.3	95	1
普通科		2,406,674	72.9	3,783	2,622
その他専門学科		105,539	3.2	566	40
総合学科		176,718	5.4	365	268

（出典）文部科学省「高等学校学科別生徒数・学校数」より抜粋

¹⁸⁰ 文部科学省「高等学校専門高校の現状（専門高校に関する諸データ）」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shinkou/genjyo/index.htm

図表IV-2-25 高等学校学科別生徒数の構成と推移



(出典) 文部科学省「高等学校学科別生徒数・学校数」より抜粋

高等学校における職業教育は、1951年の産業教育振興法の制定以降、施設・設備等の充実が図られ、発展を遂げてきた。経済成長の中で科学技術振興や中堅産業人の育成等の社会的要請に応え、工業や農業等の拡充・整備が図られるとともに、看護や福祉、情報といった新たな職業教育のニーズにも対応してきた。特に専門高校は、いわゆる座学だけではなく、実験・実習に多くの授業時数をあて、ものづくり等の実践を行うことにより、専門的な知識・

技能を身に付けるとともに、それを生かすための創造性、応用力、問題解決力等の能力の育成を行うという、普通科とは異なる魅力のある教育を行ってきた。また、地域の産業・社会の人材育成と結び付きの強い専門高校の活性化は、地域の活性化に資するものである。これらを踏まえると、専門高校に対する期待と果たすべき役割を担っている¹⁸¹。

2009年3月に改訂された高等学校学習指導要領において、職業に関する各教科について、「将来のスペシャリストの育成」「地域産業を担う人材の育成」「環境・エネルギー、食の安全等への対応と職業人としての倫理観の育成」の3つの観点を基本として掲げており、より一層の教科横断的な改善が図られている¹⁸²。

第2項 農業大学校

農林水産省「人材育成確保に関する資料（農業大学校）」によると、文科省の定める農業大学校とは、就農や経営発展のためのスキルアップを目指す農業者を対象とした担い手を養成する中核的な研修教育機関である¹⁸³。現在、全国42道府県（秋田県・東京都・富山県・石川県・福井県を除く）に設置されている。3つの学習過程と習得可能な資格就農を目指す方や、経営発展のためにスキルアップを目指す農業者の方を対象として、種々の研修教育機関において農業の技術や経営に関する研修教育を行っている。

全42校には高校卒業者を対象とした養成課程（2年制）、養成課程の卒業生等を対象とする研究過程が15校に設置されており、2年制が10校、1年制が4校、1年または2年としているものが1校となっている。養成課程は、農林水産省が定めている協同農業普及事業のガイドラインにより2年間の総授業時間が2,400時間以上、講義と実験と演習が5割で、その他実習が5割となっている¹⁸⁴。（図表IV-2-26）

¹⁸¹ 文部科学省「[3] 専門高校における職業教育の論点と基本的な考え方」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo10/shiryo/attach/1282638.htm

¹⁸² 文部科学省「高等学校学習指導要領解説 農業編」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2010/10/06/1282000_12.pdf

¹⁸³ 農林水産省「人材の育成・確保に関する資料」

http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/H26/pdf/140422_02_03.pdf

¹⁸⁴ 農林水産省「農業を学ぶための学校のご案内」

http://www.maff.go.jp/j/keiei/zinzai/kyoiku/kyoiku_syoukai.html

図表IV-2-26 道府県農業を学ぶための研修教育

以下の3つの学習課程があります。

	対象者	標準的な履修時間	教科	学習の方法
養成課程	高校卒業程度の学力を有する方	2年間 2,400時間 (80単位) 以上	分野に応じた専門課程(稲、畑作物、野菜、果樹、花き、酪農、肉牛、養豚、養鶏など)	講義、演習、実験と実習がおおむね半分ずつ
研究課程	農業大学校養成課程卒業生や短大卒業生	2年間 2,400時間 (80単位) 以上 (※1年間の学校もあります。)	分野に応じた専門課程(稲、畑作物、野菜、果樹、花き、酪農、肉牛、養豚、養鶏など) 養成部門で学んだ学習内容をさらに深め、高度な農業技術や経営能力等を養成	講義、演習、実験と実習がおおむね半分ずつ
研修課程	技術・知識の向上を目指す農業関係者の方や就農を希望する方	1日～数週間程度 (コースにより異なります。)	各分野ごとにコースが設置(農業技術、農業機械操作、経営管理、農業体験など)	受講者の経営の発展段階、受講者のニーズ等を踏まえて学習を実施

(出典) 農林水産省「農業を学ぶための学校のご案内」より抜粋

しかしながら、定員に対しての充足率は100%に満たしておらず、8割前後で推移している。先述した通り、養成課程卒業生の進路を見ると就農率は5割を超えている。他の5割についても農業関係への就職が大半を占めており、農業を側面でサポートする人材として活躍する機会を得ているといえる。

また、最近では、多くの農業大学校の養成部門が文部科学省所管の専修学校(専門課程)に転換されており、この卒業生には専門士の称号が付与され、同時に4年制大学への編入が可能となっている。

第4節 データからみる課題認識

ここまで、第2章-第1節では「WSD実施：高校生の農業に関するアンケート調査」による農業への意識、第2節では高校生や農業大学校の就農の状況、第3節では教育機関の状況を見た。

特に第2章―第2節の就農率においては、農業高校全体で卒業時における進路状況では3%と少ない状況ではあるが、農業大学校等への進学や農業関連への就職、また他産業を経験してから農業に就きたいと考えている生徒等、時間差で農業への就農を検討していることも第1節の「WSD実施：高校生の農業に関するアンケート調査」から読み取れる。

また、農業と密接に関わる食産業、加工製造、販売サービス、調理人等、農業高校で学んだことを活かして、食を支える従事者として進路を考えている生徒の存在も多く見られた。

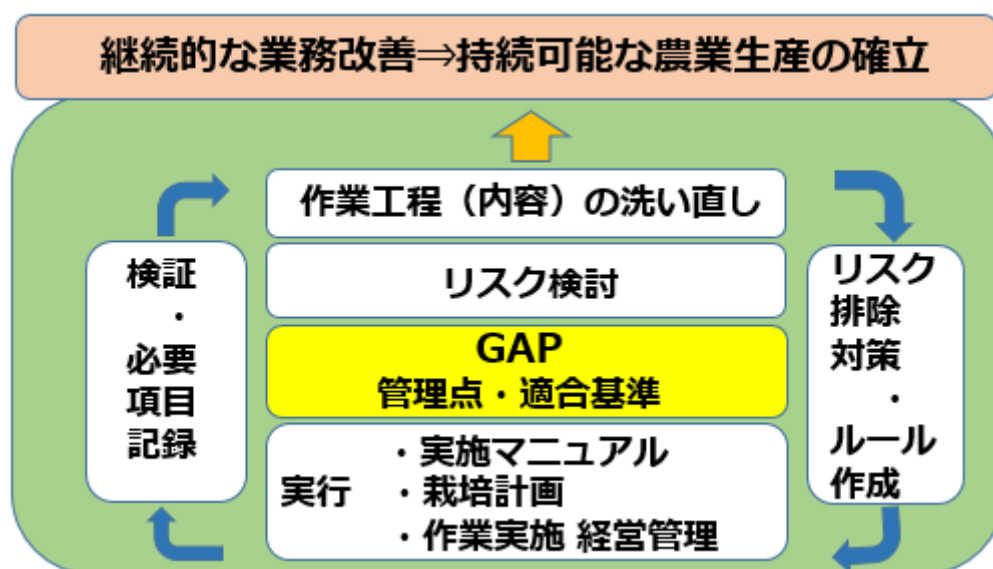
卒業後に即就農の選択肢だけではなく、技術や経営等、将来を見据えた視点で学ぶ機会を希望している生徒も多く、単なる即就農の人数だけを見て悲観的と捉えるのではなく、農業に関わる全体を産業として捉えていくことが必要である。これまでの農業＝生産者ということではなく、本ワークショップが人に着目しているように「生産者」「管理者」「経営者」や加工製造や販売サービス等も含めた農業に関わる人材を「農業人材」として捉えた支援教育が求められる。

第3章 農業生産工程管理（GAP）

第1節 GAP とは何か

GAP とは「農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施，記録，点検及び評価による持続的な改善活動」¹⁸⁵のことである。つまり，農作業を行う上でのリスクの把握や農薬・肥料の使用管理等について，計画を立て正確に実施し記録・評価することにより，農業を取り巻く食品安全や労働安全，環境保全等の実現を図っていくことを目的としている。

図IV-3-1 GAP 導入による適切な工程管理の流れ



（出典）NPO 法人 日本 GAP 協会「生産者にとっての GAP の意味と JGAP の実践」

¹⁸⁵ 農林水産省「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」

http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/guideline/pdf/guide_line_120306.pdf

図IV-3-2 農業生産工程管理が目指すもの

農場生産工程管理が目指すもの			
	従来の生産管理	GAP（農業生産工程管理）	新たな農場生産工程管理
背景 目的	食料の生産・供給	社会的関心の高まる 食品安全、環境保全、 労働安全、法令遵守 等 の実現	圃場数や作付品目、従業員数の 拡大にともなって複雑化する 農業経営において、経営改善や 効率化を実現
管理 方法	経験と記憶による 管理	農薬や肥料の使用、土壌の 管理、危険な作業の把握等 各工程の正確な実施、記録、 点検、評価の実践	GAP をベースとした新たな 改善活動

（出典）農業・食品産業技術総合研究機構
「経営改善のための農場生産工程管理のポイント」より抜粋

近年の社会情勢が変化する中で食料生産の現場を取り巻く意識にも変化が見られるようになり、“食品事故等を背景とした食品の安全性に対する消費者意識の高まり（食の安全確保）”，“水質や土壌の保全，地球温暖化の防止等環境意識の高まり（環境保全）”，“自己及び他人への事故防止等，安全な農作業への意識の高まり（労働安全の確保）”，“関連する法令や指針等の遵守（法令遵守）”といった高まる社会的関心に対応することが求められるようになってきた¹⁸⁶。

また，現在では規模の拡大や法人化等が進みつつあることから，農業経営についてもその内容は変化し複雑化しつつある。今後の農業経営を考える際には，高まる社会的関心や変化する経営内容に対応しつつ，経営の改善を図っていく必要があると考えられ，そのためにも，従来のような記憶と経験に基づいた農業のあり方からの転換が必要となってくる。その一つの手段として，記録や点検に基づき農業経営の改善を図る GAP の導入は有効と考えられる。

第2節 生産現場における取り組み

生産管理の向上，効率性の向上，生産者自身や従業員の経営意識の向上につながるといった効果が認められ，結果として農業人材の育成，農業経営力の強化さらには日本農業の競争力強化に努めるということから，現在各生産者・産地においては，GAP への取り組みが進められている。

¹⁸⁶ 農業・食品産業技術総合研究機構「経営改善のための農場生産工程管理のポイント」
file:///C:/Users/ozawa%20yusuke/Downloads/gap_point.pdf

日本においては、2004年に農林水産省消費安全局から「食品安全ジーエーピー」の名称で、農産物及び食品の安全性を確保するための農業生産分野の規則として登場したのが始まりである¹⁸⁷。以後、生産現場におけるGAP導入の有用性は徐々に広まりを見せ、2010年には「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」が策定されることとなった。

その後、「日本再興戦略」改訂2014の中において、
「我が国農産物の食品としての安全性向上と食産業の競争力強化のため、国際的に通用する規格の策定と我が国主導の国際規格づくりに取り組む。例えば、我が国農産物の生産工程管理については、国内で統一されていないことに加え、国際的な商流では受け入れられない場合がある。国内生産基盤の強化とともに海外バイヤーに訴求力のあるものとするよう、今年度から関係者の協議会を設け、輸出促進に向けたGAPの在り方の見直しを行う」¹⁸⁸
と示されているように、政府は農産物の輸出を促進し農業分野における競争力の強化を図るため、これまで国内で普及していたGAPを見直し、国際的に通用する規格へとそのレベルを上げることを選んだのである。

最近の大きな動きとしては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げる持続可能な消費・生産の形態が確保された社会の実現に向けて、農畜水産物の「持続可能性に配慮した調達コード」を定めたことが挙げられる¹⁸⁹。この調達コードを具体化した「持続性に配慮した農産物の調達基準」では調達できる農産物の条件として、

- ①食材の安全性を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること
- ②周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること
- ③作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること

という3つの観点を提示しており¹⁹⁰、これを満たすものとしてJGAP Advance またはグロ

¹⁸⁷ 日本政策金融公庫 農林水産事業本部「特集 徹底解説・GAPを説く」『AFC Forum 10 第65巻7号（806号）』（2017）

¹⁸⁸ 首相官邸「日本再興戦略」改訂2014

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbunJP.pdf>

¹⁸⁹ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

<https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/sus-code/>

¹⁹⁰ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「持続性に配慮した農産物の調達基準」

<https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/sus-code/wcode-timber/data/sus-procurement-agriculturalproducts-code.pdf>

ーバル GAP の認証を受けて生産された農産物，組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された農産物，農林水産省作成の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠した GAP に基づき生産され，都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている生産物を挙げている¹⁹¹。

これはつまり，グローバル GAP 認証をはじめ，GAP 認証を取得していることが東京オリンピック・パラリンピックの原料調達の要件とされたことを意味しており，上記の基準を満たさない農産物は東京オリンピック・パラリンピックの選手村等には持ち込めない，という事態になったのである。このような状況に対応するためにも，生産現場における GAP の普及は課題となってくる。

現在の状況を見てみると，図表Ⅳ-3-3 のように，GAP に取り組む産地は年々増えてきており，2016 年 3 月末時点においてでは調査対象 4,391 産地のうち，2,832 産地（約 65%）において GAP 導入がなされている。内訳をみると，JA グループ GAP が 36%，都道府県 GAP が 24%，ドイツの非営利団体である FoodPLUS GmbH が運営主体であるグローバル GAP・一般財団法人 日本 GAP 協会が運営主体である JGAP が 2%となっている。

しかしながら JGAP・グローバル GAP はそれぞれ全国的にはその数を増やしつつあり JGAP 認証農場数は 2017 年 3 月末時点において 1,817（2014 年）から 4,113（2017 年）¹⁹²へと，そしてグローバル GAP 国内認証経営体数は 2017 年 10 月時点において 250（2014 年）から 450（2017 年）¹⁹³と着実に増加しつつある。

¹⁹¹ 前出 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「持続性に配慮した農産物の調達基準」

¹⁹² 日本 GAP 協会「JGAP/ASIAGAP 認証農場数推移」

http://jgap.jp/noujo_kensaku/ninsho_kensaku2.html

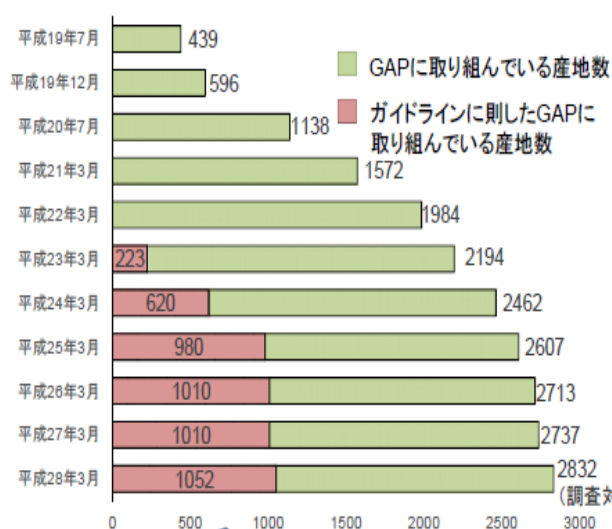
¹⁹³ GLOBALGAP 協議会「GLOBALG.A.P. 日本の認証経営体数の推移」

<https://www.グローバルGAP.jp/?p=120>

図表IV-3-3 農業生産工程管理（GAP）の取組状況

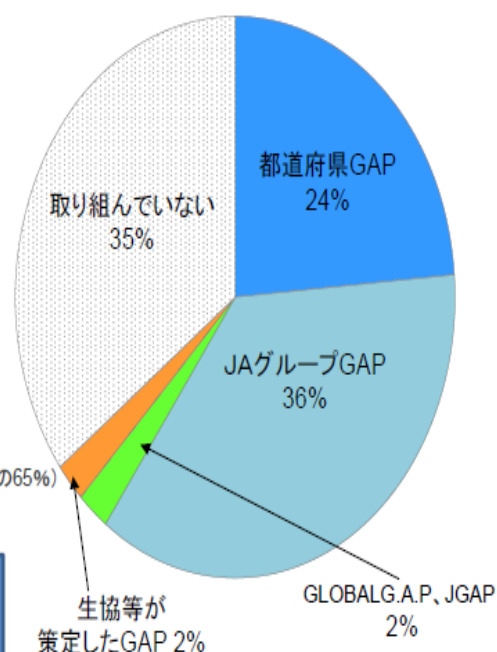
農業生産工程管理（GAP）の取組状況

① 導入産地数の推移



- ・ 調査対象(4,379産地)※1の約7割がGAPに取り組
- ・ **ガイドラインに則したGAP※2**に取り組んでいる産地は、調査対象の**24%**(1,052産地)

② GAPの種類別導入状況



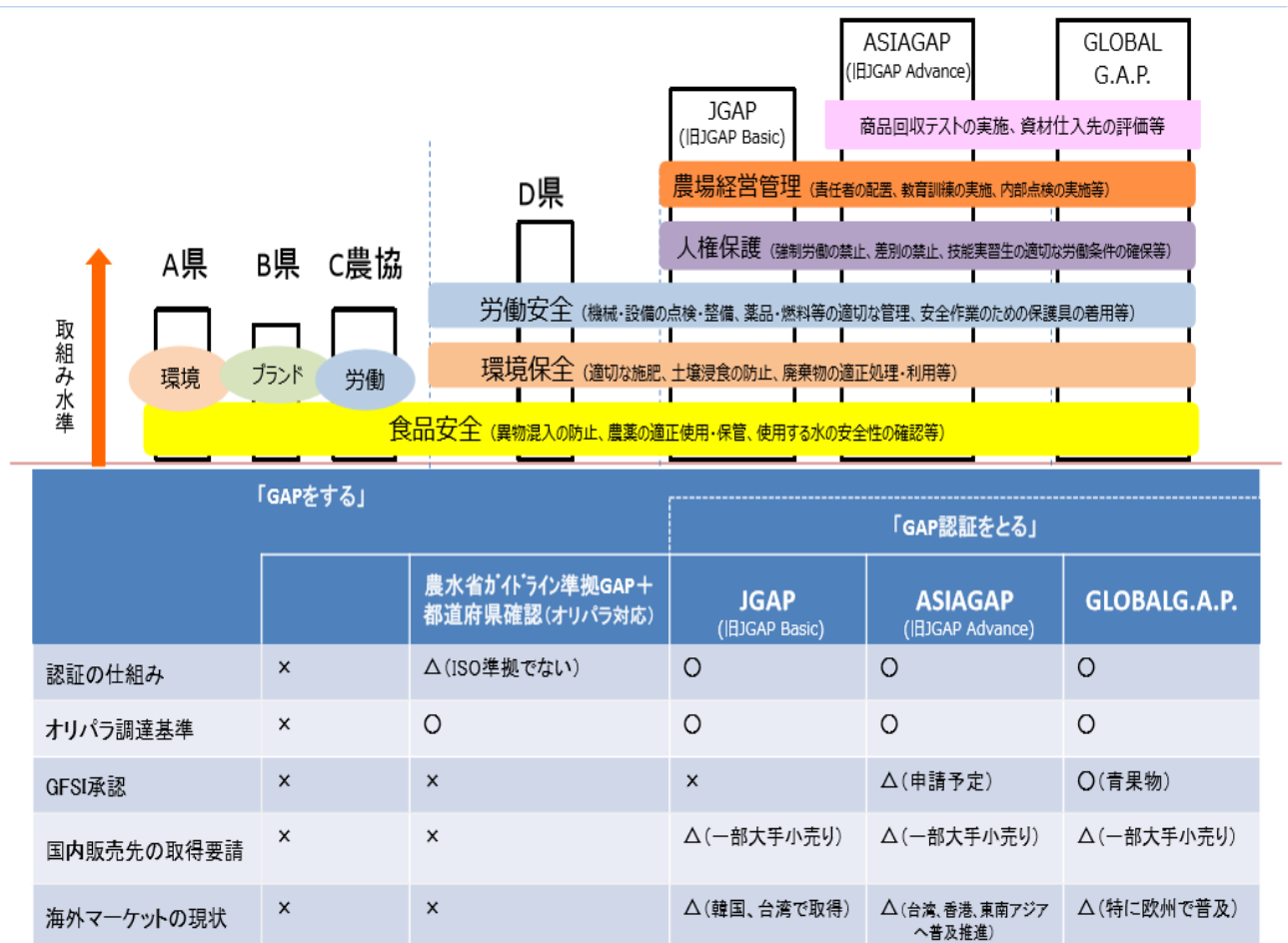
農林水産省調べ(平成28年3月末現在)

(※1) 調査対象は、野菜、米、麦、果樹、大豆の産地強化計画等を作成している産地(平成28年3月 4,379産地)。
(平成23年3月の結果は福島県を除く。)

(※2) ガイドラインに則したGAPは、「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」(平成22年3月 農林水産省生産局)における法令上の義務項目を全て満たし、かつ法令上の義務以外の項目の8割以上の項目を満たしているもの。

(出典) 農林水産省「農業生産工程管理（GAP）の取組状況」より抜粋

図表IV-3-4 国内における GAP の種類



※GFSI(Global Food Safety Initiative)とはグローバルな食品事業者(世界70カ国、約400社)が加入するTCGF(The Consumer Goods Forum)の下部組織。食品安全を推進。

(出典) 農林水産省「GAPをめぐる情勢」より抜粋

食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資することが期待される GAP の導入を、政府も後押しをしてきた。始まりとしては、様々な主体が策定した GAP が国内に数多存在したことを背景とした、統一的な取り組み内容の共通基盤の整理を目的として 2010 年 4 月に農林水産省において行われた「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」の策定が挙げられる。同ガイドライン中では、食品安全や環境保全、労働安全等農業生産活動を行う上で必要な関連法令や科学的根拠に依拠し、農薬や肥料の使用、土壌の管理、危険な作業の把握等、工程管理(正確な実施、記録、点検、評価)の実践において、特に奨励すべき事項が示されている。このガイドラインの策定を皮切りに、GAP の政策上の重要性は徐々に増してきた。また、2015 年 3 月 31 日に閣議決定をされた食料・農業・農村基本計画においても、「科学の進展

等を踏まえた食品の安全確保の取組」¹⁹⁴・「需要に応じた生産や高付加価値化を進めるための技術」¹⁹⁵として、GAPについて示されており、その導入の推進について触れられている。

さらに、2017年度予算においては、GAP体制強化・供給拡大事業としておよそ5,600万円が組まれており、経営の改善や日本産農産物に対する信頼性の向上を目的に、生産者向け研修会の開催等を通じた、2010年4月に策定（2012年3月6日最終改定）されたガイドラインに則したGAPの産地への普及推進、及び検討会の開催、人材育成に向けた研修会、第三者による確認・認証体制の実証等に係る取り組みの支援が行われた¹⁹⁶。2018年度予算概算要求においても、輸出拡大や人材育成等日本の農畜産業競争力の強化を図る観点から、国際水準GAPの取組及び認証取得の拡大を図っていくために必要な取り組みを総合的に支援する目的でおよそ8億8,300万円の規模で予算請求がなされている¹⁹⁷。このように、生産現場におけるGAP導入は今後の農業を考える上での主要な政策として推進されてきた¹⁹⁸。

¹⁹⁴ 農林水産省「食料・農業・農村基本計画」

http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/pdf/1_27keikaku.pdf

¹⁹⁵ 同上

¹⁹⁶ 農林水産省「平成29年度予算の概要 GAP体制強化・供給拡大事業」

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/attach/pdf/yosan-2.pdf>

¹⁹⁷ 農林水産省「平成30年度予算概算要求の概要 GAP拡大の推進」

<http://www.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/170831-39.pdf>

¹⁹⁸ 後に確定した2018年度予算案では、6億1400万円の予算がGAP普及を目的に計上された。日本農業新聞（2018年1月16日）

図表IV-3-5 GAP（農業生産工程管理）をめぐる情勢

	GLOBALG.A.P.	ASIAGAP/JGAP
運営主体	FoodPLUS GmbH(ドイツ)	一般財団法人 日本GAP協会
審査会社	3社(東京2、神奈川1) ※いずれも外資系日本法人 (日本人審査員がいない会社が他に2社あり)	4社(北海道1、東京2、神奈川1) (審査会社によっては地方に審査員を配置)
審査費用	25～55万円程度＋旅費 (内訳) ①運営会社への登録料 ※面積に応じて増減 日本の一般的な規模の場合:5～30ユーロ程度 ②審査経費	10万円程度＋旅費 (内訳) ①運営会社への登録料 ※面積によらず一律 (個別認証)5,000円 (団体認証)2,000円／経営体 ②審査経費

(参考) 認証取得に向けたコンサルタントの指導 ※コンサルタントの受講は、認証取得にあたっての必須要件ではありません。

	GLOBALG.A.P.	ASIAGAP/JGAP
コンサルタント会社	大手3社(東京1、茨城2)	大手1社(茨城) 中小数社(茨城、静岡等)
コンサルタント費用	40～55万円程度＋旅費 ※ 標準指導日数 5日間程度	25～30万円程度＋旅費 ※ 標準指導日数 5日間程度
コンサルタント育成制度	民間コンサルタントが独自の評価員制度を運用	日本GAP協会が定めるASIAGAP等指導員、ASIAGAP等上級指導員の研修・登録制度がある

14

(出典) 農林水産省「GAP（農業生産工程管理）をめぐる情勢」より抜粋

第3節 食品の安全性の担保

生産者にとって、生産管理の向上、効率性の向上、生産者自身や従業員の経営意識の向上に資することができ、より安定かつ合理的な企業経営を可能にすると考えられる GAP の実施は、生産者サイドのみならず消費者サイドに対しても効果を発揮し、近年高まりつつある消費者の安心、信頼できる食品の「見える化」ニーズにも対応しうると考えられる。

その生産物を誰がどのように生産・管理して消費者のもとに届けられたといった食品安全のような基礎的価値、品質という付加的価値といった見えない価値を重要視するようになった現代において、適切な生産過程・保存方法が行われていることを発信する GAP 認証の取得は、生産物に対する消費者の安全を担保し、消費者が求める食品の「見える化」ニーズに応えることを可能とすると考えられる。2015 年度に公庫が行った安全性の判断基準に関する消費者動向調査によれば、消費者は購入する食品が「国産」であることを、安全性を判断する主要な基準としている¹⁹⁹。裏返せば、消費者は国産食品における「食の安全」に関する信頼が高いことを示している。しかしながら、流通過程が複雑化し不透明化しつつある現在においては、単に“国産”の食品であることが示されていたところで、その商品が如

¹⁹⁹ 日本政策金融公庫「食の志向等に関する調査結果」（2015 年 7 月調査）

https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/h27_zyouhousenryaku_2.pdf

何なる過程を経て消費者のもとへと届けられたかを消費者自身が判断し、その安全性を図ることは極めて困難であると考えられる。その点において、適切な生産過程・保存方法が行われていることを対外に示し、いわば生産者サイドから安全性の顕在化に努める GAP 導入は、安全性の担保のみならず消費者サイドに対する生産物の信頼強化にも寄与すると考えられる。

第4節 農産物の輸出と GAP

さらに国際規格であるグローバル GAP 認証の取得は、今後マーケットを日本国外に求める際に、国際競争力を高めることに力添えし、販路の拡大に資すると考えられる。

2015 年に開催されたミラノ万博においては、和食の出汁の材料となる日本製鰹節を、EU 側が、発がん性物質が含まれるとして輸入を認めないという事態が発生した。政府間交渉により特例として万博期間だけ輸入が認められることでこの時には事なきを得たが、この遠因は、鰹節等を生産する日本の水産工場の多くが、食品製造の工程で GFSI²⁰⁰が認める安全管理のグローバルスタンダードの認証を保有していないことにあった²⁰¹。GFSI 承認スキームは、食品安全に対する消費者の関心の高まりから、海外においては食品製造に関わるものには重要な基準となりつつあることから、こと食品の輸出においては認証をクリアしていることが前提となりつつある。つまり、海外における日本の食品輸出に際しても、安全性の顕在化は必要となってくるのである。生産物の安全性の担保の手段として有効な GAP 導入及び GAP 認証の取得であるが、現在日本で取り組まれている種類の GAP で GFSI 承認スキームをクリアしているものはグローバル GAP のみである。しかしながら、第3章冒頭で述べたように、2016 年 3 月末時点においてでは調査対象 4,391 産地のうち、2,832 産地（約 65%）において GAP 導入がなされているものの、グローバル GAP に取り組んでいるのは JGAP と合わせても 2%となっているのが現状である。

政府は 2019 年までに農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円にすることを目標としているが、その目標達成のためには、輸出先の相手が求める食品安全等輸出における諸条件を満たし、相手の土俵に立ったうえでことを運ぶ必要がある。その点において、国際規格であるグローバル GAP の取得は日本の農業経営者が海外へマーケットを広げていく際のひとつの鍵となってくると考えられる。

²⁰⁰ 世界食品安全イニシアチブ（Global Food Safety Initiative）の意。食品安全システムの継続的改善を目的に 2000 年 5 月に設立された非営利団体で、“safe food for consumers everywhere”（どこの消費者にも安全な食品を届ける）という目標を達成するため、GFSI ガイダンス文書を基準として食品安全規格または食品安全システム・認証システムを評価し、要件を満たすものを GFSI 承認スキームとして公表している。

²⁰¹ Wedge「ガラパゴス化する食の安全、農産品輸出を阻む規格」（2016 年 10 月 18 日）
<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/7980?page=3>

第4章 提言の背景と解決策の方向性

農業法人での就業や農家への研修で研鑽することに加えて、GAP 取得による効果を期待する。その際に、五所川原農林高校へのヒアリング、「WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査」を参照し、解決策の方向を示していく。また、現場転換に貢献できる人の育成という方針のもと、青森視察等で得た知見を取り込みつつ、産業・地域の核となりえる人材育成を政策としてどのように達成していくかについて考察していく。

第1節 五所川原農林高校における取り組み

五所川原農林高校へのヒアリングを行う中で明らかとなったのが、GLOBALG.A.P.²⁰²認証取得に取り組むことで自ら得た効果についてである²⁰³。それは「農作業中におけるリスクの低減」といった、適合基準に従って GAP の管理項目を遵守することで得られる直接的効果²⁰⁴に限らず、「コミュニケーション能力」「強い責任感の獲得」といった、適合基準にとらわれず、管理項目への取り組み方を工夫することで得られる間接的効果²⁰⁵も含まれていた。つまり、第三者による認証審査を経験することによって、五所川原農林高校の GLOBALG.A.P.認証取得の取り組みはリスク管理を修めた人材の育成以上の効果をもたらしたのである。

五所川原農林高校は 1902 年に設立された北津軽郡立農学校を前身とし、現在は生物生産科、森林科学科、環境土木科、食品科学科、生活科学科の 5 科で構成されている。

2015 年に教育機関としては初めてりんごの GLOBALG.A.P.認証取得に成功した。この背景には取り組みの発案者である山口章校長の想いがあり「これからの生産者は海外市場の開拓を視野に入れ、日本の農業を牽引する人に育って欲しい」と GLOBALG.A.P.認証へのチャレンジを決定し、教育の一環として取り入れるべく、プログラムを実行した。世界的な基準に照らして五所川原農林高校の果樹園運営が適切であることを第三者機関に認証してもらう。この試みに挑むメンバーを募集したところ、15 名が名乗りを上げた。認証の対象としたのは青森県が日本一の生産量を誇るりんごである。具体的には、ふじを中心とする約 900 本の樹がある 1.6ha の農園と約 300 平方メートルの貯蔵施設である。チェック項目は、農産物の安全や環境への配慮、労働安全対策等 234 項目にのぼる。生徒たちは試行錯誤しながら一つずつ対策を講じていた。五所川原農林高校を訪れた審査員の 8 時間にわたる審査をクリアし、2015 年 12 月に認証書が交付された。この認証は県内で 3 件目、高校

²⁰² 五所川原農林高校では、対外的に示す際には“GLOBALG.A.P.”に表記を統一しており、本節においても同様にした。

²⁰³ 2017 年 9 月 22 日に五所川原農林高校に訪問し、校長及び教頭、生徒 4 名へのヒアリングを実施した。

²⁰⁴ 文言の意は、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構『雇用型経営における GAP 導入と農業経営改善』を参照。

²⁰⁵ 同上

としては全国初の例である。2016年には世界の教育機関で初めて国際的な第三者認証制度の大賞「アワード」を受賞した²⁰⁶。

山口校長は「当初は基準書にある難しい専門的な言葉が多く苦勞していたが、公開審査では、審査員からの多くの質問にも適切に答える等成長がみられる」とした。今回の本ワークショップのヒアリングにおいて、GLOBALG.A.P.認証の取り組みを通して、コミュニケーション能力や責任感の向上、そして施設管理の整理整頓等認証をとるだけではなく、当事者の成長と周りで見守る他の生徒への波及等、人材育成における相乗効果も高いとしている。また、山口校長に対するヒアリング²⁰⁷によると、審査の様子を一般にも公開し、地域の生産者や行政、教育関係者等も参加できるように開放している。これは地域への貢献として、生産者の方々にもGLOBALG.A.P.認証の有効性を見ていただくことで、自ら作る農作物の可能性を感じてもらい「世界が買いに来るアグリビジネス」のパスポートであることを地域の生産者のみなさんにも一緒に体験してもらいたいという思いがあった。実際に140名を超える参加者となり、大いなる刺激として地域に貢献していることもこの取り組みの成果としていえる。

第2節 「GAPをする」と「GAP認証をとる」

第3章冒頭でも示したように、GAPとは本来「農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価による持続的な改善活動」²⁰⁸のことである。この活動を、認証取得の有無を問わず自ら実施することを“GAPをする”，第三者機関による審査を受け、GAPが正しく実施されていることが確認され、その証明を受けることを“GAP認証をとる”と定義される²⁰⁹。以下、その意義についてまとめる。

GAPをすることの意義は、正しく農業経営者自身に還元され则认为られる。つまり、農業生産活動の各工程を正確な実施し、その記録を付けることにより適正な農業経営管理が確立し、品質向上や資材の不要在庫の減少、農作業事故の減少に繋げることができるのである。また、生産管理以外の場においても、各工程におけるチェック機能の強化に努めることから生産・販売計画立案がしやすくなり、結果として従業員の責任感・自主性や向上等が実現できる等、経営面における良い影響を与えることができると考えられる²¹⁰。

²⁰⁶ 農林水産省「特集1 農業高校」『aff[あふ] 第48巻第3号通巻558号』（2017）

²⁰⁷ 2017年9月22日に五所川原農林高校に訪問し、校長及び教頭、生徒4名へのヒアリングを実施した。

²⁰⁸ 前出 農林水産省「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」

²⁰⁹ 農林水産省「GAP（農業生産工程管理）をめぐる情勢」

http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_summary/attach/pdf/index-6.pdf

²¹⁰ 前出 農林水産省「GAP（農業生産工程管理）をめぐる情勢」

GAP 認証をとることの意義は、まさに安全性の顕在化にある。つまり、取引先や消費者が直接確認できない生産工程における安全管理や、持続可能性の取り組みを、第三者が審査をして証明することにより、その生産物を誰がどのように生産・管理して消費者のもとに届けられたといった食品安全・品質に関わる“見えない価値”を重要視するようになった消費者サイドに対し、適切な生産過程・保存方法が行われていることを顕在・発信する食の「見える化」を実現することができるのである。このことにより、生産物を消費者に安心してもらえるようになるのみならず、相手が求めていることに合致することにより取引上選択してもらいやすくなるといったことも達成されることが考えられる²¹¹。

第3節 教育現場への普及と指導者の育成の必要性

現行の GAP 政策は、専ら現に農業に取り組んでいる人をターゲットとしている。しかしながら、責任感の涵養やリスク把握等、GAP の間接的効果の側面は、今後就農を考えていない人にとっても有用であり、また、圃場におけるリスク管理等 GAP の直接的効果の側面は、今後就農を考える人にとって身に付けておくべきことと考えられる。故に、教育現場における GAP の導入は、今後の農業者のみならず、農業に直接従事をしていなくても農業界を支える人材の育成に効果的と考えられる。

教育現場への GAP 導入の動きは、既に始まっている。2017 年 5 月、農林水産省と文部科学省は連名で、農業高校で農業生産工程管理（GAP）を授業に取り入れるよう促す通知を、都道府県に発出した。内容としては、GAP を授業の実施計画に盛り込むことや、国際水準の GAP 認証を取得するよう呼び掛けるといったものであり、将来の担い手に GAP を当たり前のものとして浸透させ、認証取得を農産物の取引条件にする食品事業者の動きに対応していくことが目的とされている²¹²。

通知の中では、GAP は「生産技術の習得に加えて、経営感覚を兼ね備えた人材として必要な資質・能力の育成に資する」と指摘されており、いつ、どれくらいの時間、どんな学習を行うのか等を定める「年間指導計画」に、GAP を指導することや、農場実習等で実践することを「明確に位置付け」るように促している²¹³。

また、より教育分野への GAP 導入を進めるために考える必要がある点として、実地での GAP 指導のできる人材の育成が挙げられる。GAP それ自体を指導できる人材の確保は、農業の教育現場のみならず、実際の生産現場においても課題となってきた。

農林水産省によれば、各都道府県における GAP 指導体制の状況について、GAP 指導に必要な知識を習得するための研修を受講し、既に 3 件以上の指導実績を有している、GAP について高い水準で指導できると認めた指導員の数は、2017 年 6 月 1 日現在、全国でわず

²¹¹ 前出 農林水産省「GAP（農業生産工程管理）をめぐる情勢」

²¹² 日本農業新聞（2017 年 5 月 23 日）

²¹³ 同上

か 290 名である²¹⁴。このように生産現場においても GAP を普及・指導していく人材は未だ育成されてはいない現状ではあるが、次世代の農業分野の担い手を育成・輩出していくことが期待される農業高校においては、より一層指導できる人材の育成が求められてくると考えられる。

第 4 節 農業次世代人材投資資金制度

次世代を担う農業者を支援する制度の一つとして、就農前の研修を後押しする資金（準備型（2 年以内））及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5 年以内））を交付する、農業次世代人材投資資金制度がある。これは一定の条件を満たすならば、準備型であれば年間 150 万円を最長 2 年間、経営開始型であれば年間最大 150 万円を最長 5 年間交付し、就農直前・直後の不安定な時期を金銭面でサポートする制度である。（図表Ⅳ-4-1）

図表Ⅳ-4-1 農業次世代人材投資事業を含めた、就農支援に関する国の諸施策

	就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始		経営確立
		法人正職員としての就農	独立・自営就農	
所得の確保	農業次世代人材投資事業（準備型） 研修期間中、年間150万円を最長2年間交付	法人側に対する農の雇用事業 農業法人に就職した青年に対する研修経費として年間最大120万円を最長2年間助成 雇用者の法人独立に向けた研修経費として年間最大120万円を最長4年間助成(3年目以降は最大60万円)	農業次世代人材投資事業（経営開始型） 45歳未満で独立して自営する認定新規就農者に対して、年間最大150万円を最長5年間交付	農業法人等の次世代経営者の育成（農の雇用事業） 法人等の職員を次世代経営者として育成するための派遣研修経費として、月最大10万円を最長2年間助成
技術・経営力の習得	農業経営者育成教育のレベルアップ 就農希望者等に、高度な農業経営者教育を行う機関等に対して支援			農業経営塾の創出
就農定着に向けた諸課題の解決	・若者の就農意欲喚起の取組 ・就農相談会	・新規就農者間の交流会 ・サポート体制の強化		
機械・施設の導入			青年等就農資金(無利子) 経営体育成支援事業	スーパーL資金

（出典）農林水産省「就農をはじめたい皆さんを応援します！」より抜粋

新規就農者にとっては非常に魅力的な制度に違いはないが、資金の交付を受けたにも関わらず就農しないというリスクを避けるため、交付に際しては一定の要件を課してきた。

2017 年度新規交付採択者からは、新たに準備型においては「研修終了後、独立・自営就農する場合は就農から 5 年以内に認定新規就農者等になる」ことを、そして経営開始型に

²¹⁴ 農林水産省「都道府県別指導体制状況」

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/attach/pdf/170714-6.pdf>

においては「交付終了後は、交付期間と同期間営農を継続する」ことを要件化している²¹⁵。

²¹⁵ 農林水産省「農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）」

http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/attach/pdf/roudou-24.pdf

第5章 提言

今後の農業の主体となってくる中核人材の育成を促すものとして、以下の政策を考える。

第1節 農業高校における GAP 教育の必修化

第4章―第3節でも示したように、今後の農業界を支える人材の育成に教育分野における GAP の導入がより効果的であると考えられ、そのために注視するものとして、実質的に教育内容・その方針を規定している学習指導要領が挙げられる。

現行の高校学習指導要領解説を見てみると、第2章 農業科の各科目―第10節 農業経営の部分においては、

「農業経営の設計と管理の学習に当たっては、学校農場や地域の農業経営等の身近な事例の学習を通して、農業会計や農業経営情報の必要性を理解させ、会計管理や情報管理等農業経営の設計と管理に必要な知識と技術を習得させることが必要である。(中略)「農業経営」の学習における能力と態度の育成に当たっては、農業簿記や農業経営の診断に関する演習及び課題解決的なプロジェクト学習等を通して、コスト管理とマーケティングの必要性を具体的に理解させ、マネジメント・サイクルを含めた診断方法と GAP を取り入れて、経営管理の改善を図る能力と態度を育成することが必要である」と授業に取り入れられるものの例示として GAP が挙げられており²¹⁶、農業高校における GAP 導入の下地は整いつつあるといえる。

この動きをより一足飛びに進め、GAP を通じた農業人材の育成を図るために、学習指導要領第3章の主として専門学科において開設される各教科第1節 農業の項目に規定される「農業経営」の授業で、GAP に取り組むことを明記する。現行の学習指導要領内では、農業経営について、その目標を「農業経営の設計と管理に必要な知識と技術を習得させ、コスト管理とマーケティングの必要性を理解させるとともに、経営管理の改善を図る能力と態度を育てる」²¹⁷とし、授業の内容として

「①農業の動向と農業経営②農業経営の管理③農業経営の情報④農業経営の会計⑤農業経営の診断と設計⑥農業経営の実践」²¹⁸

という6つの柱を挙げている。この6つ目の「農業経営の実践」に「農業経営の実践に際しては、その手法として GAP に取り組むこととし、またその過程において審査員による審査を行い、認証を取得するものとする」と追記し、各農業高校において教育の一環として取り組みを必修化させていく。農業高校における GAP 教育の必修化の効果としては、就農を

²¹⁶ 文部科学省「高等学校学習指導要領解説 農業編」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2010/10/06/1282000_12.pdf

²¹⁷ 文部科学省「高等学校学習指導要領」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/kou/kou.pdf

²¹⁸ 前出 農林水産省「GAP（農業生産工程管理）をめぐる情勢」

考える人材にとっては、生産現場におけるリスク認識を養い、安定的な農業経営を行う上で、の下地作りに寄与することが考えられる。また、認証審査を通じたコミュニケーション能力や責任感・自主性の涵養により、生産だけでなく、広く経営全体を見渡せることで、多様化する教育現場の志向に合わせ、就農に関わらず、農業と関係する人材の育成・輩出にも効果があると考えられる。

また、生徒を導く立場である教諭側についても、その人材育成の制度を模索していく必要があると考える。具体的には、高等学校における教諭のスキルアップを目的とした講習会の拡充である。現行では、公益財団法人全国学校農場協会が農業実験実習講習会というものを中学校の技術・家庭科・理科と高校の農業科・家庭・理科、栄養の教職員を対象として行っており、5日間の全日程に参加することを条件として教員免許状更新講習の選択領域18時間を認定している²¹⁹。この講習内容の中にGAP指導についての技能講習をプログラムとして位置付けることで、教諭のスキルとしてのGAP指導の定着を図っていく。

このような政策の実施により、教育分野におけるGAPの浸透を図り、それを通じた農業人材の育成・輩出を実現していく。

第2節 生産現場への普及を図る人材育成支援

第5章―第1節では、農業人材の育成という方針の下、教育現場におけるGAPの導入を模索してきた。その一方で、従来のように生産現場におけるGAPの浸透を図っていくことも重要であると考えられる。この生産現場への普及を人材の供給面から支えることが期待されるものとして、農業大学校が挙げられる。

現状の農業競争力強化プログラムにおいて、農業大学校は次世代の農業経営者を育成するための重要な教育機関として位置付けられている。2016年5月30日に出された中央教育審議会答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」中においては、今後の職業人材養成について「成長分野等で求められる人材に必要な能力の育成に迅速に対応していくとともに、とりわけ、変化への対応を求められる中で事業の現場の中核を担い、現場レベルの改善や革新（イノベーション）を牽引していける人材の養成強化を図ることが課題となる。こうした人材が、事業活動の最前線に立ち、新規事業への進出や事業の海外展開等に際しても、中核的な役割を果たしていくようになることが期待される」²²⁰と述べられており、まさに経営マインドを有した人材の育成・輩出が求められている。

²¹⁹ 公益財団法人全国学校農場協会

<http://www.nojokyokai.or.jp/archives/1527>

²²⁰ 中央教育審議会「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（答申）」（中教審第193号）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/10/24/1371833_1_1_1.pdf

また、農業競争力強化プログラムの柱の一つである、農業大学校の専門職業大学化の推進のような実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化の方向についても、同答申中では、特定職分野における専門的な業務を担うことができる実践的な能力かつ、変化に対応しつつ、新しい価値を生み出す応用力や創造力を身につけた人材の養成が図れるとしている²²¹。上記のような答申の内容に鑑みても、専門性を有した中核人材としての農業経営者を育成するフィールドとして、農業大学校は重要な位置になってくると考えられる。

農業競争力強化プログラムが打ち出されたことによって、中核となる人材を輩出するための環境・基盤整備は進められた。今後さらに経営マインドを有した人材の輩出を促進するためにも、農業大学校の教育カリキュラムの中に GAP 教育を組み込み、その必修化をすることが必要であると考ええる。そのため、農業大学校の根拠法である農業改良助長法中の第 7 条 1 項 5 号に示される「近代的な農業経営の担当者として必要な農業経営」²²²に GAP 取得を位置付け、指導体制を構築する農業経営確立支援を行うことが重要と考える。

さらに、次世代を担う農業者への金銭的支援の中においても、GAP 普及の余地はあると考えられる。それが、農業次世代人材投資資金の交付要件の追加である。

第 1 章―第 1 節でも示したように、農業競争力強化プログラムの中では、次世代の農業を担う人材の育成を図るために必要な基盤・環境の構築のための支援策として、農業次世代人材投資資金によるサポート体制の強化が挙げられている。就農直前・直後の不安定な時期を金銭面でサポートする農業次世代人材投資資金事業の活用は、就農を考えている人に対し就農意欲を与えることに繋がり、結果的に今後の農業の中心となり得る人材の育成・定着に大きく寄与すると考えられる。

そこで、現行行われている農業次世代人材投資資金の交付要件に、「5 年以内での国際水準 GAP 取得」という条件を追加することで、自発的に現場での改善を行い、事業改革を行うことのできる農業経営者の育成・輩出が可能となると考える。その際、地域の核となる農業経営者に対する認証取得の推進を目的に審査費用への補助を実施し、同 GAP 認証取得に際しかかる費用については、その半額までを国が負担するものとする。

上記のような施策を通じて、生産現場における GAP の普及・農業人材の輩出を目指していく。

²²¹ 前出 中央教育審議会「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（答申）」（中教審第 193 号）

²²² 農林水産省「農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）」

http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_tuti/kairyo_165.html

第Ⅴ部 突破する東北農業

第Ⅱ部から第Ⅳ部まで、本ワークショップの政策提言の具体策について論じてきた。これを受けて、本部においては、本ワークショップが掲げる「突破する東北農業」の具体策について、総括的に整理していく。

第1章 提言の要旨

第1節 「中核人材による農業経営」（第Ⅱ部）

我が国における農業の現状として、急速な高齢化の進行やそれに伴う世代交代が余儀なくされている一方で、新たな農業の担い手を取り込むためには農業を魅力ある産業にしなければならない。特に東北地方は、近年、農業就業人口が大幅に減少しているだけでなく、組織経営体数も全国に比べて減少している。また、耕作放棄地も全国に比べて著しく増加傾向にあることから、早急な対応を取る必要がある。これからの我が国の農業を発展させるためには、地域の雇用の創出、事業の規模拡大、新技術の導入等を可能とするような中核人材を輩出することによって、新たな農業従事者を増やす必要がある。それを可能とするために、本ワークショップでは「経営」に着目し、農家の効率的な経営を促し、既存の家族経営から法人化の発展、さらにはその経営体へのインセンティブを与えて、農業の成長産業化となることが2030年の我が国の農業の目指すべき姿であると考えた。

以上のことから、第Ⅱ部では、既存の認定農業者制度を活用した4つの提言を行った。

(1) 認定農業者への青色申告の要求

1つ目は、認定農業者に対して更新時に青色申告を求めることを提言する。規模拡大や販売先の確保等の計画を進める場合、今までのような正確な農業所得を把握せずに行っている経営では困難である。また、農業者に対して経営のPDCAサイクルや分析等の経営における意識改革が必要であり、我が国の農業経営改善の底上げが重要である。このことから、青色申告を要求することによって、経営マインドを持ってもらい、農業従事者から農業経営者へと発展させることこそ我が国の農業全体の活性化につながると考える。

(2) 中核農業経営体の創設

2つ目は、既存の認定農業者制度に認定農業者の上級的存在として「中核農業経営体」を創設することを提言する。これは、認定農業者制度の根拠法となる農業経営基盤強化促進法に「中核農業経営体」の項目を追加し、認定農業者の中から地域の中核となって大規模な農業生産を可能とする経営体を「中核農業経営体」として認定するものである。そのような経営体には、3つ目以降の提言と関連するが、農地集積や様々なインセンティブを付与することによって、さらなる農業の発展につながることを期待する。

具体的には、中核農業経営体は法人に限定し、地域の雇用を創出し、従業員に対して他産業並みの給料を支払えるような経営体を輩出する。また、3年後に向けて経営改善目標等を

記載した「短期農業経営計画書」と9年後に向けた「長期農業経営構想」を都道府県に提出してもらい、経営者としての育成も促す。

中核農業経営体は、農地や事業の拡大化を推進するだけでなく、従業員に農業経営のノウハウを取得してもらい、新たな農業経営者を生み出すことも期待される。地域内に多くの競争相手を生み出す中で、それぞれの経営体が海外輸出や雇用創出等の様々な戦略を打ち出すことのできる環境を作り出すことも、この中核農業経営体を提言する意図である。

(3) 農地取得に関する優先権の付与

3つ目は、中核農業経営体に対して農地取得に関する優先権を付与することを提言する。都道府県単位で作成した農地利用配分計画案に基づいて、農地中間管理機構が中核農業経営体に対して優先的に農地を配分する。このことによって中核農業経営体に農地が集積し、効率的かつ大規模な生産を可能とする環境を作り出す。

(4) 中核農業経営体への重点支援

4つ目は、以上のような様々な条件が課せられている中核農業経営体に対して、重点的な支援をすることを提言する。例えば、現行の農地法では、地域の中核として経営規模の拡大や経営の多角化に障壁があるため、中核農業経営体に限定した事業要件の緩和を行い、県内生産の農産物を原料とした加工や販売も農業事業として認可できるようにする。また、中核農業経営体に向けて、企業とのマッチング支援や輸出展開時のサポート体制の充実化を図り、活動領域を拡大できるような体制を作り出す。

以上が、第Ⅱ部における提言である。

第2節 「消費者が支える地域農業」(第Ⅲ部)

第Ⅲ部では、第Ⅱ部において検討された農業経営の「中核」となる人材による産業としての商業的要素の強い農業市場の世界ではなく、生産物を買って支える消費者と共に地域農業を支える地域支援型農業(CSA)といった産消連携を通じた地域の自律性と自発性、そして持続性の観点から見た農業市場の世界について検討した。消費者の志向においては、物語性や幸福度といったこだわり志向が強くなっている現状が見られる等、消費者と生産者が相互に直接アプローチできる機会を増やすことで、新たな関係性の構築が可能ではないだろうかという方向性が見られた。このような現状分析により、CSAが東北地方において芽吹きつつある事例を見つつ、それらの事例からCSA自体の認知度不足といった課題を浮き彫りにした。

以上のことから、第Ⅲ部では2つの提言を行った。

(1) 産消を結ぶコーディネーターの育成

コーディネーターとは、CSAのコミュニティ創出だけでなく、消費者が支援する農業

体系を実現するために地域の生産者や生産物の情報発信を行い、伝えることで消費者と生産者間を繋ぐ役割を担う人材である。生産者と消費者の両者のバランスと結節性が鍵となる営みであるため、結びつけるコーディネーター人材の育成は基礎自治体等が中心となって実践されるべきである。

(2) 情報プラットフォームの提示

CSA の認知度向上のためには、生産者と消費者の密な関係に基づく取り組みだけではなく、ある程度広範な情報発信や情報交流が求められてくる。そこで、一元的な情報プラットフォーム（クラウドポータルサービス等）を構築することで、生産者及び消費者双方から CSA という営みの情報へのアクセシビリティを高め、大規模な商業市場以外の市場経済に頼らない市場の普及を促進することができると考えられる。

以上が、第Ⅲ部における提言である。

第3節 「次世代の農業人材の育成」(第Ⅳ部)

第Ⅳ部においては再び農業者を政策のターゲットとして置き、特に次世代の農業を担う若手農業経営者育成のために必要な施策を考察し、論を進めている。2016年時点において農業就業者の平均年齢は60代後半となっており、我々が想定する2030年には現在の半数近くの農業者が引退を迎えることが予測されている。このような想定の中で効率的・発展的な農業経営を実現していくためには、何よりも経営感覚を有し、日本の農業の発展に資することのできる若手農業者の育成が必要になると考えた。

以上のことから、第Ⅳ部では、経営感覚を養った人材の輩出に寄与すると考えられる手段として農業生産工程管理（GAP）を取り上げ、その教育現場・生産現場への導入について考察し、以下の提言としてまとめた。

(1) 教育現場への普及

1つ目は、GAPの農業高校への普及による、農業人材の育成である。具体的には、学習指導要領第3章の主として専門学科において開設される各教科第1節 農業の項目に規定される「農業経営」の授業で、GAPに取り組むことを明記し、教育の一環として必修化させていく。

農業高校におけるGAP教育の必修化の効果としては、就農を考える人材にとっては、生産現場におけるリスク認識を養い、安定的な農業経営を行う上での下地作りに寄与することが考えられる。また、認証審査を通じたコミュニケーション能力や責任感・自主性の涵養により、生産だけでなく、広く経営全体を見渡せることで、多様化する教育現場の志向に合わせ、就農に関わらず、農業と関係する人材の育成・輩出にも効果があると考えられる。

さらに、生徒を導く立場である教諭側についても、その人材育成の制度を模索していく必要があると考え、高等学校における教諭のスキルアップを目的とした講習会の拡充も提言

する。現行行われている農業実験実習講習会の中に GAP 指導についての技能講習をプログラムとして位置付けることで、教諭のスキルとしての GAP 指導の定着を図っていく。

このような政策の実施により、教育分野における GAP の浸透を図り、それを通じた農業人材の育成・輩出を実現していく。

(2) 生産現場への普及

2 つ目は、農業大学校と農業次世代人材投資資金を通じた、生産現場への普及である。農業大学校は次世代の農業経営者を育成するための重要な教育機関と考えられ、正に GAP の生産現場への普及を、人材の供給面から支えるものとして期待される。

今後さらに経営マインドを有した人材の輩出を促進するためにも、農業大学校の教育カリキュラムの中に GAP 教育を組み込み、その必修化をすることが必要であると考ええる。

そこで、農業大学校の根拠法である農業改良助長法中の第 7 条 1 項 5 号に示される「近代的な農業経営の担当者として必要な農業経営」に GAP 取得を位置付け、指導体制を構築する農業経営確立支援を行うことを提言する。

また、次世代を担う農業者への金銭的支援を通じた GAP 普及方策として、現在行われている農業次世代人材投資資金の交付要件に、「5 年以内での国際水準 GAP 取得」という条件を追加することを提言する。これにより、自発的に現場での改善を行い、事業改革を行うことのできる農業経営者の育成・輩出が可能となると考えられる。

上記のような施策を通じて、生産現場における GAP の普及・農業人材の輩出を実現していく。

以上が、第Ⅳ部における提言である。

第2章 突破する東北農業の世界観

本部―第1章においては、本ワークショップが提言する政策について整理してきた。本章においては、それぞれの提言が相乗的に関わり合う世界観について整理していく。

第1節 「中核人材による農業経営」と「消費者が支える地域農業」

第Ⅱ部においては、「中核人材による農業」について、第Ⅲ部においては、「消費者が支える地域農業」について整理してきた。本節においては、一見反目されるこの2つの提言がもたらす効果等について整理する。

本ワークショップにおいては、将来的な農業経営のあり方について、様々な形式がある中で、中核人材による農業経営、地域支援型農業に注目したところである。

中核人材による農業経営によっては、大規模生産や輸出を視野に入れた先鋒的な農業を実施することができ、産業的に大きなメリットをもたらす他、地域的に見ても効果を及ぼす。その対象となる顧客を巡っては、市場を通して店頭で購入する消費者や、輸出先の消費者等が挙げられる。大規模な農業によっては、スケールメリットが働き、消費者の購入価格の押し下げにもつながることが想定される。

他方、CSA（地域支援型農業）の性質として、消費者と生産者が直接契約することで、消費者は生産者との信頼関係の下で農産物を手にすることができるようになる。一方で生産者は、作付け前に契約することで、農業を営む資金等を安定的に確保することができる。CSAにおける顧客としては、生産者の顔を重視し、その生産者の志や農業経営のあり方に共感する消費者が挙げられ、農作物の品質に加えて生産者の顔が見える関係も重要視されることが想定される。

この2つは、「経営の規模」という尺度で見れば、対称的に位置しているといえる。中核人材の農業は、大規模生産・輸出等を視野に入れ、成長産業たる農業を目指す先鋒的な役割を果たすが、CSAは、比較的小規模な経営の中で、顧客となる消費者とより強固に結びつくことがその目的となる。しかしながら、「対象となる顧客」という尺度ではこの2つが対称的であるとは言えない。中核人材による農業においては、その対象となるものが市井の消費者であるのに対して、CSAの対象は、市井の消費者の中の一部の消費者となる。当然ながら、CSAの形態で生産者と直接契約する消費者についても、スーパー等で農産物を一切購入しないということにはならないのではないかと考えられる。

したがって、成長産業たる農業を目指す先鋒的な役割を果たす農業を行い、市井の消費者を顧客とする中核人材による農業経営が突破力となり、消費者が支える地域支援型農業がその補完的な役割を担うことで、より正確に突破が実現され、骨太で強固な農業の姿が実現されるのである。

第2節 「中核人材による農業経営」と「次世代の農業人材の教育」

中核人材による農業経営において、本ワークショップでは中核農業経営体をその筆頭的な存在であると考えている。中核人材は、中核農業経営体のみならず法人形態の農業経営体においては、「経営を担う人材」、「管理を担う人材」、「生産作業を担う人材」の類型に分けられる。こうした3つの類型の人材の育成は、本論文第Ⅳ部の通り、高等教育におけるGAP教育が大きな効果をもたらすことで、「即戦力な人材」を輩出することとなる。

「経営を担う人材」については、一般企業においても経営者の存在は不可欠であり、農業経営体においても同様に不可欠な存在である。従来型の家族経営を中心とした農業経営体においては、経営を担う人物が次に述べる管理を担う人物と同じ人物であることが多い。従来型の場合、販路確保等についても農協に出荷すれば経営に必要な工程が省略されるが、本ワークショップが想定する大規模な法人形態の農業経営体においては、農協に頼らない流通形態の確保や加工について、自前で行っていく必要性が想定される。この場合、一般企業と同じく、優れた経営感覚を持つ経営者が必要になる。事実として、本論文で述べてきた通り農業の現場において「経営マインド」を有する農業者の育成が課題となっている。

本ワークショップで提言する、農業高校の教育課程におけるグローバルGAPの必修化では、リスク発見の能力、コミュニケーション能力等の涵養、農業生産活動の各工程の適切な把握による適正な農業生産管理の確立が図られる。法人形態の農業経営体の経営者に関しては、必ずしも農業経験者であることは求められないが、高校生のうちから“経営”に触れることの意義は非常に大きく、「GAP教育」と「経営を担う人材の育成」の相乗的な効果をもたらすものとする。

2つ目に、「管理を担う人材」については、法人形態の経営体の中では例を挙げれば工場長のような現場のオペレーションを担う存在であり、農作物の品質管理や、生産工程の指揮等その役割は多岐に渡る。これについても、GAP教育における効果が望める。GAP教育では、農薬・肥料の使用・管理、土壌管理、リスクの発見、各工程の正確な把握、記録、点検等が求められる。このことについては、五所川原農林高等学校のヒアリング調査からも明らかとなっている。五所川原農林高校では、高校生自身がこの作業を行い、認証評価を受けている。そこから得られる能力等については、第Ⅳ部で述べたところではあるが、その効果は極めて大きいものである。GAP教育を必修化することにより、GAP教育を通じて得ることのできる経験を基に、高校生が将来、法人形態の経営体で就農した際に、その能力を発揮することのできる環境が整備される。

3つ目の、「生産作業を担う人材」については、農業生産活動を実際に行う人材となる。育苗や農業機械の操作、運搬等その役割は非常に多い。第Ⅱ部－第1章で今後想定される技術の発展等について整理したが、こうした技術発展、省人化・省力化によってその業務は、今現在のような姿とは変化することが予測されるところであるが、農作業を行う主体であることは変化しない。この点について、現行の農業の実習等の授業と相乗してGAP教育がもたらす効果としては、生産技術の向上、リスク発見能力の涵養等が挙げられる。当然な

がら、生産に関する技術が発揮される場やリスクが発生する場合は、実際の農作業を行う農地・農場、農業施設である。特にリスクの発見については、全体を俯瞰的に管理する「管理を担う人材」と併せて、実際の農作業を行う人材がそれぞれ行うことでより確実性も向上する。生産技術の向上についても、新技術の習得を含みつつ、GAP教育の効果と併せて高校教育の中で実施していくことで、その効果は大きくなり、将来に渡る農業の主体として活躍する人材が育成されていくのである。

第3節 「消費者が支える地域農業」と「次世代の農業人材の育成」

第2節で述べた通り、大規模な法人形態の経営体においては、その役割が「経営」、「管理」、「生産作業」等に細分化される。しかしながら、第Ⅲ部で論じた地域支援型農業(CSA)の主体は、大規模な農業者ではなく、比較的小さな規模で農業を行う農業者を想定している。その場合、農業者が1人で行っている場合や、従来のような家族経営で農業を行っていることが予測される。この場合には少なからず、先述の3つの類型を少人数で担うことが予測され、農業者自身が「経営者」であり、「管理者」であり、「作業員」であることになる。

しかしながら、第Ⅲ部で提言したCSAを行う農業者が、従来のような農協を介する流通・販売形態ではなく、自ら販路開拓、消費者との交渉等を行う場合、1人の農業者が経営・管理・生産を担うことは困難であることが想定される。特に、経営面においての業務量は現在よりも格段に増えることが想定される。また、流通の側面においても困難が生ずることが推測される。地域支援型農業のような形では、生産者から消費者に対して直接農作物が届くようなシステムを想定しており、農業者自身が、収穫から発送までの作業を1人で行うことは非常にハードルが高いと考える。

本ワークショップにおいては、そうした場合に「農業人材」の需要が大きくなるのではないかと考えている。「WSD実施：高校生の農業に関するアンケート調査」においても、「現時点では就農を考えていないが、農業の関連産業等への就職を希望する」回答が多く見られ、本ワークショップが想定する農業人材の需要は比較的多い。これらのことから、農業人材が地域支援型農業のような比較的小規模で農業を行う経営体に関与し、経営や管理のサポートをすることも考えられる。農業人材は、関連産業従事者であることに加え、消費者自身であるとも考えることが出来ることから、消費者目線に立ったアドバイスも可能となる。

農業高校の在校生を中心に実習や体験等を通して農業のやりがいを実感している学生も多く、本ワークショップでは、こうした学生の卒業後の進路として農業人材を目指すことも選択肢となるのではないかと考えている。就農を希望するのであれば、中核農業経営体への就業、関連産業はじめ農業人材を目指すのであれば、地域支援型農業がその受け皿となることが可能となり、農業人材の確保が図られるのである。

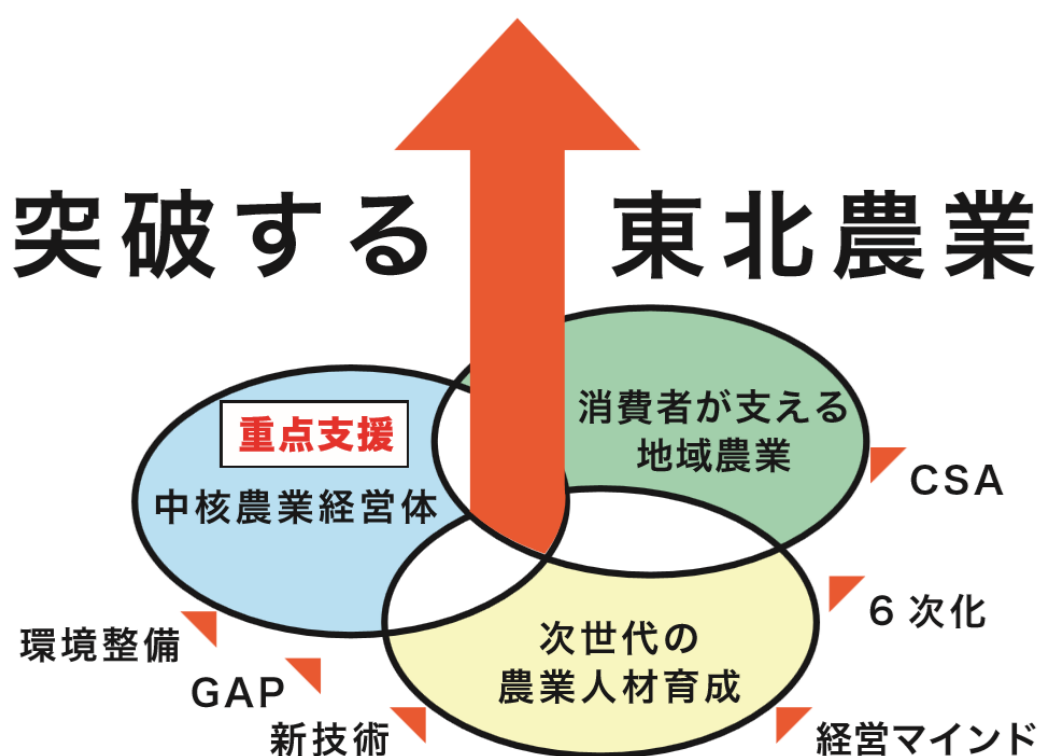
第4節 突破する東北農業の総括

以上、本研究において、提言した3つの政策、及びそれらが作り出す世界観について整理

してきた。この 3 つの提言の具体策として、図表V-2-1 の通り、中核農業経営体の創設、GAP, CSA, 経営マインドの涵養といった方策に加え、本提言では詳述しなかったが、新技術、6次化等の方策により、将来に渡る農業の主体として活躍する中核人材や農業人材の育成・確保が図られるのである。

中核人材や農業人材という、突破力の主体やその補完的な役割を確保することにより、農業者の減少、農地の減少、耕作放棄地の増加、農業生産額の減少等の我が国の農業、東北地方の農業の抱える課題に対して、より強力な突破力を持ち、骨太で強固な農業の道筋が照らされるとともに、図表V-2-1 の通り、三位一体の相乗的な成果を上げることで、「突破する東北農業」を実現させるべく、本政策を提言するものである。

図表V-2-1 本ワークショップの掲げる「突破する東北農業」のイメージ図



（出典）2017WSD 作成

おわりに

本ワークショップにおいては、「将来の東北農業の姿とその実現のための政策展開」について「突破する東北農業」のテーマを掲げ研究を行った。2030年頃を目標年次として、主だって、「中核人材による農業経営」、「経営マインドの涵養」、「消費者が支える地域農業」、「次世代の農業者への育成」について研究を進めてきた。当初より農業政策の歴史的背景や現状について多角的な理解に努め、宮城県内のみならず、青森県、山形県、新潟県、兵庫県等の広範なエリアを対象にヒアリング調査を実施し、研究の確度を向上させることを目指してきた。

しかしながら、一定の成果を得ることが出来たと考える反面で、米に依存している生産体系からの脱却や販売先を意識した生産・加工への転換、輸出戦略における農業者への支援といった事柄については、具体的な検討を加えられてはいない。こうした点もまた経営という切り口から将来の東北農業の姿を描き、その実現を図る上では重要な観点となってくるため、これらの具体的な検討を今後も継続して行っていくことが必要であると考えている。

今後の東北農業を捉えていく際に、本報告書がその発展のための一助となれば幸いである。

謝辞

本報告書では、「将来の東北農業の姿とその実現のための政策展開」をテーマに、2030年のあるべき東北農業の姿を掲げ、その実現のための政策について、文献調査・実地調査をもとに提言を行った。

東北農政局をはじめとする行政機関の皆様や民間企業の皆様、実際に営農する農家の皆様、教育機関の皆様をはじめとする多様な関係者の皆様へのヒアリング調査を重ねることで、我が国の農業、特に東北の農業の実態について把握し、理解することができた。ご多忙の中、ヒアリング調査にご協力頂いた方々に、この場を借りて、厚く御礼申し上げたい。また、「WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査」にご協力を頂いた 22 の高等学校の皆様にも重ねて御礼申し上げたい。

齋藤伸郎教授をはじめ、島田明夫教授、大熊一寛教授、深見正仁教授には物事を多様な視点から、冷静に検討する姿勢をご教示いただく等、終始親身なご指導を頂いた。ワークショップの時間だけでなく、ヒアリング調査やサブゼミにおいても多くのご鞭撻を頂いたことに、心より感謝申し上げます。

本研究は、東北大学法学部教育研究基金（JR 東日本寄附金）による教育研究助成を受けて行われたものである。本助成についてもこの場を借りて感謝の意を表したい。

本報告書は、以上の方々からのご協力なしには完成し得なかった。本研究にご協力頂いた全ての方々に、重ねて御礼申し上げます。

資料編

資料編目次

1. ヒアリング調査先一覧
2. ヒアリング調査概要
3. 「WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査」実施先一覧
4. 「WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査」結果
5. 参考文献一覧

1. ヒアリング調査先等一覧

・前期

調査実施日	調査先・対応者
2017 年 4 月 18 日	東北農政局企画調整室 室長 松井 章房氏 企画官 舘澤 等氏
5 月 9 日	仙台市経済局農林部 参事 森下 達士氏
	株式会社舞台ファーム 執行役員 遠嶋 誠氏
	農事組合法人井土生産組合 代表理事組合長 鈴木 保則氏
	東北農政局仙台東土地改良建設事業所 技術専門官 佐藤 一宏氏
	仙台市農業園芸センター
	仙台ターミナルビル株式会社総合企画本部経営管理部
	観光農業グループ荒井事務所 所長 太田 尚志氏
	仙台市大沼太陽光発電所
6 月 14 日	仙台市二郷堀排水機場
	仙台農業組合たなばたけ高砂店
	東北農政局担い手育成課 課長補佐 黒崎 利彦氏
	東北農政局経営支援課 課長補佐 花田 淳氏
	東北農政局農地政策推進課 訟務官 永代 高雄氏
6 月 22 日	東北農政局農地整備課 課長 大川 稔氏
	東北農政局企画調整室 企画官 舘澤 等氏
6 月 26 日	農林水産省大臣官房検査・監察部検査課 次席検査官 長谷川 元氏
6 月 26 日	山形県村山市政策推進課 課長 佐藤 洋介氏
7 月 3 日	公益財団法人やまがた農業支援センター
	参事(兼)農地中間管理事業局 局長 須藤 義幸氏
	6 次産業化推進課 課長 中川 芳則氏
	山形県上山市農業夢づくり課 課長 藤田 大輔氏 主査 新庄 幸代氏
	有限会社蔵王ウッディファーム 代表取締役 木村 義廣氏
	株式会社アグリパーク ZAO 専務取締役 荒井 正幸氏
	アロニアガールズ 川口 良子氏 斎藤 あい子氏 鏡 恵子氏
7 月 12 日	BMIA 認定ジュニアコンサルタント 内田 文子氏

・後期（1）

調査実施日	調査先
9月21～22日	青森県農林水産部構造政策課担い手育成グループ マネージャー 総括主幹 大和山 真一氏 主幹 遠間 康正氏
	東北農政局青森県拠点 地方参事官 眞坂 利則氏 地方参事官室 総括農政推進官 後藤 勝彦氏 総括農政推進官 源新 敏雄氏 総括農政推進官 新山 伊佐雄氏 主任農政推進官 高橋 光芳氏
	青森県トップランナー塾5期生 小泉 憲一氏
	青森県立五所川原農林高等学校 校長 山口 章氏 教頭 高野 浩輝氏 教頭 中畑 要氏 生物生産科 生徒4名
10月19日	東北農政局生産技術環境課 課長補佐 峯岸 幸司氏 農政調整官 鈴木 幸弘氏
	東北農政局地域連携課 食品企業専門官 高橋 一彦氏
	東北農政局企画調整室 企画官 舘澤 等氏
	東北経済産業局産業部経営支援課新事業促進室 室長 中野 かおり氏 室長補佐 佐藤 賀一氏 係長 田口 浩史氏 係員 海野 圭吾氏
10月29日	東北食べる通信（NPO法人東北開墾） CSA マネージャー 貝田 尚重氏
10月31日	文部科学省大臣官房審議官 神山 修氏

・後期 (2)

調査実施日	調査先
11 月 8 日	株式会社奥山農園 代表取締役社長 奥山 喜男氏 専務取締役 奥山 喜幸氏
11 月 13 日	仙台北税務署 特別記帳指導官 遠藤 礼子氏
11 月 23～24 日	新潟県新潟市農林水産部ニューフードバレー特区課 係長 小出 隆嗣氏
11 月 28 日	宮城県大崎市産業経済部農林振興課 課長補佐 安部 祐樹氏
12 月 6 日～8 日	兵庫県養父市企画総務部国家戦略特区・地方創生課 課長 谷 徳充氏
	兵庫ナカバヤシ株式会社 代表取締役 小谷 英輔氏
	株式会社 Amnak 代表取締役社長 藤田 彰氏 取締役 森田 優美子氏

・参加セミナー等一覧

参加日程	調査先
2017 年 6 月 7 日	若者と田園回帰 ―現在とこれから― (宮城県仙台市)
	主催：東北活性化研究センター
8 月 25 日	東北農業経済学会 山形大会 (山形県鶴岡市)
	主催：東北農業経済学会山形大会実行委員会
10 月 7 日	山形大学農場フェスティバル (山形県鶴岡市)
	主催：山形大学農学部高坂農場
10 月 25 日	第 2 回 GAP セミナー in 東北 (宮城県仙台市)
	主催：一般社団法人日本食農連携機構
11 月 15 日	仙台次世代農業経営者育成ゼミ (宮城県仙台市)
	主催：公益財団法人翠生農学振興会
11 月 18 日	東北開墾の今とこれから (東京都千代田区)
	主催：NPO 法人東北開墾
11 月 22 日	宮城のこせがれネットワーク仙台 第 8 回定例会

2. ヒアリング調査概要

東北農政局企画調整室	ヒアリング概要	p7
仙台市経済局農林部	ヒアリング概要	p9
農事組合法人井土生産組合	ヒアリング概要	p11
東北農政局仙台東土地改良建設事業所	ヒアリング概要	p13
仙台市農業園芸センター	ヒアリング概要	p14
東北農政局担い手育成課	ヒアリング概要	p16
東北農政局経営支援課	ヒアリング概要	p17
東北農政局農地政策推進課	ヒアリング概要	p19
東北農政局農地整備課	ヒアリング概要	p21
東北農政局企画調整室	ヒアリング概要	p23
農林水産省大臣官房検査・監察部検査課	ヒアリング概要	p24
山形県村山市政策推進課	ヒアリング概要	p26
公益財団法人やまがた農業支援センター	ヒアリング概要	p27
山形県上市市農業夢づくり課	ヒアリング概要	p31
有限会社蔵王ウッディファーム	ヒアリング概要	p32
株式会社アグリパーク ZAO	ヒアリング概要	p34
アロニアガールズ	ヒアリング概要	p36
農業コンサルタント内田文子氏	ヒアリング概要	p37
青森県庁農林水産部構造政策課担い手育成グループ	ヒアリング概要	p39
東北農政局青森県拠点	ヒアリング概要	p42
青森県トップランナー塾 5 期生 小泉憲一氏	ヒアリング概要	p45
青森県立五所川原農林高等学校	ヒアリング概要	p47
東北農政局生産技術環境課	ヒアリング概要	p49
東北農政局地域連携課	ヒアリング概要	p52
東北農政局企画調整室	ヒアリング概要	p53
東北経済産業局産業部経営支援課新事業促進室	ヒアリング概要	p54
東北食べる通信（NPO 法人 東北開墾）	ヒアリング概要	p55
文部科学省大臣官房審議官神山修氏	ヒアリング概要	p57
株式会社奥山農園	ヒアリング概要	p59
仙台北税務署	ヒアリング概要	p61
新潟県新潟市農林水産部ニューフードバレー特区課	ヒアリング概要	p63
宮城県大崎市産業経済部農林振興課	ヒアリング概要	p65
兵庫県養父市面総務部国家戦略特区・地方創生課	ヒアリング概要	p67
兵庫ナカバヤシ株式会社	ヒアリング概要	p69

株式会社 Amnak	ヒアリング概要	・ ・ ・ ・ ・	p71
------------	---------	-----------	-----

東北農政局 ヒアリング概要

【日程】 2017 年 4 月 18 日（火）

【場所】 東北大学公共政策大学院（宮城県仙台市青葉区）

【対応者】 東北農政局企画調整室 室長 松井章房氏
同室 企画官 舘澤等氏

【ヒアリングの目的】

将来の東北農業の姿を描くにあたっては、日本の農業の現状と課題について理解する必要がある。現在、食料・農業・農村基本法の下で様々な政策が行われているが、現状、課題、施策についてヒアリングすることで、今後の研究の足掛かりとすることを目的に調査を行った。

【組織概要】

農政局が所掌する各種施策に関する企画・総合調整，広報・報道活動，農畜産物等の災害対策のとりまとめ，農畜産物・飲食料品等の物価対策，農政全般に関する情報発信・収集及び相談対応等の事務を担っている。

【ヒアリング要旨】

1. 我が国の食料・農業・農村をめぐる課題と施策について

(1) 農業の産業規模について

日本の国内生産額に占める農林水産業の割合は 1.3%と低い状況である。一方で、農業・食料関連産業の国内生産額は約 100 兆円にのぼり、全産業のうち 10.5%となっている。また、世界においての生産額は 10 位と高く、日本の重要な分野の 1 つになっている。地方においては食品製造業の占める割合が高い。また、食品製造業の原料の約 7 割が国内生産物である。

(2) 少子高齢化と農業について

日本の人口は減少傾向にあるので、日本のマーケットも縮小傾向にある。さらに人口減少は農業従事者の点からも厳しいのが現状である。特に高齢化が進む東北においてはこの問題は顕著である。

(3) 食生活の変化とそれに伴う需要と供給の変化について

日本において食生活の洋風化が進んでいる。米の全国ベースでの需要量は毎年約 8 万 t ずつ減少傾向にあり、米を食べなくなっている。一方で、油は 1965 年比で 3 倍摂取

するようになり、加えて肉をよく食べるようになった。さらには、食の外部化と簡便化が定着している。ここ 20 年を見ると、米産出額は全体に占める割合が減少する中、野菜と畜産の割合は増えていることがいえる。

(4) 東北各県の農業

青森県は多様な農業が営まれ、野菜や果樹等、農業産出額全国上位の品目が数多くある。秋田県は米の依存度が高く、稲作中心の農業である。そのため、園芸作物への転換を進めている。岩手県は豚、ブロイラーの飼養頭羽数が東北で最も多く、飼料作物の生産も盛んである。宮城県は広大な平野を生かした米生産が中心である。米が県内農業産出額の約 50%を占めている。山形県はフルーツランドといえる。農業産出額全国トップ 5 に果樹 4 品目でランクインしている。福島県は米、野菜、畜産、果樹等多様な農業を展開している。しかし、風評被害に苦しんでいる。キュウリは代替えが効かないため、夏場生産できる福島産は回復基調である一方で、競合品目は苦勞している。

(5) 新規就業者数と法人について

東北における新規就農者数は増加傾向にあるが、世代間のバランスのとれた農業就業構造の実現に向けては、青年層の就業者の増加が喫緊の課題である。これは農業者の高齢化の問題とも関係する。一方で、法人数と常時雇用者数は増加傾向にあり、一般法人の数も増加傾向にある。

2. 農業・農村の復興・再生に向けた取り組みと動きについて

東日本大震災により、岩手県、宮城県、福島県の 3 県の農林水産関係被害額の総計は 2 兆円を超えた。また、3 県の農地の流出・冠水面積は約 2 万 ha と甚大な被害が出た。このうち、仙台東地区は国の直轄事業として農地等の復旧・整備が行われた。仙台東地区のうち、井土地区では圃場を大区画化したことで、大型機械を導入して栽培の効率化が図られた。復興関係の事業（被災農家経営再開支援事業）を担当した者によると、(1) 首長等がリーダーシップを発揮している、(2) 住民の復興に向けた合意形成が速やかにできている、という 2 点がある自治体では復興が早く進んでいる印象である。

仙台市経済局農林部 ヒアリング概要

【日程】2017年5月9日（火）

【場所】仙台市内（宮城県仙台市）

【対応者】仙台市経済局農林部 参事 森下達士氏

【ヒアリングの目的】

東日本大震災により被災した仙台東部地区を対象に、大規模営農や6次産業化の取り組み等新たな農業への取り組みを調査し、農業者による課題解決への道のり等を学習することで、行政による支援の在り方について考察する目的で調査を行った。

ヒアリングでは、森下氏には株式会社舞台ファーム、農事組合法人井土生産組合、東北農政局仙台東土地改良建設事業所、仙台市農業園芸センターの調査への同行に加え、大沼太陽光発電所、二郷堀排水機場、仙台農業組合たなばたけ高砂店、の3つの現場を案内・説明して頂いた。

【取り組みの概要】

大沼太陽光発電所では農業用施設の維持管理費軽減の取り組みが行われている。二郷堀排水機場では、大規模農業水利施設の災害復旧の取り組みが行われている。仙台農業組合たなばたけ高砂店では、農業協同組合による地域農産物直売の取り組みが行われている。

【ヒアリング要旨】

1. 大沼太陽光発電所について

市の所有物である大沼を少し埋め立て、そこに太陽光パネルを設置して発電を行っている。この発電所では年間約56万kWhを発電し、売電によって得られた収入は、仙台市東部の4つの基幹排水機場の維持管理費に充てることで、農業者の生産コスト上昇の抑制に努めている。仙台市東部では東日本大震災により約50cmの地盤沈下が生じ、震災前より水が溜まりやすくなる恐れが出ていた。そのため、震災で破損した排水機場を改修し、より多くの水をくみ上げられるように排水能力を約2倍に増強した。その維持管理費は売電収入で補うことで、農産物の生産コストの抑制につなげた。

2. 二郷堀排水機場について

仙台市東部では東日本大震災により約50cmの地盤沈下が生じたため、震災で破損した排水機場を改修し、より多くの水をくみ上げられるように排水能力を約2倍に増強した。二郷堀排水機場では排水量を震災前の10 m³/sから、震災後は20.2 m³/sに排水能力を引き上げた。その排水ポンプは平常時1台、非常時は4台で体制をとっている。津波による被

害が大きかったことから、排水機場の減災対策をとった。具体的には、(1) 鉄骨造から鉄筋コンクリート造への転換、(2) 建屋開口部は想定津波高さ以上に改修、(3) 建屋屋上部に避難所を設置、(4) 電気設備は2階の電気室内に設置、(5) 停電を想定し、非常用発電機等を配備、という5つの手段をとっている。

3. 仙台農業組合たなばたけ高砂店について

JA 仙台管内で生産された新鮮野菜を中心に販売している。直売所内には、(1) 惣菜工房、(2) 豆腐工房、(3) 今搗き米工房、(4) スイーツ工房があり、様々な農産物を魅力的な商品として展開している。

農事組合法人井土生産組合 ヒアリング概要

【日程】2017年5月9日（火）

【場所】農事組合法人井土生産組合（宮城県仙台市若林区）

【対応者】代表理事組合長 鈴木保則氏

【ヒアリングの目的】

東日本大震災からの復旧により、大規模な土地利用型農業に取り組んでいるため、その調査を行った。また、農事組合法人であるため、法人化についても調査を行った。

【会社概要】

【設立】2013年1月

【代表理事】鈴木 保則 氏

【従業員】20名，常時雇用5名，パート15名

【経営面積】100ha（水田85ha，畑地15ha）

【農作物】仙台井土ねぎ，米（ひとめぼれ，まなむすめ等），たまねぎ，ミニトマト等

【販売額】11,000万円（2016年度）

【ヒアリング要旨】

1. 法人化について

東日本大震災により，地区の農地は瓦礫で無残な状況だったが，関係者ほか多くの方々の支援により農地が復旧した。先祖代々受け継がれてきたこの農地を，絶やすわけにはいかず，15名の有志で農事組合法人を立ち上げた。井土地区の被災前の農家数は73戸だったが，多くの農家が農業の継続を断念した。そこで，この組合を井土の復興の旗印として，井土の名を絶やさぬよう，人が集まり，儲かる農業を実践することを経営ビジョンに掲げている。

2. 取り組みについて

1番メインに取り組んでいるのがネギの生産である。仙台井土ねぎとしてブランド化に成功している。ネギを通じて組合の活動を知ってもらえればと考えている。7月から翌年の3月まで毎日収穫を行っている。他の農産物としてタマネギは3haで展開している。6月から8月にかけて収穫を行っている。他には水耕栽培でミニトマトの生産も行っている。ハウスが余っていたので有効活用するために開始したのがきっかけである。今現在13aで展開している。水耕栽培ということで土を使わないので，塩害の影響を受けなくて済んでいる。加えて，1番助かっているのは地下水である。昔はそれぞれの家に井戸が地

下にあったが、震災で全部だめになってしまった。井土地区だけは井戸水が使える状況である。地下水ということで、ミネラル等が豊富である。おかげで野菜に甘みがでて、仙台井土ねぎは甘いと評判である。12月には仙台井土ねぎの袋詰め放題である仙台井土ねぎまつりを開催している。3000人が来場し、60aのネギが1時間足らずでなくなるほどの盛況ぶりである。

3. 後継者について

自分たちの子供たちが理想ではある。しかし、子供たちは定職についてしまっているのが現状である。社員（男性3名、女性2名）を登用し、パート15名を雇っている。歳をとっていくなかで残ってもらうために社員の育成に励んでいる。役員8名は毎日出勤しており、社員が5名いるがそれでも足りていないのが現状である。ネギの収穫のピーク時は人が足りないので、20人ほどアルバイトを登録している。ネギの出荷は1日約20人態勢でやっている。非農家だがやる気がある社員がきているので、今後は社員を増やしていく予定である。若い担い手が出てくるのを期待して、組合として今は基盤づくりに努めている。

東北農政局仙台東土地改良建設事業所 ヒアリング概要

【日程】 2017 年 5 月 9 日（火）

【場所】 仙台市内の農場（宮城県仙台市若林区）

【対応者】 東北農政局仙台東土地改良建設事業所 技術専門官 佐藤一宏氏

【ヒアリングの目的】

東日本大震災により被災した仙台東部地区において、圃場整備による大規模営農の取り組み等、新たな農業への取り組みを把握する目的で調査を行った。

【取り組みの概要】

直轄特定災害復旧事業による被災した農地及び農業用排水施設の復旧とともに、大区画化を主体とした区画整理を実施し、農地の利用集積による経営規模の拡大と経営の合理化を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資する取り組みである。

【ヒアリング要旨】

1. 圃場整備事業について

東日本大震災による津波により甚大な被害を受けた農地等（約 2,000ha）について、除塩、農地復旧及び施設復旧と併せて、再度災害の防止、農業経営の安定、農用地の利用集積及び国土保全に資することを目的とした事業である。大規模化と合わせて用水路・排水路・暗渠排水・道路の整備も行っている。大区画化は 2018 年度をめどに全て終わらせる予定である。大区画化によって、6ha を 5 時間で種まきが完了したことが挙げられる。この事業にかかった費用は、農地復旧、施設復旧、区画整備を合わせて、仙台東地区全体で約 800 億円である。

仙台市農業園芸センター ヒアリング概要

【日程】2017年5月9日（火）

【場所】仙台市農業園芸センター（宮城県仙台市若林区）

【対応者】仙台ターミナルビル株式会社

総合企画本部経営管理部

観光農業グループ荒井事務所 所長 太田尚志氏

【ヒアリングの目的】

先端技術を用いた展示事業，農業者向けの研修事業，地域の消費者向けの観光果樹園事業等の様々な事業に着目し，調査を行った。

【組織概要】

仙台市農業園芸センターは仙台市から民間事業者での運営に変わり，“収益性の高い農業推進拠点”を仙台ターミナルビル（株）が，“農と触れ合う交流地点”を日比谷アメニス・日比谷花壇共同事業体が運営を開始した。これまで農業の6次産業化に向けた様々な取り組みを行ってきた経験や，ショッピングセンター事業，ホテル事業の運営経験から，販売ノウハウや企画力，飲食事業ノウハウや商品開発力，そしてホテルのシェフとの連携等の経営資源を生かし，地域の発展に貢献している。

【ヒアリング要旨】

1. 観光果樹園事業について

観光果樹園事業では，1年間摘み取りができるということをコンセプトに，ブルーベリー，ブドウ，梨，イチジク，リンゴの5種の作物を栽培・販売している。もぎ取り体験，直売，出荷，カフェの運営を行っている。長期間もぎ取り体験ができるように，夏から秋にかけて摘み取りがずれるように植えている。トマトハウスでも摘み取り体験の取り組みを行っている。

2. 研修事業について

研修事業として複合経営コースと果樹栽培コースを設けている。複合経営コースは農業従事者の方，複合農業経営に興味のある方を募集し，東北大学の先生や農業園芸総合研究所等の力を借り，研修を実施している。果樹栽培コースは観光果樹園で果樹を栽培して知識を学ぶ研修を実施している。その他として，加工研修，トマト等野菜栽培コースの開港を予定している。

3. 展示事業について

展示事業として果樹の新しい技術（ジョイント栽培）、トマトハウスでは養液栽培、富士通の akisai というインターネットクラウドを導入したハウス内の環境整備等、最新の施設園芸の展示を行っている。

東北農政局担い手育成課 ヒアリング概要

【日程】 2017年6月14日（水）

【場所】 仙台合同庁舎内会議室（宮城県仙台市青葉区）

【対応者】 東北農政局経営・事業支援部担い手育成課 課長補佐 黒崎利彦氏

【ヒアリングの目的】

東北地方の担い手の確保の現状とその支援制度について調査を行い、現状と課題を認識し、将来の担い手像を明確にするためにヒアリングを行った。

【組織概要】

経営所得安定対策の推進，農業の担い手の育成，農業経営の改善・安定等の事務を担っている。

【ヒアリング要旨】

1. 担い手について

効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者やそれを目指す農業者を担い手（認定農業者，新規就農者，集落営農組織等）として，経営所得安定対策，融資，補助事業等により支援している。そして，将来，こうした農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指している。

地域によって抱える課題は様々であるが，施策については，その目的に応じて各種統計データ等を分析しながら講じている。

2. 認定農業者について

農業経営改善計画の認定に際しては，市町村の基本構想に照らし妥当であるか，農用地の利用について効率的に利用されるものであるか，また，実現可能な計画であるか等について市町村が審査し，認定の可否を判断している。

新たな農業経営指標による経営改善計画のフォローアップとして，認定農業者は新たな農業経営指標により毎年の経営状況の自己チェック結果を，3年目と5年目に市町村に対し提出することになっている。これにより経営の自己改善を促している。

農業経営改善計画は5年ごとに更新することができるが，その場合，市町村は計画の達成状況等チェックし，更新の可否にあたっての判断材料の一つとしている。

東北農政局経営支援課 ヒアリング概要

【日程】2017年6月14日（水）

【場所】仙台合同庁舎内会議室（宮城県仙台市青葉区）

【対応者】東北農政局経営・事業支援部経営支援課 課長補佐 花田淳氏

【ヒアリングの目的】

東北地方の担い手の確保の現状とその支援制度について調査を行い、現状と課題を認識し、将来の担い手像を明確にするためにヒアリングを行った。また、女性の活躍推進に向けた取り組みも行われているので、その話を伺い、担い手について考えるためにヒアリングを行った。

【組織概要】

新規就農の促進や青年農業者の育成、女性の農業経営への参画促進、農業経営体の育成支援、農業者の協同組織の指導、各種制度資金の調整等の事務を担っている。

【ヒアリング要旨】

1. 農業を担う人材の育成・確保に向けて

現在、日本の基幹的農業従事者は、65歳以上が6割、40代以下が1割と著しくアンバランスな状況にある。現状、農業は、若い人の発想を活かすことが難しいともいえる。2015年の新規就農者数は6万5,000人で、うち40代以下の若い就農者は2万3,000人である。これまでの傾向では、約3割が離農しており、離農者を減らし、定着する若い就農者の数を増やしていく必要がある。新規就農者の課題は、「営農技術の習得」と「資金の確保」、さらに新規参入者に関しては「農地の確保」も大きな課題である。農林水産省では、これらの課題を解決するため、就農準備、就農を経て経営確立までの各段階に応じて、農業次世代人材投資事業、農の雇用事業、農業経営塾の創出等の支援を行っている。

現在、危惧していることは、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）を貰っていた人が、しっかりと農業に定着するかどうかである。このため、2017年度からは、資金に採択された人には市町村が「農地」、「資金」、「技術」の3つの専属の担当者を付ける仕組みとしてサポートを強化した。これは、新規就農者の相談相手を明確にする取り組みである。

2. 農林水産業における女性の活躍推進について

女性農業者は、農業就業人口の約半分を占める等、農業の担い手として重要な役割を果たしているが、農業経営や農業委員等政策・方針決定過程への女性の参画はまだ十分に進

んでいない状況にある。農業委員あるいは農協の役員に占める女性の比率は、上昇傾向にあるものの、2016年時点で農業委員は8.1%、農協役員は7.5%に留まっている。また、49歳以下の新規就農者に占める女性の割合は26%と低い状況にある。国は、第4次男女共同参画基本計画に成果目標を掲げ、農業委員に占める女性の割合は早期に10%、さらには2020年までに30%、農協役員に占める女性の割合は早期に10%、さらには2020年までに15%を目指している。さらなる女性参画には、(1) 地域社会の理解、(2) 家族の理解、(3) 女性自身の参画意欲、の3点が必要である。現在、農林水産省では、女性の活躍促進に向けて、農業女子プロジェクトを推進している。これは、企業が女性農業者の意見を取り入れて商品やサービスを開発し、それを広く情報発信することで、女性の存在感を高め、女性が活躍しやすくするためのプロジェクトである。女性は、これまでも生産物の加工等の分野において活躍してきた。女性の経営参画により経営への効果が発揮され、女性役員・管理職がいる経営は、収益力が向上するという調査結果もある。6次産業化の分野・地域課題の解決といったところで、さらに女性が活躍できるのではないかと考える。これからも女性ならではの視点や発想を活かした活躍を期待している。

東北農政局農地政策推進課 ヒアリング概要

【日程】 2017 年 6 月 14 日（水）

【場所】 仙台合同庁舎内会議室（宮城県仙台市青葉区）

【対応者】 東北農政局経営・事業支援部農地政策推進課 訟務官 永代高雄氏

【ヒアリングの目的】

農地中間管理機構の活用状況等について話を聞くことで、農地の集約・集積化や出し手と受け手のギャップについて考え、今後農地を担い手に集約・集積する方策を考えるためにヒアリングを行った。

【組織概要】

農地の権利移動その他農地関係の調整，農地流動化の推進，農業委員会等の指導，国有農地等の管理・処分等の事務を担っている。

【ヒアリング要旨】

1. 農地中間管理機構について

政府の目標として、今後 10 年間で担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構想を実現するというのがある。それを実現すべく、各都道府県に 1 つ農地中間管理機構が創設された。農地中間管理機構は、(1) 地域内の分散し、錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等についての借り受け、(2) 必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように貸し付け、(3) 借り受けた農地について農地としての管理、(4) 農地中間管理機構の業務の一部を市町村等に委託し、農地中間管理機構を中心とする関係者の総力で農地集積・集約化、耕作放棄地解消を推進、という 4 つの役割を持つ。

農地を貸したい人、借りたい人双方のマッチングにおいて、コンセンサスをとるために農地中間管理機構が行う工夫については、現地コーディネーター（県職員 OB 等）が現地に駐在してコーディネートを行っている。また、出し手と受け手を繋ぐという意味では、農地中間管理機構だけでは限界があるので、人・農地プランに基づく地域での話し合いが重要となる。人・農地プランは基本的には市町村が主導して地域で行うものである。その話し合いの場には、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員や現地コーディネーターが加わり、これからの地域の農業をどうしていくか、リタイアする人の農地をどうするか、誰を担い手として農地の集積・集約化をしていくかといったことを話し合い、それを人・農地プランとして取りまとめ、農地中間管理機構を通して農地の集積・集約化を図っていく。話し合いの範囲は地域の実情に応じて異なると思うが、大字単位とか旧市町村単

位等，実際に農地の利用調整が可能な範囲が適当と考えており，その地域での話し合いをベースに様々な施策を講じていくのが望ましい。

基盤整備等のノウハウのある土地改良区等の土地改良事業主が農地中間管理業務を担っても良かったのではという意見については，土地改良区は土地改良法に基づき，農業用排水施設等の新設・管理や，区画整理等の事業（土地改良事業）を行う団体であり，これらの事業の対象となっていない農地については権限がないため，広範囲にわたる農地の利用調整業務を行うことができない。しかしながら，土地改良事業の実施による担い手への農地集積・集約化は，効果的な方法であることから，国としては，土地改良区が農地中間管理機構の業務委託を受けて土地改良事業を通じた担い手への農地の集積・集約化を進めているところである。

2. 担い手への集積率と機構の転貸面積について

東北における担い手への農地の集積率は，2016年度時点で52.8%である。全国ベースでの集積率は2016年度時点で54.0%と高いが，これはすでに集積率が8割を超えている北海道の影響が大きい。北海道を除くと，全国ベースより東北の方が集積率は高くなる。

2016年度の東北における機構による農業者への転貸面積は，14,000haとなっており，前年度の21,000haに比べて減少している。この原因としては，2015年度までに平地の水田地域等の取り組みやすい農地について転貸が進んだことが挙げられる。2016年度では，中山間地域等の条件が不利な地域において取り組んだものの，担い手不足等によりその取り組みが思うように進んでいないことが要因の1つとして考えられる。

3. 支援措置について

人・農地プランに担い手（中心経営体）として位置付けられることで，青年就農給付金，スーパーL資金の当初5年間無利子化，経営体育成支援事業，等の支援が受けられる。また，農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた地域や農地の出し手に対して協力金（機構集積協力金）が交付される。

東北農政局農地整備課 ヒアリング概要

【日程】 2017 年 6 月 14 日（水）

【場所】 仙台合同庁舎内会議室（宮城県仙台市青葉区）

【対応者】 東北農政局農村振興部農地整備課 課長 大川稔氏

【ヒアリングの目的】

「東北地方の農地の大区画化の現状とそれに伴う農地中間管理機構の活用状況等について」をテーマとして、担い手に対して農地をどのように集積するか等について考えるため、農業農村整備と農地整備の概要についてヒアリングを行った。

【組織概要】

農地整備課の所掌は、国が行う農地再編整備事業等、県・団体等が行う農地整備事業、農道整備事業等、地域の活動組織等が行う多面的機能支払交付金等の指導・助言・助成等の事務を担っている。

【ヒアリング要旨】

1. 農業農村をめぐる状況

農業農村の持続的な発展と食料の安定供給のために、農業・農村をめぐる課題への早急な対応が不可欠であり、良好な営農条件を備えた農地や農業用水等を確保する農業農村整備事業を推進する必要がある。

2. 農業農村整備事業（土地改良事業として）の仕組み

土地改良事業は、農家からの申請と受益農家の 3 分の 2 以上の同意があつて実施することが原則とされている。また、実施に当たっては、都道府県、市町村との協議・調整や第三者である学識経験者等の調査報告、地域住民からの意見聴取等も必要である。

農地中間管理機構への貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けられない恐れがあり、一方、機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性がある。

このため、2017 年度の土地改良法の改正により、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに実施する大区画化等の基盤整備を推進することとしている。効果としては、新たな農家負担の補填により、躊躇なく事業に取り組めて農地の集積・集約化が進むことが挙げられる。課題としては、事業対象農地の全てについて農地中間管理権を事業計画の公告日から 15 年間に渡

り設定しなければならず、これがかなり難しいことである。

3. 農地整備の状況と効果について

全国の農地整備の状況は、1982年から2014年の約30年間で水田整備率は35%から64%に向上し、全国平均の10a当たりの稲作労働時間は大幅に減少するとともに、担い手農家への農地集積が近年急速に進展している。

東北管内の水田整備率（2015年度、概ね30a程度）は、山形県（75%）に次いで福島県（71%）となっている。また、水田の大区画整備率（概ね1ha程度）は、宮城県（26%）に次いで秋田県（22%）となっている。東北管内での圃場整備事業実施前後の農地利用集積率（2010年度～2014年度圃場整備完了地区）を比べると、実施前は11%であるのに対し、実施後は59%となり、担い手への利用集積が図られており、水田の大区画化等により、効率的な生産が可能となっている。また、暗渠排水の整備等による水田の汎用化や畑地かんがい施設の整備により、高付加価値農業への転換が可能となっている。

東北農政局企画調整室 ヒアリング概要

【日程】2017年6月14日（水）

【場所】仙台合同庁舎内会議室（宮城県仙台市青葉区）

【対応者】東北農政局企画調整室 企画官 舘澤等氏

【ヒアリングの目的】

東北農政局が発行する『グラフと図で見る東北の農業・農村 2016』にある、東北地方の農業に関する様々なデータを散見する中で、農業経営体に関しては青森県と山形県に、農地の権利移動に関しては青森県でそれぞれ特異性が見られた。そこで、これらの特異性に関して調査を行うことで、東北ならではの将来の姿を考察するためにヒアリングを行った。

【ヒアリング要旨】

1. 農業経営体について

農業経営体数の農産物販売金額規模別割合を見ると、500~1,000万円、1,000万円以上の販売金額規模を持つ経営体の割合が、青森県と山形県においては他県より比較的高い。この理由としては、青森県と山形県においては、農業経営組織別に見ると、果樹類を栽培している経営体の割合が他県に比べて高いことが要因であると考えられる。また、「東北における平成27年市町村別農業産出額（推計）」からは、農業産出額上位の市町村は果実・畜産・野菜の産地が多くなっていることが分かる。収益性の低い米ではなく、収益性の高い果実等を作っている割合が高いことが、影響をしているのではないかと。

2. 農地の権利移動について

青森県が農地の売買による所有権移転が多い理由について、この傾向は2013年に限ったことではなく、2012年、2011年、2010年も同じである。青森県でも県の特異性については把握しているものの、具体的な理由については分析しきれていないということである。県では、特段、売買に関する優遇制度は設けていない。

これは個人の意見とのことだが、全国農業会議所が出している「田畑売買価格等に関する調査結果」を見ると、青森県のみが他の東北各県に比して平均価格が安い。また、この傾向も単年度だけではなく年度を遡っても同様である。つまり、農地の売買価格が他の東北各県よりも安いことが、青森県の特異なグラフ構造の一因となっていると推測されるところである。また、青森県の担当者の意見として、青森県では農地の売買について、農地中間管理機構による斡旋の一方で、市町村による斡旋も多いため、市町村による斡旋が功を奏してきたという見方もできるのではないかとのことだった。

農林水産省大臣官房検査・監察部検査課 ヒアリング概要

【日程】2017年6月22日（木）

【場所】東北大学公共政策大学院（宮城県仙台市青葉区）

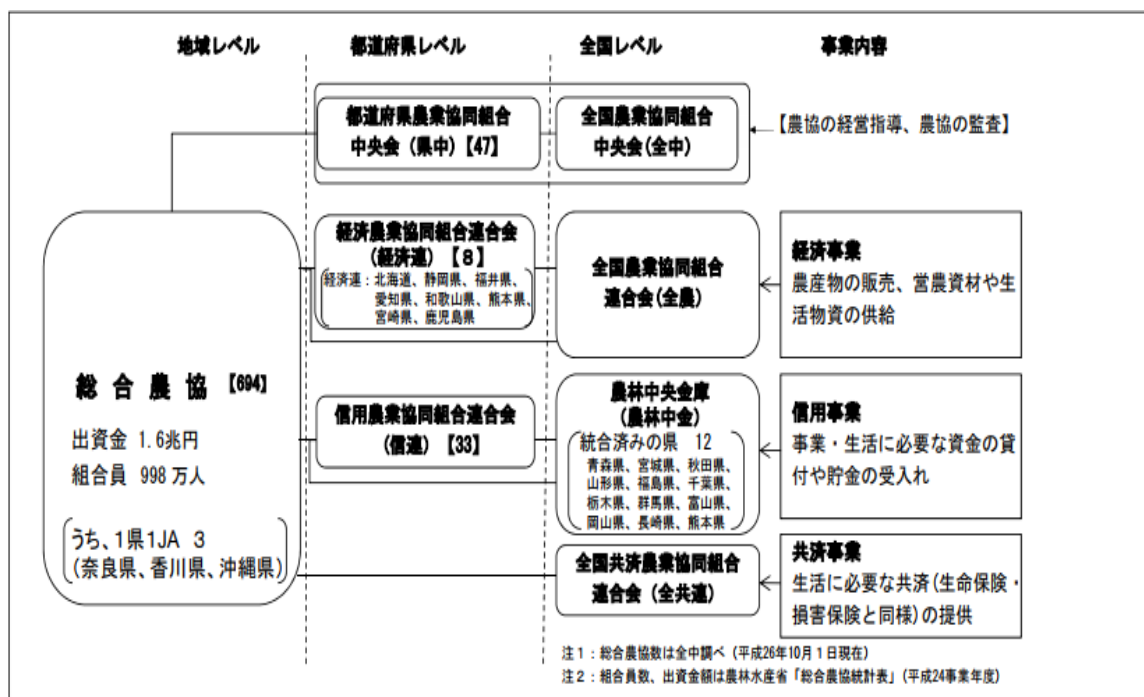
【対応者】農林水産省大臣官房検査・監察部検査課 次席検査官 長谷川元氏

【ヒアリングの目的】

これまで農業を支えてきた農協とその検査体制について話を聞くことで、農協の実態について理解し、今後のあるべき農協の姿について考えるために話を伺った。

【農協概要】

資料編図表1 農協の組織図



（出典）農林水産省「農協について」

【ヒアリング要旨】

1. 信用事業について

信用事業とは、貯金、定期積金の受け入れ、営農・生活資金の貸し付け、為替取引等の金融サービスを提供する事業である。1988年の全国農協大会では、経営基盤の強化等を図るため、農協の合併が進められ、1,000農協構想が掲げられた。2015年度末には、信用事業を営む農協数は691農協にまで減り、複数の市町村を区域とする広域合併が相当程度進

展している。

2. 経済事業について

(1) 農畜産物販売事業、(2) 生産資材購買事業、の大きく2つに分かれている。

農畜産物販売事業とは、組合員が生産した米穀、青果物、畜産物等を販売する事業である。農協は、組合員から販売委託を受け、連合会への販売の再委託や、卸売市場を通じて販売するケースが多く、組合員からの買い取りによる販売、実需者・消費者への直接販売や契約販売は少ない。農協の取扱高は1985年度をピークに減少傾向にある。

生産資材販売事業とは、肥料、農薬、飼料、農業機械等を共同購入し、組合員に対し供給する事業である。通常、組合員から農協が予約注文を受け、全農や経済連に注文を集約し、肥料、農薬、農業機械等のメーカーと価格交渉を行い、農協を通じて組合員へ供給される。農協の取扱高は1984年度をピークに減少傾向にある。

3. 監督行政と検査行政の関係について

ある団体に対して、指導監督部局は指導監督を、検査部局は検査を行い、相互に情報交換を行っている。農林中央金庫や信連等は、指導・監督を行っているのが農林水産省経営局と金融庁監督局、検査を行っているのが農林水産省検査・監察部と金融庁検査局である。検査の視点としては、(1) 法令等との適合性（合法性）、(2) 事業目的との整合性（合目的性）、(3) 経済性の観点からの妥当性（合理性）、の3点である。

山形県村山市政策推進課 ヒアリング概要

【日程】 2017 年 6 月 26 日（月）

【場所】 東北大学公共政策大学院（宮城県仙台市青葉区）

【対応者】 山形県村山市政策推進課 課長 佐藤洋介氏

【ヒアリングの目的】

農林水産省の農地政策について聞くことで、減少する農地と増加する耕作放棄地の問題を解決する知見を得るために話を伺った。また、高齢化が進む中山間地域である村山市での取り組みについて聞くことで、中山間地域の今後を考える機会とするためにも話を伺った。

【ヒアリング要旨】

1. 農地政策について

2014 年時点で耕地面積は 452 万 ha で減少傾向にある。農業者は 2010 年時点で 219 万人、うち 60 代以下層は 124 万人といずれも減少傾向にあるのが現状である。リタイアで放出される農地を、放棄させずに、少ない農業者で耕作できる環境整備が求められている。篤農家のデータのビックデータ化を試みているが、技術継承までは至っていないのが現状である。そこで農林水産省としては、(1) 人・農地プランの作成、(2) 農地中間管理機構の整備、(3) 農業委員会法改正による「農地の世話役」の確保、(4) 農地情報の公表義務付け（全国農地ナビ）、という 4 つの政策を打ち出している。しかし、いくつか課題がある。(1) に関しては、市町村や行政で作っただけのプランも存在している。(2) に関しては、受け手がいないというのがある。条件が悪い土地が残ってしまい、受け手の需要を把握していないというのがある。条件が悪い農地に関しては潰していくことも必要であるという意見もある。加えて、受け手がいるものの、集落営農が土地を受けたことであまり機能しなかった例も過去にはある。これらの課題が現状残っている。

2. 山形県村山市の地方創生について

村山市の課題として、(1) 魅力的な仕事が少ない、(2) 若者が声を上げにくい、(3) 情報発信が下手、(4) 事業者の高齢化、という 4 つが挙げられている。村山市では、コワーキングスペースを活用し、(1) に関しては仕事の創生、(2) に関しては職場と飲み屋の中間の場づくり、(3) に関しては異業種連携の促進、(4) に関しては今後の担い手の発想を具体化、という対応方針で課題解決に取り組んでいる。人口減少が発端となって地方創生に取り組み、地方で農業というのを 1 つの売りとして地方創生に取り組んでいる。

公益財団法人やまがた農業支援センター ヒアリング概要

【日程】 2017 年 7 月 3 日（月）

【場所】 公益財団法人やまがた農業支援センター（山形県山形市）

【対応者】 参事（兼）農地中間管理事業局 局長 須藤義幸氏

【ヒアリングの目的】

山形県における農地中間管理機構における実際に関する知見を深めるため、ヒアリング調査を行なった。

【組織概要】

公益財団法人やまがた農業支援センターは 2014 年 4 月 1 日に山形県知事より農地中間管理機構の指定を受け、農地の貸借を行い、農地の集積、集約化、農業経営の規模拡大、新規参入者等による農用地等の効率的利用を促進し、農業の生産性の向上を図る農地中間管理事業を行なっている。

【ヒアリング要旨】

1. 県内の農地の集約の状況について

山形県内は「庄内」，「最上」，「村山」，「置賜」の 4 ブロックがある。このうち、庄内が最も集積が進んでいる。その理由としては、水田が多いため、圃場整備を大規模に実施できるからである。

一方で、果樹の多い村山では、理屈からして担い手に集積する道理がない。なぜなら、果樹農業に関しては農法の機械化が困難であるとともに、属人的で人によってもやり方が違ううえ、現在は労働力も不足している状況にある。例えば、村山地方に多い「さくらんぼ」は、その典型である。

2. 土地に関する課題について

中山間地域は圃場整備が困難であるため、土地を借りた農家がやっていけるかという課題が第一にある。借りるだけ借りて、続かないという実態もある。また、土地を集積する中においても、質的に「集約」することが重要であるといえる。農地が飛び飛びでは、効率性・生産性に懸念が残るためである。その他、集積の円滑化を図るための、農地の出し手に対する支援（機構集積協力金）も集積という観点からは、その効果が十分であったか懸念が残る。

つまり、お金をかけた分の経済効果が果たして望めるか、ということであり、コストをかけない整備方法のあり方も必要ではないか。農地集積に関しては進展が難しくなってきた。

ており、今後、関係機関との連携の重要性が増してきており、農地中間管理機構の事業のみで完結する問題ではない。

3. 担い手に関する課題について

土地の集積や整備が入り口だとすると、出口を考えることも重要である。ただ単に規模拡大を一边倒に行うだけではなく、土地を借り受けた担い手が果たして「業」としてやっていけるかということも念頭におく必要がある。また、現在の担い手は「団塊世代」が中心であり、この場合、跡継ぎがいれば頑張る事ができるが、いない場合は転貸する傾向にある。その他、地域のコミュニティが密であればあるほど、属人的となって「選り好み」が発生する。つまり「この人には貸すけど、あの人には絶対に貸さない」等という事である。

公益財団法人やまがた農業支援センター ヒアリング概要

【日程】 2017 年 7 月 3 日（月）

【場所】 公益財団法人やまがた農業支援センター（山形県山形市）

【対応者】 6 次産業化推進課長 中川芳則氏

【ヒアリングの目的】

山形県における 6 次産業化の取り組みの支援に関する知見を深めるためヒアリング調査を行なった。

【取り組み概要】

山形県では、農林漁業者による 6 次産業化の取り組みの支援を目的に、公益財団法人やまがた農業支援センター内に「山形 6 次産業化サポートセンター」を開設している。ここでは、6 次産業化の専門家「山形 6 次産業化プランナー」が、農業経営や商品開発等の専門性を活かしながら、総合化事業計画の策定をはじめ、事業の実施から実施後のフォローアップまで、農林漁業者の想いや夢を実現するための支援を行なっている。

【ヒアリング要旨】

1. 6 次産業化の実際について

サポートセンターでは、よろず相談事業所として 6 次産業化の申請の明確化を行なっている。しかし、事業化計画は難しく「農家の思い」だけで進んでしまった結果、失敗する事が多々ある。

6 次産業化においても「出口」をしっかりと考える事が大事であると認識している。相談内容は多種多様であり、単に農作物を「捨てるのが勿体無い」というものまである。

また、6 次産業化は地域ごとの作目によって「やりやすさ」が違い、有利な果樹は圧倒的に村山地方が強い。米は庄内で煎餅を作っている。最上はきのこ、木工品等である。

さらに、構想から認定まで相当程度の期間が生じる。それは、商品開発や販路開拓をはじめとした種々の課題を乗り越えなければならないためである。

結論として、農業側から「6 次化」という考え方を成立させることは現実的には発展しにくいと考えられる。

それは、実際には中小企業からの申請が多いことから明らかである。

農家が規模を拡大するためには、中小企業としっかり組み合わさって事業を展開する事が必要であるが、県内の加工事業者は県外に比べて苦手であり、その点が課題といえる。

2. 女性向けの養成塾について

事業化計画に困難さが伴う中、女性特有の細かい配慮や気づき等は6次産業化に有効な面もあり、女性への期待は膨らんでいる。

山形県では「アグリウーマン塾」として、積極的に農業経営に携わり、事業展開を図ろうとする若い女性農業者を対象に、講義や演習を通して必要な実践力や経営感覚の習得を支援する養成塾を開催している。カリキュラムは年5回であり、農業経営に意欲的に取り組む概ね40歳未満の女性農業者を対象としている。

内容は以下の通りである。

- (1) 講義：基本となる経営分析の手法と、第一線で活躍する女性農業者の経営について学ぶ。
- (2) 現地研修：県内の女性農業者の実践事例を現地で学ぶ。
- (3) 演習：自身の経営状況を把握し、各自の経営発展のためのビジネスプランを作成する。

一方で、女性農業者にあっても高齢化が課題といえる。

上山市農業夢づくり課 ヒアリング概要

【日程】 2017 年 7 月 3 日（月）

【場所】 山形県上山市

【対応者】 上山市農業夢づくり課 課長 藤田大輔氏
主査 新庄章代氏

【上山市への視察及びヒアリング調査へのご協力】

上山市への視察及びヒアリング調査にあたっては、地元の農業者から信頼が厚く、また愛されている農業夢づくり課の全面的な協力を得ることで、成功裏に終えることができた。

業務でお忙しい中において、ヒアリング先の選定に関する助言をいただくほか、新庄主査からは、上山市におけるすべての旅程に随行いただき献身的なサポートをいただいた。ここに深く感謝の意を表する。

有限会社ウッディファーム ヒアリング概要

【日程】2017年7月3日（月）

【場所】有限会社ウッディファーム（山形県上山市）

【対応者】代表取締役 木村義廣氏

【ヒアリングの目的及び会社概要】

有限会社ウッディファームは果樹の生産・販売，果樹を原料とする食料品の製造・販売を行なっている他，ワイナリーとしても事業展開を行なっている。

それらの取り組みから，中山間地域の農業のこれからのに関する知見を深めるためヒアリング調査を行なった。

【ヒアリング要旨】

1. 事業内容及びワイナリー創設に至る経緯について

先代（木村氏の実父）の時代より，ぶどう，さくらんぼ，西洋なし，ベリー類，ブルーベリー等の果樹事業を行っていた。販路としては上山市及び山形市ならびに仙台市の百貨店における需要があった。その後，バイヤーから話があり，ジャムやジュースの加工も手がけるようになった。

生産量の増加に伴い，東京のギフト用に展開していった。現在は市場には商品を出さず，果物専門店や百貨店等向けに出している。

ワイナリーを夢見たきっかけとしては，1985年に上山市で有名なタケダワイナリーの前社長と全国のワイナリーを巡る勉強会に参加したことが端緒となる。シャルドネ，カベルネ，メルローの3つの品種と出会い，その魅力に感動を覚えて，サントリーのワインの契約農家となった。

1997年に法人化し，有限会社ウッディファームとなった。

2004年に，ワイナリー建設を決意した。その背景としては，周辺で休耕田や耕作放棄地が出はじめて，ワイナリーをはじめられる環境が整い，時を同じくしてワイン醸造免許の許可方針が小規模でのワイナリーでも許可が下りることを知った。

2009年より，自社の畑で栽培したワイン用ぶどうだけで醸造している。

積年の夢が叶ったといえる。その一方で，ワインは販路開拓が難しく，品揃えも大事である。売り上げは，果樹7割，ワイナリーは3割といったところであり，とりわけワインは取引先がたくさんないと難しい側面がある。

2. 土地に関する課題について

ここ 10 年で、周辺の環境が変化した。高齢化で耕作放棄地が増加している。この辺りは 50 年前に区画整理を行ったものの、非効率的であった。

土地のやり取りに関しては、従前は農業委員会が所管で親戚・知人との関係で行なっていたが、現在は農地中間管理機構となり、手続きが明確化している。

一方で、「土地は負の財産である」という考え方もある。土地は、借りる側には経費の負担が発生する。特に賦課金がとてもかかる。

貸す側にあっても一時金はその時だけであり、10R で 12, 000 円の賃料では固定資産税にもならない。土地を受け継いだ若者が困る事例は多い。

3. その他

農業用ダムがあったため周辺は米を作っていたが、ぶどう畑にしたことは先見性があったことと認識している。今の上山市は「ワインのふるさと」として、手厚い補助事業があるため、増圃できた。

農業支援センターでは、ワインのラベル作りを手伝ってもらった。そのデザインは実娘が手がけたものである。

ワイン畑で羊を 5 頭飼っている。新たに生まれた 3 頭をはじめ、ワインのラベルにも羊は反映されている。

ふるさと納税は、一定規模の収入が見込めるため助かっている。

株式会社アグリパーク ZAO ヒアリング概要

【日程】2017 年 7 月 3 日（月）

【場所】株式会社アグリパーク ZAO（山形県上山市）

【対応者】専務取締役 荒井正幸氏

【ヒアリングの目的】

株式会社アグリパーク ZAO は中山間地域における農村のコミュニティ再生及び創生を目的として、営農型太陽光発電の取り組みをはじめ、地元資源を災害備蓄用に加工する 6 次産業化の取り組み等、独自の事業活動を行なっている。

それらの取り組みから、中山間地域の農業のこれからのに関する知見を深めるためヒアリング調査を行なった。

【会社概要】

株式会社アグリパーク ZAO は、農林水産省の第 6 次総合産業化事業認定を受けた農業生産法人であり、山形蔵王にある 180 ヘクタールの元牧場を活用し、様々な農業活動を行っている。

【ヒアリング要旨】

1. 事業内容について

6 年前、地元民と 180 ヘクタールの元牧場を活用するべく会社を立ち上げた。しかし、鳥獣被害（クマ、イノシシ）が著しくまともな農業が出来ない。よって、主たる事業はバイオマス、従たる事業は太陽光発電と農業である。通年を考えると植物工場というプランもあったが、近年、オムロンをはじめ大企業が次々と撤退する中で、難しいということで断念した。数々の手続きを経て、1500kw の営農型太陽光発電を設置した。

2. 農村のコミュニティ再生及び創生について

農村の崩壊に危機感を感じている。農村をこれ以上、崩壊させてはいけない。具体的には、周辺の集落における 200 世帯中、50 人もの男性独身者がいる。その最大の理由は、家業が農家であるためである。農家であるが故に女性が嫁ぐことに忌避感を抱いてしまう。大学を出て官公庁に勤める優秀な若者も多いが、それでも実家が農家だと配偶者を獲得できない。農家であるが故に、嫁ぐものがないとすると、どんどん若者が農村から流出していく。若者が流出していくから、農村が崩壊していく。

3. 農村の崩壊を食い止めるための考えについて

コミュニティ再生のためには「金」、すなわち収入が重要な要素となる。例えば、農村から東京に出て行って働いている若者のうち、収入 200 万円に満たないワーキングプアも存在する。そういった若者が農村に帰って来るような仕組みが必要である。具体的には、農業関連収入と農業外収入を合わせて 800 万円を実現すべきである。これほどの収入があれば、若者は帰ってくるのではないか。

4. 収入 800 万円を目指すための障壁とそれを突破するための考えについて

まずは、農地法が時代にかみ合っていないことが障壁となっている。具体的には、「農家は貧乏であり、ますます貧乏になくってはならない」という仕組みであり、だからこそ「貧乏だから補助金をやる」ということである。若者が夢を持つ仕組みではなくなっている。農業する若者の年収 800 万を実現するためには、太陽光発電が必要である。農業収入 200 万、勤務収入 400 万、プラス大規模太陽光発電による収入 200 万（50kw）で実現できる。こうなれば、農家に嫁が来る、地域が復活する。若者に夢を持たせるためには太陽光発電は特効薬となりうるのだ。

しかし、農地法では 3 年ごとの農地転用が求められ、これが阻害要因となっている。これは矛盾があっておかしい。なぜならば 3 年間耕作しない土地は劣化し、畑にならなくどうしようもない。したがって、農地法を見直すことが、一番の成長戦略であるといえる。

5. 現在の農業に思うこと

一步一步事業に取り組んでいるが、資金力がないと厳しいことを痛感している。

農業振興地域に指定されると太陽光発電をはじめとした様々な事業が実質できないことになる。これは金持ちでないと、金融機関は融資しないということと同意義である。そうになると農協も貸さなくなり、厳しくなる可能性がある。しかし、法律の枠組みの中でやるしかない。農作物は保存性がなく、買い叩かれる。だからと言って加工を考えると、設備投資がかかる。だから、農業すればするほど貧乏になる。これが現在の農業だ。

6. 現在の事業構想、その他について

現在の構想としては、スイートソルガム（糖度 18、メタンガスでバイオマス発電）により暖房付き農場を実現したい。羊を飼い、黒ニンニクを作り、そういった良いものを自分たちで食べて、残ったものを売る考えだ。

農地法、建築基準法、都市計画法、それら全て 50 年以上経過しており、農業振興の邪魔になっている。例えば、建築基準法は、海外のように性能主義ではないので（日本は基準主義のため）、コストが高く上がり、建物が建てられない。

なお、アグリパークの構想の一部実現（特に太陽光発電）にあたっては、県知事許可で行った。結論としては、「太陽光発電をはじめとして、農村で行うことは全て農業だ」という考え方の転化が必要である。

アロニアガールズ ヒアリング概要

【日程】 2017 年 7 月 3 日（月）

【場所】 川口良子氏のご自宅（山形県上山市）

【対応者】 アロニアガールズ 川口良子氏

齋藤あい子氏

鏡恵子氏

【ヒアリングの目的及びアロニアガールズの概要】

アロニアガールズはバラ科の植物である「アロニア」の実を栽培・収穫し、加工・販売まで手がける 6 次産業化の取り組みを行なっている。

それらの取り組みから、中山間地域の農業のこれからのに関する知見を深めるためヒアリング調査を行なった。

【ヒアリング要旨】

「アロニア」はバラ科の植物で、ブルーベリーやラズベリーの仲間である。その特徴は、真っ黒な直径 1.5cm の実と強い渋みにある。その渋みの強さは川口さん曰く「猿も食わない」とのことで、実際に試食したが、エグ味と苦味が相まって生の状態では、美味しく食べることがかなわない。

しかし、糖度は 20 度と高くポリフェノールやアントシアニンといった栄養価も豊富で本質的なポテンシャルは高い。また、極めて生命力が高く、暑さや寒さにも強く、病気にもかかりにくい。さらには他のバラ科の植物には見られない、「身が一気に落ちるから収穫を一気呵成にできる」という特性も持つ。

そこで、アロニアの魅力に気づいたお三方は、なんとか美味しく食べようと自宅に小規模の作業所を設けて試行錯誤を経て、グラニュー糖で実を煮て瓶詰めにした「コロコロ煮」とジャムに加工した。これらは、パンやヨーグルトへの付け合わせ、牛乳や紅茶に溶かして飲むほか、オムレツ等の料理へのアクセントとしても使用できる。

また、県の協力を得てアロニアの渋みを生かしながら、なめらかでスッキリとした味のアイスも開発した。

これらの加工品は、山形県内の JA 直売所等で購入できるほか、ふるさと納税の返礼品としても活躍している。

ヒアリング調査の結果、知恵と工夫と情熱、そして行政の適切な後押しがあれば、小規模であっても、農作物本来の可能性を生かし、独自性と魅力を兼ね備えた商品が開発可能であることが分かった。

農業コンサルタント内田文子氏 ヒアリング概要

【日程】 2017年7月12日（水）

【場所】 東北大学公共政策大学院（宮城県仙台市青葉区）

【対応者】 農業経営コンサルタント

BMIA認定ジュニアコンサルタント 内田文子氏

【ヒアリングの目的】

農業者に経営に関する教育を行っており、農業者と距離が近い方から話を聞き、農業者の実態を踏まえ、今後のあるべき農業者の姿を考えるために話を伺った。

【取り組みの概要】

昔の地場産業振興政策における、販売促進や担い手育成等を行う公益法人に勤務していた。そこでの業務を通じ、地域振興や協同組合、その中における農業に興味を抱いた。そこで、地元の農業法人であるサラダボウルの求人に応募し、そこではオンラインアグリビジネススクールの立ち上げと運営、農業経営者教育事業を行った。その後、熊本県が主催する若手農業経営者育成を目的とした「くまもと農業経営塾」の運営に参加し、現在に至る。今、主にやっていることは、農家の経営に関する教育とコンサルティングである。

【ヒアリング要旨】

1. 農業者について

農業者にとって「美味しい」ものを作ろうとするけども、結果的に「美味しい」は人それぞれである。1つの例として、トマトは単収が高いために、新規就農者や農業参入をはじめる多くの人が生産に取り組むが、設備投資等考え、十分に売れるのかという問題がある。近年ではオランダ型の施設園芸を参考にした大規模施設園芸事業も進んでいる中、トマトの値崩れも心配されている。農業は生産出荷販売に関する統計が整備されているが、大規模施設園芸の多くが利用するだろう市場外出荷の数値は補足できない。現状は市場出荷が野菜流通全体の9割を押さえているが、今後のことを考える際には注意が必要である。

また、付加価値を向上させるため6次産業化への取り組みが推進されているが、農家の限られた技術や資源を活用することが6次産業化で目指すべきところである付加価値の向上につながるのかは疑問である。重要であるのは、市場ではどうなのか（何がどのくらい、どのタイミングで求められているのか）を考えるべきである。

また、農業者の中には、利益を計算できない人や、販路を確保せずに、見切り発車で農業をはじめてしまう若者がいるとのことである。

2. 卸売について

市場と仲卸を通すと中間マージンを取られるので、直接卸す方がいいという人がある。卸売のメリットは、集荷、情報集約にあり、スーパーや直売所での直接取引もいいが、スーパーの直売所コーナーも登録農家数が多すぎて手が回らず、中間業者が発生するのが現状である。

今後、おそらく卸売のシステムはなくなると予想される。

青森県農林水産部構造政策課担い手育成グループ ヒアリング概要

【日程】 2017 年 9 月 21 日（木）

【場所】 青森県庁（青森県青森市）

【対応者】 青森県農林水産部構造政策課

担い手育成グループ マネージャー 総括主幹 大和山真一氏

担い手育成グループ 主幹 遠間康正氏

【ヒアリングの目的】

青森県の農業は、「農業産出額」,「生産額ベース自給率」,「主要野菜の作付面積・収穫量」,「主要果樹の結果樹面積・収穫量」が東北 6 県で 1 位となる等,東北地方の農業をリードする県であるといえる。こうした背景には,農業産出額ベースの品目別内訳を他の東北 5 県と比較して米の割合が低い点,農業就業人口の平均年齢が若い点,新規就農者が東北地方で 1 位である等の要因が考えられる。

以上のような要因を検証するため,また,青森県の農業の特色についての調査を目的にヒアリング調査を実施した。

【自治体概要】

青森県は,本州最北部に位置する県で,人口約 129 万人(2016 年)を数える²²³。青森県内総生産の経済活動別構成比(平成 23 年度)を見ると,農業:4.3%(全国:1.3%),製造業:16.0%(全国:31.6%)となっており,農業が基幹的な産業となっていることが伺える。

【ヒアリング要旨】

1. 「若手農業トップランナー塾」について

三村青森県知事の肝入り事業として行われ,「人は財(人はたから)」,人がいなければ始まらない,人が大事と考え,「人を育てることに特化」している。2008 年度より開始され,2017 年度で第 10 期目を迎えている。

2016 年度までの第 9 期で,164 組 190 名が修了し,第 10 期には,23 名が在籍している。「自ら」構想し,行動し,自立していく力強い若手農業者の育成を目指している。塾では,全国から経営者等を招き,常に新鮮味のある講義を行っている。

2. 「GAP」について

GAP の取り組みについては,県内に 6 校ある農業高校のうち,五所川原農林高校が先行している。しかし,GAP を取得していること自体ではなく,教育機関が実施する意義やそ

²²³ 青森県統計分析課「平成 28 年 青森県の人口」について(概要)

の中で生徒に何を気付かせているのか、といった仕組みが素晴らしい。

3. 「地域経営」について

地域経営体（個人・組織・地域貢献型（産直））が収益を生み出し、雇用を生み出す。

「生産→活用→参画→連携→収益→雇用→6次化」という流れである。様々な役割を農家が果たすことで地域を支える、助ける柱となる。地域を自分たちで支えていくことが重要である。

4. 「新規就農者」について

青森県では、300人を目標としている。

→今後必要な農家数を算出した場合、最低限必要な就農者数

農家になるのはリスクが高い。

→トップではなく、No2、No3に向いている人もいるため、

法人への就農が最適な場合もある。

5. 「青森県の強みと弱み」について

①強み

- ・「人、水、土」

- ・他県から「原料供給地」と揶揄される

- 付加価値を付けることで素材を活かすことに特化

- ・農業就業人口は減っているが、生産額は上がっている

②弱み

- ・メジャーな品目が少ない

- マイナーなものが日本一になっている（ニンニク等）

- 次の作物を考えなければならない

【質疑応答要旨（抜粋）】

Q1：新規就農者が増加しているが、その要因は何か。

A1：2012年に給付金150万円を出してから新規就農者は増加しており、弾みとなっている一方で、質の向上には、直接つながっておらず、各種研修会や個別指導等により模索している状態。

Q2：青森県においては、農業法人が増加しているが、可能性として法人の受け皿を増やしたいと考えているのか。

A2：認定農業者における法人数は全国と比較して少ないが、裏返すと個別の農家が強い。法人として組まなくてもやっていけると思っている農家が多い。

個別の経営体が多いと、競争が起こらないため、経営体が成熟しない。

Q3：農業者が他の東北 5 県と比較して、若返っているが、その要因は何か。

A3：代表される作物であるりんごの価格が上昇している。

特に、りんご農家の後継者が増加している。

東北農政局青森県拠点 ヒアリング概要

【日程】 2017 年 9 月 21 日（木）

【場所】 東北農政局 青森県拠点（青森県青森市）

【対応者】 東北農政局 青森県拠点 地方参事官 眞坂利則氏

東北農政局 青森県拠点 地方参事官室 総括農政推進官 後藤勝彦氏
総括農政推進官 源新敏雄氏
総括農政推進官 新山伊佐雄氏
主任農政推進官 高橋光芳氏

【ヒアリングの目的】

青森県の農業は、「農業産出額」、「生産額ベース自給率」、「主要野菜の作付面積・収穫量」、「主要果樹の結果樹面積・収穫量」が東北 6 県で 1 位となる等、東北地方の農業をリードする県であるといえる。こうした背景には、農業産出額ベースの品目別内訳を他の東北 5 県と比較して米の割合が低い点、農業就業人口の平均年齢が若い点、新規就農者が東北地方で 1 位である等の要因が考えられる。

以上のことについて、国の機関である東北農政局青森県拠点の意識、関与している事項等を調査すべくヒアリング調査を実施した。

また、今後の農業を考えていく上で、農業そのもののあり方、政策のあり方、農業従事者のあり方等についても同様にヒアリング調査を実施した。

【機関概要】

東北農政局の青森県における拠点であり、「生産者＝現場との窓口であり、現場の声に真正面から向き合い、行政に伝え、現場に応える」役割を持つ。

【ヒアリング要旨】

1. 青森県の農業について

青森県では、気候の違いから、津軽地域では米やりんご等の果樹栽培、県南地域においてはニンニクや畜産が盛んとなっている。今後はこうした特性を活かしつつ農地の集約・集積を進め、高付加価値化を進めていきたい。また、農業者の平均年齢についても、労働集約的な果樹、野菜の割合が高いことから、他の東北 5 県よりも比較的若いことが推測される。

2. 東北農政局青森県拠点の役割について

青森県は、「青森県基本計画 未来を変える挑戦」の中で、青森県農林水産・食品産業の目指すべき姿が示されており、その姿が実現されるよう県と協力しながら取り組んでいく方針である。

→農林水産省では、各ブロックに地方農政局を、管内各県に県拠点を持っている。県拠点には、地方参事官（コンシェルジュ）を配置し、「農政を現場に伝える」、「現場の声を汲み上げる」、「現場と共に解決する」取り組みを行っている。

3. 6次産業化について

6次産業化事業の資金需要に対する支援対策の1つとして、農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）の活用に向け、7～8月に県、農林漁業団体、商工団体、金融機関を訪問し、制度の周知を行っている。

6次産業化の掘り起こしを積極的に行っているが、大手のコンビニチェーン、スーパーチェーンと同じように販路まで確保しようとする、一生産者の単位では難しい側面もある。コンビニチェーン、スーパーチェーンのプライベート商品と競合するような加工品では、同ような価格での販売は難しいのではないかと。

こうしたように、付加価値を付ける段階で費用が割増しになるのがネックであり、現状、農作物の生産にとどまり最終段階までの加工を行わない場合が多い。また、農林水産省の役割としては、自己完結型で付加価値を付けさせるような支援の中で、大きなロットの護送船団方式での6次産業化の推進は難しい。

課題は多いが、雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進する等、農林漁業の6次産業化の推進は重要である。青森県にも専門のサポートセンターがあり、販路まで据えた6次産業化（マーケット・イン）を進めているので、引き続き連携していく。

4. 経営マインドの涵養

経営感覚に優れた農業者を育成していくことは、今後の我が国の農業の持続的発展を図るうえで重要である。これについて、政府の「農業競争力強化プログラム」において、「農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備」を推進している。

収入保険という制度が始まるが、経営の安定的持続のために加入に向けた周知を図っているところだが、農家に経営マインドが薄いために、しっかりと来ていない様子である。これが中小企業対象の経営保証制度と言え、しっかりと来るのではないかと。将来的には、青色申告によりしっかりと決算することで、経営者マインドが出てくるのではないかと。

5. 農地の集約・集積について

担い手への農地集積を将来的に8割にしようとして、毎年KPI値の見直しをしているが、進捗率は芳しくない。青森県の目標は90%であるが、現状は約50%である。

6. CSA（地域支援型農業）について

「知名度が低い、参加者が少ない」、「制度が一般的ではない」ことから、取り組んでいる農家が少ない現状である。これについて、ホームページ等によって周知を図っているところである。

7. 地域と首都圏の企業の連携について

ニンニク味の特産品を売り出す企業等の事例はあるがまだ少ない。

→青森県産のりんごを加工してもらおうといった内容の連携もある。

地方商談会等で、企業が積極的に売り出している事例もある。

→ ネット販売等のやり方もある。

8. 農業の課題について

2018 年以降を見据えた課題については、1 つ目に、少子高齢化により国民の胃袋が小さくなっているため、輸出を伸ばす方向性である。現場ではジェトロが、その後ろ盾として農林水産省が様々な対策を立てており、個々の生産者では解決できないようなマーケティングやマッチングや説明会等をしている。

2 つ目に高齢化に伴う担い手対策として、新技術を投入しながら、持続できる人に農地を集約させる。また、環境の保全や集落の維持等もあるので、農泊のような農村に交流人口を増やすことで人的交流と経済交流の中で農業以外の多面的な部分を売り物にすることで集落として経済活動を行うことにも力を入れている。

青森県若手農業トップランナー塾5期生小泉憲一氏 ヒアリング概要

【日程】2017年9月22日（金）

【場所】小泉憲一氏の農場（青森県青森市幸畑阿部野）

【対応者】小泉憲一氏

青森県農林水産部構造政策課 遠間康正氏

【ヒアリングの目的】

これからの東北農業を担う「人」に着目し、その人材育成を先進的に行っている青森県の若手農業トップランナー塾の卒業生に聞き取り調査を行うことによって、塾に対する率直な意見やその知識、ネットワークがどのように活用されているのかを把握するために調査を行った。

【取り組みの概要】

小泉氏は、青森県が実施している「若手農業トップランナー塾」の5期生で、現在ミニトマトや露地野菜等を生産している。親の経営（水稻）と異なる作目（ミニトマト）を導入し、2012年度に就農した。現在は、ミニトマト以外にイタリア野菜や青森市伝統野菜（筒井かぶ・笹石かぶ）も栽培している。これらの野菜は生産者グループで安定供給し、食品企業と連携し活動している。

【ヒアリング要旨】

1. 小泉氏の経歴について

小泉氏は元々他産業に従事していたが、自分にとっての「やりがい」「充実」を求め就農を決意した。弘前市の先進農家で3年間研修を行ったのち、2012年2月に認定就農者に認定された。就農施設等資金と経営体育成支援事業を活用してハウス4棟（約400坪）を導入し、同年度に就農した。前職では収入面において安定はしていたが、慣れが生じ淡々と仕事をこなす日々だった。農業は天候に左右されるといった様々なリスクが伴う職業であり、毎日が自分との闘いだった。

2. 農業に対する想い及び若手農業トップランナー塾について

就農以前に農業は現代でアナログというイメージだったが、研修先で見たことも食べたこともないような様々な色、種類のミニトマトが栽培されていて感動した。さらに、農業は手をかけた分、売り上げとなり自分に返ってくることも農業の魅力であり、面白さでもある。自身で生産した農産物（ミニトマト等）は市場出荷だけではなく、直接企業と取引しており、主に関東近郊の直売所、老舗ベーカリー工場等にも加工され販売されている。

トップランナー塾では、異業種交流・県外視察等があつて、色々な経営方針があり、農業に活かせるヒントに繋がった。さらに、塾での最大の魅力は「仲間のつながり」である。その様々な考えを自身の経営に導入できたことが現在の自分の思い描く安定した経営に近づいていると今では実感している。

3. 消費者とのつながりや農業の工夫について

あおもりマルシェへの出店やレストラン、ワークショップと連携する等、積極的な行動を取っている。あおもりマルシェではお客様とのコミュニケーションを大切にし、農家ならではの調理法を説明し、料理を想像してもらう。その上で購入していただき、リピーターとなっていだけることが重要である。また、栽培野菜に関してもミニトマトを中心としたサラダセットを提案できるような品目設定を行い、販売額の向上及び消費者のニーズに応える商品の提案等も心がける。

今後は相対での取引業者を拡大させ、他県農家とのリレー出荷による通年の商品の安定供給をしていきたい。また、青森の冬ならではの作物づくりを拡大させ、冬期間の収入確保につなげていきたい。

青森県立五所川原農林高等学校 ヒアリング概要

【日程】 2017 年 9 月 22 日（金）

【場所】 青森県立五所川原農林高等学校（青森県五所川原市）

【対応者】 校長 山口章氏

教頭 高野浩輝氏

教頭 中畑要氏

生物生産科 生徒 4 名

【ヒアリングの目的】

東北農業を発展させていくためのカギとして「人」、特に若い世代に着目し、その中で教育機関として初めて GLOBALG.A.P.認証を取得する等、先進的な活動を行っている青森県立五所川原農林高等学校をヒアリングすることにより、GLOBALG.A.P.認証取得への取り組みが生徒に対してどのような影響を与えているかを調査するために、ヒアリングを行った。

【学校概要】

日本の農業高校で初めての国際認証を受ける。1902 年に設立された北津軽郡立農学校を前身とし、1948 年の学制改革を経て現在の校名となる。生物生産科，森林科学科，環境土木科，食品科学科，生活科学科の 5 科から構成されており，2015 年に教育機関としては全国で初めて GLOBALG.A.P.認証（リンゴ）の取得に成功する。

【ヒアリング要旨】

1. GAP 取得に取り組むことによる変化について

GAP 取得に取り組むことによる変化は，生徒の圃場におけるリスク評価や課題発見・解決能力の向上のみならず，審査を経ることにより，生徒のコミュニケーション能力や責任感の向上にも繋げることができる点である。

8 時間にもわたる審査の中では，生徒自身がリスクを想定する力や仮説をつくる力を持ち，審査員とディスカッションをしていくことが要求される。模擬審査の実施等，審査への準備をしていく中で，長時間にわたる審査に対応していけるだけの能力を身に付けることができる。重要なことは，単に項目に沿ってチェックを「する」だけの GAP では意味がないということであり，審査があつて初めて成長することができる。

2. 卒業後の進路について

GAP 取得の経験を活かした生徒の進学先の決定や将来に影響を与えている。GAP に取

り組む前では、65%が農業以外の産業に進んでいたが、GAP 取得後には、65%が農業関連産業に進むようになる等、数字にその変化が表れてきている。生徒へのヒアリングの中では、実家の農業を継ぎ、自分の周りへ GAP を普及させていきたいと答える人も見られた。将来農業をやりたいという人は、生産法人であれば別だが、土地がないとやりたいといってもやれないのが現状である。生徒が 430 名ほどいるが、1 割は将来的に農業に従事するのではないかと考えている。

GAP のメリットは、年に 1 度の健康診断として機能することであり、社長だけでなく、社員さんにも伝わることで持続可能な農業を実現することができる。

また、経営管理ができる農業者（経営者）が必要となってくると考え、日商簿記 3 級をとるように指導を行っている。

3. 農業の姿について

昔は JA におんぶにだっこ状態であっても何とか生計を立てることは可能であった。しかし、社会情勢が刻々と変化する中で、従来の通りでは 20 年 30 年には生きていけないような状態になるので、農業者であっても原価管理等の経営管理できることを当たり前のようにできるようにしなければいけないと考える。

また、日本の人口が減ってきている中では、国内流通だけを考えていては商売にならず、世界を見据える必要がある。世界では人口が増えてきており、意識の高い人、富裕層は安心安全のものを求める傾向にあることから、日本の優秀な農作物は何倍のお金になると考えられる。その時に必要なのが GLOBALG.A.P.だと考える。

4. コンサルタントについて

GAP の問題点として、指導員やコンサルが足りない、審査の費用が高いというものが挙げられる中で、1, 2 年生は GLOBALG.A.P.認証取得を目指し、3 年生はコンサルをやらせて GAP を広めるといったことも考えている。このことにより、農業高校の価値も高まると考えられる。

就農率が悪いといわれて農業高校の予算が削られてきた結果、進学校に生徒が奪われ、人材が地元に戻ってこないことにも繋がっていると考えられる。

GAP については教育課程に入れることを模索し、そのことで農業高校が最先端をいき、地域に還元することができるという立ち位置づくりにつながると考える。

東北農政局生産技術環境課 ヒアリング概要

【日時】2017年10月19日（木）

【場所】仙台合同庁舎内会議室（宮城県仙台市青葉区）

【対応者】東北農政局生産部生産技術環境課 課長補佐 峯岸幸司氏
同課 農政調整官 鈴木幸弘氏

【ヒアリングの目的】

農業の担い手のこれまで人間が果たしてきた役割を代替するのが新技術である。また、農業者も従来そのままではなく、GAP 取得による生産工程管理能力が求められてくるのではないかと考えた。そこで、新技術が担う役割と動向、各種 GAP の動向・認定状況等について話を聞くことで、スマート農業の将来像、GAP の今後について考えるためにヒアリングを行った。

【組織概要】

生産資材等のコスト削減・農業機械化の促進、環境保全型農業の推進、地球温暖化対策等の事務を担っている。

【ヒアリング要旨】

1. スマート農業について

スマート農業とは、ICT やロボット技術を活用した新たな農業のことである。将来像として 5 項目（①超省力・大規模生産を実現、②作物の能力を最大限に発揮、③きつい作業や危険な作業から解放、④誰もが取り組みやすい農業を実現、⑤消費者・実需者に安心と信頼を提供）が掲げられている。

①では、GPS 自動走行システム等の導入による農業機械の夜間走行・複数走行・自動走行等で、作業能力の限界を打破しようとしている。

②は、センシング技術や過去のデータに基づくきめ細やかな栽培や営農者の有益な知見との融合等により、農林水産物のポテンシャルを最大限に引き出し、多収・高品質を実現しようとしている。

③としては、収穫物の積み下ろし等の重労働をアシストスーツで軽労化するほか、除草ロボット等により作業を自動化する取り組みが進められている。

④では、農業機械のアシスト装置により経験の浅いオペレーターでも高精度の作業が可能となるほか、ノウハウのデータ化により、若者等が農業に続々とトライできるようになっている。

⑤としては、消費者や実需者に安心と信頼を届けるため、クラウドシステムにより、詳し

い生産情報をダイレクトに提供する取り組みである。

スマート農業の実例として、自動走行トラクターがある。農林水産省では、「農業機械の自動走行に関する安全確保ガイドライン」を公表しており、圃場内で安全に作業するための条件設定の検討等にも取り組んでいるところである。

2. 生産者と新技術のマッチングについて

都道府県の普及指導員は、農業者に直接、技術指導を行っており、経営相談や農業関係の情報提供にも対応している。普及指導員は、栽培技術や経営管理の向上に向けた支援の一環として、新技術を農業者に紹介・普及している。

農林水産・食品分野等の最新の研究成果は、都内で年1回開催される「アグリビジネス創出フェア」でも紹介されている。フェアでは、展示、プレゼンテーション等が行われ、地域課題の解決に向け、普及指導員等が参加企業に連携を呼びかけることができる場も設けられている。

例えば、2016年度に開催されたフェアでは、岩手県が鹿の鳥獣害対策として、ICT等を活用した対策を発表し、企業に参加・協力を呼びかけた。

なお、以前、東北地域でも同様のフェアが開催されていたが、参加企業数が減少したことから、近年は、同フェアに参加している。

3. 『知』の集積と活用 産学官連携協議会について

農林水産・食品分野に異分野の知識・技術を導入し、革新的な技術の研究・開発による商品化・事業化を進めるため、民間企業、生産者、大学、研究機関、非営利法人等の多様な関係者による『知』の集積と活用 産学官連携協議会が発足した。本協議会の下に、一定の研究テーマに関する新たな研究開発に向けた戦略づくりを行う「研究開発プラットフォーム」と、同プラットフォームで作成した戦略に基づき、革新的な研究開発を行う「研究コンソーシアム」が立ち上がっており、東北地域では、東北大学未来科学技術研究センターが運営する「科学的根拠に基づく高付加価値日本食・食産業研究開発プラットフォーム」が設立された。

4. GAPについて

農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組みのことをいう。「GAPをする」、「GAP認証をとる」の大きく2つの取り組みがある。「GAPをする」とは、農業者自らがGAPを実施することであり、認証取得の有無は関係しない。

一方、「GAP認証をとる」とは、第三者機関の審査により、GAPが正しく実施されていることが確認された証明を受けることである。これにより、GAPを実施していることが客観的に証明される。

GAP 認証は、ASIAGAP、JGAP、GLOBALG.A.P.等の種類がある。GAP を実施する意義は、生産管理の向上、効率性の向上、生産者自身や従業員の経営意識の向上につながるといった効果があり、農業人材の育成、我が国農業の競争力強化にも有効である。

東北農政局地域連携課 ヒアリング概要

【日程】 2017 年 10 月 19 日（木）

【場所】 仙台合同庁舎内会議室（宮城県仙台市青葉区）

【対応者】 東北農政局経営・事業支援部地域連携課 食品企業専門官 高橋一彦氏

【ヒアリングの目的】

農業者の所得向上は必要不可欠であり，農業者が生産した農産物に付加価値を付けることで所得向上が可能になるのではないかと考えた。6 次産業化の実態を調査することで，農業者の所得向上や地域に根差した取り組みについて考えるためにヒアリングを行った。

【地域連携課の業務概要】

輸出の促進，海外事業展開，農林漁業の 6 次産業化や農商工連携の推進等の事務を担っている。

【ヒアリング要旨】

1. 6 次産業化について

農林漁業の 6 次産業化とは，1 次産業としての農林漁業と，2 次産業としての製造業，3 次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り，地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みのことをいう。

6 次産業化に取り組む方々に対し，6 次産業化プランナー（民間の専門家等）の無料のアドバイス，取組事例等のホームページでの紹介，セミナーや相談会・商談会の開催，SNS による情報提供等の支援を行っている。

また，六次産業化・地産地消法の総合化事業計画の認定事業者は，各種特例措置や 6 次産業化ネットワーク活動交付金等の支援が受けられる。

2017 年 9 月 29 日時点で，総合化事業計画は全国で 2,258 件，東北で 349 件が認定されている。その認定された事業内容の多くは，加工・直売である。東北の特徴としては，米の 6 次産業化が野菜に次いで多いことが挙げられる。

東北農政局企画調整室 ヒアリング概要

【日程】 2017 年 10 月 19 日（木）

【場所】 仙台合同庁舎内会議室（宮城県仙台市青葉区）

【対応者】 東北農政局企画調整室 企画官 舘澤等氏

【ヒアリングの目的】

従来のように、生産者が生産したものをただ消費するという形態がある一方で、生産者と消費者が結びついた形態も今後ますます重要になるのではないかと考えた。そこで、CSA（地域支援型農業）についての話を聞くことで、日本において普及させるための方策について考えるためにヒアリングを行った。

【ヒアリング要旨】

1. CSA について

CSA は、農家と消費者が連携し、前払いによる農産物の契約を通じて相互に支えあう仕組みのことをいう。CSA はアメリカで 1980 年代に最初に始まったとされ、現在では欧米を中心に世界的に広がっている。CSA は農作業や出荷作業等の農場運営に消費者が参加する特徴を持ち、農家と消費者が経営リスクを共有し、信頼に基づく対等な関係によって成立する。欧米で CSA が普及する要因の 1 つとして、CSA に関する支援組織の存在がある。例えば、アメリカでは非営利団体の Just Food があり、(1) 生産者・消費者に向けた情報提供機能、(2) 生産者・消費者の契約を促進する仲介機能、(3) CSA の認証機能、の 3 つの機能を有する。日本では神奈川県大和市の「なないろ畑農場」、北海道長沼町の「メノビレッジ長沼」、北海道本別町の「ソフィア・ファーム・コミュニティー」等、わずかな事例にとどまる。

農林水産省は 2010 年の「食料・農業・農村基本計画」で、CSA を「消費者が農業者と農産物取引の事前契約を行う農業である『地域支援型農業』」としたうえで、「(CSA 等の) 連携軸につながる新たな取り組みについて、先導的な取り組みや成功例を収集・分析するとともに、これを広く発信し国民各層への理解と具体的行動を喚起する」との方針を示している。

東北経済産業局産業部経営支援課新事業促進室 ヒアリング概要

【日程】 2017年10月19日（木）

【場所】 仙台合同庁舎内会議室（宮城県仙台市青葉区）

【対応者】 東北経済産業局産業部経営支援課新事業促進室	室長	中野かおり氏
	室長補佐	佐藤賀一氏
	係長	田口浩史氏
	係員	海野圭吾氏

【ヒアリングの目的】

農業者の所得向上は必要不可欠であり、農業を取り巻く産業が、生産した農産物に付加価値を付けることで所得向上が可能になるのではないかと考えた。農商工連携の実態を調査することで、農業と他産業のあるべき連携について考えるためにヒアリングを行った。

【組織概要】

産業間の新連携、地域資源の有効活用促進、農商工連携、先端農業等の業務を担っている。

【ヒアリング要旨】

1. 農商工連携について

農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを生かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことをいう。農林漁業者だけ、あるいは商工業等を営む中小企業者だけでは開発・生産することが難しかった商品・サービスを両社が協力し合うことで創り出し、市場で販売していくことで売り上げや利益の増加を目指す取り組みであり、事業計画について国の認定を受けると補助金、融資、信用保証等が活用できる。なお、事業計画作成にあたっては、専門家によるサポートを受けることもできる。

東北においては大消費地から遠いので、原料生産が中心になってしまっているのではないかと。自ら加工をして他所に売りに行くという気質があまりない可能性がある。西日本（福岡県博多等）では、加工生産物である明太子が名産になっている等、商業都市として発展した事例がある。逆に、茨城等北関東では原料を出荷するという意識が強い傾向にある。

失敗に見えて実は成功した事例として、上杉カルパスの事例がある。もとは米沢の廃棄する牛肉（スジ肉等）をスープにして売り出す計画があったが、東日本震災等の影響で売れなかった。ところが、上杉牛カルパスとして先述したスープをエキスとして投入したら成功した。

東北食べる通信（NPO 法人 東北開墾）ヒアリング概要

【日程】2017 年 10 月 29 日（日）

【場所】丸の内オアゾ（東京都千代田区）

【対応者】CSA コミュニティマネージャー 貝田尚重氏

【ヒアリングの目的】

CSA（地域支援型農業）の取り組みの内容や現状について教えていただき、現状の運営における課題を通じて、CSA の将来について考えるためにヒアリングを行った。

【取り組み概要】

NPO 法人東北開墾のサービスであり、「東北開墾の CSA」は自分が選んだ食べもののつくり手と交流しながら食べものを作る楽しさや苦勞，収穫の歓びを分かち合うコミュニティサービスとして，運営している。

【ヒアリング要旨】

- ・貝田さんが応援されている「柿木敏由貴さん（畜産業/岩手県久慈市山形町）」の CSA の現在の取り組みについて教えていただいた。
- ・特につくり手である柿木さんの大事にされていることや思い，CSA 会員のみなさんが柿木さんのつくられる短角牛の美味しさや人としての魅力，飼育方法へのこだわり，未来への思い等に共感し，応援していること等，具体的な話を伺った。
- ・また，このような CSA の取り組みは，生産者と消費者の新しい関係の結び方としてポテンシャルがあり，意義があると思う。
- ・現在関わっているユニットは，単にサポートするスタンスではなく，生産者の思いや大事にしていることを共有しながら，セッションする場として交流をしていることが強みと感じている。

【日程】2017 年 11 月 18 日（土）

【場所】LEAGUE 有楽町@有楽町交通会館（東京都千代田区）

NPO 法人東北開墾の活動報告会「東北開墾の今とこれから」に参加

【対応者】代表 高橋博之氏，他スタッフのみなさん

【報告会への参加の目的】

NPO 東北開墾の「東北食べる通信」や「東北開墾の CSA」の現状の取組や今後の展望

について教えていただく。現状の運営を通じた効果や課題等を教えていただくため、ヒアリングを行った。

【ヒアリング要旨】

- ・ 報告会において、事業報告を伺う。
- ・ 代表から「農家・漁師が尊敬される社会をみんなでつくりたい」とビジョンの共有をいただき、具体的に今後の方針等伺うことができた。

(CSA の取り組みについては、懇親会の際にスタッフの方にヒアリング)

- ・ 生産者の方と消費者のマッチングを図る機会を創出すべきではという意見等、交流のきっかけの場を提供することが第一という意見があった。
- ・ 情報プラットフォーム整備の観点については、生産者の規模の大小もあり、同様の括りで紹介するだけでは効果が薄いのではという意見もいただいた。

文部科学省大臣官房審議官神山修氏 ヒアリング概要

【日程】2017年10月31日（火）

【場所】東北大学公共政策大学院（宮城県仙台市青葉区）

【対応者】文部科学省大臣官房審議官（生涯学習担当） 神山修氏

【ヒアリングの目的】

次世代の農業者を育てるために、教育に着目した。そこで、生涯教育や社会教育についての話を聞くことで、次世代の農業者を育てる方策を考えるために話を伺った。

【取り組みの概要】

教育の基本的な政策の企画・立案等を通じて、教育政策の基本的な方向性を検討するとともに、学校・家庭・地域が連携した教育や専修学校や図書館・博物館等の振興、子供の貧困対策、男女共同参画の推進のための教育・学習の充実、教育の情報化、青少年の健全育成の推進等に取り組んでいる。

【ヒアリング要旨】

1. 生涯学習、社会教育の現状

生涯学習とは、自己の充実や生活の向上のために、人生の各段階での課題や必要に応じて、あらゆる場所、時間、方法により学習者が自発的に行う自由で広範な学習のことをいう。また、社会教育とは、広く社会において行われる、学校教育・家庭教育を除く組織的な教育活動のことをいう。社会教育施設としては、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、社会体育施設等、が挙げられる。各施設の利用者数は、社会体育施設と図書館は増加傾向にあるが、他の施設は横ばいの傾向にある。

2. 生涯学習、社会教育を取り巻く環境

社会教育行政の課題として、(1) 地方の行財政改革の進展に伴う社会教育行政が変化していること、(2) まちづくり、高齢者福祉等、多様な行政部局が関係施策を展開していること、(3) NPO、大学、企業等、多様なプレイヤーが出現していること、が挙げられる。このため、「ネットワーク型行政」として社会教育行政を再構築する必要がある。

3. 生涯学習、社会教育の新しい動き

社会教育に期待される3つの役割として、(1) 地域コミュニティの維持・活性化への貢献、(2) 社会的包摂への寄与、(3) 社会の変化に対応した学習機会の提供、が挙げられる。そして、今後の社会教育の2つの方向性として、(1) 官民パートナーシップによる社

会教育の推進，(2) 持続可能な社会教育システムの構築，がある。

このうち，地域コミュニティの維持・活性化への貢献の事例として，北海道占冠村の例がある。この村では，村木になっているカエデの有効活用について調査を実施した結果から，樹液を採取してメープルシロップの製造に成功した。この取り組みの成果として，

(1) 住民が調査に関わり，その成果として新製品ができたこと，(2) 取り組みはシンプルだが，品質管理等奥が深く，いくらでも住民と学習できる素材を発見できたこと，(3) 公民館事業を発端に樹液を活用した産品を村の 6 次産業化へつなげようと産業部局が取り組みはじめたこと等，が挙げられる。

4. 地域学校協働活動の推進について

子供に対して，どのような資質を育むのかという目標を共有し，地域社会と学校が協働することで，地域の教育力の向上・充実を図り，これによって地域課題解決等に向けた連携・協働につながり，ひいては持続可能な地域社会の源となる。地域学校協働活動によって，コミュニケーション能力の向上，地域への理解・関心の深まり，といった効果が見られた。先行事例の 1 つとして，三重県立相可高校食物調理科調理クラブによる高校生レストランがある。これは，2002 年に地元多気町と連携し，「まごの店」を開設したことが発端である。高校生は仕入れから，調理，接客ならびに経理まで一貫して行っている。高校が文部科学省事業の指定校になったことで，2005 年度に多気町，三重県が共同で現在の研修レストランを建設し，経営を拡大した。自治体からの補助を受けずに，年間食数約 15,000 食，売上高 5,000 万円にのぼる。

株式会社奥山農園 ヒアリング概要

【日程】 2017 年 11 月 8 日（水）

【場所】 株式会社奥山農園（山形県西村山郡河北町）

【対応者】 代表取締役社長 奥山喜男氏
専務取締役 奥山喜幸氏

【ヒアリングの目的】

経営改善の実践例についてヒアリングを行い、営農法人化の変化と課題及び認定農業者としての課題、ならびに新技術導入と経営の関係性を明らかにすることために調査を行った。

【会社概要】

株式会社奥山農園は、地域の担い手として大規模営農法人化が図られたモデル的な経営体である。先進的な経営の内容としては、グローバル GAP の認証を取得していること、クラウド型農場管理システムを試験導入し、効率的な経営管理に取り組んでいることが挙げられる。生産する農産物は米が中心であり、売上のほとんどは直接販売と酒米等の契約生産である。その他特筆すべきこととしては、生産ロットごとに食味分析を実施している。

【ヒアリング要旨】

1. 経営改善（法人化）について

法人化した最大の目的は、「福利厚生向上」にあり、既存の農地を生かして雇用を生み出すために欠かせない視点である。

地域の農業の将来を見据えて、若い世代が収入を確保し、農業の困難に立ち向かいつつも面白さを実感しながら家庭を持つことを理想とし、その理想を現実化するためには、就業規則を明確化することが必要である。事実、従業員の労働時間はほとんど 8 時間労働の枠内に収まっており、稀に日曜出勤がある程度で、スタッフによる分業化によって、効率的な労働が実現できている。

2. 営農法人化の変化と課題

法人化によるメリットは、対外への信用の度合いが大幅に向上したことである。例えば、設備投資や運転資金を銀行から借入する際に実感することである。

法人化による現在の課題としては、販売の面を強化していきたいとのことであり、このことを実現するためには、地域の共同経営において新たな法人を立ち上げ、精米部門や販

売部門といった役割分担を行う必要性を感じている。また、法人化によるデメリットとしては、累積する事務作業や各種提出物が増えて煩雑となったことがあるが、ソフトウェアの進化もあり慣れつつあるとのことである。

3. 認定農業者としての課題

認定農業者の課題は、「意識改革」である。

これからの水田は大規模化が必然的に進展し、そうすると家族経営では困難になっていくことが予想される。その理由としては、大規模な水田には規模にあった機械導入が必要であり、このインタビュー後に高性能を誇る7条刈りのコンバインを見せていただいたが、非常に高価なものであるため家族経営では入手はできず、また、オペレーターも雇用できない。

この条件がクリアできなければ生産性を向上させることができないため、結論としては見合った収入の確保が望めず、経営としては成り立たないとのことだ。

現在の認定農業者制度に関しては、「自分がやろうという人」が計画を提出して承認を受ける形だが、実績を提出する必要がある。これではPDCAサイクルや分析ができないため、意識改革につながらない状況にある。

そのため、経営感覚を磨くための青色申告制度の利用は有効であり、実際、青色申告制度を利用する農家も増えてきており、PC教室に参加する人も多いという。また、奥山氏の地域では税理士が関わる場合が多い。

4. 新技術導入と経営の関係性

クラウド型農場管理システムを導入することにより、経営に対して具体的にどのような変化をもたらしたのか尋ねると、答えとしては「非常に有効であるが、使い方を模索中でもある」とのことであった。

システムの使用用途は一つに限らず、大規模な圃場を可視化して一元管理するためだけでなく、現場作業においても端末を持参し、有効活用している。

とりわけ印象深かったことは、奥山氏の天候対策に関する経験や勘を、次世代の経営者に継承する場合においても有効活用されている様子が伺えた。技術継承を効率的に行うべく、データ化して補完するような形で用いられている。例えば、天候の変動を予測し、それに応じた施肥の適正化によってコストを下げるという「可視化した経験と勘」を作物の成長具合をデータで確かめながら行なっている。

その他、ハウス栽培において果実の収穫時期が終わったら、同じ設備を用いて育苗の体制を敷き、従業員が常に稼働するようにルーチン化しているとのことである。

仙台北税務署 ヒアリング概要

【日程】2017年11月13日（月）

【場所】仙台北税務署（宮城県仙台市青葉区）

【対応者】特別記帳指導官 遠藤礼子氏

【ヒアリングの目的】

農業者が自らの農業経営状況を数値で把握し、適切な経営戦略を図ることが重要であるとの考えから、農業会計について青色申告制度の現状等の知識を深めるためヒアリングを行った。

【組織の概要】

仙台北税務署は、国税庁や国税局の指導監督の下に国税の賦課徴収を行う第一線の執行機関であり、納税者と最も密接なつながりを持つ行政機関である。なお、管轄区域は青葉区と宮城野区の一部、泉区、富谷市、黒川郡である。

【ヒアリング要旨】

1. 農業者の税申告の実態について

農業経営体の所得捕捉率は、いわゆる「10：5：3」、「9：6：4」と言われ低いと揶揄されるが、税務署の認識としては、農業も数ある事業の一つであるため、農業のみが格別の補足がなされていないという認識はないとのことである。したがって農業者による青色申告の割合は抽出してなく、不明である。なお、青色申告を行うにあたってパソコンは必須ともいえる。

2. 青色申告のメリットと申告の有無による所得格差について

青色申告には数多くのメリットがあり、代表的なものは専従者給与の計上が挙げられる。この点、例えば配偶者の給与が20万円程度までで従事する業務がその金額に見合ったものならば、ある程度不問に処している。

また、赤字となった場合にも、翌年以降に繰越できるため非常に有利となる。白色はいうなれば「現金の管理のみ」であるため正確性が判定できない。しかし、青色申告は家計と事業の財布を分けることによって正確性が増す。

所得格差については、なんとも言えない。なぜなら、農業と言っても農作業による収入のみならず、不動産収入や年金収入等、収入源が一律でないため比較考慮できない。

ただし、原則として、税務署は「儲かっているところから税を取る」ものであり、ないところからは取れない。

3. 農業法人と一般的な株式会社の会計の違い，農事組合法人の給与所得と配当所得の差異について

株式会社は給与となるが，税率が高くなる。農事組合法人は，配当なので税率が低くなる。また，消費税に関して農事組合法人はメリットがある。

4. 農業者に対する税務署の青色申告の推奨について

市町村とタイアップして積極的に説明会を行っている。参加者は60代以上の兼業農家が多い。農業経営全体を対象としたセーフティネット収入保険制度の加入要件として青色申告が加わったため，農業分野における青色申告の説明会は倍加している。

5. 農業者自らの計算による申告している割合について

大規模になればなるほど，税理士や会計士に申告事務を外注する傾向にあるようである。

6. マイナンバーとの紐づけによる所得補足率の向上について

税申告の際は，マイナンバーの提出が義務付けられている。しかし，金融機関の預金口座について，現在マイナンバーの提出が義務付けられていないので，税情報と預金の出し入れが連動されてなく，所得の捕捉につながっていない。この点は今後の課題である。

7. 悪質な虚偽の税申告について

二重帳簿等の悪質な税申告に対しては，極めて大きなペナルティが課せられる。このような行為を行なったものは，一様に必ず後悔する。

具体的には，例えば青色申告ならば7年間にわたって遡求して税控除を取り消す。さらに，35%の重い加算税，きわめつけとして利息延滞金もつく。

新潟県新潟市農林水産部ニューフードバレー特区課 ヒアリング概要

【日程】2017年11月24日（金）

【場所】新潟市農林水産部ニューフードバレー特区課（新潟県新潟市中央区）

【対応者】係長 小出隆嗣氏

【ヒアリングの目的】

農業経営体の経営改善・育成に着目して、その中でも農業の法人化・株式会社化に焦点を当てており、農業生産法人等が地域の中核となつて適切な経営戦略を図ることが重要であるという認識から、「新潟市革新的農業実践特区」に着目して、農業生産法人の役員要件の緩和等の政策がどのような効果を新潟市の農業に寄与したかを把握するために調査を行った。

【取り組みの概要】

新潟市は、2014年5月1日に「大規模農業の改革拠点」として国家戦略特区に指定され、農業生産法人の役員要件の緩和や農用地区域での農家レストランの設置、さらには課税の特例措置等の規制緩和や税制措置等を行うことによって、農業の国際競争力強化の拠点形成を目指している。特に、新潟市は、全国有数の米生産地であることから、農業の生産性向上や農産物・食品の高付加価値化を実現するために、企業参入の拡大等による経営基盤の強化や新技術を活用した革新的農業の展開等に重点を置いた政策を実施している。

【ヒアリング要旨】

1. 新潟市革新的農業実践特区の経緯について

新潟市は、物流・エネルギー基地である日本海総合拠点港である「新潟港」や東アジアと直結する国際空港の「新潟空港」等東アジアと向き合うことが可能な日本海側拠点都市としてのポテンシャルを持っている。また、周知のとおり米の一大生産地であり、農業就業人口も全国1位等の全国トップクラスの農業都市である。さらに、米菓で全国シェア1位の亀田製菓（株）が新潟市に立地している等、加工に関しても全国有数の食品製造力を持っている。加えて、食に関する産学官の高度な教育・研究・支援機関も設置されている。

このようなポテンシャルを生かしながら、農業を含めた食産業全体が連携し共に成長・発展していくため、2011年度に「新潟ニューフードバレー構想」を策定し、これまで6次産業化や農商工連携等の取り組みを支援してきた。

また、2013年度にはこれらの取り組みをさらに加速させるため、国に国家戦略特区を活用した事業提案を行ったところ、新潟市のニューフードバレーの取り組みが高く評価され、2014年5月に「新潟市革新的農業実践特区」として指定されるに至った。

2. 農業生産法人の規制緩和について

新潟市が特区の目玉として、農業生産法人の役員要件の緩和を行い、これによって売り先を持った事業者と連携した農業や商品開発・加工・販売力の強化、耕作放棄地の解消等を目指した。この法人の緩和によって、2016年度までに9社の企業が農業に参入している。例えば、(株) ローソンでは、特区の規制緩和を活用し設置した(株) ローソンファーム新潟（全国初の特例農業法人）が生産した米を使用し、おにぎり等に加工した上で、関東甲信越エリアの4,000を超える自社店舗にて販売している。(株) ローソンファーム新潟の就業者は5人で、今後も農地を増やす意向であり、また、JGAPを取得し、農業経営の効率化を図っている。さらに、(株) ローソンが(株) ローソンファーム新潟経由で新潟市産の農産物を買入れ、自社店舗での販売をはじめると、特区の効果が市内の農業者まで広がっている。

特区を使用して企業参入した特例農業法人が今までに撤退した事例はなく、万が一やむを得ない理由により撤退した場合であっても、連携先の農業者はそこで生活し、耕作し続けることから、耕作放棄地になる可能性も低いと考えている。多くの法人は、規模拡大や雇用者数の増加といったような発展傾向にあり、例えば、特例農業法人の2015年度の経営面積は約16haであったものが2016年度には約34haと2倍となっている。また、法人が耕作放棄地解消にも寄与しており、(株) NKファーム新潟では、耕作放棄地となっていた砂丘畑を利用して小麦を栽培している。

3. 認定農業者や今後の課題等について

企業参入して設立された特例農業法人の中には、認定農業者に認定されているものもあり、事業拡大のための設備投資に対し、県や市から融資や補助金等の支援を受けている。

また、新潟市では農作業の省力化や生産コスト低減に向けて、ドローンや水田センサー等、民間企業の有する最新鋭のICT機器を導入したアグリプロジェクトを展開中であるが、電波法や道路交通法をはじめとする様々な法令等により、取り組みが規制される場面も多くあるとのことである。これらについては、国が創設を検討しているサンドボックス制度等を活用しながら、今後、現行では実施することのできない実証実験や、事前規制の最小化を図った実証実験等に取り組んでいくということである。また、農業生産法人には、主たる事業が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む）であり、その売上高が収入の過半を占めなければならないという事業要件が課されている。さらに、自らも生産している農産物を他社から仕入れ、加工・販売することは認められているが、自らが生産していない農作物を他社から仕入れ、加工・販売した売り上げが過半を超える場合は認められない等、事業拡大する上でこの点も課題である。

※「農業生産法人」については、2016年4月の農地法改正により「農地所有適格法人」に変更した。

宮城県大崎市産業経済部農林振興課 ヒアリング概要

【日程】2017年11月28日（火）

【場所】大崎市役所（宮城県大崎市古川）

【対応者】大崎市産業経済部農林振興課

課長補佐（農業経営・水田農業担当） 安部祐樹氏

【ヒアリングの目的】

地方自治体（行政）の立場からみた、CSA（地域支援型農業）の現状と展望についての知見をいただき、また、鳴子の米プロジェクト（以下、プロジェクト）の立ち上げ経緯や運営における課題等を通して、示唆をいただくためにヒアリングを行った。

【ヒアリング要旨】

1. CSA（地域支援型農業）を導入された経緯について

まずは中山間地で温泉観光地という鳴子の特性を活かし、地域を活性化していきたいという温泉旅館や店舗の方々と話し合い、グリーンツーリズムを展開する中で、発展したものである。実践を進めていく中で、民俗研究家の結城先生に出会い、地域が持続していくことを第一に本質的な地域のあり方を考える機会を得て、推進されてきている。

2. 大崎市役所としてのプロジェクトへの関わりについて

あくまでも地域住民の方が主役であり、行政はその一員として関わっている。プロジェクト立ち上げ当初は、鳴子の米プロジェクト会議という主体組織を立ち上げ認知アップの広報等を行政が担っていたが、その後は住民と行政の協働で進め、現在は民間主導で設立されたNPO法人が実施主体として活動を行っている。行政はサポートする立場である。

3. プロジェクトの推進運営による課題や気付きについて

CSAを運営するのが目的ではなく、重要なことは、人と人とが繋がり、交流を重ねていくことが大事である。地域のキーマンとなる人や、やる気のある人たちと、まずは実践し、ファンづくり、持続できる状態をつくるのが大切である。

4. プロジェクトの今後の展望等について

プロジェクトを進めていく中で、地域外の若者やこれまで農業と関わりのない方々等に訪れていただき、縁をつなげている。鳴子で農家に泊まり込み、卒論を書いた学生が「おむすび権兵衛」に就職した縁で、東京の神田で「ゆきむすび」だけ扱うお店がオープンしている。また、プロジェクトをテーマに研究した学生がCSAの研究者となって指導をさ

れている方等，多くの関係者が増え，知ってもらう機会も増えて，鳴子から食を守る行動を起こす実践者が育っている。

最近では，2017年11月26日に「にっぽん・食の哲学塾2017 CSAフォーラム IN みやぎ・鳴子温泉郷」が開催され，地域外の方々も多く参加し，ディスカッションが行われ，広がりができている。

5. CSA普及のための考えについて

お金をかけない進め方が必要と感じる。運搬配送や広報等様々な取り組みにより，消費者に転嫁したり，生産者に負担をかけたりしてしまうこともあると考える。地域が持続的に進めるために何が大切なのか，本質を見極めながらの方策が必要である。

兵庫県養父市企画総務部国家戦略特区・地方創生課 ヒアリング概要

【日程】 2016 年 12 月 6 日（水）

【場所】 養父市役所企画総務部国家戦略特区・地方創生課（兵庫県養父市）

【対応者】 課長 谷徳充氏

【ヒアリングの目的】

農業経営体の経営改善・育成に着目して、その中でも農業の法人化・株式会社化に焦点を当てており、農業法人等が地域の中核となって適切な経営戦略を図ることが重要であるという認識から、兵庫県養父市の国家戦略特区「中山間農業改革特区」に着目して、高齢者の増加、耕作放棄地の増加に対して、規制緩和等の特区制度がどのような効果を発揮するのかを把握するために調査を行なった。

【取り組みの概要】

兵庫県養父市は 2014 年 5 月に中山間地域の農業の改革拠点として国家戦略特区に指定され、農業生産法人の要件緩和や企業による農地取得の特例、農業委員会と市町村の事務分担等の規制改革を実施している。養父市は高齢化の進展及び中山間地域という条件から、耕作放棄地の増加が懸念される。この課題に対し、特区として施策を養父市自らが提案することによって、経営ノウハウを有する企業の農業参入の後押しを図り、また新たな農業のライフスタイルを提案することによって中山間地域の価値創造を目指している。

また、農業だけでなく、高齢者の労働、観光資源の活用に関する規制緩和の施策も実施し、地域課題の解決、総合的な地域の創生に取り組んでいる。

【ヒアリング要旨】

1. 国家戦略特区参入の経緯

兵庫県養父市は市全体が過疎地域に指定され、かつ高齢化率も 36.2%と高齢化が非常に進展している。農業の観点においては、農家数が 1960 年比較で約 60%減少し、耕地面積も約 50%の減少を見せ、その影響により耕作放棄地の面積も増加し全耕地面積に対して 18%に上っている。また、市内の 84%の地域が山林であることから、農地は狭小な土地を利用せざるを得ず、その結果 1ha 未満の小規模な農業経営が 8 割以上を占める状況である。

このような状況下において、大規模な農業生産に重点を置いた全国画一的な国の政策では、中山間地域の農業は価格競争で競うことが出来ず、衰退の一途をたどることが予想され、養父市自らが中山間地域の農業に見合った施策を打ち出していくことの必要性から特区指定の申請を行い、2014 年 5 月に「中山間農業改革特区」として国家戦略特区に指定

された。

2. 法人の要件規制と企業の農地取得の特例制度について

企業が農業に参入することにより、企業の保有するマーケティング力・資金・人材を生かした農業の高度化、6次産業化により地域に根付いた持続可能性を持つ農業経営を実現し、また新たな雇用の創出が期待できる。しかし、企業の新規参入に際し、農地法にて規定される農地所有の要件が障壁となっていることから、企業の新規参入に向けた環境の構築としてこの岩盤規制を改革していく必要性があった。

まず、農業生産法人の役員要件の緩和とその全国展開を経て、さらなる要件の緩和として議決権（出資比率）要件及び事業要件の緩和を国に提案した。その結果、企業の農地取得の緩和施策として2016年6月に養父市における国家戦略特区の特例が認められ、要件を満たした農地所有適格法人以外の法人の農地取得を可能にした²²⁴。現在4社が

1.34haの農地を取得し営農している。

この農地取得の特例は、上記理由の他にも耕作放棄地となり荒れた農地や、高齢化と離農によって担い手を確保できていない農地を引き受ける枠として、法人の農業参入が必要であると考えて立案した。地域住民からの法人に対する無責任な農業経営を心配する意見が存在するため、企業は一部でも農地取得を行うことによって地域の信頼を得ることに寄与すると考えている。また、相続等により農地の権利の所在が曖昧になってしまう可能性から、農地の返還リスクを軽減し企業が安定的な経営を実現するためにも農地を取得する必要がある。

3. 企業へのサポート体制等について

農産物の生産コストが高い中山間地域において、大規模な農業生産を行う地域との価格競争は難しく、6次産業化を軸とした高付加価値化が求められる。それには経営ノウハウを保有し、販路を意識した経営を実現できる企業の農業参入が不可欠である。そのため、企業が農業をしやすい環境の構築が重要となる。

養父市としては、企業に対して市の職員が一法人につき二人担当が付き、相談窓口となっているほか、年2回程度の意見交換会を開催し栽培や物流等の面に関しても意見交換を重ね、また兵庫県と市で毎月会議を開き情報の共有を図っている。

民間主導の取り組みに対しても、積極的なサポートを行い、企業が自由な経営を実現できるよう企業との連携を強め、今後より一層特区としての役割を発揮し、中山間地域の改革の旗振り役となることを目標としている。

²²⁴ 5年の時限措置

兵庫ナカバヤシ株式会社 ヒアリング概要

【日程】 2017 年 12 月 8 日（金）

【場所】 兵庫ナカバヤシ株式会社（兵庫県養父市大谷町）

【対応者】 代表取締役 小谷英輔氏

【ヒアリングの目的】

農業経営体の経営改善・育成に着目して、農業の法人化・株式会社化に焦点を当てており、法人等が地域の中核となって適切な経営戦略を図ることが重要であるという認識から、特区に伴い設立された法人としての設立経緯や農業経営に関する現状、さらには中山間地における農業経営の在り方について伺うために調査を行った。

【会社概要】

兵庫ナカバヤシ（株）は、雑誌の合冊製本や書籍・古文書の修復等を製本事業専門工場で行っている。製本技術の伝承と雇用の安定からニンニク栽培プロジェクトをはじめた。養父市国家戦略特区の企業による農地取得の特例に伴い、2016 年 11 月に 31a の農地を取得した。

【ヒアリング要旨】

1. 企業参入の経緯について

縮小する製本市場において、一時期 180 万冊製作していたが、現在では 50 万冊となってしまった。ただし、製本や修理・修復の技術の習得には年月が必要なため、雇用を維持しなければならない。そのため、技術の継承と職人の雇用を維持する必要があり、農業参入に至った。加えて、養父市の地域貢献も含めて、工場の繁閑期の平準化をねらう必要があった。製本事業が繁忙期となる 1 月から 3 月、7 月から 9 月は事業に集中しつつも、閑散期となる上記以外の時期に、ニンニク栽培を行うこととした。

国家戦略特区が始まる前に農機大手のヤンマー（株）が養父に入り、養父市とともに新規就農者を増やし、農業者の育成を目指す連携協定を結んだ。それを契機に、兵庫ナカバヤシ（株）と連携できないかと相談され、協力することとなった。農業のノウハウを蓄積するところからはじめようとも考えたが、実際に農業をやるところからはじめた。最初は、0.7ha の農地からはじめて、将来的には 10ha 規模にする予定である。従業員は、現在の繁忙期以外の営農活動は 8 人で行っており、29 年度は地元農業高校から農業職で雇った。

2. 農地取得について

耕作放棄地で取得した農地は 0.31ha で、それ以外は借地である。借地は、農地を貸した

いという人が名乗りをあげて、借りている。そのため農地は飛び地となり、最大で会社から10km以上離れたところにあるものもあり、農地の集約ができていないのが現状である。農地中間管理機構の機能が十分に機能していないため、農家と直接契約を行っている。耕作放棄地の増加を防ぐ、または削減することが最大の目的とした場合、農地を借りる、買うという選択は手段でしかない。農地を買うことにより、自由に土地改良できるといったメリットがあるが、そのような実利よりも、「この地で農業を本気でやる」という覚悟を表現する手段と考えることができる。

3. 認定農業者について

兵庫ナカバヤシ（株）は、認定農業者にはなってなく、事業法人であっても農業は可能なため、敢えてなる必要はないと考えている。認定農業者になると補助金がもらいやすいというメリットがあるが、兵庫ナカバヤシ（株）の場合は、中小企業とみなされないため、補助金の対象になりにくい面があるといった理由で認定農業者にはなっていない。

4. 課題と今後の展望

中山間地の課題は、農業の「持続可能性」をどうするのかということである。岩盤規制を排除して企業が農業に入りやすくする環境を整えたといっても続けていくことが大変である。特に草刈り等人手のいる作業は、製本業の繁忙期にも必要である。

企業が農業参入しやすいという次元から、企業が農業を継続しやすいという環境づくりへシフトしていく時期に来ていると考えている。農作業の繁閑の問題は、人件費に跳ね返ってくると同時に、人手不足の問題にもつながる。日常の草刈りや除草作業といった管理業務等は、地域の方々に対価を払って協力していただく等の一企業の努力だけではなく地域で農業振興をやるという盛り上がりが必要だ。農業特区において一般農家へのメリットが見えないという声が聞かれるが、企業が農業参入することで発生する労務について、有償で提供することは、地域を巻き込んだ持続可能な農業の構築に大きく寄与すると考える。このような仕組みが出来れば、10ha どころか 12~13ha まで耕作面積を拡大できる可能性が出てくる。

ただし、一番大切なことは、企業任せで企業に頼るだけの農業にするのではなく、地域で協力し合って農業を活性化し持続させていくことだと考える。養父市のこれからの課題として、企業が農業に「参入しやすい」ということから、農業を「やりやすい」にしていかなければならない。これが出来なければ、いずれ企業は農業から離れていくことになると思う。

株式会社 Amnak ヒアリング概要

【日程】2016年12月6日（水）

【場所】株式会社 Amnak（兵庫県養父市）

【対応者】代表取締役社長 藤田彰氏

取締役 森田優美子氏

【ヒアリングの目的】

農業経営体の経営改善・育成に着目して、農業の法人化・株式会社化に焦点を当ており、法人等が地域の中核となって適切な経営戦略を図ることが重要であるという認識から、特区に伴い設立された法人としての設立経緯や農業経営に関する現状、さらには中山間地における農業経営の在り方について伺うために調査を行った。

【取り組みの概要】

株式会社 Amnak は建築関連事業を主力事業とする山陽 Amnak 株式会社からの出資を受けて設立された一般法人である。山陽 Amnak 株式会社は今後の日本の人口減少を背景に、主力事業の需要の減少を見据え、新たに農業を事業の柱として 2011 年に兵庫県三木市にて農業事業を発足した。養父市の「企業による農地取得の特例制度」を用い、2016 年 11 月に 65a の農地を取得し、酒米及びうるち米の生産、海外展開を視野に入れた日本酒の製造・販売を行う。

【ヒアリング要旨】

1. 企業参入の経緯

株式会社 Amnak の親会社に当たる山陽 Amnak 株式会社は兵庫県三木市に本社を置くタイルやリフォーム等の建築関連事業を行う企業であった。しかし、日本が人口減少社会に突入したことにより、将来的には建築への需要の減少が見込まれ、収益性が悪化することが予想できる。このことから、会社を維持していくために新たな事業の柱が必要であると考え模索した結果、農業の安定性に着目するに至った。農業はこれまで家族経営による小規模な経営が基本であったが、今後は GPS やセンサーといった機械化が進展することにより、機械による管理が実現し働き方が変わっていくことが予想される。故に、法人として企業規模での大規模な農業を実現し、収益の柱とできると考えた。

藤田氏の保有していた 50a の農地を足がかりに、2011 年に三木市にて営農を開始した。全国的な酒造の需要に応えるため、酒米である「山田錦」の生産を行っており、酒造への直接販売を基本としている。農地の貸出希望の農家との契約を重ねることによって現在では 30ha の農地を経営している。

しかし、近年の温暖化の影響から山田錦の質の低下を鑑み、より生産に適した気候の土地を模索、その結果養父市の農業特区に着目した。養父市における農業参入にあたり、2015年に新しく株式会社 **Amnak** を設立し中山間区の能座地区にて 3ha の農地を借り受け、経営を開始した。

翌年の法改正によって「企業の農地取得の特例制度」が設けられたことから、65a の農地を取得した。現在は経営目標である「3 年目での黒字化」を視野に経営の拡大を図り、今後農地取得も増加させていく予定である。

2. 農地取得

法人による農業参入は、「水利調整を地域と協力しない」、「撤退による農地の管理が放棄される」といった不安から批判的な意見も存在する。そのような地域の不安・批判に対し、農地を取得することによって、農業に責任を持って取り組む決意を表すことができ、地域との信頼を構築するのに資する。また、従来のように農地を借りるということは、必ず「いつか返却する」という事象が内在しているため、より安定的な規模の拡大を図るのであるならば、農地を購入・取得することが適切である。

法人は資金力、また意識の部分で個人の農業経営と異なり、ビジネス的観点を有しているからこそより大規模な農業生産を可能にする。今後、一般法人による農地取得が全国的になれば、日本の農業の体系は「食物への要求水準が高い人に向けた丁寧かつ高付加価値の農産物を作る農家」、「法人形態となり大規模な生産を行う農家」の二極化が起こり、日本の農業構造が変貌すると予想できる。

3. 中山間地域の経営について

中山間地域に法人が参入することにより、地域の小さい市場ではなく、売り先を意識したマーケット・インの発想を取り入れ、より大きな市場へのアプローチを可能にする効果を持つ。また地域雇用を生み出し、I ターンのきっかけを創出することができると考えている。

株式会社 **Amnak** では、経営の軸として良い作物を作ることによる付加価値づけ、そして地域農業の支援を考えた経営を行ない、地域活性化を目指している。地域農業の支援としては、農地の借り受け・取得のほか、ライスセンターを整備している。一方で、農業支援のスタンスではあるが、あくまでビジネスであることから、条件が悪すぎる農地に関してまでは引き受けることが出来ないという課題もある。このような農地に対し、行政側から圃場の整備をさらに一段階進めていく必要がある。

最終的には各地域の中山間地域の農業において、独自性を持った農業経営のモデルケースを作り上げていければと考えている。

4. 海外展開

2017 年から酒造会社と連携（OEM）し、日本酒の製造販売を行うのに伴い、台湾への輸出を開始した。今後は販路の拡大に合わせて、さらなる生産量の増加を目指している。

しかし、現状日本酒の海外における知名度は低く、輸出を拡大するにあたり魅力を知らしめていく必要があると考えている。また、現在 JETRO 等による輸出支援が存在するが、中小規模の農業法人にとって商談会後の現地企業との取引における持続性の難しさや言語の壁によって、海外販路の拡大は課題がある。日本として農産物輸出を考えているのならば、現地との取引に関する部分のサポート体制の拡充化を望んでいる。

3. 「WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査」実施先一覧

青森県立鶴田高等学校
 青森県立柏木農業高等学校
 青森県立五所川原農林高等学校
 青森県立名久井農業高等学校
 青森県立弘前実業高等学校
 岩手県立福岡高等学校
 岩手県立水沢農業高等学校
 岩手県立盛岡農業高等学校
 秋田県立大館桂桜高等学校
 秋田県立大曲農業高等学校
 秋田県立金足農業高等学校
 宮城県石巻好文館高等学校
 宮城県泉高等学校
 仙台市立仙台高等学校
 宮城県加美農業高等学校
 宮城県小牛田農林高等学校
 宮城県柴田農林高等学校
 山形県立山形商業高校
 山形県立置賜農業高等学校
 山形県立村山産業高等学校
 福島県立梁川高等学校
 福島県立磐城農業高等学校

合計	1,522 人
学校種別	普通科系高校：609 人 農業系高校：913 人
学年別	1 年生：790 人 2 年生：36 人 3 年生：695 人 (未回答 1 名)

4. 「WSD 実施：高校生の農業に関するアンケート調査」結果

東北大学 公共政策大学院



WSD 実施

高校生の農業に関するアンケート調査結果

東北大学公共政策大学院ワークショッププロジェクト D では、「将来の東北農業の姿とその実現のための政策展開」について研究している。我が国の農業は担い手不足や担い手の高齢化といった課題を抱えている。その中で我々は、若い世代の人々が農業に就業することが、その解決策の一手となると考えている。そこで、確度の高い政策研究とするために、若い世代の農業との関わり、意識について調査することを目的に本アンケートを実施した。ここにアンケート調査の結果を報告する。

(1) 調査概要

- 調査対象：東北 6 県の普通科系高校及び農業系高校に通う高校生
- 抽出方法：無作為抽出（高校の一覧表から抽出）
- 調査時期：2017 年 9 月～12 月

(2) 回収結果

- 回収数：22 校（普通科 8 校，農業高校 14 校）
- 回収率：30 校を抽出，22 校 73%の回収率

(3) 調査結果の留意点

- 各設問の回答比率（％）は小数点以下 2 位を四捨五入して算出しているために、合計が 100%を上下する場合がある。
- 未記入に関しては未回答として集計

Q 1, 所属学年を教えてください。

A 1, ① 1年生 ② 2年生 ③ 3年生 ④ その他

科	1年生	2年生	3年生	未回答	総計
農業	465	36	412		913
普通	325		283	1	609
総計	790	36	695	1	1522
科	1年生	2年生	3年生	未回答	総計
農業	51%	4%	45%	0%	100%
普通	53%	0%	46%	0%	100%
総計	52%	2%	46%	0%	100%

Q 2, 性別を教えてください。

A 2, ① 男性 ② 女性

科	①男性	②女性	未回答他	総計
農業	518	393	2	913
普通	282	326	1	609
総計	800	719	3	1522
科	①男性	②女性	未回答他	総計
農業	57%	43%	0%	100%
普通	46%	54%	0%	100%
総計	53%	47%	0%	100%

Q 3, あなたが, 現在通っている高校を選んだ理由は何ですか?

A 3, ① 就職を見据えて ② 農業への就業を見据えて

③ 進学を見据えて ④ その他

科	①就職を見据えて	②農業への就業を見据えて	③進学を見据えて	④その他	未回答	総計
農業	40%	19%	22%	19%	1%	100%
普通	32%	1%	53%	13%	1%	100%
総計	37%	12%	34%	16%	1%	100%

Q 4, あなたのご実家は農家ですか？

A 4, ① はい ② いいえ (Q10 からお答えください)

科	①はい 農家	②いいえ 非農家	未回答	総計
農業	281	627	5	913
普通	89	516	4	609
総計	370	1143	9	1522
科	①はい 農家	②いいえ 非農家	未回答	総計
農業	31%	69%	1%	100%
普通	15%	85%	1%	100%
総計	24%	75%	1%	100%

Q 5, Q4 で①とお答えした方に伺います。

あなたのご実家の農業の経営形態は次のうち、どれですか？

A 5, ① 家族経営 ② 法人経営 ③ 集落営農 ④ わからない ⑤ その他

科	①家族経営	①家族経営	②法人経営	③集落営農	④わからない	⑤その他	未回答	総計
農業	12%	50%	1%	1%	33%	0%	1%	100%
普通	15%	38%	1%	2%	43%	0%	1%	100%
総計	13%	47%	1%	2%	35%	0%	1%	100%

Q 6, Q4 で①とお答えした方に伺います。

あなたのご実家で生産している作物は何ですか？ (②以降のみ複数回答可)

A 6, ① 米のみ ② 米 ③ 野菜 ④ 果樹 ⑤ 花卉 ⑥ 畜産 (牛)

⑦ 畜産 (豚) ⑧ 畜産 (その他) ⑨ わからない ⑩ その他

	農家数	①米のみ	②米	③野菜	④果樹	⑤花卉	⑥畜産 (牛)	⑦畜産 (豚)	⑧畜産 (その 他)	⑨わか ら ない	⑩その 他
農業	281	13%	60%	58%	36%	10%	7%	1%	3%	1%	4%
普通	89	11%	49%	57%	46%	8%	1%	1%	1%	0%	3%
総計	370	13%	58%	58%	39%	9%	5%	1%	2%	1%	4%

Q 7, Q4 で①とお答えした方に伺います。

主に農業を行っているのはどなたですか？（複数回答可）

A 7, ① 祖父母世代 ② 父母世代 ③ その他

	農家数	①祖父母	②父母	③その他	未回答
農業	281	72%	33%	4%	5%
普通	89	75%	27%	2%	7%
総計	370	73%	32%	3%	5%

Q 8, Q4 で①とお答えした方に伺います。

あなたは、ご実家の農業を継ぐつもりはありますか？

A 8, ① はい ② いいえ ③ 未定

科	①実家を継ぐ	②実家を継がない	③未定	未回答	総計
農業	29%	31%	35%	5%	100%
普通	8%	55%	29%	8%	100%
総計	24%	37%	34%	6%	100%

Q 9, Q4 で①とお答えした方に伺います。

ご実家が農家であったことは、あなたが現在通っている高校を選んだことに影響していますか？

A 9, ① 大いに影響している ② 少し影響している

③ あまり影響していない ④ 全く影響していない ⑤ わからない

科	①大いに影響している	②少し影響している	③あまり影響していない	④全く影響していない	⑤わからない	未回答	総計
農業	36%	39%	9%	5%	2%	9%	100%
普通	2%	0%	11%	67%	7%	12%	100%
総計	28%	30%	10%	20%	3%	10%	100%

Q 10, Q4 で②とお答えした方に伺います

ご実家が農家でなくても、新規就農、雇用される形での就農等をしたいと思いますか？その理由も併せてお答えください。

A 1 0, ① 個人で就農したい ② 被雇用者として就農したい
③ 就農は考えていない ④ その他

科	① 個人で就農 したい	② 被雇用者として 就農したい	③ 就農は考え ていない	④ その他	未回答	総計
農業	7%	6%	77%	3%	6%	100%
普通	2%	1%	87%	1%	8%	100%
総計	5%	4%	82%	2%	7%	100%

Q 1 1, すべての方に伺います。

あなたが農業を行うとしたら、最も重視するものはなんですか？（1 つだけ選択）

A 1 1, ① 収入 ② やりがい ③ 自然との関わり ④ いきがい ⑤ その他

科	①収入	②やりがい	③自然との関わり	④生きがい	⑤その他	未回答	総計
農業	42%	35%	17%	4%	1%	0%	100%
普通	52%	27%	13%	6%	1%	1%	100%
総計	46%	32%	15%	5%	1%	1%	100%

Q 1 2, あなたの親戚・親類に農業を行っている人はいますか？

A 1 2, ① はい ② いいえ (Q14からお答えください)

③ わからない (Q14からお答えください)

科	①はい	②いいえ	③わからない	未回答	総計
農業	482	255	171	5	913
普通	248	212	144	5	609
総計	730	467	315	10	1,522
科	①はい	②いいえ	③わからない	未回答	総計
農業	53%	28%	19%	1%	100%
普通	41%	35%	24%	1%	100%
総計	48%	31%	21%	1%	100%

Q 1 3, Q12 で①と答えた方に伺います。

もしも、親戚・親類の方が農業の後継者を探している場合、それを継ぎたいと思いますか？

A 1 3, ① はい ② いいえ ③ わからない

科	①はい	②いいえ	③わからない	未回答	総計
農業	21%	35%	44%	1%	100%
普通	7%	56%	36%	1%	100%
総計	16%	42%	41%	1%	100%

Q 1 4, 現段階で考えている, または, 確定している進路は次のうちどれですか？

A 1 4, ① 家業の農業へ就業 ② 家業以外の農業への就業 ③ 農業以外へ就業
④ 農業大学校・農学部等へ進学 ⑤ その他に進学(農業以外の学部, 各種学校)
⑥ その他

科	①家業の農業へ就業	②家業以外の農業へ就業	③農業以外へ就業	④農業大学校・農学部等へ進学	⑤その他に進学	⑥その他	未回答	総計
農業	5%	7%	40%	11%	27%	8%	2%	100%
普通	1%	1%	34%	1%	54%	6%	3%	100%
総計	3%	5%	38%	7%	38%	7%	2%	100%

Q 1 5, 日本の農業の未来は明るいと思いますか？

A 1 5, ① とても明るい ② 少し明るい ③ 少し暗い ④ とても暗い

科	① とても明るい	② 少し明るい	③ 少し暗い	④ とても暗い	未回答	総計
農業	7%	27%	57%	9%	1%	100%
普通	7%	22%	54%	15%	2%	100%
総計	7%	25%	56%	11%	2%	100%

Q 1 6, 日本の農業の課題は何だと思いますか？（複数回答可）

A 1 6, ① 担い手不足 ② 担い手の高齢化 ③ 食料自給率（カロリーベース）の低下
 ④ 儲からない等のマイナスイメージ ⑤ 多面的機能の維持の危機
 ⑥ 国際競争力の低下 ⑦ 日本の地理的要因 ⑧ 生産コストが高い
 ⑨ その他

	生徒数	① 担い手不足	② 担い手の 高齢化	③ 食料自給率 の低下	④ 儲からない 等のマイナス イメージ	⑤ 多面的機能の 維持の危機	⑥ 国際競争力 の低下	⑦ 日本の地理的 要因	⑧ 生産コスト が高い	⑨ その他
農業	913	77%	68%	19%	36%	7%	9%	6%	16%	3%
普通	609	68%	71%	24%	31%	6%	9%	8%	14%	4%
総計	1,522	73%	69%	21%	34%	6%	9%	7%	16%	3%

Q 1 7, 農林高校・農業高校等の農業系の高等学校に在籍している方に伺います。

現在在籍している学校のカリキュラムや取り組み等で、就農した場合に役に立つ
 と実感しているものはありますか？

A 1 7, ① ある ② ない

科	①ある	②ない	未回答	総計
農業	523	337	53	913
科	①はい	②いいえ	未回答	総計
農業	57%	37%	6%	100%

Q 1 8, 農林高校・農業高校等の農業系の高等学校に在籍している方に伺います。

現在行われていないものの、どんなカリキュラムや、経験を積む機会があるとい
いと思うものはありますか？

A 1 8, ① ある ② ない

科	①ある	②ない	未回答	総計
農業	133	631	149	913
科	①はい	②いいえ	未回答	総計
農業	15%	69%	16%	100%

Q 1 9, 現状や今後の日本の農業, 東北の農業に対する率直なイメージをお答えください。
(複数可)

Q 2 0, その他, 私共の政策立案について, 何か反映させてほしいこと (複数可)
(省略)

○アンケート調査の実施者

東北大学 法学研究科 公共法政策専攻 (公共政策大学院)

ワークショッププロジェクト D

E-mail : tohoku.wsd2017@gmail.com

5. 参考文献一覧

はじめに

<書籍>

- ・ 総務省統計局『日本の統計 2017』
- ・ 内閣府『平成 27 年版 少子化社会対策白書』（日経印刷，2015）
- ・ 内閣府『平成 29 年版 高齢社会白書』（日経印刷，2017）

<ウェブサイト>（最終閲覧日：2018 年 1 月 26 日）

- ・ 一般社団法人日本惣菜協会「2017 年版惣菜白書-ダイジェスト版-」
http://www.nsouzai-kyoukai.or.jp/wp-content/uploads/hpb-media/hakusho2017_digest.pdf
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 25 年 3 月推計）
<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/1kouhyo/gaiyo.pdf>
- ・ 日本政策金融公庫「平成 28 年度下半期消費者動向調査」
https://www.jfc.go.jp/n/release/pdf/topics_170302a.pdf
- ・ 農林水産省「米をめぐる状況について 平成 28 年 6 月」
http://www.maff.go.jp/j/seisan/kikaku/pdf/0628_meguiji.pdf
- ・ 農林水産省「農林業センサス 2015」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001154297>
- ・ 農林水産省「平成 29 年農業構造動態調査」
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukou/attach/pdf/index-1.pdf>

第 I 部

<書籍>

- ・ 経済産業省『平成 27 年版 ものづくり白書』（経済産業調査会，2015）
- ・ 東北農政局『グラフと図で見る東北の農業・農村 2016』（2016）
- ・ 内閣府『平成 29 年版 高齢社会白書』（日経印刷，2017）
- ・ 農林水産省『平成 22 年版 食料・農業・農村白書』（佐伯印刷，2010）
- ・ 農林水産省『平成 24 年版 食料・農業・農村白書』（佐伯印刷，2012）
- ・ 農林水産省『平成 29 年版 食料・農業・農村白書』（日経印刷，2017）
- ・ 21 世紀政策研究所『2025 年 日本の農業ビジネス』（講談社，2017）

<ウェブサイト> (最終閲覧日：2018 年 1 月 26 日)

- ・ 久野秀二「日本農業の歴史と現状」
https://www.econ.kyoto-u.ac.jp/~hisano/documents/2011_agecon_3.pdf
- ・ 国土交通省「平成 14 年国土交通白書」
<http://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h14/H14/html/E1011202.html>
- ・ 国土交通省「『道の駅』の第 47 回登録について」
http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000834.html
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成 25 年 3 月推計)
<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/1kouhyo/gaiyo.pdf>
- ・ 首相官邸「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」
～日本産業再興プラン(成長戦略 2013)
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf
- ・ 首相官邸「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017(案)」
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/souseikaigi/h29-05-29-siryou1.pdf>
- ・ 総務省統計局「高等専門学校・短期大学・大学・大学院の学科別学生数」
<http://www.stat.go.jp/data/nihon/25.htm>
- ・ 総務省統計局「進学率と就職率」
<http://www.stat.go.jp/data/nihon/25.htm>
- ・ 総務省統計局「統計 Today No.9『人口減少社会「元年」は、いつか?』」
<http://www.stat.go.jp/info/today/009.htm>
- ・ 東北農政局「農林水産統計東北」
<http://www.maff.go.jp/tohoku/press/toukei/seiryu/pdf/141114-01.pdf>
- ・ 東北農政局「平成 27 年度東北 食料・農業・農村情勢報告 参考統計表」
http://www.maff.go.jp/tohoku/seisaku/zyousei/pdf/6_27sankoutoukei_0929.pdf
- ・ 独立行政法人経済産業研究所「産業構造の変化と戦後日本の経済成長」
<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/09j024.pdf>
- ・ 富田洋三「農業政策の変遷と農業問題」
https://ci.nii.ac.jp/els/contentscinii_20171220063409.pdf?id=ART0010042362
- ・ 内閣府「2030 年展望と改革タスクフォース報告書(参考資料集)」
http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/2030tf/report/reference_1.pdf
- ・ 日本政策金融公庫「平成 27 年度上半期消費者動向調査」
https://www.jfc.go.jp/n/release/pdf/topics_150909a.pdf
- ・ 日本政策金融公庫「平成 28 年度下半期消費者動向調査」
https://www.jfc.go.jp/n/release/pdf/topics_170302a.pdf
- ・ 農林水産省「荒廃農地の現状と対策について」
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/pdf/2804_genjo.pdf

- ・ 農林水産省「米をめぐる状況について」
http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/kome_antei_torihiki/pdf/sankou1_1_50310.pdf
- ・ 農林水産省「食料自給率とは」 http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/011.html
- ・ 農林水産省「世界農林業センサス 2010」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001034606&cycode=0>
- ・ 農林水産省「戦後農政の流れ」
http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h19_h/trend/1/t1_1_2_10.html
- ・ 農林水産省「先進国，開発途上国別人口推移」
http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/jki/j_rep/annual/2011/pdf/10_sankou02.pdf
- ・ 農林水産省「農業競争力強化プログラム（概要）」
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/nougyo_kyousou_ryoku/attach/pdf/nougyo_kyoso_ryoku-7.pdf
- ・ 農林水産省「農業生産法人の農業参入について」
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/sannyu/houzin.29.1.1.pdf>
- ・ 農林水産省「農業労働力に関する統計」
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/08.html>
- ・ 農林水産省「農林業センサス 2015」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001154297>
- ・ 農林水産省「農林水産基本データ集」
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/>
- ・ 農林水産省「平成 26 年農業産出額及び生産農業所得（都道府県別）」
http://www.maff.go.jp/tohoku/stinfo/toukei/pocket/attach/pdf/h29_gaikyou4-3.pdf
- ・ 農林水産省「平成 28 年度食料自給率について」
http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/attach/pdf/012-4.pdf
- ・ 農林水産省「GDP（国内総生産）に関する統計」
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/01.html>
- ・ 農林水産政策研究所「世界の食料需給の動向と中長期的な見通しー世界食料需給モデルによる 2026 年の世界食料需給の見通しー」
http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/jki/j_zyukyu_mitosi/attach/pdf/index-5.pdf
- ・ 三菱総合研究所「内外経済の中長期展望 2016-2030 年度」
<http://www.mri.co.jp/opinion/column/uploadfiles/pr20150528pec011.pdf>
- ・ RESAS

<法律>

- ・ 食糧法
- ・ 食料・農業・農村基本法
- ・ 農業基本法
- ・ 農業協同組合法
- ・ 農業経営基盤強化促進法
- ・ 農地中間管理機構関連 2 法
- ・ 農地法

<雑誌>

- ・ 農林水産省「特集 1 活用しよう！農地中間管理機構（1）」『aff [あふ] 第 45 巻第 8 号通巻 527 号』（2014）

第Ⅱ部

<書籍>

- ・ 新井肇『畜産経営と農協』（筑摩書房，1989）
- ・ 荒井晴仁「農業所得の捕捉率について」（レファレンス，2007）
- ・ 近江幸治『民法講義Ⅱ 物件 第 3 版』（成文堂，2006）
- ・ 大泉一貫『希望の日本農業論』（NHK ブックス，2014）
- ・ 金沢夏樹『現代の農業経営』（東京大学出版会，1967）
- ・ 鈴木源太郎『現代農業経営者の経営者能力一わが国の認定農業者を対象として』（農山漁村文化協会，2008）
- ・ 鈴木俊彦『激動の時代と日本農業の活路』（東京農大出版会，2014）
- ・ 高橋正郎『日本農業における企業者活動』（農林統計出版，2014）
- ・ 千代田パートナーズ会計事務所『図解いちばんやさしく丁寧に書いた青色申告の本〈'16 年版〉』（成美堂出版，2016）
- ・ 蔦谷栄一『企業の農業参入状況と農業法人の動向—JA の存在意義を問う法人経営の動き—』（農林中央金庫，2000）
- ・ 西村博之『農業会計』（明文書房，1969）
- ・ 農林水産省『平成 25 年版 食料・農業・農村白書』（日経印刷，2013）
- ・ 農林水産省『平成 29 年版 食料・農業・農村白書』（日経印刷，2017）
- ・ 古塚秀夫『改訂現代農業簿記会計』（農林統計出版，2012）
- ・ 渡辺基成『農業と租税』（三協法規出版，2009）

<ウェブサイト> (最終閲覧日：2018 年 1 月 26 日)

- ・ 株式会社 IHI 「宇宙の視点から農業生産を支援する
日本の農業を元気づける農業情報サービス “Field Touch “」
https://www.ihico.jp/var/ezwebin_site/storage/original/application/24ca8323c212b31dd80c20cdedcc6c7d.pdf
- ・ 清水徹朗 「農業所得・農家経済と農業経営—その動向と農業構造改革への示唆—」
<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1311re2.pdf>
- ・ 首相官邸 「日本再興戦略 -JAPAN is BACK- (2013 年)」 から
「日本再興戦略 2016—第 4 次産業革命に向けて—」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/>
- ・ 首相官邸 「未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/>
- ・ (社) 中小企業診断協会鳥取県支部 「鳥取県認定農業者実態調査報告書～明日の元気な
農業経営を目指して～」 (2007 年 11 月)
https://www.j-smeca.jp/attach/kenkyu/shibu/h19/h_tottori.pdf
- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構 「労働政策／AI の技術革新による 2035 年の働
き方の姿を提言—厚労省懇談会」
<http://www.jil.go.jp/kokunai/blt/backnumber/2016/09/040-041.pdf>
- ・ 新潟市農林水産部ニューフードバレー特区課 「新潟市革新的実践特区～日本の農業の
改革拠点へ～」
<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/jigyoproject/kokkatokku/tokku/index.files/tokku-pamohlet1.pdf>
- ・ 日本貿易振興機構 「農林水産物・食品・ジェトロの支援サービス」
<https://www.jetro.go.jp/services/tradefair.html>
- ・ 日本総合研究所 「スマート農業が実現する新たな農業の姿 ～社会実装が始まった農
業 ICT・IoT 技術～」
<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/juyoukadai/nourin/4kai/siryos3.pdf>
- ・ 農林水産省 「一般企業の農業への参入状況 (平成 28 年 12 月末)」
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/sannyu/attach/pdf/kigyosannyu-9.pdf>
- ・ 農林水産省 「一般法人の参入状況」
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/sannyu/pdf/kigyosannyu2.pdf>
- ・ 農林水産省 「一般法人の農業生産法人への出資又は農業参入に関するアンケート調
査結果の概要」
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/pdf/houzin.pdf>
- ・ 農林水産省 「認定農業者制度について」
http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/nintei_gaiyou_tx.html

- ・ 農林水産省「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインについて」
www.maff.go.jp/j/ninaite/n_antei/law/guide_line/pdf/tuti_05d.pdf
- ・ 農林水産省「認定農業者等に関する統計」
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/09.html>
- ・ 農林水産省「認定農業者について」
http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_ninaite.html
http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/attach/pdf/nintei_gaiyou_tx-1.pdf
- ・ 農林水産省「農家に関する統計」
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/07.html>
- ・ 農林水産省「農業経営基盤強化促進法の概要」
http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/ryuudouka/pdf/01_taikei.pdf
- ・ 農林水産省「農業経営統計調査 平成 28 年産 米生産費」
http://www.maff.go.jp/j/tokei/kekka_gaiyou/noukei/nou_seisanhi/h28/kome/
- ・ 農林水産省「農業経営力向上支援事業」
http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/attach/pdf/seido_houzin-2.pdf
- ・ 農林水産省「農地の売買・貸借・相続に関する制度について」
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/wakariyasu.html>
- ・ 農林水産省「農地利用集積円滑化事業の実績」
http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/ryuudouka/attach/pdf/ry_index-3.pdf
- ・ 農林水産省「農林業センサス 2015」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001154297>
- ・ 農林水産省「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」
<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/honbu/pdf/08dai3kaikyougikaisiryou3-2-1.pdf>
- ・ 農林水産省「農林水産輸出入概況 2016 年」
http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kokusai/attach/pdf/houkoku_gaikyou-1.pdf
- ・ 農林水産省「平成 28 年農林水産物・食品の輸出実績（確定値）」
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/attach/pdf/zisseki-45.pdf
- ・ 農林水産省「平成 28 年農林水産物・食品の輸出実績を取りまとめました」
<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kaigai/170210.html>
- ・ 農林水産省「法人経営のメリット」
http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_houzin.html
- ・ 農林水産省「2015 年農林業センサスにおける農業経営体と農家の概念図」
<http://www.maff.go.jp/tokai/tokei/gracen/pdf/gainenzu.pdf>
- ・ 農林水産省「2050 年における世界の食料需給見通しー世界の超長期分析モデルを用いた世界の超長期食料需給予測システム構築等分析結果報告書」
http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/jki/j_zyukyu_mitosi/pdf/base_line_bunseki.pdf

- ・ 農林中金総合研究所「貿易自由化と日本農業の重要品目」
<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1212re2.pdf>
- ・ 橋詰登「センサスに見る農業構造変動の特徴と地域性―
「2015 年農林業センサス結果の概要（確定値）」の分析から―」
http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seminar/2016/attach/pdf/160728_01.pdf
- ・ 連合総研レポート（2016 年 12 月号）
<http://www.rengo-soken.or.jp/dio/pdf/dio321.pdf>
- ・ docomo Business Online ホームページ
https://www.docomo.biz/html/plus_d_agriculture/
<https://www.docomo.biz/html/casestudy/detail/greengift.html>

<新聞>

- ・ 朝日新聞（2016 年 3 月 31 日）
- ・ 産経新聞（2017 年 11 月 15 日）
- ・ 全国農業新聞（2008 年 3 月 14 日）
- ・ 日本経済新聞（2017 年 9 月 19 日）
- ・ 日本農業新聞（2017 年 11 月 19 日）

<論文>

- ・ 澤田守「日本における家族農業経営の変容と展望」（2014）『農業経営研究』，第 51 巻 4 号
- ・ 児玉剛史・村上雅洋・渡邊憲二・菊島良介・茅野甚治郎「経営および地域における課題に関するアプローチ―自由記入欄の定量的分析―」（2009）『農村研究』，第 100 号

<法律>

- ・ 構造改革特別区域法
- ・ 食糧管理法
- ・ 食料・農業・農村基本法
- ・ 食糧法
- ・ 所得税法
- ・ 担い手経営安定法
- ・ 農業基本法
- ・ 農業競争力強化支援法
- ・ 農業経営基盤強化促進法

- ・ 農業振興地域整備法
- ・ 農地法
- ・ 農用地利用増進法
- ・ 民法

<雑誌>

- ・ 農林水産省「特集 1 活用しよう！農地中間管理機構（1）」『aff [あふ] 第 45 巻第 8 号通巻 527 号』（2014）

<学会資料>

- ・ 橋詰登「東北水田農業の担い手形成と土地利用の変化-2015 年農業センサスの分析から-」第 53 回東北農業経済学会山形大会（2017, 8, 25）

第Ⅲ部

<書籍>

- ・ ジェイン ジェイコブス・中村達也 訳『発展する地域衰退する地域：地域が自立するための経済学』（ちくま学芸文庫，2012）
- ・ 高橋正郎監修，清水みゆき編著『食料経済（第 5 版）フードシステムからみた食料問題』（オーム社，2016）
- ・ 農林水産省『平成 29 年版 食料・農業・農村白書』（日経印刷，2017）

<ウェブサイト>（最終閲覧日：2018 年 1 月 26 日）

- ・ 株式会社コネクト・アグリフード・ライズ「生産者と消費者で支える農業の形「CSA」（2015 年 5 月分コラム）」
https://jfaco.jp/wp-content/uploads/2015_05_vol02.pdf
- ・ 河北新報オンラインニュース（2017 年 8 月 18 日）「＜米国流直売経済＞NY オフィスに商機」
http://www.kahoku.co.jp/tohokunews/201708/20170818_72005.html
- ・ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究所「CSA（地域支援型農業）導入の手引き」
http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/files/csa-guide.pdf
- ・ 笹山登生「「コミュニティが支持する農業（CSA）」は，日本に定着可能か？」
http://www.sasayama.or.jp/opinion/S_23.htm
- ・ 生協の食材宅配「生活クラブ」，「生活クラブのあゆみ 生活クラブ連合会について」
<http://www.seikatsuclub.coop/coop/history.html>

- ・ 東北農政局「六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定について」
http://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/6zi_sangyo/nintei/index.html
- ・ 独立行政法人中小機構「地域資源を活かした食料品の販路拡大に関する調査研究：広域的事業展開で域外への販路拡大を図る」
http://www.smrj.go.jp/doc/research_case/shokuryouhin1.pdf
- ・ 鳴子の米プロジェクト <http://www.komepro.org/>
- ・ 鳴子の米プロジェクト -そのはじまりとひろがり-
http://www.komepro.org/?page_id=85
- ・ 日本政策金融公庫「平成 28 年度下半期消費者動向調査」
https://www.jfc.go.jp/n/release/pdf/topics_170302a.pdf
- ・ 日本食べる通信リーグ「組織概要」 <http://taberu.me/corporate>
- ・ 農林水産省「総合化事業計画作成における申請書記載のコツ」
<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renkei/6jika/pdf/d-5.pdf>
- ・ 農林水産省「農林業センサス 2015」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001154297>
- ・ 農林水産省「六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定の概要」
<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/nintei/>
- ・ The New Farm ; The Rodale Institute
www.newfarm.org/features/O104/CSA-history/part1.shtml

<論文>

- ・ 田中秀樹「使われるポータルサイト：ポータルソフトウェア開発を通じて（<特集>ユーザビリティ）」『情報の科学と技術』54 巻 8 号，2004
- ・ 波多野豪「CSA による生産者と消費者の連携」『農業および園芸』83 巻 1 号，2008

<法律>

- ・ 六次産業化・地産地消法

<雑誌>

- ・ 産直新聞「農業経済 Vol.6 半商品経済とは何か」『産直コペル vol.6』（2014）

<セミナー>

- ・ 日本食べる通信リーグ「東北開墾の今とこれから（活動報告会）」（2017 年 11 月 18 日）
<http://taberu.me/post/event/20171108/4992.html>
- ・ 「宮城のこせがれネットワーク仙台」第 8 回定例会
<https://ja.eventbu.com/sendai/event/7608805>

第IV部

<ウェブサイト> (最終閲覧日：2018 年 1 月 26 日)

- ・ 公益財団法人全国学校農場協会
<http://www.nojokyokai.or.jp/archives/1527>
- ・ 首相官邸「日本再興戦略」改訂 2014
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbunJP.pdf>
- ・ 中央教育審議会「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（答申）」（中教審第 193 号）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/10/24/1371833_1_1_1.pdf
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
<https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/sus-code/>
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「持続性に配慮した農産物の調達基準」
<https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/sus-code/wcode-timber/data/sus-procurement-agriculturalproducts-code.pdf>
- ・ 日本政策金融公庫「食の志向等に関する調査結果」（2015 年 7 月調査）
https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/h27_zyouhousenryaku_2.pdf
- ・ 日本 GAP 協会「JGAP/ASIAGAP 認証農場数推移」
http://jgap.jp/noujo_kensaku/ninsho_kensaku2.html
- ・ 農業・食品産業技術総合研究機構「経営改善のための農場生産工程管理のポイント」
file:///C:/Users/ozawa%20yusuke/Downloads/gap_point.pdf
- ・ 農林水産省「就農をはじめたい皆さんを応援します！」
http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/
- ・ 農林水産省「食料・農業・農村基本計画」
http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/pdf/1_27keikaku.pdf
- ・ 農林水産省「新規就農者調査」
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sinki/attach/pdf/index-2.pdf>
- ・ 農林水産省「人材の育成・確保に関する資料」
http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/H26/pdf/140422_02_03.pdf
- ・ 農林水産省「都道府県別指導体制状況」
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/attach/pdf/170714-6.pdf>
- ・ 農林水産省「農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）」
http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_tuti/kairyo_165.html
- ・ 農林水産省「農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）」
http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/attach/pdf/roudou-24.pdf

- ・ 農林水産省「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」
http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/guideline/pdf/guide_line_120306.pdf
- ・ 農林水産省「農業生産工程管理（GAP）の取組状況」
http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_zyokyo/pdf/tyousa_kekka.pdf
- ・ 農林水産省「農業労働力に関する統計」
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/08.html>
- ・ 農林水産省「農業を学ぶための学校のご案内」
http://www.maff.go.jp/j/keiei/zinzai/kyoiku/kyoiku_syoukai.html
- ・ 農林水産省「農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備」
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/nougyo_kyousou_ryoku/attach/pdf/nougyo_kyoso_ryoku-42.pdf
- ・ 農林水産省「平成 29 年度予算の概要 GAP 体制強化・供給拡大事業」
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/attach/pdf/yosan-2.pdf>
- ・ 農林水産省「平成 30 年度予算概算要求の概要 GAP 拡大の推進」
<http://www.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/170831-39.pdf>
- ・ 農林水産省「GAP（農業生産工程管理）をめぐる情勢」
http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_summary/attach/pdf/index-6.pdf
- ・ 宮城県立農業大学校「宮城県農業大学校卒業後の進路」
<https://www.pref.miyagi.jp/site/noudai/sinnro.html>
- ・ 文部科学省「学校基本調査」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001079872&cyclo=0>
- ・ 文部科学省「高等学校学習指導要領」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/kou/kou.pdf
- ・ 文部科学省「高等学校学習指導要領解説 農業編」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2010/10/06/1282000_12.pdf
- ・ 文部科学省「高等学校学科別生徒数・学校数」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shinkou/genjyo/021201.htm
- ・ 文部科学省「高等学校専門高校の現状（専門高校に関する諸データ）」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shinkou/genjyo/index.htm
- ・ 文部科学省「[3] 専門高校における職業教育の論点と基本的な考え方」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo10/shiryo/attach/1282638.htm
- ・ GLOBALG.A.P.協議会「GLOBALG.A.P. 日本の認証経営体数の推移」
<https://www.ggap.jp/?p=120>
- ・ NPO 法人 日本 GAP 協会「生産者にとっての GAP の意味と JGAP の実践」
http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_kaigi/190718/pdf/data3.pdf

- ・ Wedge「ガラパゴス化する食の安全，農産品輸出を阻む規格」（2016 年 10 月 18 日）
<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/7980?page=3>

<法律>

- ・ 産業教育振興法
- ・ 農業改良助長法

<雑誌>

- ・ 日本政策金融公庫 農林水産事業本部「特集 徹底解説・GAP を説く」『AFC Forum 10 第 65 巻 7 号（806 号）』（2017）
- ・ 農林水産省「特集 1 農業高校」『aff [あふ] 第 48 巻第 3 号通巻 558 号』（2017）

WSD オリジナルロゴマークについて

WSD ロゴマークの説明

Wの文字

書籍や資料関係の地道な調査と、「Write」の意味を含ませ筆をイメージさせています。

Sの文字

リサーチペーパー完成までの道のりとヒアリング調査の道程を表す「S字カーブ」です。

Dの文字

農業にかける夢「Dream」を表しました。柔らかいエッジで未来を切り開きます。

団結心のあらわれ

立場は違えども、議論や対話でお互いを認め合う8人の心意気を表現しました。



将来の東北農業の姿とその実現のための政策展開

平成 30 年 1 月 26 日

東北大学公共政策大学院 公共政策ワークショップ I

プロジェクト D 平成 29 (2017) 年度

メンバー： 會田浩明 秋保裕子 小澤祐介 熊野佳祐
杉田大輝 塚田悠太 津田育海 永田敦郁

指導教員： 齋藤伸郎 教授（主任教員） 島田明夫 教授
大熊一寛 教授 深見正仁 教授